

厚生労働省 令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

**生活困窮者自立支援制度の実施状況  
の把握・分析等に関する調査研究事業  
報告書**

令和3（2021）年3月

一般社団法人北海道総合研究調査会



## 目 次

---

I. 調査研究の目的と背景 .....	1
1. 調査研究の目的 .....	1
2. 生活困窮者自立支援法の一部改正について .....	1
3. 生活困窮者自立支援制度の施行状況 .....	6
II. 調査研究の内容 .....	9
1. アンケート調査 .....	11
2. ヒアリング調査 .....	13
3. 調査研究の体制 .....	14
4. スケジュール .....	14
III. 福祉事務所設置自治体（都道府県・基礎自治体）アンケート調査 ..	15
1. 調査の方法 .....	15
2. 集計結果 .....	16
IV. 福祉事務所未設置自治体アンケート調査 .....	67
1. 調査の方法 .....	67
2. 集計結果 .....	68
V. アンケート調査結果まとめ .....	79
1. 改正法の実施状況に関する分析 .....	80
2. 2つの任意事業に関する分析 .....	102
3. 新型コロナウイルスの影響に関する分析 .....	113
VI. ヒアリング調査 .....	117
1. 実施概要 .....	117
2. 任意事業の実施促進に向けたヒント .....	118
3. 各自治体での取組事例 .....	120

VII. 総括	137
1. 法改正の実施状況と今後の課題について	137
2. 任意事業の実施促進に向けて	143
3. 今後に向けて（提案）～時期法改正も見据えて～	151
資料編	161
改正生活困窮者自立支援法等の実施状況に関するアンケート調査票	
・都道府県	161
・福祉事務所設置自治体	183
・福祉事務所未設置町村	203

# 第Ⅰ章 調査研究の目的と背景

## 1. 調査研究の目的

平成 30（2018）年 6 月に生活困窮者自立支援法が改正・公布され、同年 10 月 1 日付、翌年平成 31（2019）年 4 月 1 日付の 2 段階に分けて施行が行われた。

法改正に伴い、自立相談支援事業の利用勧奨、関係機関間の情報共有を行う「支援会議」の設置、就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施の努力義務化、地域居住支援事業の開始等の取組み等が、各種施行令、通知等により順次明示されてきたところである。

本調査研究では、1) 改正された生活困窮者自立支援制度の進捗状況を定量的に把握するとともに、2) 今後の 2 つの任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業）の実施に向けた基礎データを得ることを目的とする。

## 2. 生活困窮者自立支援法の一部改正について

平成 27（2015）年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法は、附則第 2 条に定める 3 年後見直し規定に基づき、「経済・財政再生計画 改革工程表」（平成 27（2015）年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定）において、「2017 年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第 2 のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされた。

これらを踏まえ、平成 28（2016）年 10 月から厚生労働省が設置・開催した「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（以下、「論点整理検討会」）において議論が行われ、平成 29（2017）年 12 月には「社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」が取りまとめられた。

これらの議論・検討を踏まえ、平成 30（2018）年の第 196 回通常国会において「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」が提出され、同年 6 月 1 日に成立、6 月 8 日に公布された。

### （1）法改正における検討

法改正の検討においては、施行後 2 年間での相談者数等の支援実績や、法に基づく継続的な支援を行った人の多くが「意欲や他者との関係性などの面でステップアップが図られているほか、約 6 万人が就労・増収している。また、支援期間 1 年間で意欲や社会参加等、家計の状況、就労の状況のいずれかでステップアップした人も 7 割にのぼっている」（※1）など、個人に寄り添った包括的支援の実践が進められてきている成果が取りまとめられた。

一方で、「今後さらなる対応を要する課題」としては、大きく 4 点があげられていた（※2）。

1 つは、「まだ支援につながっていない生活困窮者への対応」であり、自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人にも確実に支援すること、経済的困窮かどうかに関わらず、すべての相

談を断らないことを徹底することの必要性である。2つ目は、「支援メニューの不足」であり、ここでは特に支援に不可欠である就労準備支援事業と家計改善支援事業の2つの任意事業の実施率が低調であることのほか、住まいを巡る課題への支援の不足等があげられた。

3つ目は、「対象者に応じた支援の必要性」であり、法の施行により「生活困窮者」の実像を、まとまりをもった存在として明らかにすることができた結果、新たな課題として8050問題や単身高齢者、子どもの貧困等の社会的課題への対応が求められるようになったことである。

4つ目としては、「自治体の取組のばらつき」として、先進的に取り組む自治体と取組が脆弱な自治体に格差があることが指摘された。

(※1) 「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」(平成29(2017)年12月15日)参照。

(※2) 「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理について(概要)」(平成29(2017)年3月17日)参照。

図表I-2-1 法改正の論点

2. 今後さらなる対応を要する課題と主な論点	
<b>まだ支援につながっていない生活困窮者への対応</b>	(1)自立相談支援事業のあり方に関する論点 ・自立相談支援事業において自治体が支援員をしっかりと配置できるような枠組みの必要性 ・関係機関において既に生活困窮の端緒を把握している人をしっかりと相談につなげる仕組みの必要性(生活保護、税部門、学校等) ・都道府県等の関係機関(地域自殺対策推進センター等)との連携強化 ・法の対象者のあり方
<b>支援メニューの不足</b>	(2)就労支援のあり方に関する論点 ・就労準備支援事業の必須化 ・自治体における無料職業紹介の積極的な取組 ・認定就労訓練事業所に対する経済的インセンティブ
	(5)一時生活支援のあり方に関する論点 ・一時生活支援事業の広域実施推進
	(6)居住支援のあり方に関する論点 ・どのような居住支援が考えられるか ・新たな住宅セーフティネットの活用
<b>対象者に応じた支援の必要性</b>	(3)家計相談支援のあり方に関する論点 ・家計相談支援事業の必須化
	(7)高齢者に対する支援のあり方の論点 ・高齢者への就労、居住支援 ・高齢期になる前の予防的支援
<b>自治体の取組のばらつき</b>	(4)子どもの貧困への対応に関する論点 ・子どもの学習支援事業の内容の標準化と貧困の連鎖防止のための総合的な事業としての再構築 ・学習支援を世帯支援につなげる
	(8)関連する諸課題に関する論点 ・生活福祉資金の貸付要件等の見直し ・生活保護との間での支援の一貫性の確保
	(9)支援を行う枠組みに関する論点 ・制度理念の法定化、人材養成研修のあり方 ・基礎自治体を支援する都道府県の役割、町村部の施行に町村役場が当事者として参画する枠組みの必要性 ・社会福祉法人が行う生活困窮者に対する支援との連携

(出典)「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」について(概要)、平成29(2017)年3月17日

## (2) 法改正事項の概要

以上のような検討及び課題を踏まえ、改正法では、まず制度創設時から重視されてきた基本理念を新設し、生活困窮者の定義について法律上明確化した。法の対象者に関する定義規定として、経済的困窮に至る背景事情に「社会的孤立」があることを明示し、あらためて社会的孤立に配慮すべきであること、「断らない相談支援」であるべきという方向性を示したこととなる。

また、自治体の各部局において生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことの努力義務化や、支援関係者間での情報共有の仕組みも創設された。「より広く支援を届けるために」関係者間の連携により相談を受け止める体制を強化するとともに、支援者間の情報共有を円滑にし、チームとして支援する仕組みを目指したものといえる。

さらに、これまで任意事業であった就労準備支援事業や家計改善支援事業は努力義務化され、両事業と自立相談支援事業との一体的実施をさらに推進すること、そして、子どもの学習・生活

支援事業や居住支援を強化したことなどがある。そのほか、都道府県による市等への支援事業（研修や広域ネットワークづくりなど）などが創設された。

以下では、主な改正の内容について取り上げる。

図表 I-2-2 法改正事項の概要

改正事項	主な内容
①基本理念・定義の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮者の自立支援の基本理念として、           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者の尊厳の保持</li> <li>・就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援</li> <li>・地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備を明確化。（第2条関係）</li> </ul> </li> <li>●定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とし、経済的困窮に至る背景事情として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示。（第3条第1項関係）</li> </ul>
②自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。（第8条関係）</li> </ul>
③関係機関間の情報共有を行う会議体の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置を可能とし、会議の構成員に対し守秘義務をかけることにより、構成員同士が安心して情報の交換ができるようにした。 (第9条、第28条関係)</li> <li>(※)自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。</li> </ul>
④自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一定的実施の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的の実施を促進するため、以下を講じた。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。（第7条第1項関係）</li> <li>・国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。（第7条第5項関係）</li> <li>・両事業が効果的かつ効率的に行われている場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる（1/2→2/3）。（第15条第4項関係）</li> </ul> </li> </ul>
⑤福祉事務所を設置していない町村による相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施主体ではない福祉事務所未設置町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその事業に要する費用を補助することとした（補助率：3/4）。（第11条関係）</li> </ul>

改正事項	主な内容
⑥子どもの学習支援事業の強化(子どもの学習・生活支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言</li> <li>・生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整（第3条第7項関係）</li> </ul> </li> </ul>
⑦居住支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・シェルター等を利用していた人</li> <li>・居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人</li> </ul> <p>（※）平成29（2017）年度より開始された新たな住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）とも連携（第3条第6項関係）</p> </li> </ul>
⑧都道府県の市等の職員に対する研修等事業の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県において、           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市等に対する研修</li> <li>・管内の自治体の任意事業等実施体制の支援</li> <li>・市域を越えた支援者のネットワークづくり</li> </ul> <p>など、<u>市等を支援する事業の実施を努力義務化</u>し、国はその事業に要する費用を補助（補助率：1/2）。（第10条関係）</p> </li> <li>● 「効果的かつ効率的に行うための体制の整備」について（第十条第一項第二号関係）：任意事業の実施率を高めるための取組として、都道府県主導のもと、複数自治体による広域的な事業実施体制の整備を進める事業を念頭に置いたもの。</li> <li>● 「支援手法に関する市等に対する情報提供、助言」（第十条第一項第二号関係）：生活困窮者が有する複雑かつ複合的な課題の解決に当たって、市域を超えて、経験豊富な支援員へ相談を行つうほく、ケース検討を行う場やネットワークを作っていくことを念頭に置いたもの。</li> </ul>
⑨福祉事務所を設置していない町村による相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施主体ではない福祉事務所未設置町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその事業に要する費用を補助（補助率：3/4）。（第11条関係）</li> </ul>

改正事項	主な内容
⑩就労準備支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労準備支援事業の年齢要件（65歳未満）について、高齢期の自発的な就労ニーズが高いことも踏まえ、撤廃。（第4条第1項第1号関係）</li> <li>●資産収入要件の明確化（第4条第1項第2号関係）</li> <li>●支援期間の要件を撤廃（第5条）※令和2（2020）年4月～</li> </ul>
⑪認定就労訓練事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認定就労訓練事業の優先発注の努力義務の新設 国及び地方公共団体に対して認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図る努力義務規定を創設（第16条関係）</li> <li>●認定に関する手続きの簡素化（手続きに関する見直し及び申請書に添付する書類の簡素化）</li> </ul>
⑫生活困窮者自立支援制度の広報等の制度の周知に関する努力義務の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国及び都道府県等に対し、広報等の制度の周知に関する努力義務規定を創設（第4条関係）</li> <li>●改正の趣旨：支援を必要とする人が確実に本制度を利用できるよう、国民に対する制度の広報、自治体の職員への研修等を通じた制度の周知により、本制度の認知度を高めていく</li> </ul>
⑬人員の配置に関する努力義務の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体に対する必要な人員配置の努力義務を創設し、人員体制の整備を促すもの（第4条関係）</li> <li>●努力義務の創設と併せて、自治体における適切な人員配置を促進していくために、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援実績の高い自治体の補助に当たり適切に評価することで、全国的な人員配置の充実・支援実績の向上を図る</li> <li>・人員配置の状況を全国との比較で客観的に把握できる仕組みを設けることで、人員配置の手薄い自治体の底上げを促す</li> </ul> </li> </ul>
⑭その他 衆議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年4月25日） ※アンケート項目に 係る事項を一部抜粋	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経済的に困窮する単身者や高齢者の増加、生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占める現状等を踏まえ、一般の年金受給者との公平性にも留意しつつ、<u>高齢者に対する支援の在り方</u>を含め、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度全体の見直しに係る検討を行うこと。</li> <li>●<u>生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承を図る観点から、価格面での競争力や単年度実績のみで評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に勘案して判断するよう、地方自治体に周知徹底すること。</u>また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働くよう雇用の安定と待遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。</li> </ul>

### 3. 生活困窮者自立支援制度の施行状況

#### (1) 支援実績

平成 27 (2015) 年施行後から令和元 (2019) 年度までの支援状況調査集計結果の推移をみると、法改正が行われた平成 30 (2018) 年度以降は、施行後 3 年間（平成 27 (2015) 年度～29 (2017) 年度）と比べ、「新規相談受付件数」と「プラン作成件数」について、実績の伸びがみられる。

一方、「就労者数」と「就労・増収率」は施行後 3 年間の実績と比べて減少している。

図表 I-3-1 支援状況調査集計結果の推移

年度	新規相談受付件数 人口10万人 あたり	プラン作成件数 人口10万人 あたり		就労支援対象者数 (①)		就労者数 うち 就労支援 対象プラン 作成者分 (②)		増収者数 うち 就労支援 対象プラン 作成者分 (③)		就労・増収率 $=\frac{(②+③)}{①}$
					(①)	人口10万人 あたり				
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079
R1	248,398	16.2	79,429	5.2	35,431	2.3	25,212	16,717	8,650	4,890

(出典) 厚生労働省 WEB サイト「支援状況調査の集計結果」各年度  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html>

#### (2) 任意事業の実施状況

##### ①任意事業の取組状況

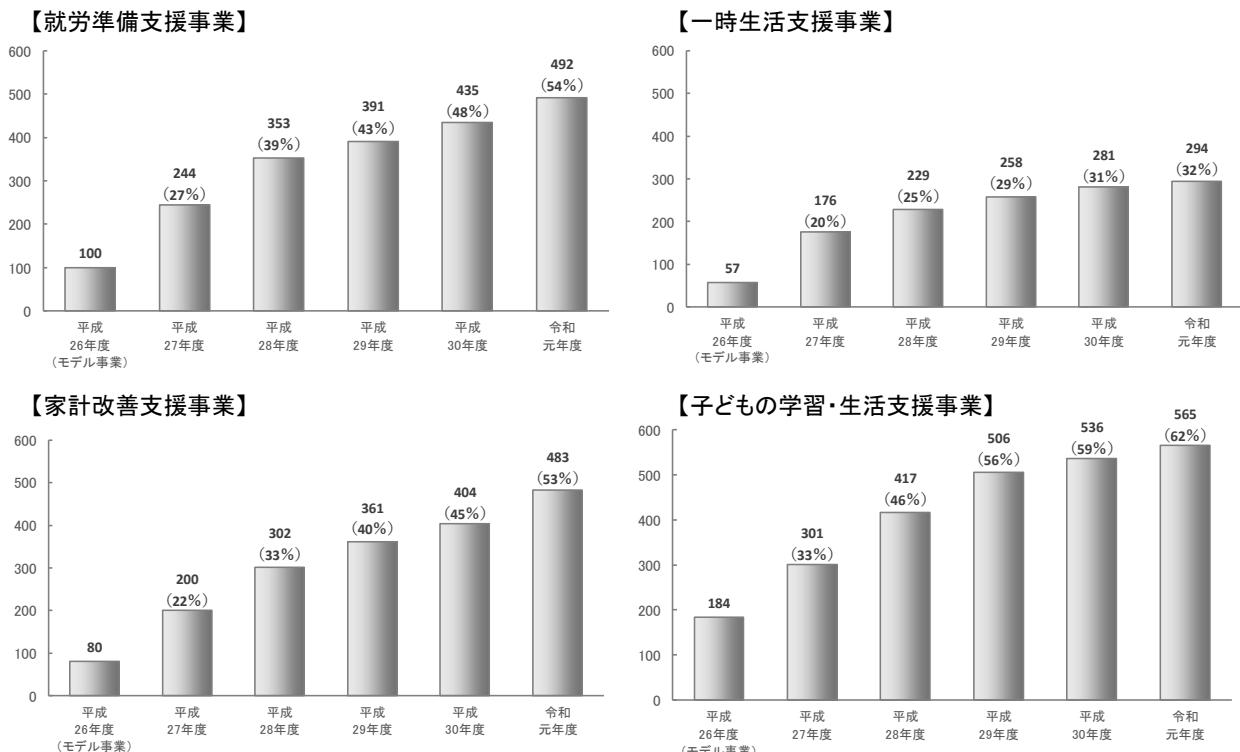
任意事業の実施状況推移をみると、全事業において増加している。

法改正により一体的な実施が努力義務化された就労準備支援事業と家計改善支援事業については、平成 29 (2017) 年度における実施率は両事業とも約 40% にとどまっていたが、平成 30 年度は就労準備支援事業が 48%、家計改善支援事業が 45% であり、令和元年度は前者が 54%、後者が 53% であり、実施率が 50% を超えた。

一時生活支援事業の実施状況は、平成 29 年度の時点で 29% であり、平成 30 (2018) 年度は 31%、令和元年度は 32% と微増であり、他の任意事業と比べ実施率が低調である。

子どもの学習・生活支援事業は、社会的に子どもの貧困問題への注目もあるためか、平成 27 年度の施行時点で 33%、その後、着実に増加し、令和元年度は 62% と他事業と比較して実施率が高くなっている。

図表 I-3-2 任意事業の実施状況推移 (n=905)



(出典)「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の平成30年度事業実績調査集計結果」  
(厚生労働省社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室)

## ②就労準備支援事業・家計改善支援事業の2つの任意事業による実績効果

平成28(2016)年度～平成30(2018)年度の実績データから、857福祉事務所設置自治体における「新規相談受付件数」と「プラン作成件数」について、就労準備支援事業と家計改善支援事業の2つの任意事業の実施有無別に集計すると、図表I-3-3のようである。

2つの任意事業の実施と未実施を比べると、実施自治体の方が「新規相談受付件数」「プラン作成件数」とも実績値が高く、特に、両事業とも実施している場合が最も高い傾向にある。

図表 I-3-3 新規相談受付件数とプラン作成件数(任意事業の実施・未実施別)

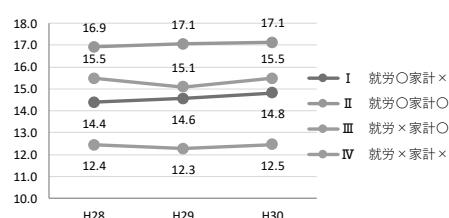
### 【平成30年度】新規相談受付件数(人口10万人当たり)

	【平成30年度】新規相談受付件数(人口10万人当たり)					
	件数 n	平均 mean	中央値 median	最小値 minimum	最大値 maximum	標準偏差 std
I 就労○家計×	158	14.8	14.4	1.3	35.8	7.1
II 就労○家計○	240	17.1	15.6	3.3	56.4	8.3
III 就労×家計○	131	15.5	14.2	1.2	79.3	9.4
IV 就労×家計×	328	12.5	11.7	0.0	66.7	8.1

### 新規相談受付件数(人口10万人当たり)の推移

	【平成28年度】		【平成29年度】		【平成30年度】	
	件数 n	平均 mean	件数 n	平均 mean	件数 n	平均 mean
I 就労○家計×	158	14.4	159	14.6	158	14.8
II 就労○家計○	162	16.9	199	17.1	240	17.1
III 就労×家計○	117	15.5	135	15.1	131	15.5
IV 就労×家計×	420	12.4	364	12.3	328	12.5

新規相談受付件数(人口10万人当たり)の推移



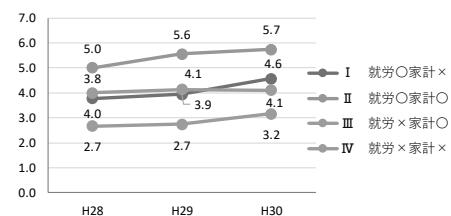
### 【平成30年度】プラン作成件数(人口10万人当たり)

	【平成30年度】プラン作成件数(人口10万人当たり)					
	件数 n	平均 mean	中央値 median	最小値 minimum	最大値 maximum	標準偏差 std
I 就労○家計×	158	<b>4.6</b>	3.4	0.0	26.9	4.4
II 就労○家計○	240	<b>5.7</b>	4.7	0.0	44.9	5.1
III 就労×家計○	131	<b>4.1</b>	2.8	0.0	49.7	5.2
IV 就労×家計×	328	<b>3.2</b>	1.6	0.0	41.1	5.2

### プラン作成件数(人口10万人当たり)の推移

	【平成28年度】		【平成29年度】		【平成30年度】	
	件数 n	平均 mean	件数 n	平均 mean	件数 n	平均 mean
I 就労○家計×	158	<b>3.8</b>	159	<b>3.9</b>	158	<b>4.6</b>
II 就労○家計○	162	<b>5.0</b>	199	<b>5.6</b>	240	<b>5.7</b>
III 就労×家計○	117	<b>4.0</b>	135	<b>4.1</b>	131	<b>4.1</b>
IV 就労×家計×	420	<b>2.7</b>	364	<b>2.7</b>	328	<b>3.2</b>

プラン作成件数(人口10万人当たり)の推移



(出典) 平成 30 年度 生活困窮者自立支援制度の実施状況調査集計データをもとに作成

### (3) その他

直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場である「認定就労訓練事業」については、いわゆる「中間的就労」として生活困窮者の就労支援に有用とされ、認定事業所数は増加している。また、認定訓練事業の推進のため、都道府県に就労訓練アドバイザーを、福祉事務所設置自治体に就労訓練事業所育成員を配置し、ソフト面から就労訓練実施事業所の開拓を進めている。

図表 I-3-4 認定就労訓練事業所の認定状況

	認定件数	利用定員
平成27年度	484件	1,416名
平成28年度	933件	2,621名
平成29年度	1,409件	3,561名
平成30年度	1,679件	4,208名
令和元年度	1,889件	4,902名

(出典) 厚生労働省 WEB サイト 「認定就労訓練事業所の認定状況」各年度  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000096460.html>

## 第Ⅱ章 調査研究の内容

本調査研究では、以下3つの観点から調査設計を行い、アンケート調査、ヒアリング調査を実施するとともに、有識者・現場担当者等で構成する研究会による検討を踏まえ、報告書を取りまとめた。

### (1) 改正された生活困窮者自立支援制度の進捗状況を定量的に把握する

生活困窮者自立支援制度の実施状況について、主に法改正が行われた事項への自治体の対応状況等を定量的に把握する。

- 1) 自治体における法改正事項の進捗状況を把握する
- 2) 自治体における法改正事項への取組による効果を把握する
- 3) 自治体における法改正事項への取組の課題を把握する

### (2) 今後の2つの任意事業（就労準備支援事業及び家計改善支援事業）の実施に向けた基礎データを得る

改正生活困窮者自立支援法（以下「改正法」）において、自立相談支援事業と就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施が努力義務化され、完全実施を目指して法施行から3年間（令和元（2019）～令和3（2021）年度）を集中実施期間とする中、2年目にあたる本年度において、両事業を実施していない自治体の進捗状況や課題等を把握する。

また、両事業の全国的な実施の促進を図るため、利用実績の増加がみられる自治体における有効な取組手法やノウハウ等を収集し、未実施自治体が実施に至るまでに必要な対応や取組プロセスの参考となるよう整理する。

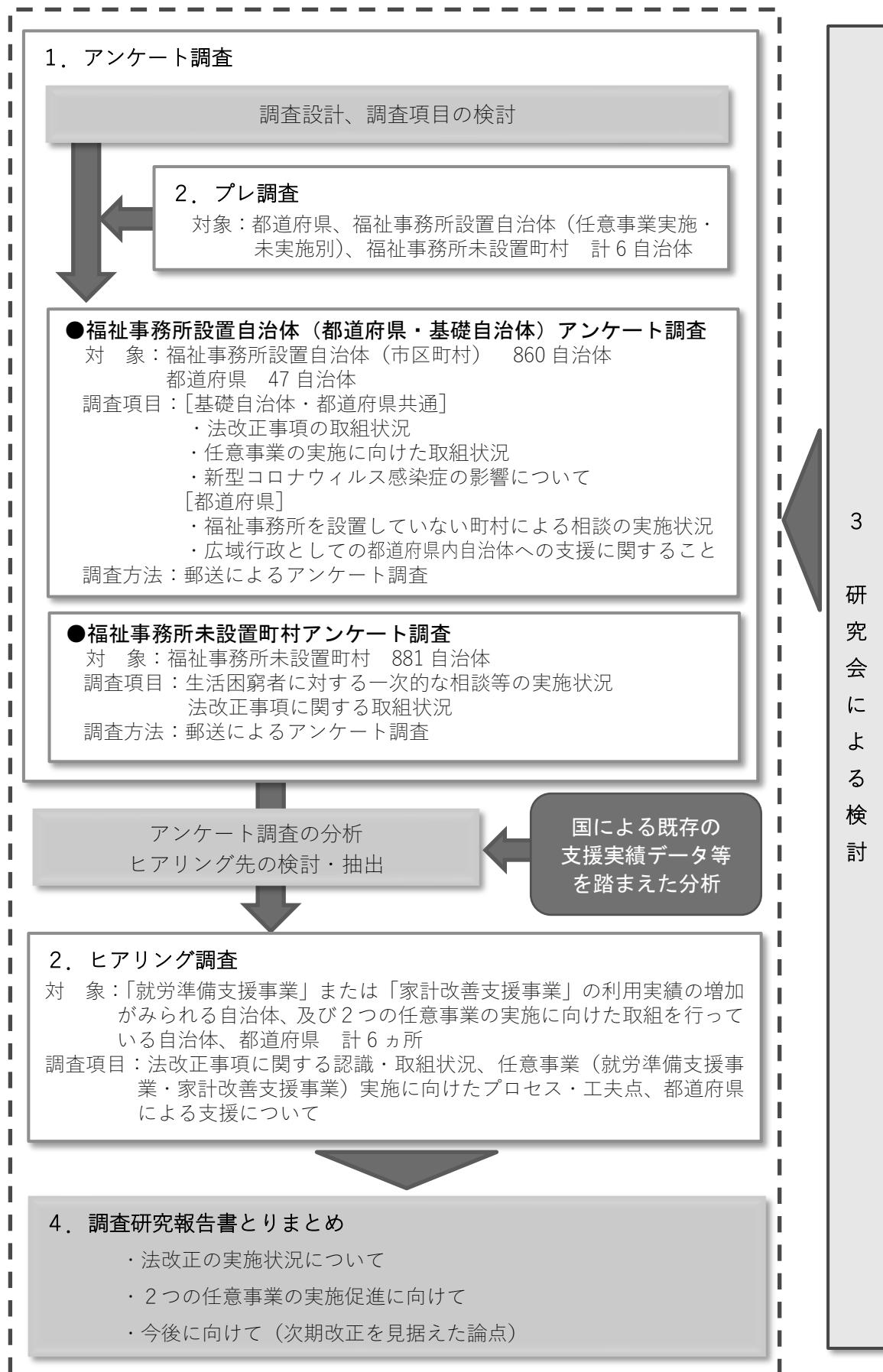
- 1) 未実施自治体が実施しない（できない）理由を詳細に把握する
- 2) 実施に向けた対処法の検討につなげる

### (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を把握する

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や住まいに不安を抱えられる方が急増し、自立相談支援機関においては、急増する相談への対応を行ってきている。現場における試行錯誤しながらの支援を通じて人員体制や制度に係る影響や課題を把握する。

- 1) 自立相談支援機関等の相談者の変化を把握する
- 2) 自立相談支援機関等における体制、制度に関する受け止め方等への影響を把握する

図表 II-1 調査研究のフロー



## 1. アンケート調査

### (1) 目的

[1] 改正生活困窮者自立支援法等の実施状況、[2] 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施に向けた取組状況について把握することを目的とした。

### (2) 調査対象

全国の全自治体（1,741 カ所）、都道府県（47 カ所）

### (3) 調査実施期間

令和 2（2020）年 11 月 24 日～令和 2（2020）年 12 月 21 日

### (4) 調査項目

調査票は、「A.都道府県」「B.福祉事務所設置自治体」「C.福祉事務所未設置町村」の対象ごとに 3 種類作成した。それぞれにおける主な調査項目は以下のとおり。

#### ① 「A. 都道府県」・「B. 福祉事務所設置自治体」

	A. 都道府県 (※ <sub>1</sub> )	B. 福祉事務 所設置 自治体
1) 基本情報	●	●
2) 法改正事項の取組状況	●	●
3) その他関連事業等の取組状況	●	●
4) 就労準備支援事業の実施に向けた取組状況 ※ <sub>2</sub>	●	●
5) 家計改善支援事業の実施に向けた取組状況 ※ <sub>2</sub>	●	●
6) 新型コロナウイルス感染症の影響について	●	●
7) 福祉事務所を設置していない町村による相談の実施状況	●	
8) 広域行政としての都道府県内自治体への支援に関すること	●	

※<sub>1</sub> 島根県・広島県の 2 県については広域行政としての対応状況（7・8）のみ回答

※<sub>2</sub> 実施自治体と未実施自治体で設問構成が異なる

#### ② 「C. 福祉事務所未設置町村」

- 1) 基本情報
- 2) 生活困窮者に対する一次的な相談等の実施状況
- 3) 法改正事項に関する取組状況

## (5) プレ調査の実施

調査票の設計にあたっては、第1回の研究会に事務局素案を提示し、その際の意見を踏まえたものに対し、各調査表（A～C）に該当する6の自治体を対象にプレ調査を実施し、回答のしやすさ等についてコメントを頂き、それらを踏まえ修正を施したもので調査を実施した。

図表Ⅱ-1-1 プレ調査実施自治体一覧

調査票の種類（対象）	自治体	人口規模	任意事業	
			就労準備	家計改善
A.都道府県	U 県	約180万人	○	○
B.福祉事務所設置自治体	V 市	約20万人	○	○
	W 市	約80万人	○	
	X 市	約10万人		○
C.福祉事務所未設置町村	Y 町	約1,500人	—	—
	Z 村	約1,500人	—	—

## 2. ヒアリング調査

### (1) 目的

就労準備支援事業や家計改善支援事業の利用実績の増加がみられる自治体における有効な取組手法やノウハウ等を収集し、未実施自治体が実施に至るまでに必要な対応や取組プロセスの参考となるように、また、既に任意事業に取り組んでいる自治体においても事業のさらなる改善に資する情報をとりまとめることを目的とした。

### (2) 調査対象

「就労準備支援事業」または「家計改善支援事業」の利用実績の増加がみられる自治体、及び2つの任意事業の実施に向けた取組を行っている自治体、都道府県（7自治体）。

### (3) 調査実施期間

令和3（2021）年1月～令和3（2021）年2月

### (4) 調査方法

オンライン（Zoom）によるヒアリング調査

### (5) 調査項目

- 1) 生活困窮者自立支援事業全般について
  - ・自治体の概要
  - ・人員体制
  - ・地域の社会資源・連携している団体
  - ・発注方法
  - ・予算額の推移
  - ・改正された生活困窮者自立支援制度の内容についての認識等
- 2) 任意事業（就労準備支援事業・家計改善支援事業）の取組について
  - ・任意事業の実施状況
  - ・事業実施に向けた検討プロセス（府内外での検討・準備・調整等）
  - ・自立相談支援事業と各事業との連携状況（担当者間の引継ぎ、情報共有等）
  - ・利用につなげる（利用実績の増加）ための工夫
  - ・利用が伸びる前後の取組内容の変化
  - ・任意事業実施による効果
- 3) その他

### 3. 調査研究の体制

調査研究事業の客観性を確保し、事業の進捗や成果について評価・助言を受け、より効果的・効率的に事業を進めるために研究会を設置し、計3回開催した。

なお、研究会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、zoomによるオンラインでの開催を行った。

図表 II-3-1 研究会委員

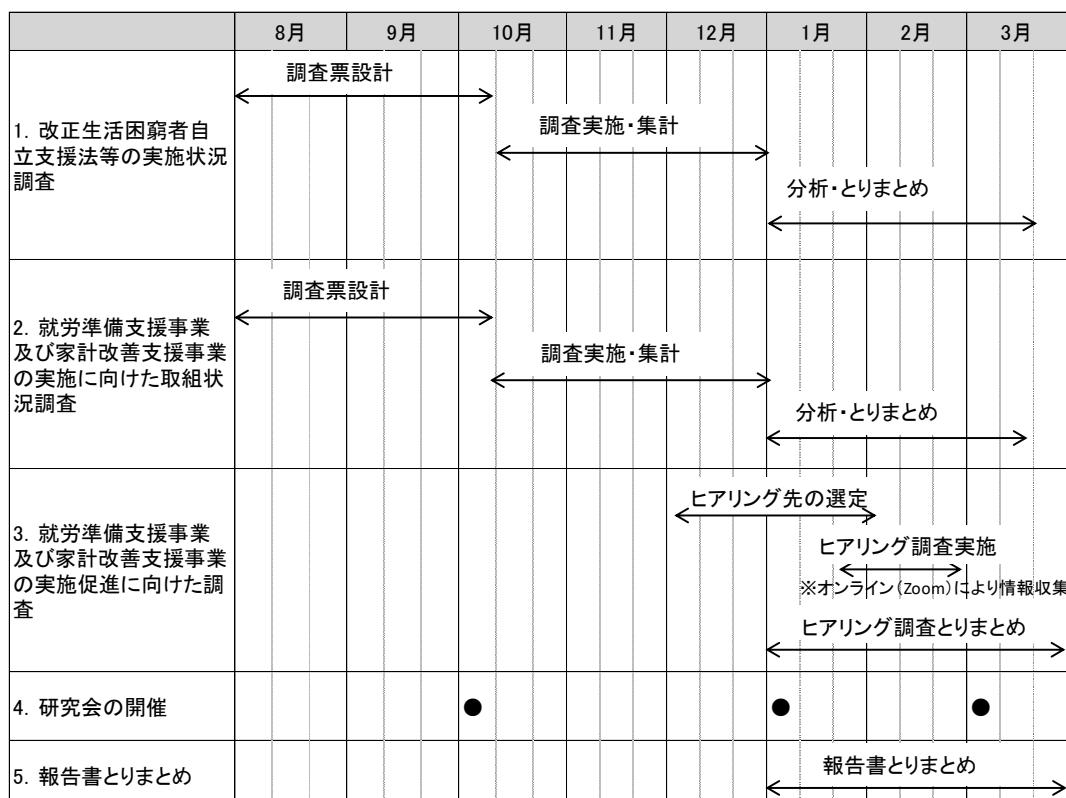
氏名	所属等	備考
駒村 康平	慶應義塾大学 経済学部 教授	座長
坂入 純	茨城県 保健福祉部 福祉指導課 主任	
新保 美香	明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授	
鈴木 寛之	豊島区 保健福祉部 福祉総務担当係長（自立促進）	
西岡 正次	有限責任事業組合大阪職業教育協働機構 就労支援室長	
林 星一	座間市 福祉部 生活援護課長	

（五十音順、敬称略）

### 4. スケジュール

本事業の実施スケジュールは以下のとおり。

図表 II-3-2 スケジュール



## 第三章 福祉事務所設置自治体（都道府県・基礎自治体）アンケート調査

### 1. 調査の方法

#### （1）目的

平成 30（2018）年 6 月に改正・公布された生活困窮者自立支援法に関して、1) 改正された生活困窮者自立支援制度の進捗状況を定量的に把握するとともに、2) 今後の 2 つの任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業）の実施に向けた基礎データを得ることを目的としてアンケート調査を実施した。

#### （2）調査対象

福祉事務所設置自治体（都道府県 47 カ所、基礎自治体 860 カ所）

※福祉事務所設置自治体における生活困窮者自立相談支援事業主管部局が回答

#### （3）調査方法

郵送によるアンケート調査を実施した。

調査票の回答にあたっては、電子ファイルをダウンロードできるようにし、メールでの回答も併せて実施した。

また、調査の実施にあたっては、事前に 6 自治体を対象にプレ調査を実施し、回答のしやすさ等についての検討を行った。

#### （4）調査期間

令和 2（2020）年 11 月 24 日～令和 2（2020）年 12 月 21 日

#### （5）回収状況

- ・都道府県アンケート：39 件（回収率：83.0%）
- ・基礎自治体アンケート：507 件（回収率：59.0%）

## 2. 集計結果

### (1) 基本情報

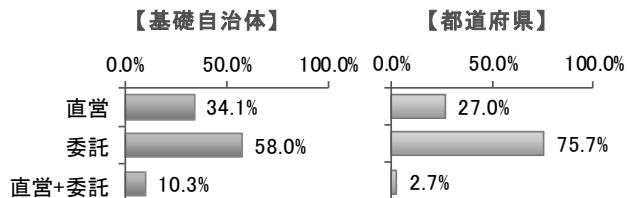
#### ①自立相談支援事業の運営方法

自立相談支援事業の運営方法をみると、「基礎自治体」では「委託」の割合が58.0%、「直営」が34.1%、「都道府県」では「委託」の割合が75.7%、「直営」が27.0%となっていた。

図表Ⅲ-1-1 自立相談支援事業の運営方法

(複数回答)

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
直営	173	34.1%	10	27.0%
委託	294	58.0%	28	75.7%
直営+委託	52	10.3%	1	2.7%
全体	507		37	

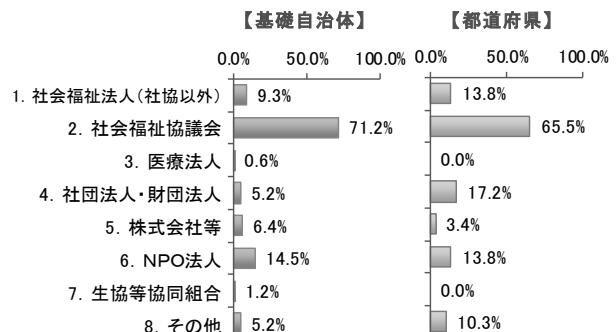


→ 運営方法が「委託」「委託+直営」の場合、その委託先を聞いたところ、「基礎自治体」と「都道府県」のいずれも「社会福祉協議会」の割合が最も高く、それぞれ71.2%、65.5%となっていた。

図表Ⅲ-1-2 自立相談支援事業の委託先

(複数回答)

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
1. 社会福祉法人(社協以外)	32	9.3%	4	13.8%
2. 社会福祉協議会	245	71.2%	19	65.5%
3. 医療法人	2	0.6%	0	0.0%
4. 社団法人・財団法人	18	5.2%	5	17.2%
5. 株式会社等	22	6.4%	1	3.4%
6. NPO法人	50	14.5%	4	13.8%
7. 生協等協同組合	4	1.2%	0	0.0%
8. その他	18	5.2%	3	10.3%
全体	344		29	



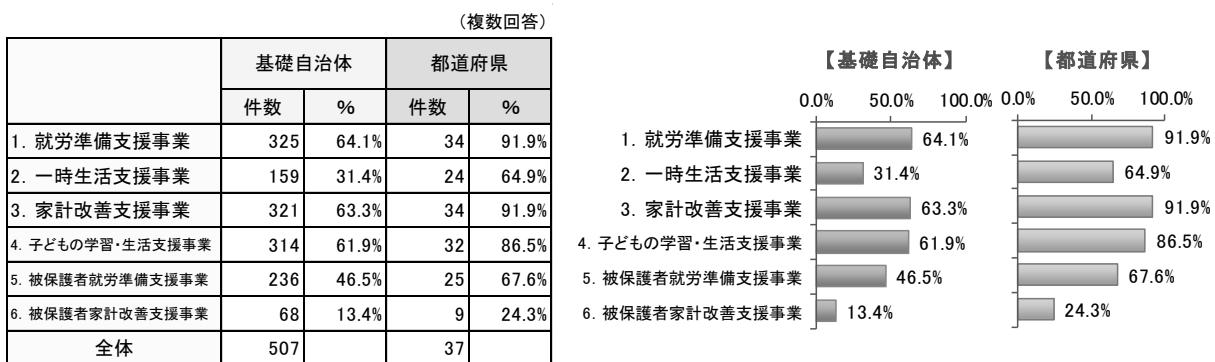
#### ②任意事業等の実施状況

##### 1) 任意事業の実施状況

任意事業の実施状況についてみると、「都道府県」では、9割以上が「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」を実施しており、「子どもの学習・生活支援事業」についても86.5%が実施していた。

一方、「基礎自治体」では「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」「子どもの学習・生活支援事業」の実施がいずれも約6割となっており、「一時生活支援事業」は約3割にとどまっていた。

図表III-1-3 任意事業の実施状況



## 2) 任意事業の運営方法

任意事業を実施している自治体に運営方法を聞いたところ、「都道府県」「基礎自治体」とともにいずれの事業も「委託」の割合が最も高かった。

「都道府県」では、いずれの事業も「基礎自治体」と比べて「委託」の割合が高く、特に「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」では97.1%となっていた。

一方、「基礎自治体」は、「一時生活支援事業」で「直営」の割合が42.1%となっており、他の事業と比べると高くなっていた。

図表III-1-4 任意事業の運営方法

(複数回答)

	基礎自治体				都道府県			
	直営	委託	直営+委託	全体	直営	委託	直営+委託	全体
1. 就労準備支援事業	40	265	14	325	2	33	0	34
	12.3%	81.5%	4.3%		5.9%	97.1%	0.0%	
2. 一時生活支援事業	67	84	4	159	5	19	1	24
	42.1%	52.8%	2.5%		20.8%	79.2%	4.2%	
3. 家計改善支援事業	54	250	5	321	2	33	0	34
	16.8%	77.9%	1.6%		5.9%	97.1%	0.0%	
4. 子どもの学習・生活支援事業	65	207	28	314	2	28	3	32
	20.7%	65.9%	8.9%		6.3%	87.5%	9.4%	
5. 被保護者就労準備支援事業	64	151	10	236	3	22	0	25
	27.1%	64.0%	4.2%		12.0%	88.0%	0.0%	
6. 被保護者家計改善支援事業	17	45	2	68	0	8	0	9
	25.0%	66.2%	2.9%		0.0%	88.9%	0.0%	

また、「委託」または「直営+委託」の場合の委託先の調達方法について聞いたところ、「基礎自治体」ではいずれの任意事業も「5. 隨意契約（企画提案なし）」の割合が高く、特に「一時生活支援事業」「家計改善支援事業」では6割を超えていた。また、「都道府県」では、「就労準備支援事業」「子どもの学習・生活支援事業」「被保護者就労準備支援事業」で「6.隨意契約（企画提案あり）」の割合が6割を超えていた。

図表III-1-5 任意事業の委託先の調達方法

【基礎自治体】

(複数回答)

	基礎自治体						
	1. 一般競争入札(価格のみ)	2. 一般競争入札(企画提案と金額を考慮する総合評価)	3. 指名競争入札(価格のみ)	4. 指名競争入札(企画提案と金額を考慮する総合評価)	5. 隨意契約(企画提案なし)	6. 隨意契約(企画提案あり)	全体
1. 就労準備支援事業	4 1.4%	30 10.8%	4 1.4%	6 2.2%	148 53.0%	82 29.4%	279
2. 一時生活支援事業	0 0.0%	4 4.5%	0 0.0%	1 1.1%	54 61.4%	21 23.9%	88
3. 家計改善支援事業	1 0.4%	8 3.1%	2 0.8%	5 2.0%	178 69.8%	54 21.2%	255
4. 子どもの学習・生活支援事業	1 0.4%	21 8.9%	10 4.3%	10 4.3%	111 47.2%	80 34.0%	235
5. 被保護者就労準備支援事業	3 1.9%	22 13.7%	2 1.2%	4 2.5%	77 47.8%	49 30.4%	161
6. 被保護者家計改善支援事業	1 2.1%	3 6.4%	0 0.0%	3 6.4%	22 46.8%	14 29.8%	47

【都道府県】

(複数回答)

	都道府県						
	1. 一般競争入札(価格のみ)	2. 一般競争入札(企画提案と金額を考慮する総合評価)	3. 指名競争入札(価格のみ)	4. 指名競争入札(企画提案と金額を考慮する総合評価)	5. 隨意契約(企画提案なし)	6. 隨意契約(企画提案あり)	全体
1. 就労準備支援事業	1 3.0%	2 6.1%	0 0.0%	0 0.0%	11 33.3%	20 60.6%	33
2. 一時生活支援事業	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 45.0%	9 45.0%	20
3. 家計改善支援事業	0 0.0%	2 6.1%	0 0.0%	0 0.0%	18 54.5%	14 42.4%	33
4. 子どもの学習・生活支援事業	1 3.2%	3 9.7%	0 0.0%	0 0.0%	8 25.8%	20 64.5%	31
5. 被保護者就労準備支援事業	1 4.5%	1 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	6 27.3%	15 68.2%	22
6. 被保護者家計改善支援事業	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	4 50.0%	3 37.5%	8

## (2) 法改正事項の取組状況

### ①基本理念・定義の明確化について

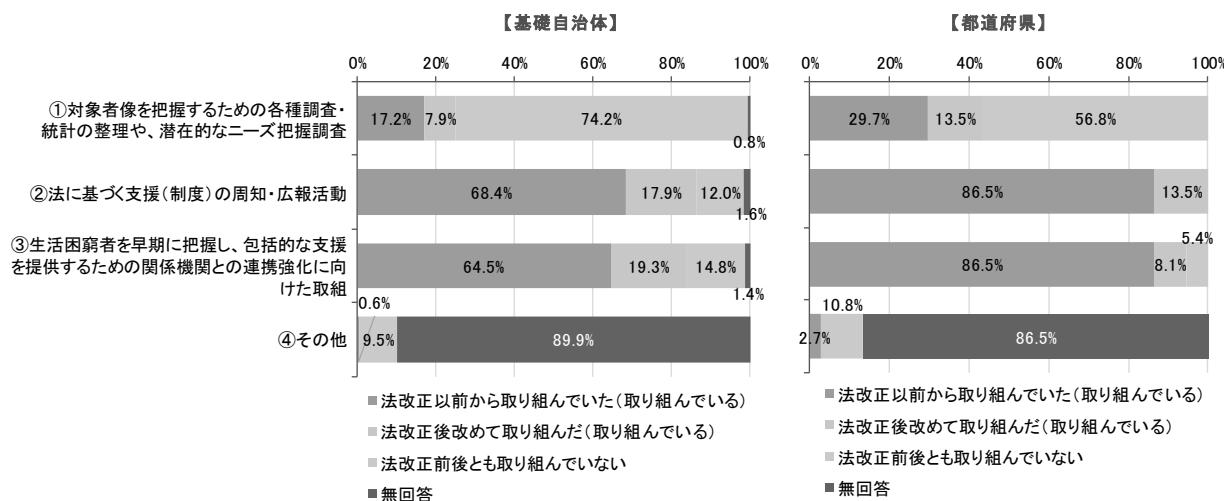
#### 1) 基本理念及び生活困窮者の定義の明確化を受けての取組状況

改正された生活困窮者自立支援法（以下「改正法」）により、基本理念及び生活困窮者の定義の明確化が図られたことを受け、次の項目に関してどのように取り組んでいるかを聞いたところ、「②法に基づく支援（制度）の周知・広報活動」「③生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するための関係機関との連携強化に向けた取組」については、「基礎自治体」「都道府県」のいずれも「法改正以前から取り組んでいた（取り組んでいる）」の割合が高く、それぞれ6割以上、8割以上となっていた。

一方、「①対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査」については、「基礎自治体」「都道府県」とともに「法改正前後とも取り組んでいない」の割合が高く、それぞれ74.2%、56.8%となっていた。

図表III-2-1 基本理念及び生活困窮者の定義の明確化の受けての取組状況

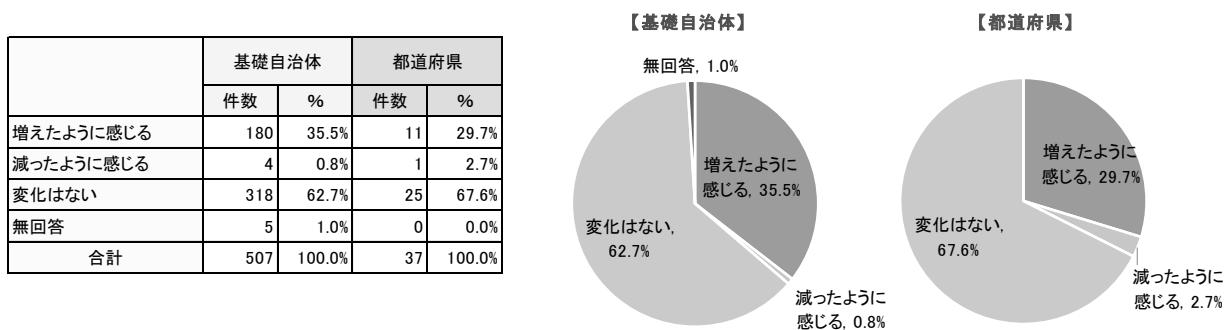
	基礎自治体					都道府県				
	法改正以前から取り組んでいた（取り組んでいる）	法改正後改めて取り組んだ（取り組んでいる）	法改正前後とも取り組んでいない	無回答	合計	法改正以前から取り組んでいた（取り組んでいる）	法改正後改めて取り組んだ（取り組んでいる）	法改正前後とも取り組んでいない	無回答	合計
①対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査	87 17.2%	40 7.9%	376 74.2%	4 0.8%	507 100.0%	11 29.7%	5 13.5%	21 56.8%	0 0.0%	37 100.0%
②法に基づく支援（制度）の周知・広報活動	347 68.4%	91 17.9%	61 12.0%	8 1.6%	507 100.0%	32 86.5%	5 13.5%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
③生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するための関係機関との連携強化に向けた取組	327 64.5%	98 19.3%	75 14.8%	7 1.4%	507 100.0%	32 86.5%	3 8.1%	2 5.4%	0 0.0%	37 100.0%
④その他	3 0.6%	0 0.0%	48 9.5%	456 89.9%	507 100.0%	1 2.7%	0 0.0%	4 10.8%	32 86.5%	37 100.0%



## 2) 法改正前後の自立相談支援機関等における相談件数の変化

法改正の前後で、自立相談支援機関等における相談件数に変化があったかを聞いたところ、「増えたように感じる」が「基礎自治体」では35.5%、「都道府県」では29.7%となっていた。

図表III-2-2 法改正前後の自立相談支援機関等における相談件数の変化



## ②自立相談支援事業等の利用勧奨について

### 1) 自立相談支援事業等の「利用勧奨」の努力義務の創設に係る対応状況

改正法において、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）で生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の「利用勧奨」を行うことが努力義務とされたが（第8条関係）、自治体内において、「利用勧奨」に向けた関係部局との連携強化のための取組について法改正（平成30年10月1日施行）の前後での実施状況を聞いた結果は以下のとおりである。

「基礎自治体」では、法改正前、「2. 関係部局に対し、定期的な会議・連絡会・研修などにおいて、制度（法改正）の趣旨や概要等を紹介・情報提供」「1. 関係部局に対し制度（法改正）の趣旨や概要等を個別に説明・紹介依頼」の割合が4割を超えていたほか、「3. 対応マニュアルや手引き、円滑なつなぎを実現するためのシート等の作成・配布」では12.2%となっていた。

法改正後は、「2. 関係部局に対し、定期的な会議・連絡会・研修などにおいて、制度（法改正）の趣旨や概要等を紹介・情報提供」を実施している割合が、法改正前から5.3ポイント増加し49.7%となっていた。また、「3. 対応マニュアルや手引き、円滑なつなぎを実現するためのシート等の作成・配布」も法改正前から4.2ポイント増加し16.4%となっていた。

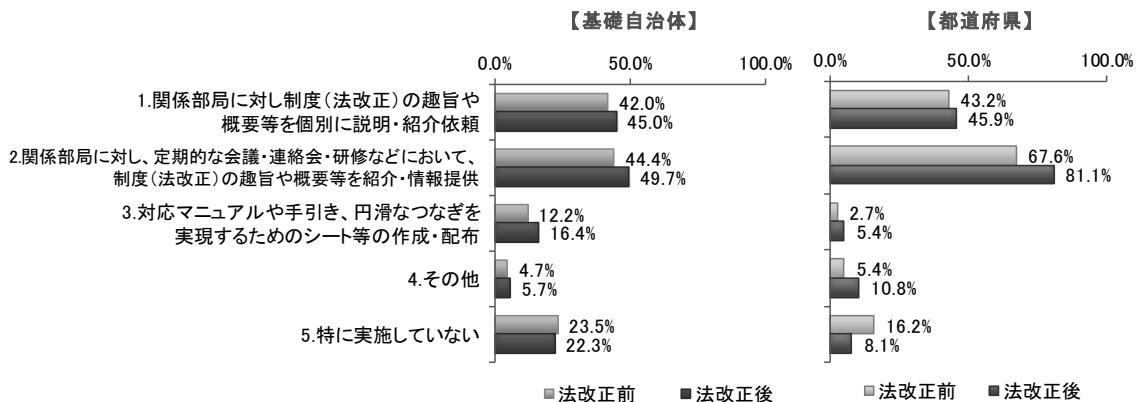
「都道府県」においては、法改正前、「2. 関係部局に対し、定期的な会議・連絡会・研修などにおいて、制度（法改正）の趣旨や概要等を紹介・情報提供」の割合が67.6%となっており、「基礎自治体」よりも高い一方で、「3. 対応マニュアルや手引き、円滑なつなぎを実現するためのシート等の作成・配布」は2.7%にとどまっていた。

法改正後は、「2. 関係部局に対し、定期的な会議・連絡会・研修などにおいて、制度（法改正）の趣旨や概要等を紹介・情報提供」を実施している割合が、法改正前から13.5ポイント増加し、81.1%となっていた。

図表III-2-3 自立相談支援事業等の「利用勧奨」の努力義務の創設に係る対応状況

(複数回答)

	基礎自治体				都道府県			
	法改正前 (H30.10.1以前)		法改正後 (H30.10.1以降)		法改正前 (H30.10.1以前)		法改正後 (H30.10.1以降)	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 関係部局に対し制度(法改正)の趣旨や概要等を個別に説明・紹介依頼	213	42.0%	228	45.0%	16	43.2%	17	45.9%
2. 関係部局に対し、定期的な会議・連絡会・研修などにおいて、制度(法改正)の趣旨や概要等を紹介・情報提供	225	44.4%	252	49.7%	25	67.6%	30	81.1%
3. 対応マニュアルや手引き、円滑なつなぎを実現するためのシート等の作成・配布	62	12.2%	83	16.4%	1	2.7%	2	5.4%
4. その他	24	4.7%	29	5.7%	2	5.4%	4	10.8%
5. 特に実施していない	119	23.5%	113	22.3%	6	16.2%	3	8.1%
全体	507		507		37		37	



## 2) 関係部局等との連携状況

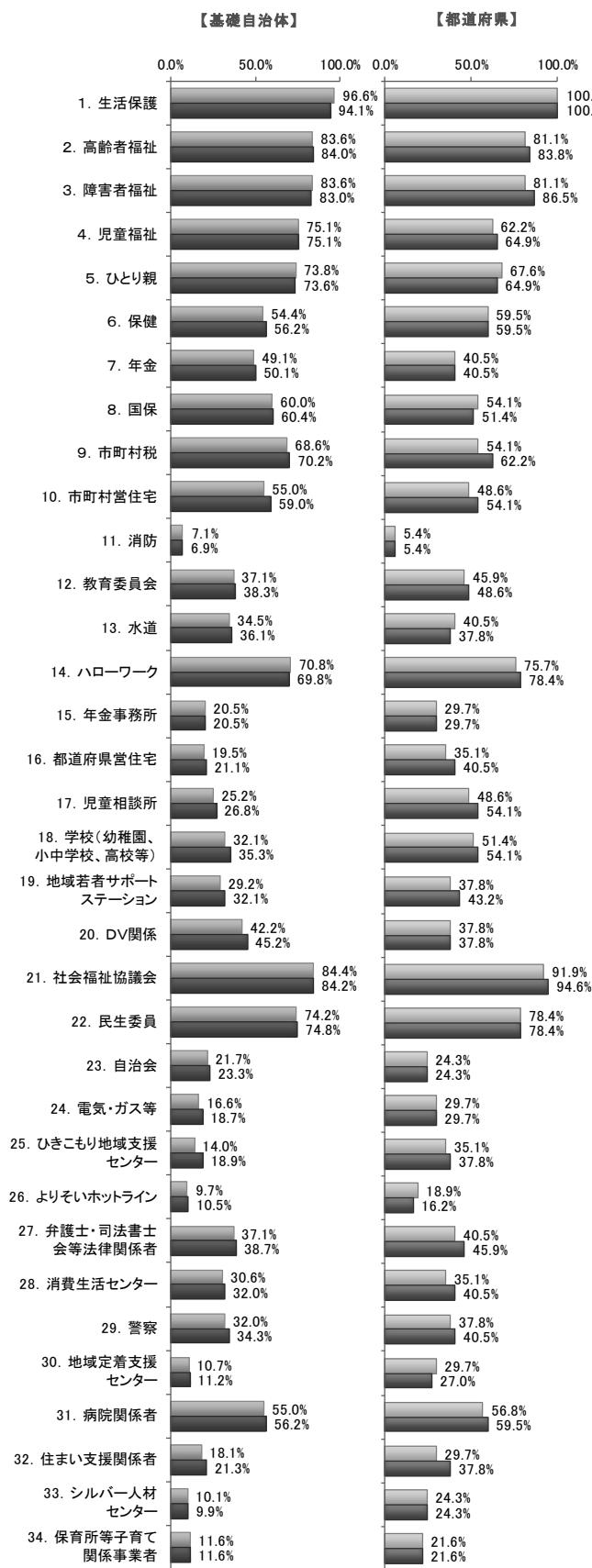
これまで実際に自立相談支援事業等の利用につながった実績のある関係部局等を法改正の前と後のそれぞれについて聞いたところ、「基礎自治体」では、法改正前、「1.生活保護」の割合が最も高く 96.6%、次いで「21.社会福祉協議会」が 84.4%、「2.高齢者福祉」「3.障害者福祉」がともに 83.6%となっていた。法改正後にも大きな差はみられないが、「25.ひきこもり地域支援センター」や「10.市町村営住宅」で法改正前と比べてやや割合が高くなっていた。

一方、「都道府県」では、法改正前、「1.生活保護」の割合が 100.0%、次いで「21.社会福祉協議会」が 91.9%、「2.高齢者福祉」「3.障害者福祉」がともに 81.1%となっていた。法改正後には、「9.市町村税」「32.住まい支援関係者」で法改正前と比べてやや割合が高くなっていた。

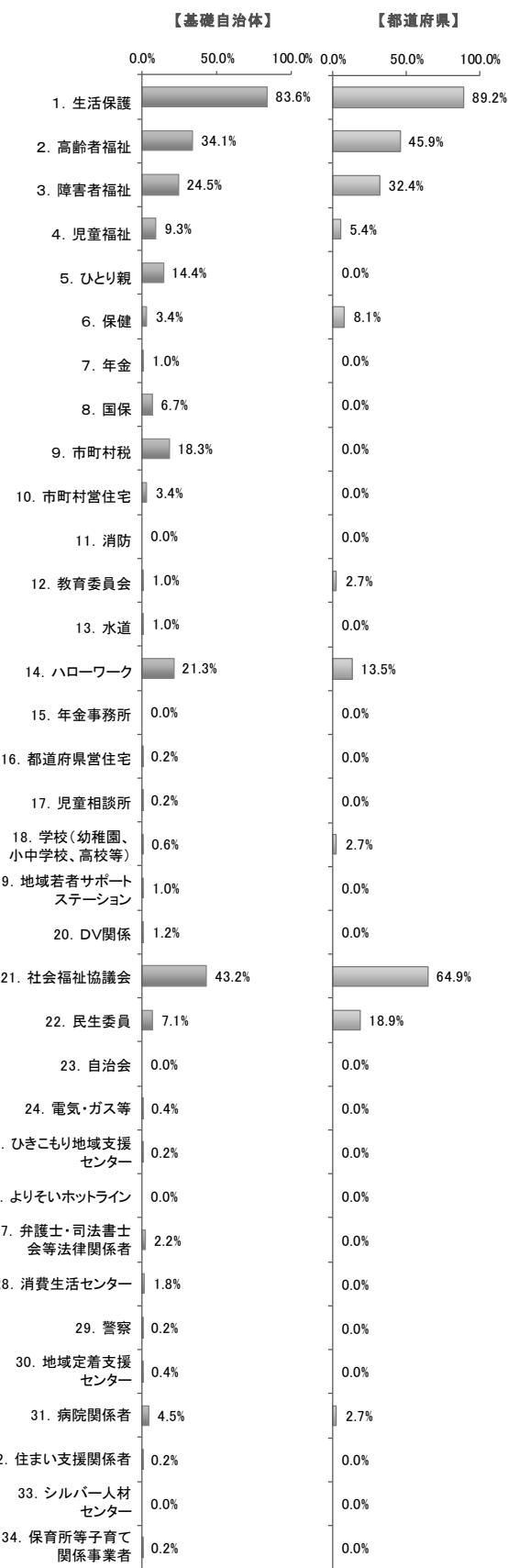
また、利用につながる実績の多い関係部局については、「基礎自治体」「都道府県」とともに「1.生活保護」が最も高く、それぞれ 83.6%、89.2%、次いで「21.社会福祉協議会」がそれぞれ 43.2%、64.9%となっていた。

図表III-2-4 関係部局等との連携状況

■法改正前と法改正後



■利用につながる実績の多い関係部局



■法改正前 ■法改正後

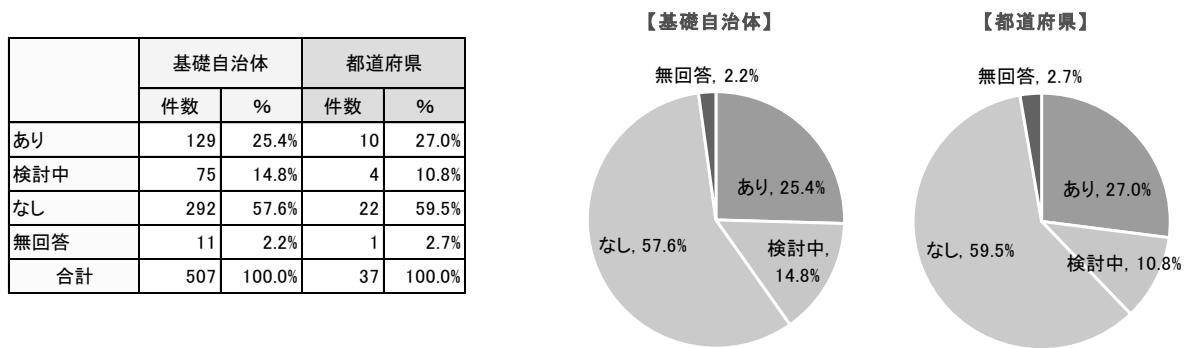
■法改正前 ■法改正後

### ③関係機関間の情報共有を行う会議体（支援会議）の設置について

#### 1) 関係機関間の情報共有を行う会議体（支援会議）の設置の有無

改正法においては、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うため、関係機関等を構成員とする会議体（「支援会議」という）の設置を可能とし、構成員に対し守秘義務をかけることにより、構成員同士が安心して情報の交換ができるようにしたが（第9条、第28条関係）、その「支援会議」の設置状況について聞いたところ、「基礎自治体」では「あり」と回答したのは25.4%、「都道府県」では27.0%であった。

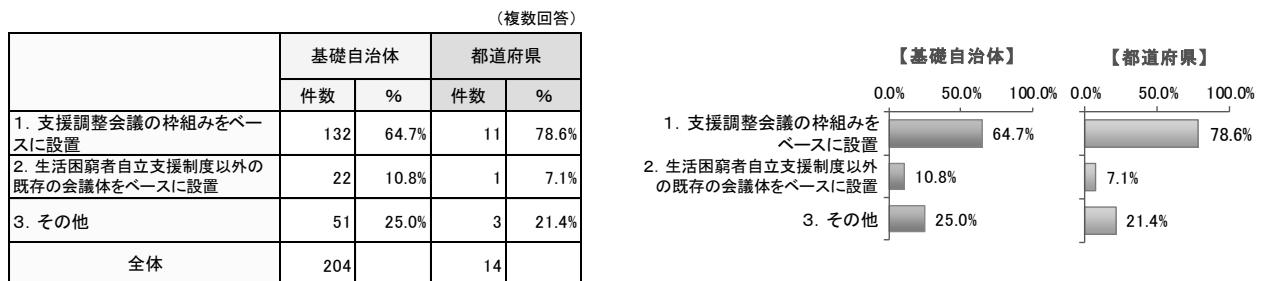
図表III-2-5 関係機関間の情報共有を行う会議体（支援会議）の設置の有無



#### 2) 「支援会議」の設置方法

「支援会議」の設置の有無で「あり」「検討中」と回答した自治体に、「支援会議」の設置方法を聞いたところ、「基礎自治体」「都道府県」とともに「1. 支援調整会議の枠組みをベースに設置」の割合が最も高く、それぞれ64.7%、78.6%であった。

図表III-2-6 「支援会議」の設置方法



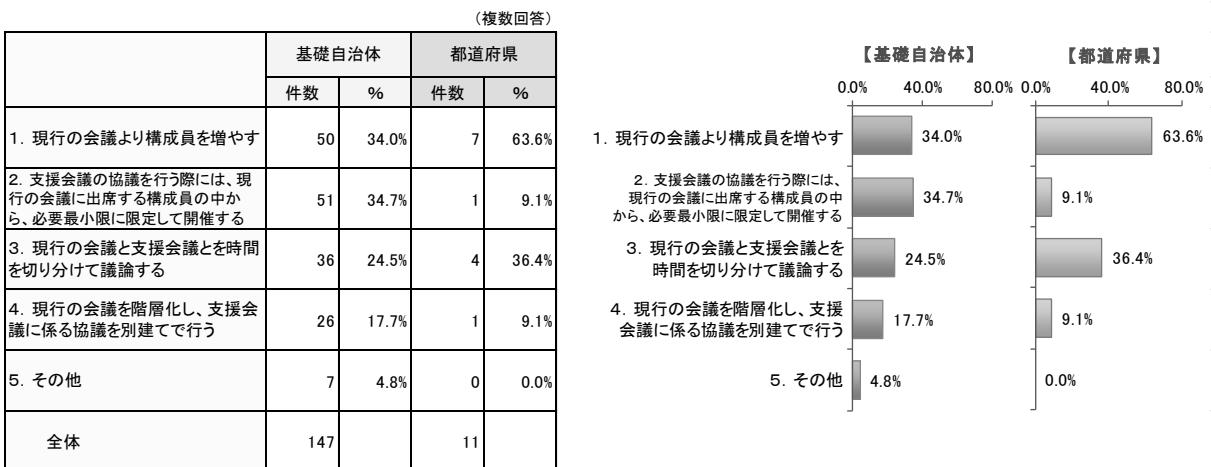
#### 3) 「支援会議」の活用方法

「支援会議」の設置方法で「1. 支援調整会議の枠組みをベースに設置」「2. 生活困窮者自立支援制度以外の既存の会議体をベースに設置」と回答した自治体に、「支援会議」を活用するにあたっての具体的な方法を聞いたところ、「基礎自治体」では「2. 支援会議の協議を行う際には、現行の会議に出席する構成員の中から、必要最小限に限定して開催する」が34.7%、「1. 現行の会議より構成員を増やす」が34.0%となっていた。

一方、「都道府県」では「1. 現行の会議より構成員を増やす」が63.6%、「3. 現行の会議と支

援会議とを時間を切り分けて議論する」が36.4%となっていた。

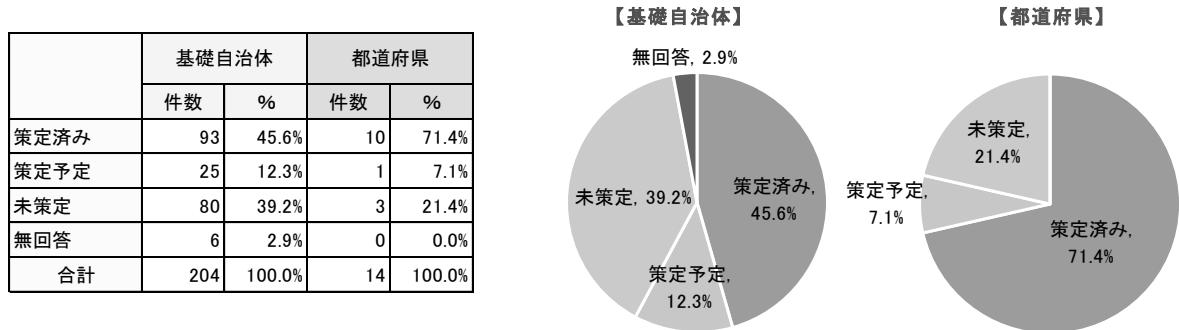
図表III-2-7 「支援会議」の活用方法



#### 4) 「支援会議」の設置要綱の策定状況

「支援会議」の設置の有無で「あり」「検討中」と回答した自治体に、「支援会議」の設置要綱の策定状況を聞いたところ、「都道府県」では7割以上が「策定済み」となっていたが、「基礎自治体」では「策定済み」が45.6%、「策定予定」が12.3%、「未策定」が39.2%となっていた。

図表III-2-8 「支援会議」の設置要綱の策定状況



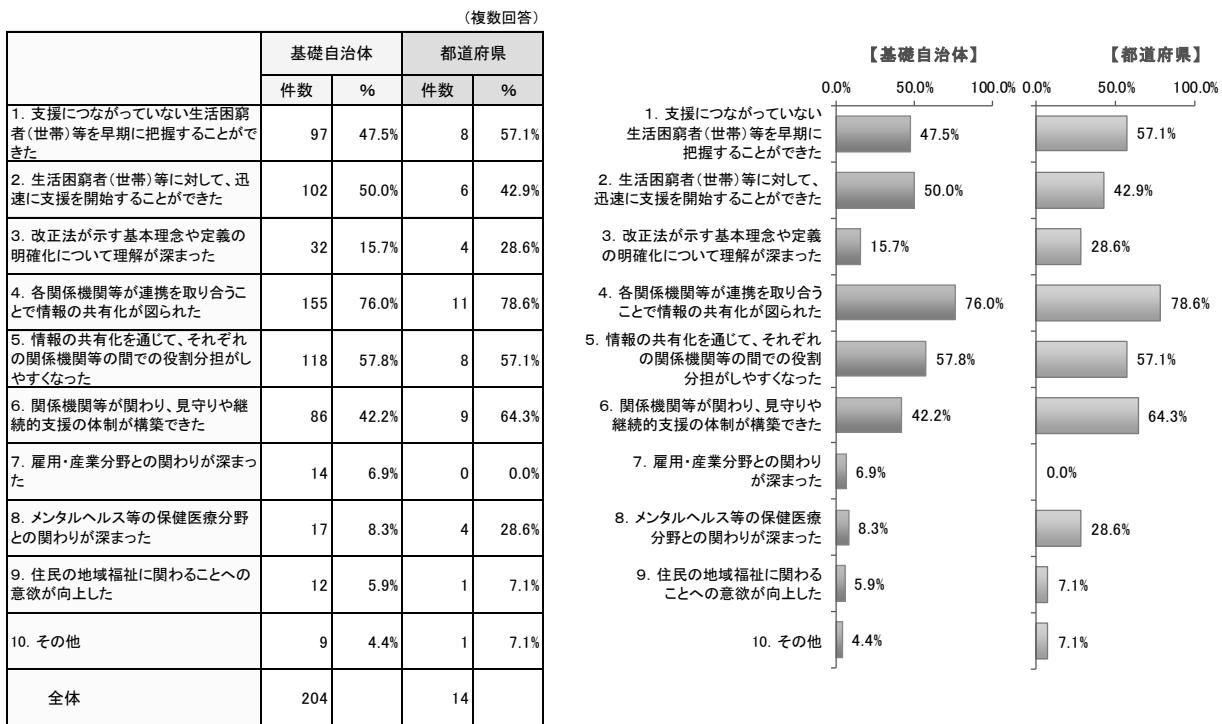
#### 5) 「支援会議」の開催による効果

「支援会議」の設置の有無で「あり」「検討中」と回答した自治体に、「支援会議」の開催により、どのような効果あるか（「支援会議」の設置を「検討中」の場合は、どのような効果を見込んでいるか）を聞いたところ、「基礎自治体」では、「4. 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られた」の割合が76.0%と最も高く、次いで「5. 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間での役割分担がしやすくなった」が57.8%、「2. 生活困窮者（世帯）等に対して、迅速に支援を開始することができた」が50.0%となっていた。

一方、「都道府県」では「4. 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られた」の割合が78.6%と最も高く、次いで「6. 関係機関等が関わり、見守りや継続的支援の体制が構

築できた」が 64.3%、「1. 支援につながっていない生活困窮者（世帯）等を早期に把握することができた」と「5. 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間での役割分担がしやすくなった」がともに 57.1%となっていた。

図表Ⅲ-2-9 「支援会議」の開催による効果



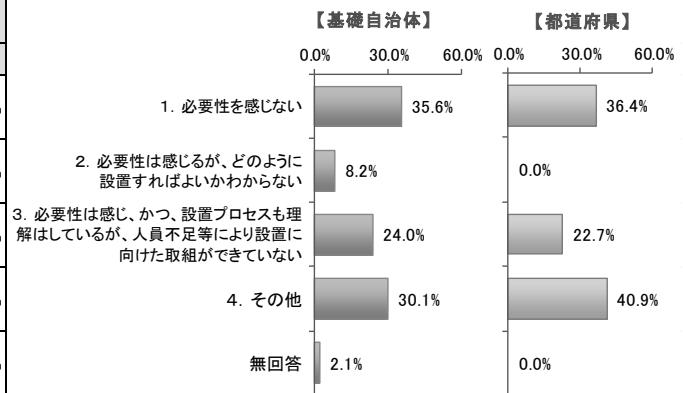
## 6) 「支援会議」を設置しない理由

「支援会議」の設置の有無で「なし」と回答した自治体に、「支援会議」を設置しない理由について聞いたところ、「基礎自治体」では「1. 必要性を感じない」が 35.6%、「4. その他」が 30.1%、「3. 必要性は感じ、かつ、設置プロセスも理解はしているが、人員不足等により設置に向けた取組ができていない」が 24.0%となっていた。「4. その他」としては、「既存の支援調整会議で対応できているから」「他の会議体で対応できているから」「設置をしなくても関係機関と連携が取れているから」などが挙げられていた。

一方、「都道府県」では「4. その他」が 40.9%と最も高く、次いで「1. 必要性を感じない」が 36.4%、「3. 必要性は感じ、かつ、設置プロセスも理解はしているが、人員不足等により設置に向けた取組ができていない」が 22.7%となっていた。「4. その他」としては、「関係機関と情報共有ができるため」「設置や運営が困難なため」「既存の支援調整会議で対応できているから」などが挙げられていた。

図表III-2-10 「支援会議」を設置しない理由

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
1. 必要性を感じない	104	35.6%	8	36.4%
2. 必要性は感じるが、どのように設置すればよいかわからない	24	8.2%	0	0.0%
3. 必要性は感じ、かつ、設置プロセスも理解はしているが、人員不足等により設置に向けた取組ができていない	70	24.0%	5	22.7%
4. その他	88	30.1%	9	40.9%
無回答	6	2.1%	0	0.0%
合計	292	100.0%	22	100.0%



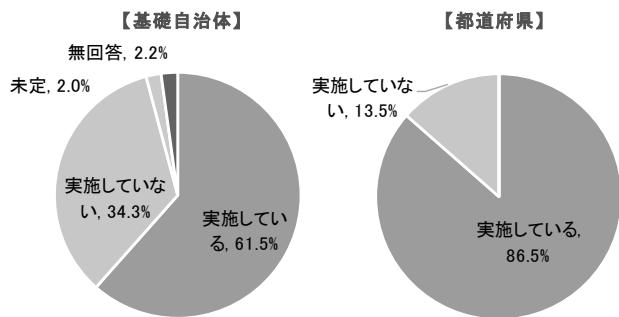
#### ④「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況について

##### 1) 「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況

生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況については、「実施している」の割合が「都道府県」では86.5%、「基礎自治体」では61.5%となっていた。

図表III-2-11 「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況

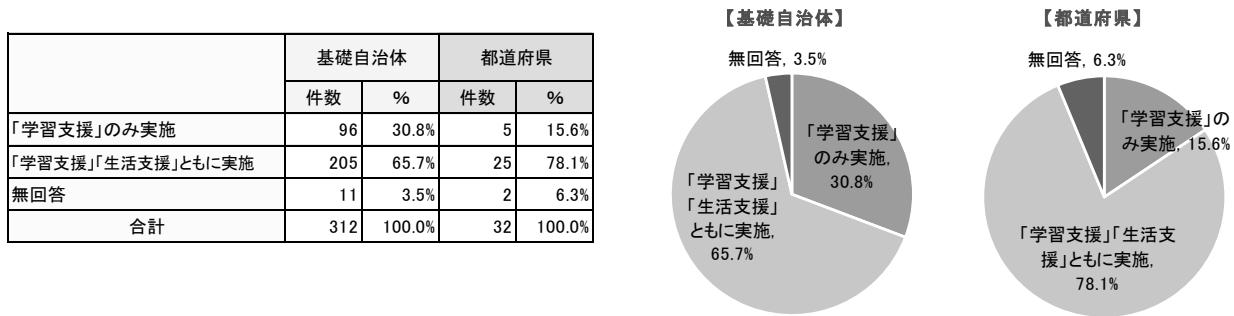
	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
実施している	312	61.5%	32	86.5%
実施していない	174	34.3%	5	13.5%
未定	10	2.0%	0	0.0%
無回答	11	2.2%	0	0.0%
合計	507	100.0%	37	100.0%



##### 2) 「子どもの学習・生活支援事業」の実施内容

「子どもの学習・生活支援事業」を「実施している」と回答した自治体に「子どもの学習・生活支援事業」の実施内容について聞いたところ、「学習支援」「生活支援」とともに実施」の割合が「都道府県」では78.1%、「基礎自治体」では65.7%となっており、「基礎自治体」では「「学習支援」のみ実施」の割合が30.8%となっていた。

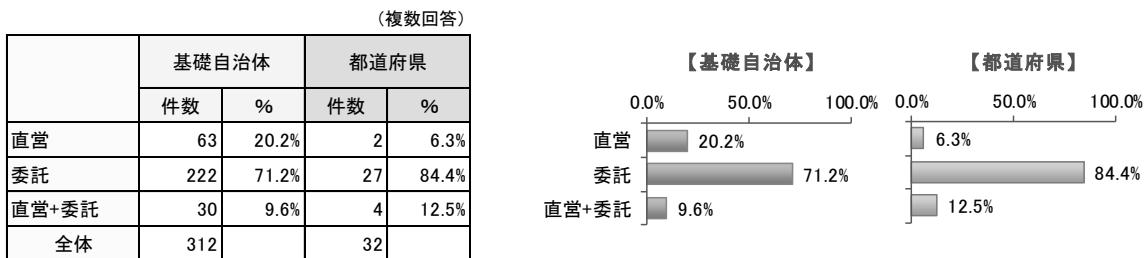
図表III-2-12 「子どもの学習・生活支援事業」の実施内容



### 3) 「学習支援」の運営形態

「子どもの学習・生活支援事業」を「実施している」と回答した自治体に、「学習支援」の運営形態を聞いたところ、「基礎自治体」「都道府県」とともに「委託」の割合が最も高く、それぞれ 71.2%、84.4% となっているが、「基礎自治体」では「直営」の割合が「都道府県」よりも高く、20.2%となっていた。

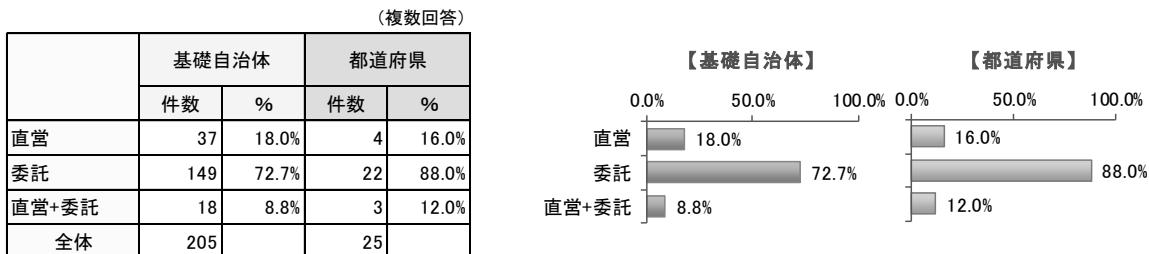
図表III-2-13 「学習支援」の運営形態



### 4) 「生活支援」の運営形態

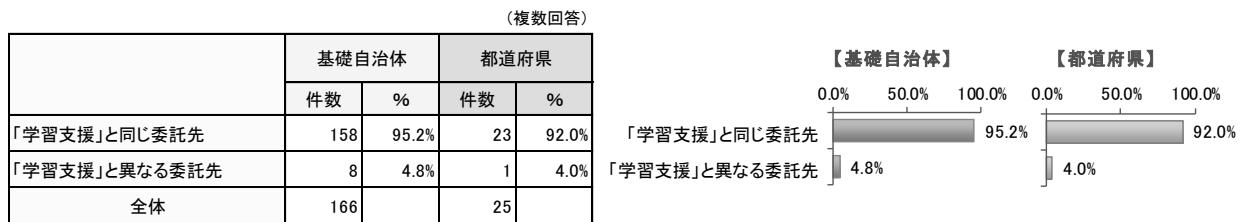
「「学習支援」「生活支援」とともに実施している」と回答した自治体に、「生活支援」の運営形態を聞いたところ、「基礎自治体」「都道府県」とともに「委託」の割合が最も高く、それぞれ 72.7%、88.0% となっていた。

図表III-2-14 「生活支援」の運営形態



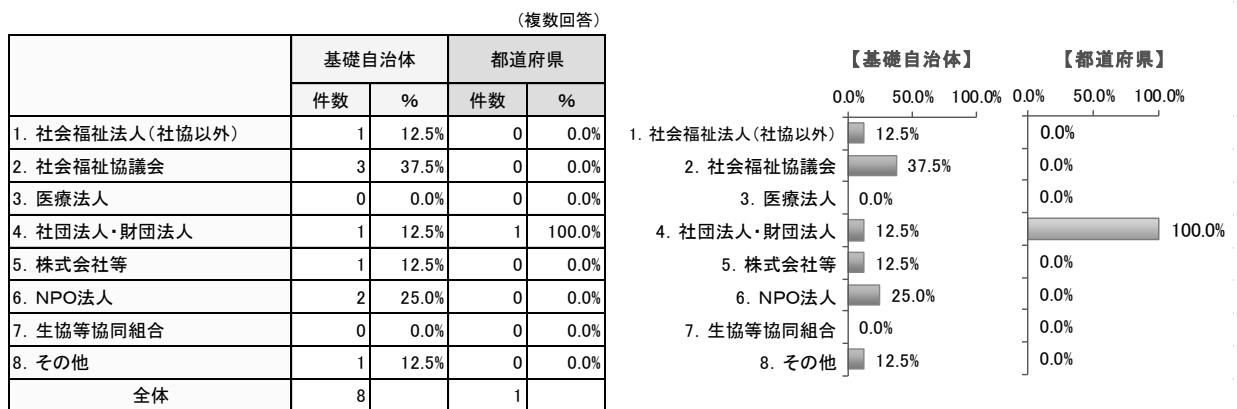
運営形態が「委託」「直営+委託」と回答した場合、「生活支援」の委託先が「学習支援」の委託先と同じかどうかを聞いたところ、「学習支援」と同じ委託先の割合が「基礎自治体」「都道府県」とともに9割を超えていた。

図表III-2-15 「生活支援」と「学習支援」の委託先



「生活支援」の委託先が「学習支援」と異なる」と回答した自治体に、その委託先を聞いたところ、「基礎自治体」では「2. 社会福祉協議会」が37.5%、「6. NPO法人」が25.0%であった。また、「都道府県」で回答のあった1カ所は「4. 社団法人・財団法人」であった。

図表III-2-16 「生活支援」の委託先

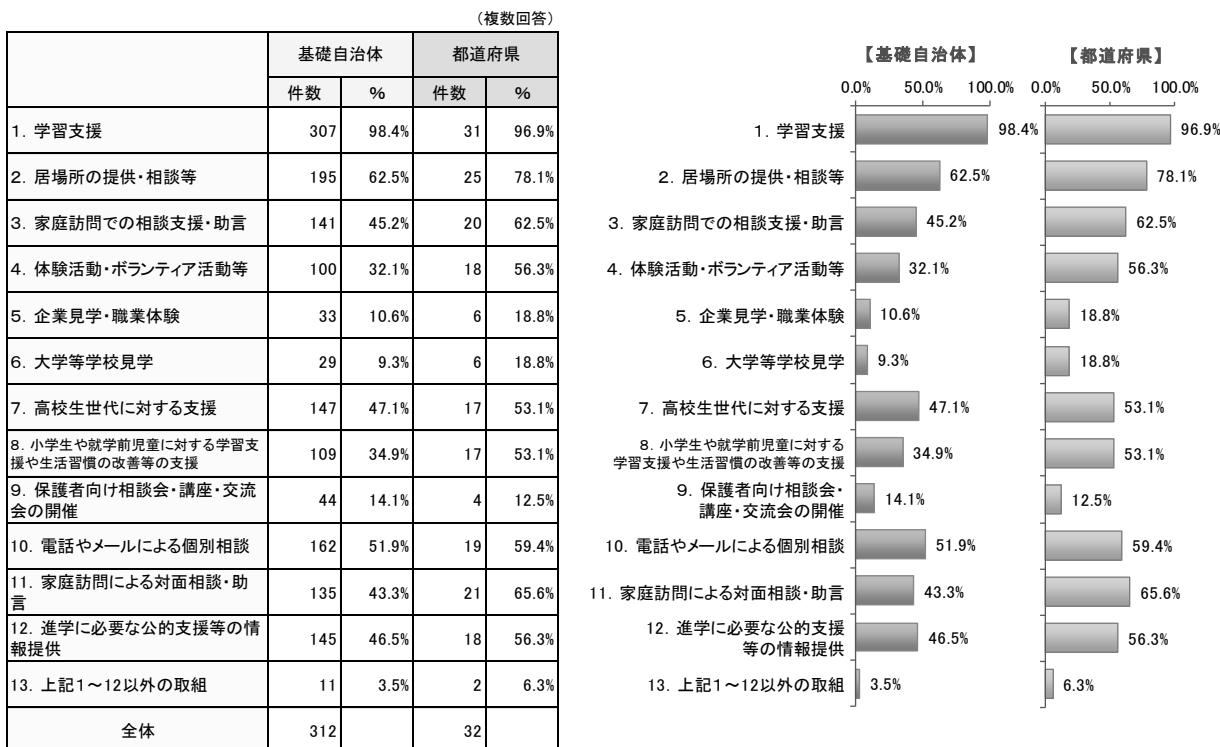


## 5) 「子どもの学習・生活支援事業」の具体的な支援内容

「子どもの学習・生活支援事業」の具体的な支援内容を聞いたところ、「基礎自治体」では、「1. 学習支援」の割合が 98.4%と最も高く、次いで「2. 居場所の提供・相談等」が 62.5%、「10. 電話やメールによる個別相談」が 51.9%、「7. 高校生世代に対する支援」が 47.1%となっていた。

一方、「都道府県」では、「1. 学習支援」の割合が 96.9%と最も高く、次いで「2. 居場所の提供・相談等」が 78.1%、「11. 家庭訪問による対面相談・助言」が 65.6%、「3. 家庭訪問での相談支援・助言」が 62.5%となっていた。

図表III-2-17 「子どもの学習・生活支援事業」の具体的な支援内容

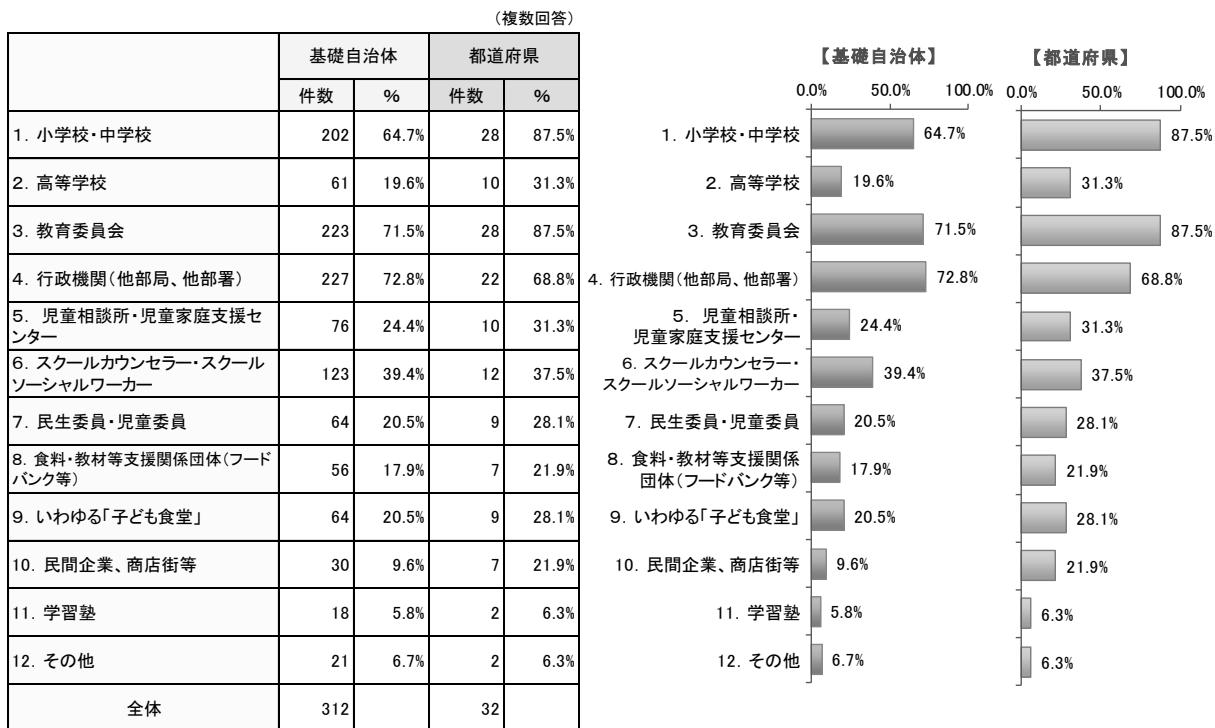


## 6) 「子どもの学習・生活支援事業」を実施するにあたっての連携先

「子どもの学習・生活支援事業」を実施するにあたっての連携先（具体的に連携している又は連携できる体制をとれている機関）について聞いたところ、「基礎自治体」では、「4. 行政機関（他部局、他部署）」の割合が72.8%と最も高く、次いで「3. 教育委員会」が71.5%、「1. 小学校・中学校」が64.7%となっていた。

一方、「都道府県」では、「1. 小学校・中学校」「3. 教育委員会」の割合がともに87.5%と最も高く、次いで「4. 行政機関（他部局、他部署）」が68.8%となっていた。

図表III-2-18 「子どもの学習・生活支援事業」を実施するにあたっての連携先

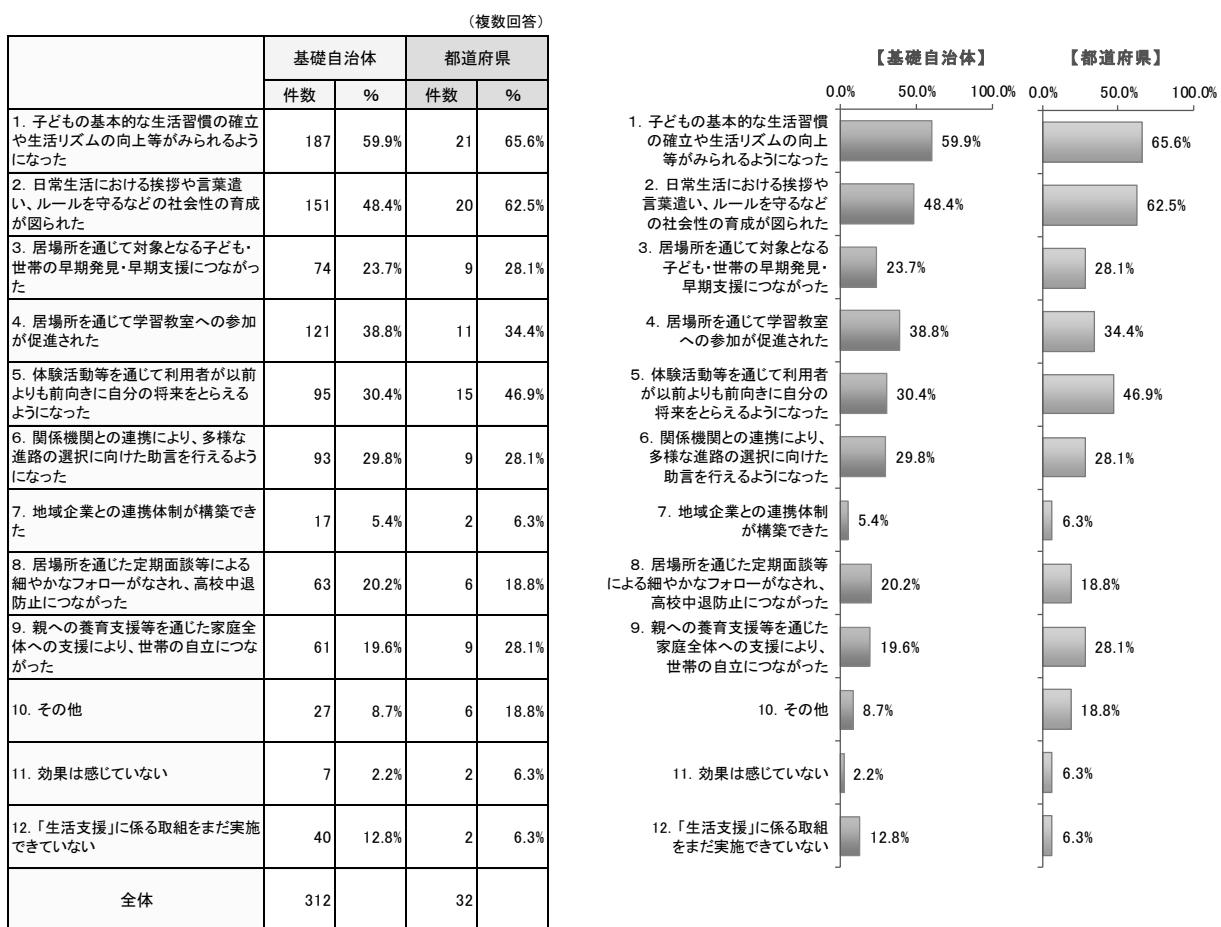


## 7) 子どもの学習支援事業の強化（「子どもの学習・生活支援事業」）による効果

子どもの学習支援事業の強化（「子どもの学習・生活支援事業」）により、どのような効果があったかを聞いたところ、「基礎自治体」では「1. 子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上等がみられるようになった」の割合が59.9%と最も高く、次いで「2. 日常生活における挨拶や言葉遣い、ルールを守るなどの社会性の育成が図られた」が48.4%、「4. 居場所を通じて学習教室への参加が促進された」が38.8%となっていた。

一方、「都道府県」では、「1. 子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上等がみられるようになった」の割合が65.6%と最も高く、次いで「2. 日常生活における挨拶や言葉遣い、ルールを守るなどの社会性の育成が図られた」が62.5%、「5. 体験活動等を通じて利用者が以前よりも前向きに自分の将来をとらえるようになった」が46.9%となっていた。

図表III-2-19 子どもの学習支援事業の強化（「子どもの学習・生活支援事業」）による効果



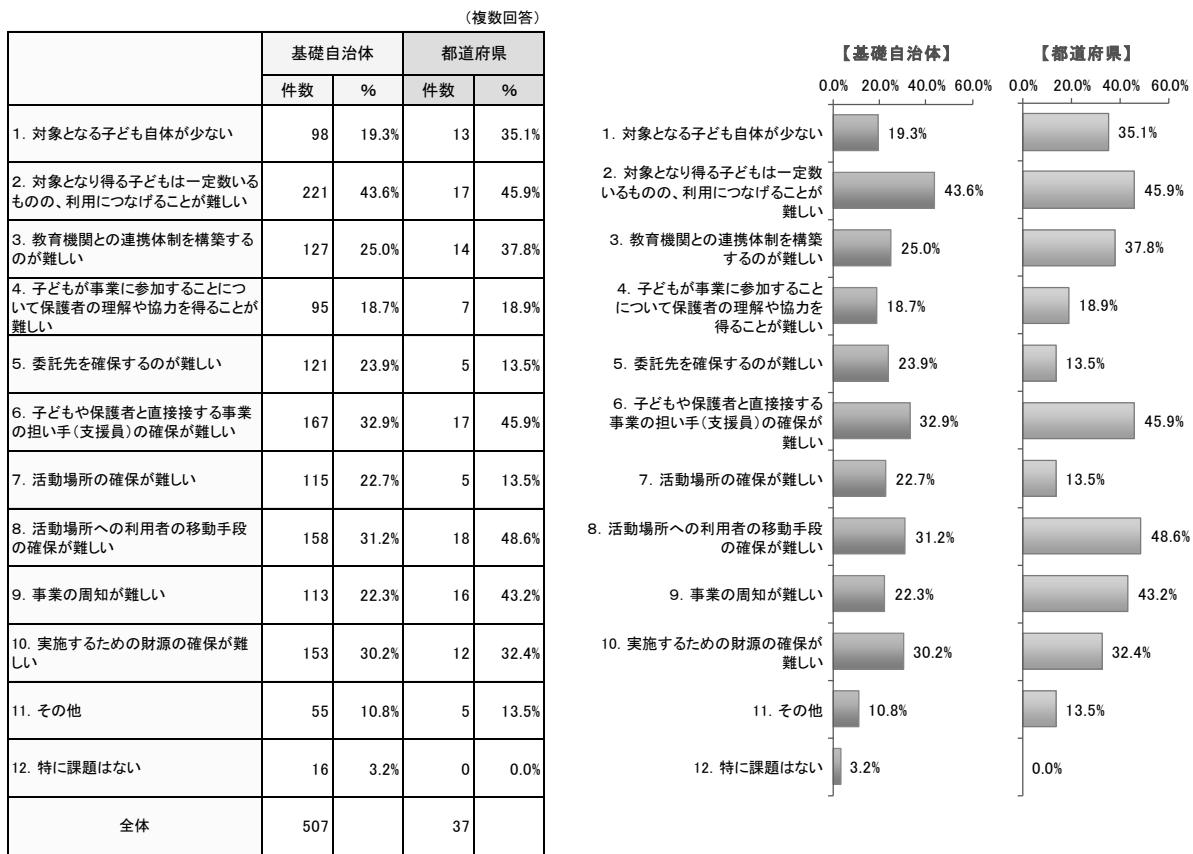
### 8) 「子どもの学習・生活支援事業」の実施にあたっての課題

「子どもの学習・生活支援事業」の実施にあたって課題となっていることを聞いたところ、「基礎自治体」では、「2. 対象となり得る子どもは一定数いるものの、利用につなげることが難しい」の割合が 43.6% と最も高く、次いで「6. 子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい」が 32.9%、「8. 活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい」が 31.2%となっていた。

一方、「都道府県」では、「8. 活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい」の割合が 48.6% と最も高く、次いで、「2. 対象となり得る子どもは一定数いるものの、利用につなげることが難しい」と「6. 子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい」がともに 45.9%、「9. 事業の周知が難しい」が 43.2%となっていた。

また、「子どもの学習・生活支援事業」の実施有無別にみると、事業を実施している「基礎自治体」では、「2. 対象となり得る子どもは一定数いるものの、利用につなげることが難しい」の割合が最も高いが、事業を実施していない「基礎自治体」では、「5. 委託先を確保するのが難しい」が 43.0%、「10. 実施するための財源の確保が難しい」が 41.5%となっていた。

図表III-2-20 「子どもの学習・生活支援事業」の実施にあたっての課題



図表III-2-21 「子どもの学習・生活支援事業」の実施にあたっての課題（事業の実施有無別）

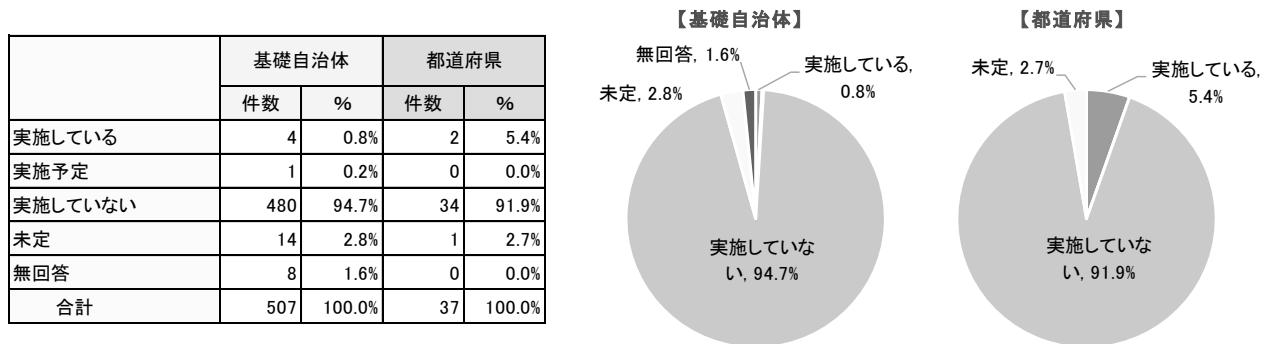
	基礎自治体				都道府県			
	事業を実施している自治体		事業を実施していない自治体		事業を実施している自治体		事業を実施していない自治体	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 対象となる子ども自体が少ない	33	10.5%	65	33.7%	8	25.0%	5	100.0%
2. 対象となり得る子どもは一定数いるものの、利用につなげることが難しい	186	59.2%	35	18.1%	17	53.1%	0	0.0%
3. 教育機関との連携体制を構築するのが難しい	87	27.7%	40	20.7%	13	40.6%	1	20.0%
4. 子どもが事業に参加することについて保護者の理解や協力を得ることが難しい	72	22.9%	23	11.9%	6	18.8%	1	20.0%
5. 委託先を確保するのが難しい	38	12.1%	83	43.0%	5	15.6%	0	0.0%
6. 子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)の確保が難しい	98	31.2%	69	35.8%	17	53.1%	0	0.0%
7. 活動場所の確保が難しい	71	22.6%	44	22.8%	5	15.6%	0	0.0%
8. 活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい	106	33.8%	42	21.8%	16	50.0%	2	40.0%
9. 事業の周知が難しい	94	29.9%	19	9.8%	16	50.0%	0	0.0%
10. 実施するための財源の確保が難しい	73	23.2%	80	41.5%	12	37.5%	0	0.0%
11. その他	21	6.7%	34	17.6%	4	12.5%	1	20.0%
12. 特に課題はない	11	3.5%	5	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
全体	314		193		32		5	

## ⑤「地域居住支援事業」の実施状況について

### 1) 「地域居住支援事業」の実施状況

生活困窮者自立支援法の改正に伴い一時生活支援事業を拡充して創設された「地域居住支援事業」の実施状況について聞いたところ、「実施している」の割合は、「都道府県」では 5.4%、「基礎自治体」では 0.8%となっており、9 割以上の自治体が実施をしていなかった。

図表Ⅲ-2-22 「地域居住支援事業」の実施状況



### 2) 「地域居住支援事業」の実施による効果

「地域居住支援事業」を「実施している」と回答した自治体に、事業の実施によりどのような効果があったかを聞いたところ、「基礎自治体」では、4 自治体のうち 2 自治体が「1. 利用者の社会的孤立状態を防ぐことができるようになった」「2. 利用者の就労に向けて効果的な支援ができる」「5. 事業を通じて地域の大家・不動産事業者の遊休資源の活用につながった」と回答していた。

一方、「都道府県」では、2 自治体が「1. 利用者の社会的孤立状態を防ぐことができるようになった」、1 自治体が「5. 事業を通じて地域の大家・不動産事業者の遊休資源の活用につながった」と回答していた。

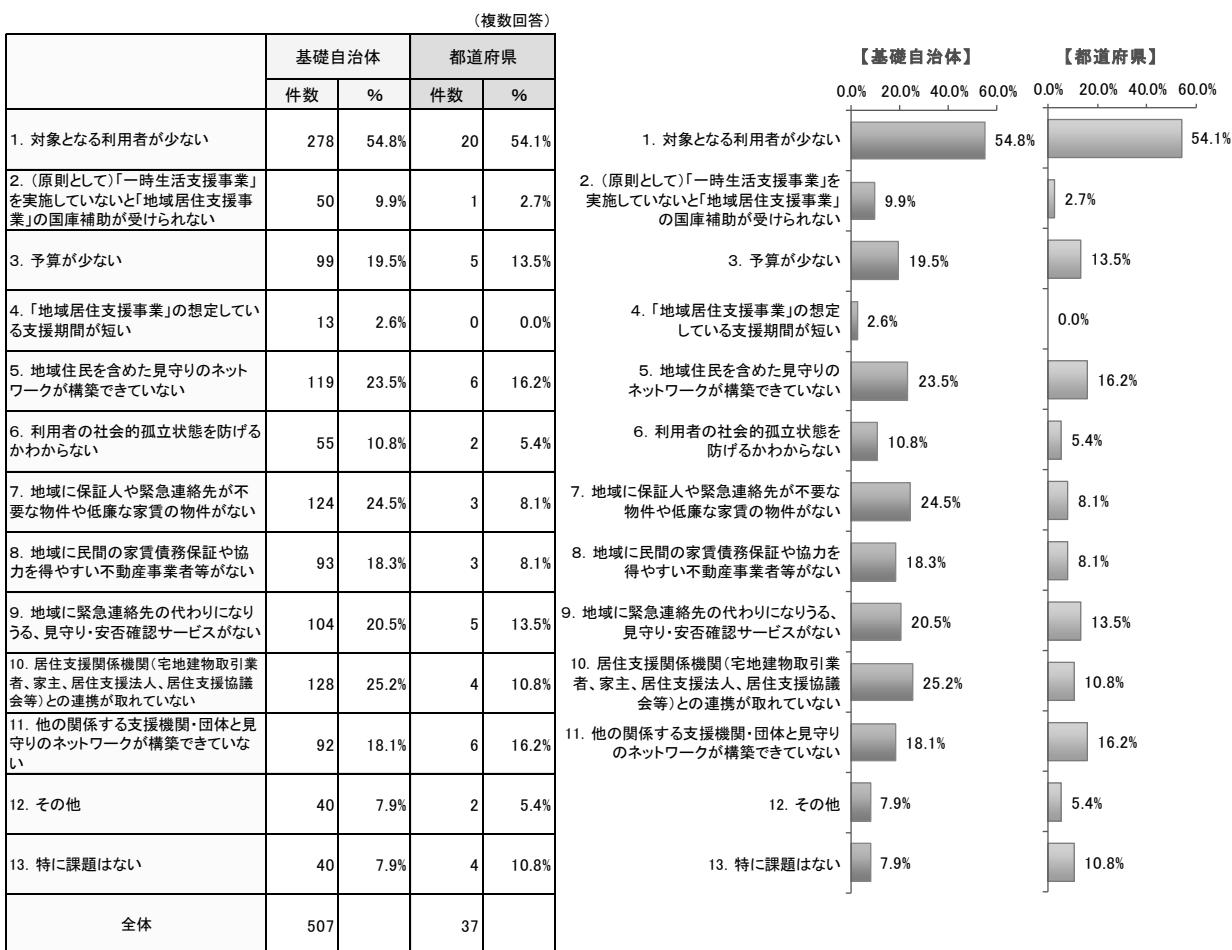
図表Ⅲ-2-23 「地域居住支援事業」の実施による効果

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
1. 利用者の社会的孤立状態を防ぐことができるようになった	2	50.0%	2	100.0%
2. 利用者の就労に向けて効果的な支援ができる	2	50.0%	0	0.0%
3. 利用者の近隣の住民等と助け合いの環境を整えることができた	0	0.0%	0	0.0%
4. 事業を通じて地域の支援団体とのネットワークが構築できた	0	0.0%	0	0.0%
5. 事業を通じて地域の大家・不動産事業者の遊休資源の活用につながった	2	50.0%	1	50.0%
6. 事業を通じてその他の地域の社会資源の活性化につながった	0	0.0%	0	0.0%
7. その他	1	25.0%	0	0.0%
8. 効果は感じていない	1	25.0%	0	0.0%
全体	4		2	

### 3) 「地域居住支援事業」の実施にあたっての課題

「地域居住支援事業」の実施にあたって課題となっていることを聞いたところ、「基礎自治体」「都道府県」とともに「1. 対象となる利用者が少ない」の割合が最も高く、それぞれ 54.8%、54.1%となっていたが、「基礎自治体」では、「7. 地域に保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件がない」「10. 居住支援関係機関（宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等）との連携が取れていない」などで「都道府県」よりも割合が高く、それぞれ 24.5%、25.2%となっていた。

図表III-2-24 「地域居住支援事業」の実施にあたっての課題

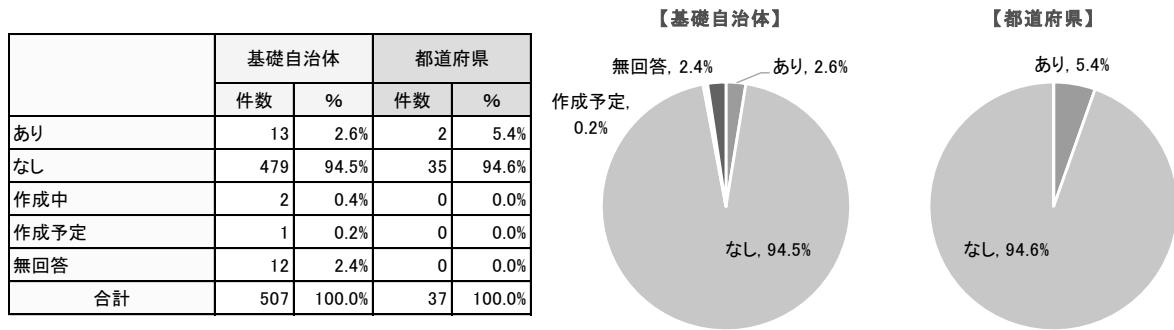


## ⑥「認定就労訓練事業」の実施の更なる促進について

### 1) 「認定就労訓練事業所」の優先発注基準の有無

「認定就労訓練事業所」の優先発注基準の有無について聞いたところ、「あり」との回答は、「基礎自治体」で2.6%、「都道府県」で5.4%であった。

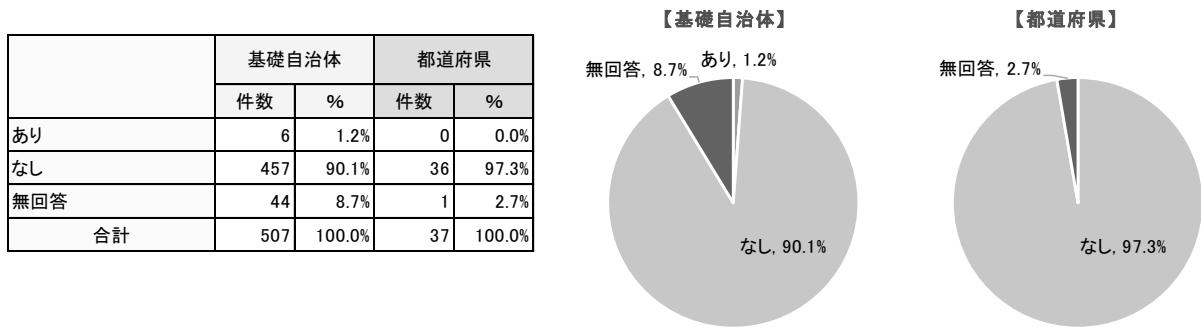
図表Ⅲ-2-25 「認定就労訓練事業所」の優先発注基準の有無



### 2) 「認定就労訓練事業所」から優先的に調達した実績

これまで「認定就労訓練事業所」から優先的に調達した実績があるかを聞いたところ、「あり」との回答は、「基礎自治体」で1.2%、「都道府県」では0件であった。

図表Ⅲ-2-26 「認定就労訓練事業所」から優先的に調達した実績



### 3) 「認定就労訓練事業所」からの優先的な調達を推進するための取組意向

「認定就労訓練事業所」からの優先的な調達を推進するための取組意向について①～⑦の各項目について聞いたところ、いずれの項目も「基礎自治体」では約6割が「未定・わからない」、「都道府県」では約7割が「未定・わからない」と回答していた。

図表III-2-27 「認定就労訓練事業所」からの優先的な調達を推進するための取組意向

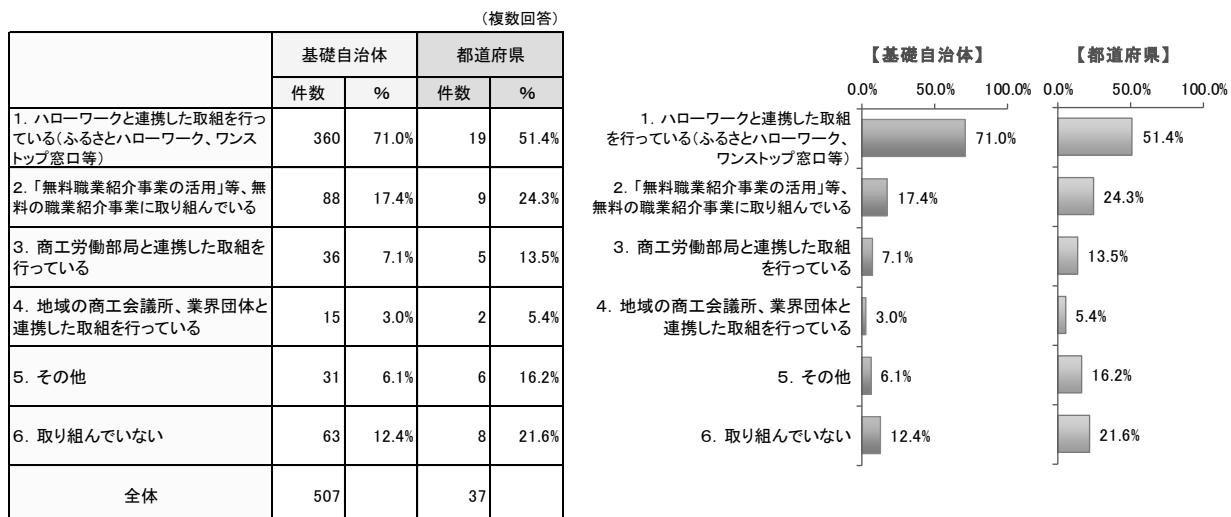
	基礎自治体							都道府県						
	現在実施しており今後も実施したい	現在実施していないが今後実施予定がある	今後も実施する予定はない	未定・わからない	現在実施しているが、今後はやめたい	無回答	合計	現在実施しており今後も実施したい	現在実施していないが今後実施予定がある	今後も実施する予定はない	未定・わからない	現在実施しているが、今後はやめたい	無回答	合計
①条例・規則の制定(対象に認定就労訓練事業所を追加)	1 0.2%	1 0.2%	114 22.5%	320 63.1%	0 0.0%	71 14.0%	507 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 27.0%	26 70.3%	0 0.0%	1 2.7%	37 100.0%
②要綱・指針の策定	6 1.2%	2 0.4%	111 21.9%	317 62.5%	0 0.0%	71 14.0%	507 100.0%	1 2.7%	0 0.0%	9 24.3%	27 73.0%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
③一般競争入札(総合評価方式)における加点	0 0.0%	0 0.0%	114 22.5%	322 63.5%	0 0.0%	71 14.0%	507 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 29.7%	26 70.3%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
④指名競争入札における優先指名	0 0.0%	0 0.0%	116 22.9%	319 62.9%	0 0.0%	72 14.2%	507 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 29.7%	26 70.3%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
⑤随意契約における優先的な取扱い	10 2.0%	4 0.8%	109 21.5%	311 61.3%	0 0.0%	73 14.4%	507 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 24.3%	28 75.7%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
⑥指定管理者の選定における優先的な取扱い	0 0.0%	0 0.0%	113 22.3%	323 63.7%	0 0.0%	71 14.0%	507 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 29.7%	26 70.3%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
⑦上記③～⑥に係る企業への啓発や職場環境整備等の支援	0 0.0%	0 0.0%	110 21.7%	324 63.9%	0 0.0%	73 14.4%	507 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 24.3%	28 75.7%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%

#### 4) そのほかの生活困窮者に向けた就労支援の取組

生活困窮者に向けた職業紹介や求人開拓等の就労支援に関してどのような取組を行っているかを聞いたところ、「基礎自治体」では「1. ハローワークと連携した取組を行っている（ふるさとハローワーク、ワンストップ窓口等）」の割合が 71.0%、「2. 「無料職業紹介事業の活用」等、無料の職業紹介事業に取り組んでいる」が 17.4%となっていた。

一方、「都道府県」では、「1. ハローワークと連携した取組を行っている（ふるさとハローワーク、ワンストップ窓口等）」の割合が 51.4%、「2. 「無料職業紹介事業の活用」等、無料の職業紹介事業に取り組んでいる」が 24.3%、「3. 商工労働部局と連携した取組を行っている」が 13.5%となっていた。

図表III-2-28 そのほかの生活困窮者に向けた就労支援の取組

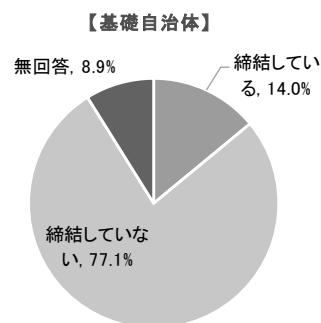


## 5) 「雇用対策協定」の締結（※基礎自治体のみ回答）

「雇用対策協定」の締結について「基礎自治体」に聞いたところ、「締結している」と回答した割合が14.0%、「締結していない」が77.1%であった。

図表III-2-29 そのほかの生活困窮者に向けた就労支援の取組

	基礎自治体	
	件数	%
締結している	71	14.0%
締結していない	391	77.1%
無回答	45	8.9%
合計	507	100.0%



## ⑦高齢困難者等への支援

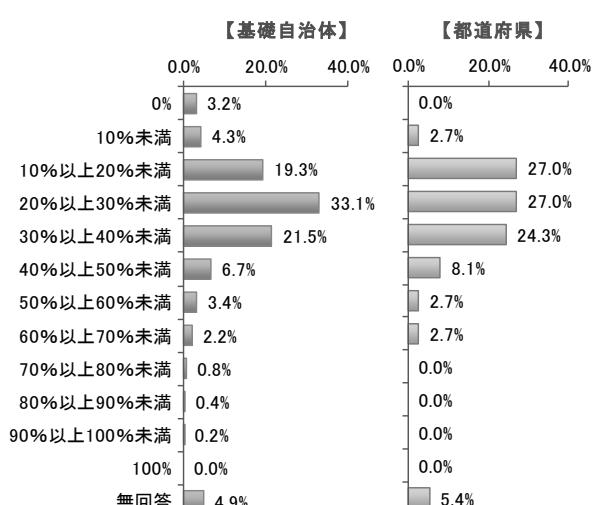
### 1) 新規相談者に占める高齢者の割合

令和元年4月～令和2年3月の1年間の自立相談支援機関における新規相談者に占める高齢者の割合を聞いたところ、「基礎自治体」では「20%以上30%未満」と回答した自治体の割合が33.1%と最も高く、次いで「30%以上40%未満」が21.5%、「10%以上20%未満」が19.3%となっており、平均は26.1%であった。

一方、「都道府県」では、「10%以上20%未満」「20%以上30%未満」の割合が27.0%、「30%以上40%未満」が24.3%となっており、平均は25.5%であった。

図表III-2-30 新規相談者に占める高齢者の割合

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
0%	16	3.2%	0	0.0%
10%未満	22	4.3%	1	2.7%
10%以上20%未満	98	19.3%	10	27.0%
20%以上30%未満	168	33.1%	10	27.0%
30%以上40%未満	109	21.5%	9	24.3%
40%以上50%未満	34	6.7%	3	8.1%
50%以上60%未満	17	3.4%	1	2.7%
60%以上70%未満	11	2.2%	1	2.7%
70%以上80%未満	4	0.8%	0	0.0%
80%以上90%未満	2	0.4%	0	0.0%
90%以上100%未満	1	0.2%	0	0.0%
100%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	25	4.9%	2	5.4%
合計	507	100.0%	37	100.0%
平均	26.1 %		25.5 %	



## 2) 高齢困窮者等に対する支援

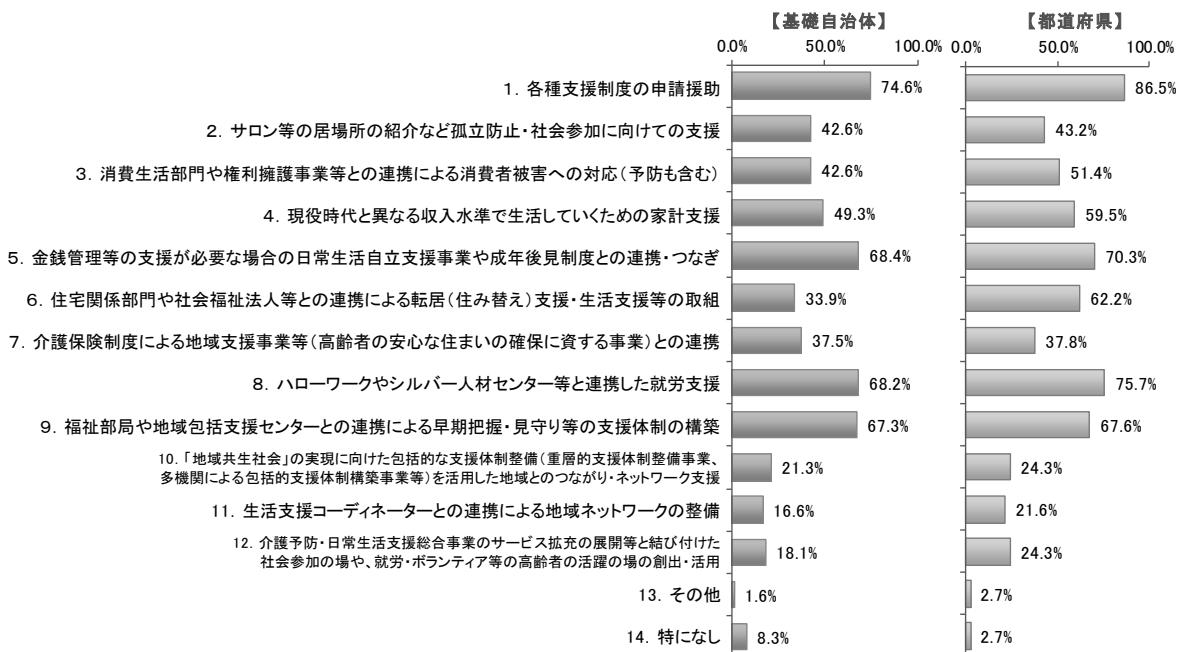
自治体が実施する自立相談支援事業における支援や、ほかに活用・連携することができる高齢困窮者等に向けた支援策・支援メニュー等としてどのようなものがあるかを聞いたところ、「基礎自治体」では、「1. 各種支援制度の申請援助」の割合が 74.6%と最も高く、次いで「5. 金銭管理等の支援が必要な場合の日常生活自立支援事業や成年後見制度との連携・つなぎ」が 68.4%、「8. ハローワークやシルバー人材センター等と連携した就労支援」が 68.2%であった。

一方、「都道府県」では、「1. 各種支援制度の申請援助」の割合が 86.5%と最も高く、次いで「8. ハローワークやシルバー人材センター等と連携した就労支援」が 75.7%、「5. 金銭管理等の支援が必要な場合の日常生活自立支援事業や成年後見制度との連携・つなぎ」が 70.3%であった。また、「都道府県」では「6. 住宅関係部門や社会福祉法人等との連携による転居（住み替え）支援・生活支援等の取組」の割合が「基礎自治体」よりも高く 62.2%となっていた。

図表III-2-31 高齢困窮者等に対する支援

(複数回答)

		基礎自治体		都道府県	
		件数	%	件数	%
主に個人への支援	1. 各種支援制度の申請援助	378	74.6%	32	86.5%
	2. サロン等の居場所の紹介など孤立防止・社会参加に向けての支援	216	42.6%	16	43.2%
	3. 消費生活部門や権利擁護事業等との連携による消費者被害への対応(予防も含む)	216	42.6%	19	51.4%
	4. 現役時代と異なる収入水準で生活していくための家計支援	250	49.3%	22	59.5%
	5. 金銭管理等の支援が必要な場合の日常生活自立支援事業や成年後見制度との連携・つなぎ	347	68.4%	26	70.3%
	6. 住宅関係部門や社会福祉法人等との連携による転居(住み替え)支援・生活支援等の取組	172	33.9%	23	62.2%
	7. 介護保険制度による地域支援事業等(高齢者の安心な住まいの確保に資する事業)との連携	190	37.5%	14	37.8%
	8. ハローワークやシルバー人材センター等と連携した就労支援	346	68.2%	28	75.7%
主に対地域への支援	9. 福祉部局や地域包括支援センターとの連携による早期把握・見守り等の支援体制の構築	341	67.3%	25	67.6%
	10. 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制整備(重層的支援体制整備事業、多機関による包括的支援体制構築事業等)を活用した地域とのつながり・ネットワーク支援	108	21.3%	9	24.3%
	11. 生活支援コーディネーターとの連携による地域ネットワークの整備	84	16.6%	8	21.6%
	12. 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス拡充の展開等と結び付けた社会参加の場や、就労・ボランティア等の高齢者の活躍の場の創出・活用	92	18.1%	9	24.3%
	13. その他	8	1.6%	1	2.7%
	14. 特になし	42	8.3%	1	2.7%
	全体	507		37	



## ⑧人員の配置

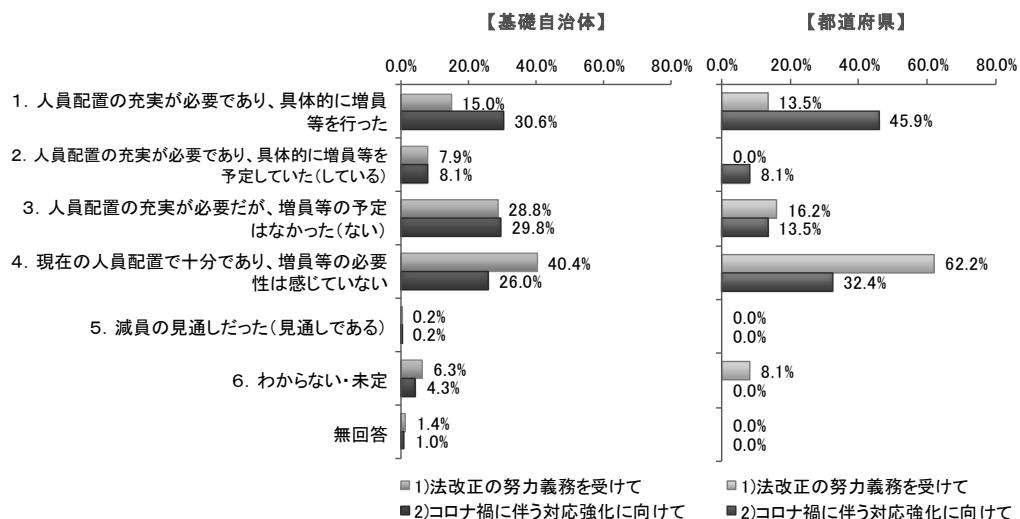
### 1) 自立相談支援機関における支援員の配置状況

改正法において、自立相談支援事業の適切な人員の配置に関する努力義務が示されたが（第4条関係）、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、住居確保給付金の支給対象の拡大等に伴う対応としても自立相談支援機関の体制強化が図られているため、「1) 法改正の努力義務を受けて」と「2) コロナ禍に伴う対応強化に向けて」のそれぞれについて自立相談支援事業の人員配置の状況を聞いた結果は以下のとおりである。

「1) 法改正の努力義務を受けて」では、「基礎自治体」「都道府県」とともに「4. 現在の人員配置で十分であり、増員等の必要性は感じていない」の割合が最も高く、それぞれ 40.4%、62.2%となっていたが、「2) コロナ禍に伴う対応強化に向けて」では、「1. 人員配置の充実が必要であり、具体的に増員等を行った」の割合が最も高くなり、「基礎自治体」では、「1) 法改正の努力義務を受けて」よりも 15.6 ポイント増の 30.6%、「都道府県」では「1) 法改正の努力義務を受けて」よりも 32.4 ポイント増の 45.9%であった。

図表III-2-32 自立相談支援機関における支援員の配置状況

	基礎自治体				都道府県			
	1)法改正の努力義務を受けて		2)コロナ禍に伴う対応強化に向けて		1)法改正の努力義務を受けて		2)コロナ禍に伴う対応強化に向けて	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 人員配置の充実が必要であり、具体的に増員等を行った	76	15.0%	155	30.6%	5	13.5%	17	45.9%
2. 人員配置の充実が必要であり、具体的に増員等を予定していた(している)	40	7.9%	41	8.1%	0	0.0%	3	8.1%
3. 人員配置の充実が必要だが、増員等の予定はなかった(ない)	146	28.8%	151	29.8%	6	16.2%	5	13.5%
4. 現在の人員配置で十分であり、増員等の必要性は感じていない	205	40.4%	132	26.0%	23	62.2%	12	32.4%
5. 減員の見通しだった(見通しである)	1	0.2%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
6. わからない・未定	32	6.3%	22	4.3%	3	8.1%	0	0.0%
無回答	7	1.4%	5	1.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	507	100.0%	507	100.0%	37	100.0%	37	100.0%



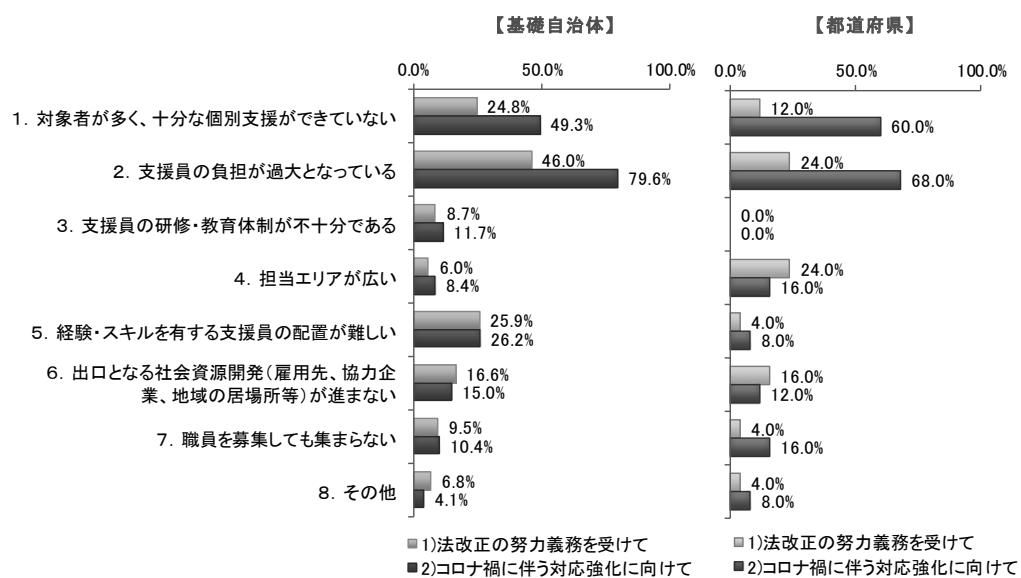
自立相談支援機関における支援員の配置状況で、「1) 法改正の努力義務を受けて」と「2) コロナ禍に伴う対応強化に向けて」のいずれか（または両方）において「1. 人員配置の充実が必要であり、具体的に増員等を行った」「2. 人員配置の充実が必要であり、具体的に増員等を予定していた（している）」「3. 人員配置の充実が必要だが、増員等の予定はなかった（ない）」と回答した場合、その理由について聞いた結果は以下のとおりである。

「2) コロナ禍に伴う対応強化に向けて」では、「1. 対象者が多く、十分な個別支援ができるていない」と「2. 支援員の負担が過大となっている」の割合が「1) 法改正の努力義務を受けて」と比べて高くなってしまい、「基礎自治体」では、それぞれ 49.3%、79.6%、「都道府県」では、それぞれ 60.0%、68.0%となっていた。

図表III-2-33 支援員の人員配置の充実が必要な理由

(複数回答)

	基礎自治体				都道府県			
	1)法改正の努力義務を受けて		2)コロナ禍に伴う対応強化に向けて		1)法改正の努力義務を受けて		2)コロナ禍に伴う対応強化に向けて	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 対象者が多く、十分な個別支援ができるていない	91	24.8%	181	49.3%	3	12.0%	15	60.0%
2. 支援員の負担が過大となっている	169	46.0%	292	79.6%	6	24.0%	17	68.0%
3. 支援員の研修・教育体制が不十分である	32	8.7%	43	11.7%	0	0.0%	0	0.0%
4. 担当エリアが広い	22	6.0%	31	8.4%	6	24.0%	4	16.0%
5. 経験・スキルを有する支援員の配置が難しい	95	25.9%	96	26.2%	1	4.0%	2	8.0%
6. 出口となる社会資源開発(雇用先、協力企業、地域の居場所等)が進まない	61	16.6%	55	15.0%	4	16.0%	3	12.0%
7. 職員を募集しても集まらない	35	9.5%	38	10.4%	1	4.0%	4	16.0%
8. その他	25	6.8%	15	4.1%	1	4.0%	2	8.0%
全体	367		367		25		25	

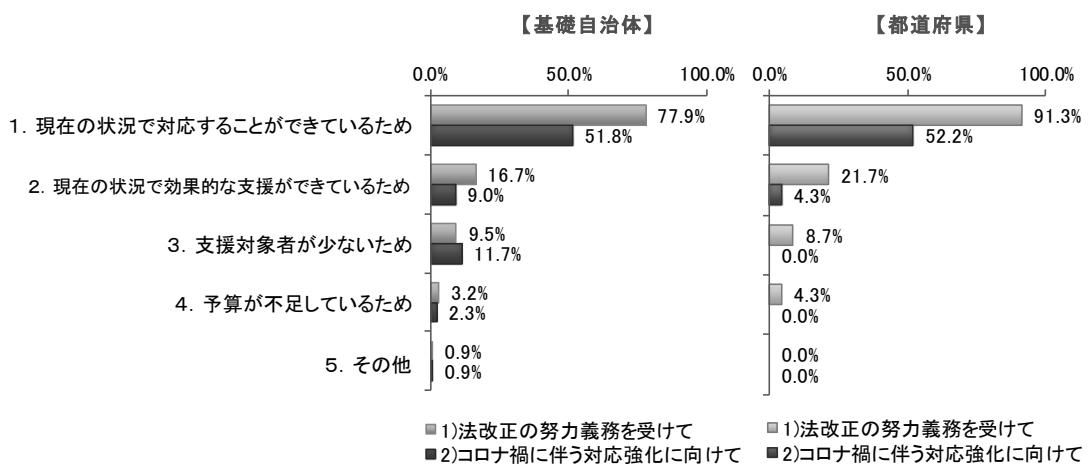


自立相談支援機関における支援員の配置状況で、「1) 法改正の努力義務を受けて」と「2) コロナ禍に伴う対応強化に向けて」のいずれか（または両方）において「4. 現在の人員配置で十分であり、増員等の必要性は感じていない」「5. 減員の見通しだった（見通しである）」と回答した場合、その理由について聞いた結果は以下のとおりである。

「1) 法改正の努力義務を受けて」では、「基礎自治体」「都道府県」とともに「1. 現在の状況で対応することができているため」の割合が高く、それぞれ 77.9%、91.3%となっていたが、「2) コロナ禍に伴う対応強化に向けて」では、その割合が低くなり、「基礎自治体」で 51.8%、「都道府県」で 52.2%となっていた。

図表III-2-34 支援員の人員配置の充実が必要ない理由

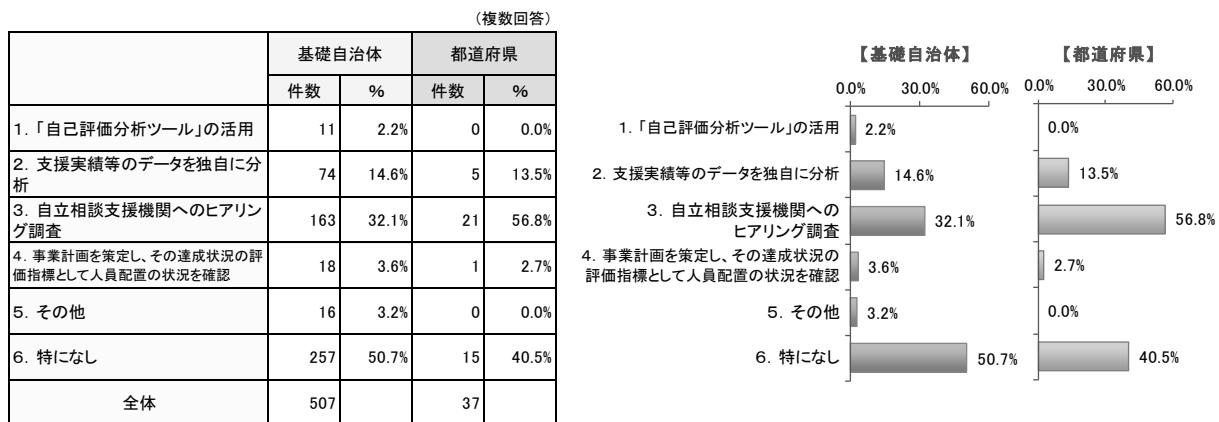
	基礎自治体				都道府県			
	1)法改正の努力義務を受けて		2)コロナ禍に伴う対応強化に向けて		1)法改正の努力義務を受けて		2)コロナ禍に伴う対応強化に向けて	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 現在の状況で対応することができているため	173	77.9%	115	51.8%	21	91.3%	12	52.2%
2. 現在の状況で効果的な支援ができているため	37	16.7%	20	9.0%	5	21.7%	1	4.3%
3. 支援対象者が少ないため	21	9.5%	26	11.7%	2	8.7%	0	0.0%
4. 予算が不足しているため	7	3.2%	5	2.3%	1	4.3%	0	0.0%
5. その他	2	0.9%	2	0.9%	0	0.0%	0	0.0%
全体	222		222		23		23	



## 2) 適切な人員配置の促進のための取組

自立相談支援事業における人員配置の状況を評価するために取り組んでいることについて聞いたところ、「基礎自治体」では「3. 自立相談支援機関へのヒアリング調査」が32.1%、「2. 支援実績等のデータを独自に分析」が14.6%となっていたが、半数の自治体が「6. 特になし」と回答していた。一方、「都道府県」では56.8%が「3. 自立相談支援機関へのヒアリング調査」を実施しているが、「6. 特になし」も4割を超えていた。

図表III-2-35 適切な人員配置の促進のための取組



## (3) その他関連事業等の取組状況

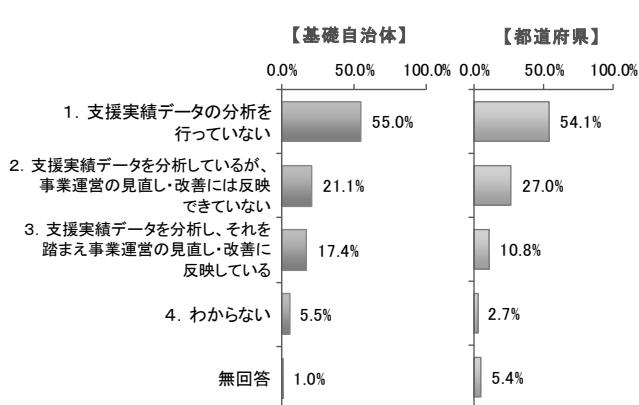
### ① 支援実績等の分析・評価について

#### 1) 自立相談支援事業の支援実績の分析

自治体において自立相談支援事業の支援実績について分析し、それを事業運営の見直し・改善につなげる仕組みがあるかを聞いたところ、「基礎自治体」「都道府県」とともに「1. 支援実績データの分析を行っていない」の割合が5割を超え、実績データの分析をしている（選択肢2または3と回答した）自治体は、いずれも4割弱となっていた。

図表III-3-1 自立相談支援事業の支援実績の分析

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
1. 支援実績データの分析を行っていない	279	55.0%	20	54.1%
2. 支援実績データを分析しているが、事業運営の見直し・改善には反映できていない	107	21.1%	10	27.0%
3. 支援実績データを分析し、それを踏まえ事業運営の見直し・改善に反映している	88	17.4%	4	10.8%
4. わからない	28	5.5%	1	2.7%
無回答	5	1.0%	2	5.4%
合計	507	100.0%	37	100.0%

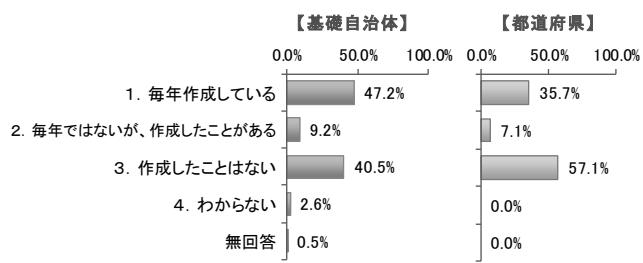


## 2) 自立相談支援事業の実施状況・達成状況の評価に係る報告書の作成

上記において選択肢「2」または「3」（=支援実績データを分析している）と回答した自治体に、自立相談支援事業の実施状況・達成状況等の評価に係る報告書を作成しているかを聞いたところ、「1. 毎年作成している」割合は「基礎自治体」が47.2%、「都道府県」が35.7%となっており、「都道府県」では約6割が「3. 作成したことではない」となっていた。

図表III-3-2 自立相談支援事業の実施状況・達成状況の評価に係る報告書の作成

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
1. 每年作成している	92	47.2%	5	35.7%
2. 毎年ではないが、作成したことがある	18	9.2%	1	7.1%
3. 作成したことない	79	40.5%	8	57.1%
4. わからない	5	2.6%	0	0.0%
無回答	1	0.5%	0	0.0%
合計	195	100.0%	14	100.0%

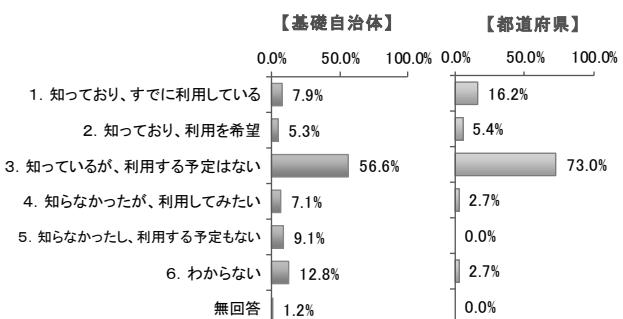


## ②「自治体・支援員向けコンサルティング事業」の認知度

昨年度より国の事業として、自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に対し、適切な支援が可能な専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達・助言等を行う、全国的なスキル向上を目的とした「自治体・支援員向けコンサルティング事業」を行っているが、その認知度について聞いたところ、「基礎自治体」「都道府県」とともに「3. 知っているが、利用する予定はない」の割合が最も高く、それぞれ56.6%、73.0%であった。

図表III-3-3 「自治体・支援員向けコンサルティング事業」の認知度

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
1. 知っており、すでに利用している	40	7.9%	6	16.2%
2. 知っており、利用を希望	27	5.3%	2	5.4%
3. 知っているが、利用する予定はない	287	56.6%	27	73.0%
4. 知らなかったが、利用してみたい	36	7.1%	1	2.7%
5. 知らなかっただし、利用する予定もない	46	9.1%	0	0.0%
6. わからない	65	12.8%	1	2.7%
無回答	6	1.2%	0	0.0%
合計	507	100.0%	37	100.0%

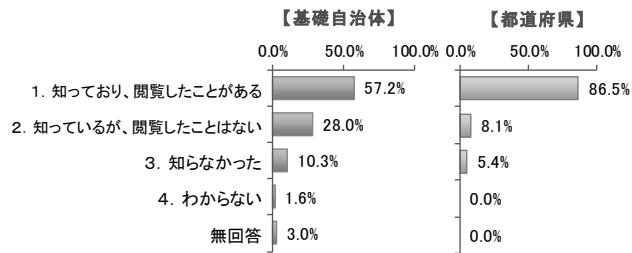


## ③「困難者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）」の認知度

全国の支援員や行政職員が互いに必要な情報を共有できる機会を設けることを目的とし、今年度より国の事業として「困難者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）」を開設しているが、その認知度を聞いたところ、「都道府県」では、「1. 知っており、閲覧したことがある」の割合が86.5%と8割を超えていたが、「基礎自治体」では、「1. 知っており、閲覧したことがある」が57.2%で、「2. 知っているが、閲覧したことはない」も28.0%となっていた。

図表III-3-4 「困難者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）」の認知度

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
1. 知っており、閲覧したことがある	290	57.2%	32	86.5%
2. 知っているが、閲覧したことない	142	28.0%	3	8.1%
3. 知らなかった	52	10.3%	2	5.4%
4. わからない	8	1.6%	0	0.0%
無回答	15	3.0%	0	0.0%
合計	507	100.0%	37	100.0%



## (4) 就労準備支援事業の実施に向けた取組状況

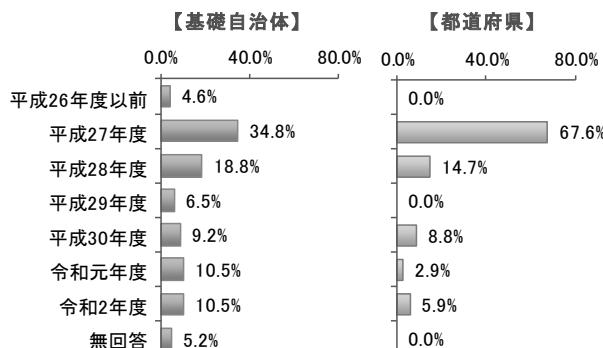
### ①就労準備支援事業を実施している自治体

#### 1) 就労準備支援事業の開始時期

就労準備支援事業の開始時期については、「都道府県」は約7割が「平成27年度」となっていた。「基礎自治体」では「平成27年度」に約3割が開始し、その後、徐々に開始する自治体が増加していた。

図表III-4-1 就労準備支援事業の開始時期

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
平成26年度以前	15	4.6%	0	0.0%
平成27年度	113	34.8%	23	67.6%
平成28年度	61	18.8%	5	14.7%
平成29年度	21	6.5%	0	0.0%
平成30年度	30	9.2%	3	8.8%
令和元年度	34	10.5%	1	2.9%
令和2年度	34	10.5%	2	5.9%
無回答	17	5.2%	0	0.0%
合計	325	100.0%	34	100.0%



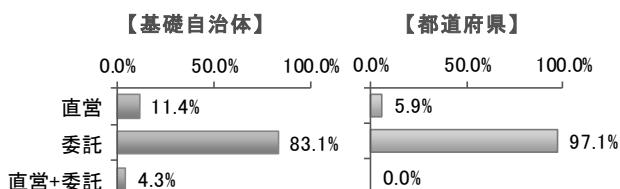
#### 2) 就労準備支援事業の運営方法

就労準備支援事業の運営方法については、「基礎自治体」「都道府県」とともに「委託」の割合が高く、それぞれ83.1%、97.1%となっていた。

図表III-4-2 就労準備支援事業の運営方法

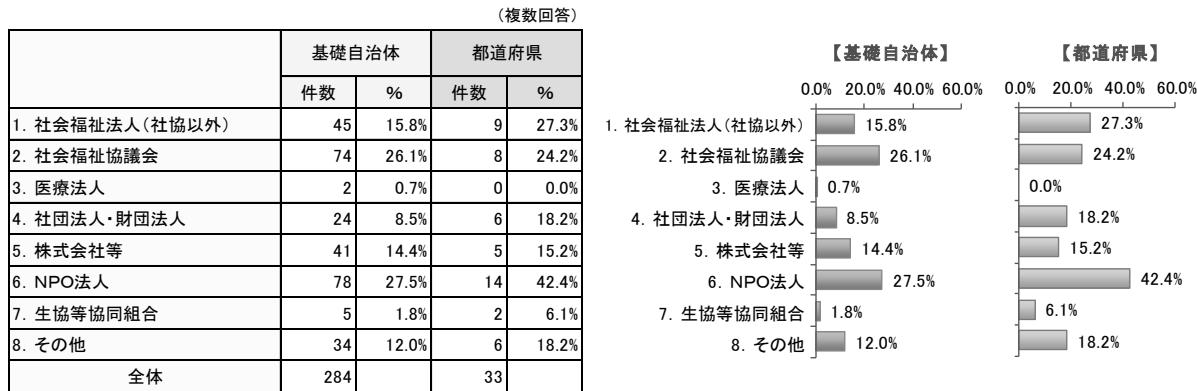
(複数回答)

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
直営	37	11.4%	2	5.9%
委託	270	83.1%	33	97.1%
直営+委託	14	4.3%	0	0.0%
全体	325		34	



運営方法が「委託」「直営+委託」の場合、その委託先を聞いたところ、「基礎自治体」では、「6. NPO 法人」が 27.5%、「2. 社会福祉協議会」が 26.1%であった。「都道府県」では「6. NPO 法人」が 42.4%、「1. 社会福祉法人」が 27.3%、「2. 社会福祉協議会」が 24.2%であった。

図表III-4-3 就労準備支援事業の委託先



### 3) 就労準備支援事業の実施方法

就労準備支援事業の実施方法については、「基礎自治体」では「単独実施」が 82.8%、「複数市町村共同で実施」が 12.9%、「都道府県」では「圏域内で単独実施」が 58.8%、「圏域外の自治体と共同実施」が 29.4%であった。

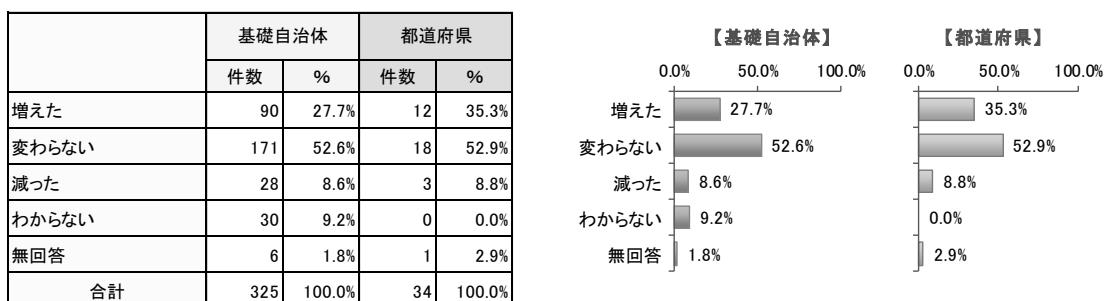
図表III-4-4 就労準備支援事業の実施方法

	基礎自治体			都道府県	
	件数	%		件数	%
単独実施	269	82.8%	20	58.8%	
複数市町村共同で実施	42	12.9%	10	29.4%	
その他	9	2.8%	4	11.8%	
無回答	5	1.5%	0	0.0%	
合計	325	100.0%	34	100.0%	

### 4) 就労準備支援事業開始当初からの利用件数の変化

就労準備支援事業の開始当初から現在にかけての利用件数の変化については、「基礎自治体」「都道府県」とともに「変わらない」の割合が約 5 割となっているが、「都道府県」では「増えた」が 35.3%、「基礎自治体」では「増えた」が 27.4% であった。

図表III-4-5 就労準備支援事業開始当初からの利用件数の変化

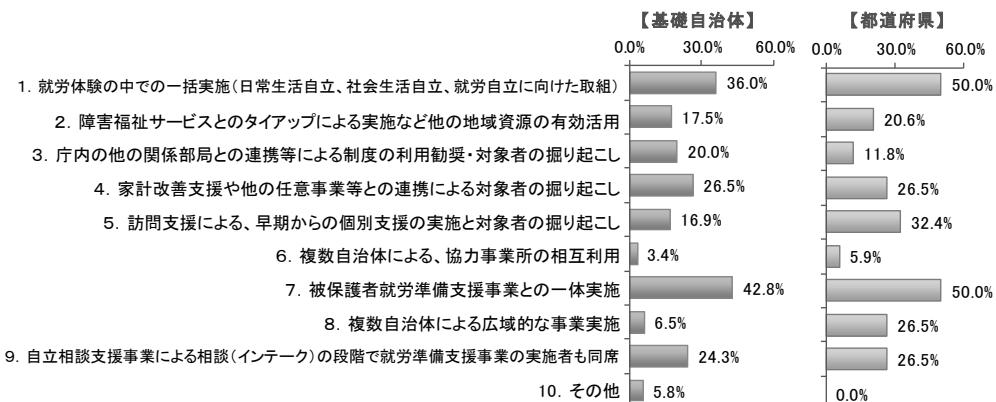


## 5) 就労準備支援事業を効果的に進める取組

就労準備支援事業を効果的に進めるために取り組んでいることのうち、特に事業効果につながっている（つながった）取組を3つまで聞いたところ、「基礎自治体」では「7. 被保護者就労準備支援事業との一体実施」の割合が最も高く42.8%、次いで「1. 就労体験の中での一括実施（日常生活自立、社会生活自立、就労自立に向けた取組）」が36.0%、「4. 家計改善支援や他の任意事業等との連携による対象者の掘り起こし」が26.5%であった。一方、「都道府県」では、「1. 就労体験の中での一括実施（日常生活自立、社会生活自立、就労自立に向けた取組）」「7. 被保護者就労準備支援事業との一体実施」の割合がともに50.0%と最も高く、次いで「5. 訪問支援による、早期からの個別支援の実施と対象者の掘り起こし」が32.4%であった。

図表III-4-6 就労準備支援事業を効果的に進める取組

	(複数回答)			
	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
1. 就労体験の中での一括実施（日常生活自立、社会生活自立、就労自立に向けた取組）	117	36.0%	17	50.0%
2. 障害福祉サービスとのタイアップによる実施など他の地域資源の有効活用	57	17.5%	7	20.6%
3. 庁内の他の関係部局との連携等による制度の利用勧奨・対象者の掘り起こし	65	20.0%	4	11.8%
4. 家計改善支援や他の任意事業等との連携による対象者の掘り起こし	86	26.5%	9	26.5%
5. 訪問支援による、早期からの個別支援の実施と対象者の掘り起こし	55	16.9%	11	32.4%
6. 複数自治体による、協力事業所の相互利用	11	3.4%	2	5.9%
7. 被保護者就労準備支援事業との一体実施	139	42.8%	17	50.0%
8. 複数自治体による広域的な事業実施	21	6.5%	9	26.5%
9. 自立相談支援事業による相談（インターク）の段階で就労準備支援事業の実施者も同席	79	24.3%	9	26.5%
10. その他	19	5.8%	0	0.0%
全体	325		34	

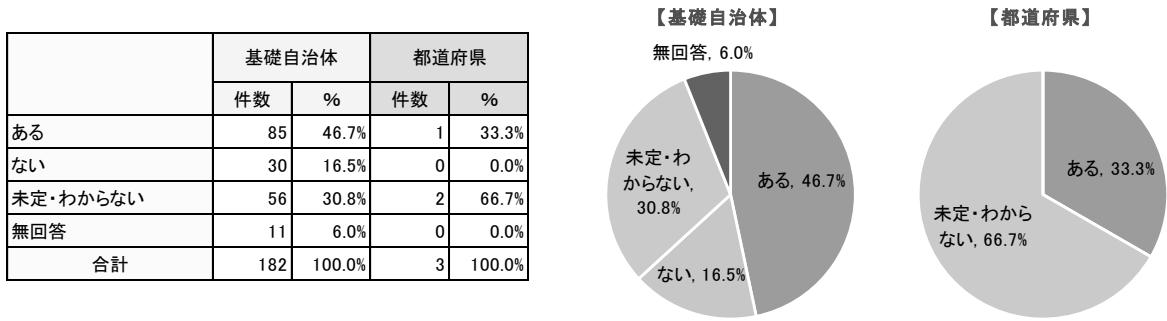


## ②就労準備支援事業を実施していない自治体

### 1) 今後の就労準備支援事業の実施予定

就労準備支援事業を実施していない自治体に、今後の就労準備支援事業の実施予定について聞いたところ、「基礎自治体」では「ある」が46.7%、「ない」が16.5%、「未定・わからない」が30.8%であった。「都道府県」では3県のうち1県が「ある」と回答していた。

図表III-4-7 今後の就労準備支援事業の実施予定

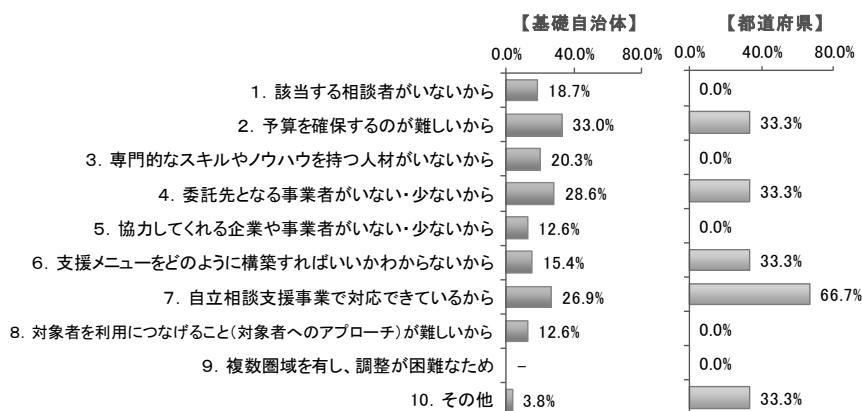


## 2) 就労準備支援事業を実施していない理由

就労準備支援事業を実施していない理由について聞いたところ、「基礎自治体」では「2. 予算を確保するのが難しいから」の割合が33.0%と最も高く、次いで「4. 委託先となる事業者がいない・少ないから」が28.6%、「7. 自立相談支援事業で対応できているから」が26.9%であった。「都道府県」では3県のうち2県が「7. 自立相談支援事業で対応できているから」と回答していた。

図表III-4-8 就労準備支援事業を実施していない理由

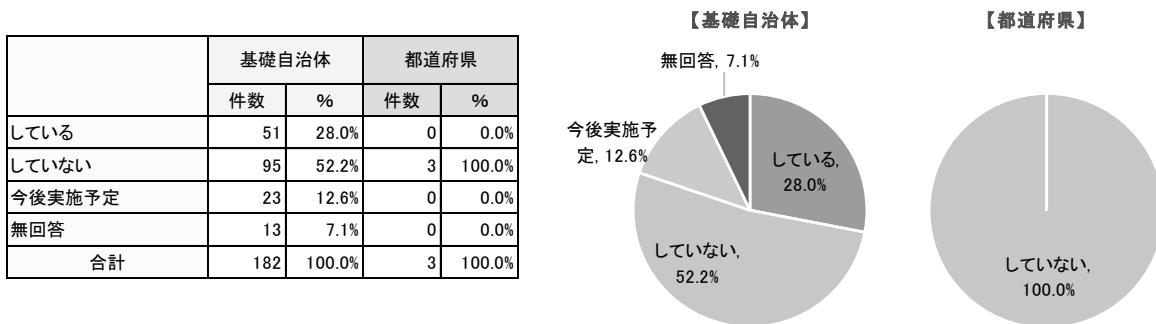
	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
1. 該当する相談者がないから	34	18.7%	0	0.0%
2. 予算を確保するのが難しいから	60	33.0%	1	33.3%
3. 専門的なスキルやノウハウを持つ人材がないから	37	20.3%	0	0.0%
4. 委託先となる事業者がいない・少ないから	52	28.6%	1	33.3%
5. 協力してくれる企業や事業者がいない・少ないから	23	12.6%	0	0.0%
6. 支援メニューをどのように構築すればいいかわからないから	28	15.4%	1	33.3%
7. 自立相談支援事業で対応できているから	49	26.9%	2	66.7%
8. 対象者を利用につなげること(対象者へのアプローチ)が難しいから	23	12.6%	0	0.0%
9. 複数地域を有し、調整が困難なため	-	-	0	0.0%
10. その他	7	3.8%	1	33.3%
全体	182		3	



### 3) 就労準備支援事業の潜在的なニーズの把握

これまでに就労準備支援事業の潜在的なニーズの把握をしているか聞いたところ、「基礎自治体」では半数が「していない」と回答しており、「している」自治体は28.0%であった。

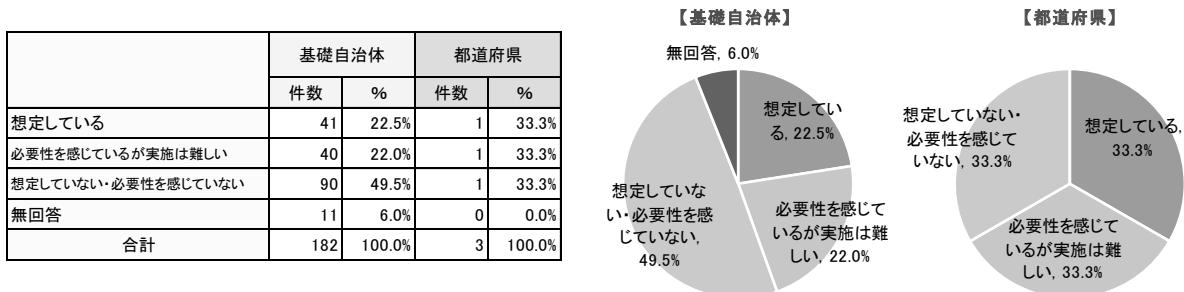
図表III-4-9 就労準備支援事業の潜在的なニーズの把握



### 4) 就労準備支援事業の実施について検討する場合の広域実施の想定

就労準備支援事業の実施について検討する場合、広域実施を想定しているか聞いたところ、「基礎自治体」では「想定していない・必要性を感じていない」が約半数となっており、「想定している」自治体は22.5%であった。

図表III-4-10 就労準備支援事業の実施について検討する場合の広域実施の想定



### 5) 自立相談支援事業における就労支援で対応している支援内容

自立相談支援事業における就労支援で、それぞれの支援内容の対応状況について聞いたところ、「基礎自治体」では、「①適切な生活習慣の形成に関する支援」「②コミュニケーション能力の形成に関する支援」「③就労意欲喚起や自己理解の促進等、就労に向けた支援」「⑥ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の支援（セミナー開催、個別支援等）」「⑦ハローワークや企業面接等への同行支援」「⑧就労後の定着支援」「⑨定期的で頻度の高い通所や面談等の関わりを長時間継続するような支援」の項目で、「1. 自立相談支援機関のみで対応している」の割合が高く、特に「⑦ハローワークや企業面接等への同行支援」では59.9%となっていた。また、「③就労意欲喚起や自己理解の促進等、就労に向けた支援」では、「2. 他の関係機関等との連携により対応している」の割合が4割を超える44.5%であった。

一方、「⑩支援対象者同士のコミュニケーションを促すような取組」「⑪合宿型の支援（合宿型就労体験等）」「⑫臨床心理士やキャリア・コンサルタントによる面談」では、「4. 利用ニーズがなく、対応していない」の割合が高くなっていた。

図表III-4-11 自立相談支援事業における就労支援で対応している支援内容

	基礎自治体						都道府県					
	1. 自立相談支援機関のみで対応している	2. 他の関係機関等との連携により対応している	3. 利用ニーズがあるが、対応できていない	4. 利用ニーズがなく、対応していない	無回答	合計	1. 自立相談支援機関のみで対応している	2. 他の関係機関等との連携により対応している	3. 利用ニーズがあるが、対応できていない	4. 利用ニーズがなく、対応していない	無回答	合計
①適切な生活習慣の形成に関する支援	77 42.3%	49 26.9%	26 14.3%	22 12.1%	8 4.4%	182 100.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
②コミュニケーション能力の形成に関する支援	56 30.8%	55 30.2%	33 18.1%	30 16.5%	8 4.4%	182 100.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
③就労意欲喚起や自己理解の促進等、就労に向けた支援	62 34.1%	81 44.5%	18 9.9%	12 6.6%	9 4.9%	182 100.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
④ボランティアや職場見学の企画・調整	18 9.9%	40 22.0%	44 24.2%	72 39.6%	8 4.4%	182 100.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
⑤就労体験や職場実習の企画・調整	13 7.1%	41 22.5%	51 28.0%	68 37.4%	9 4.9%	182 100.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
⑥ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の支援（セミナー開催、個別支援等）	62 34.1%	62 34.1%	25 13.7%	25 13.7%	8 4.4%	182 100.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
⑦ハローワークや企業面接等への同行支援	109 59.9%	46 25.3%	10 5.5%	9 4.9%	8 4.4%	182 100.0%	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
⑧就労後の定着支援	69 37.9%	43 23.6%	27 14.8%	35 19.2%	8 4.4%	182 100.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
⑨定期的で頻度の高い通所や面談等の関わりを長時間継続するような支援	53 29.1%	33 18.1%	30 16.5%	58 31.9%	8 4.4%	182 100.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
⑩支援対象者同士のコミュニケーションを促すような取組	7 3.8%	7 3.8%	27 14.8%	132 72.5%	9 4.9%	182 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	3 100.0%
⑪合宿型の支援（合宿型就労体験等）	2 1.1%	0 0.0%	14 7.7%	158 86.8%	8 4.4%	182 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	3 100.0%
⑫臨床心理士やキャリア・コンサルタントによる面談	8 4.4%	16 8.8%	35 19.2%	115 63.2%	8 4.4%	182 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	3 100.0%

## 6) 就労準備支援事業の実施に向けた取組の進捗状況

自治体内における就労準備支援事業の実施に向けたそれぞれの取組の進捗状況について聞いたところ、「基礎自治体」では、「実施した・している」の割合が3割を超えていたのは、「⑬生活困窮者自立相談支援機関」「⑦生活保護担当部局」との調整状況で、庁内担当部局内における準備状況の①～⑥は比較的「実施した・している」の割合が高くなっていた。そのほかの多くの項目では、「これから取組む予定」「実施予定はない」の割合が高くなっていた。

図表III-4-12 就労準備支援事業の実施に向けた取組の進捗状況

		基礎自治体					都道府県				
		実施した・している	これから取組む予定	実施予定はない	無回答	合計	実施した・している	これから取組む予定	実施予定はない	無回答	合計
府内担当部局内における準備状況	①課室内におけるタスクの整理	36	70	61	15	182	1	1	1	0	3
		19.8%	38.5%	33.5%	8.2%	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
	②工程表の作成	29	74	65	14	182	0	1	2	0	3
		15.9%	40.7%	35.7%	7.7%	100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
	③実施方法の検討	41	76	51	14	182	1	1	1	0	3
		22.5%	41.8%	28.0%	7.7%	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
	④財政的効果の試算	27	76	63	16	182	1	1	1	0	3
		14.8%	41.8%	34.6%	8.8%	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
	⑤予算案や人員配置案	43	71	53	15	182	1	1	1	0	3
		23.6%	39.0%	29.1%	8.2%	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
府内関係部局・府外関係機関との調整状況	⑥部局長の承認	39	71	57	15	182	1	1	1	0	3
		21.4%	39.0%	31.3%	8.2%	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
	⑦生活保護担当部局	55	63	50	14	182	1	1	1	0	3
		30.2%	34.6%	27.5%	7.7%	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
	⑧障害者福祉担当部局	15	75	77	15	182	0	1	2	0	3
		8.2%	41.2%	42.3%	8.2%	100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
	⑨ひとり親担当部局	9	76	82	15	182	0	1	2	0	3
		4.9%	41.8%	45.1%	8.2%	100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
	⑩ひきこもり担当部局	14	81	72	15	182	0	1	2	0	3
		7.7%	44.5%	39.6%	8.2%	100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
財政部局との調整状況	⑪国保・住民税担当部局	2	70	93	17	182	0	1	2	0	3
		1.1%	38.5%	51.1%	9.3%	100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
	⑫労働担当部局	4	73	88	17	182	0	1	2	0	3
		2.2%	40.1%	48.4%	9.3%	100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
	⑬生活困窮者自立相談支援機関	65	61	39	17	182	1	1	1	0	3
		35.7%	33.5%	21.4%	9.3%	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
	⑭社会福祉協議会	40	72	55	15	182	1	1	1	0	3
		22.0%	39.6%	30.2%	8.2%	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
	⑮企業	5	72	87	18	182	0	1	2	0	3
		2.7%	39.6%	47.8%	9.9%	100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
事業準備に向けた取組状況	⑯障害サービス事業所	7	76	81	18	182	0	2	1	0	3
		3.8%	41.8%	44.5%	9.9%	100.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	100.0%
	⑰その他	3	16	69	94	182	0	0	1	2	3
		1.6%	8.8%	37.9%	51.6%	100.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	100.0%
	⑱予算要求	41	69	57	15	182	1	1	1	0	3
		22.5%	37.9%	31.3%	8.2%	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
	⑲査定	21	85	59	17	182	0	2	1	0	3
事業準備に向けた取組状況	⑳議会審議	4	89	70	19	182	0	2	1	0	3
		2.2%	48.9%	38.5%	10.4%	100.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	100.0%
	㉑議会承認	3	91	70	18	182	0	2	1	0	3
		1.6%	50.0%	38.5%	9.9%	100.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	100.0%
	㉒上限人数を定めた委託契約等限定実施の検討	9	72	81	20	182	1	1	1	0	3
		4.9%	39.6%	44.5%	11.0%	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
	㉓担い手の確保(受託候補事業者の選定)	19	78	68	17	182	1	1	1	0	3
事業準備に向けた取組状況	㉔協力企業等の開拓(受け皿及び出口開拓)	5	86	74	17	182	1	1	1	0	3
		2.7%	47.3%	40.7%	9.3%	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
	㉕支援内容のメニュー化(プログラム化)	5	88	73	16	182	1	1	1	0	3
		2.7%	48.4%	40.1%	8.8%	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
	㉖人員体制の構築(人材の確保、職員の配置)	13	84	67	18	182	1	1	1	0	3
事業準備に向けた取組状況	㉗委託の場合)公募手続きの実施	2	71	88	21	182	0	1	2	0	3
		1.1%	39.0%	48.4%	11.5%	100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%

## (5) 家計改善支援事業の実施に向けた取組状況

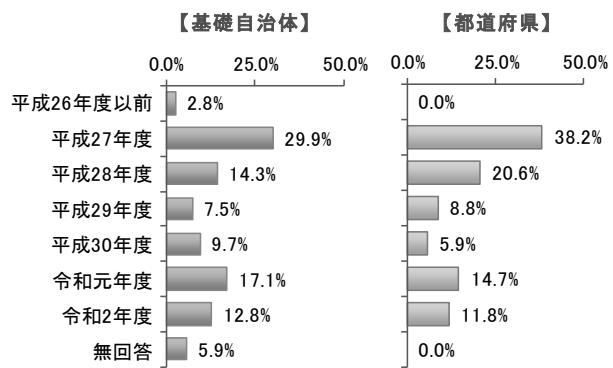
### ①家計改善支援事業を実施している自治体

#### 1) 家計改善支援事業の開始時期

家計改善支援事業の開始時期については、「都道府県」は約4割が「平成27年度」となっていた。「基礎自治体」では「平成27年度」に約3割が開始し、その後、徐々に開始する自治体が増加していた。

図表III-5-1 家計改善支援事業の開始時期

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
平成26年度以前	9	2.8%	0	0.0%
平成27年度	96	29.9%	13	38.2%
平成28年度	46	14.3%	7	20.6%
平成29年度	24	7.5%	3	8.8%
平成30年度	31	9.7%	2	5.9%
令和元年度	55	17.1%	5	14.7%
令和2年度	41	12.8%	4	11.8%
無回答	19	5.9%	0	0.0%
合計	321	100.0%	34	100.0%

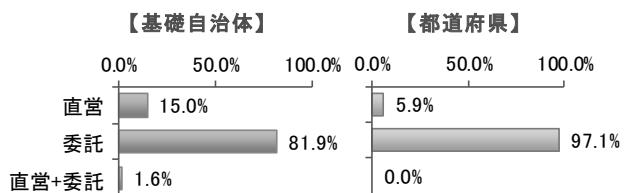


#### 2) 家計改善支援事業の運営方法

家計改善支援事業の運営方法については、「基礎自治体」「都道府県」とともに「委託」の割合が高く、それぞれ81.9%、97.1%となっていた。

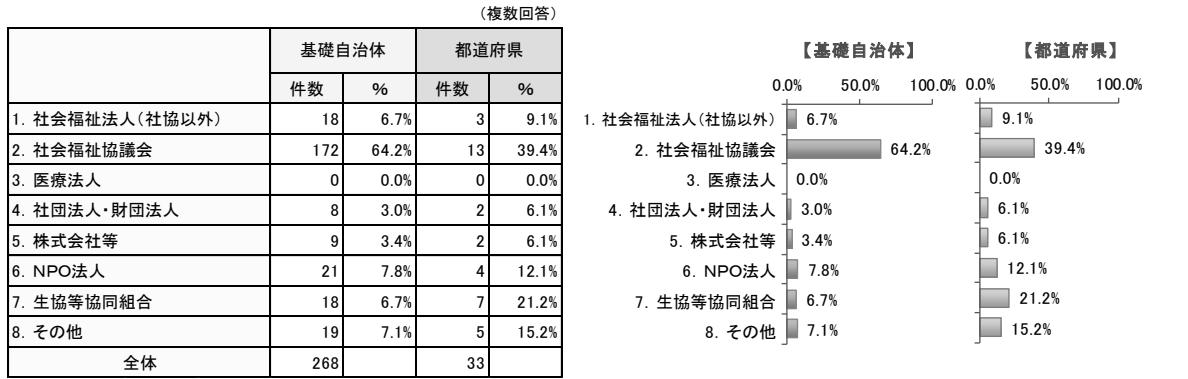
図表III-5-2 家計改善支援事業の運営方法

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
直営	48	15.0%	2	5.9%
委託	263	81.9%	33	97.1%
直営+委託	5	1.6%	0	0.0%
全体	321		34	



運営方法が「委託」「直當+委託」の場合、その委託先を聞いたところ、「基礎自治体」では、「2. 社会福祉協議会」が 64.2%であった。「都道府県」では「2. 社会福祉協議会」が 39.4%であった。

図表III-5-3 家計改善支援事業の委託先



### 3) 家計改善支援事業の実施方法

家計改善支援事業の実施方法については、「基礎自治体」では「単独実施」が 95.3%、「複数市町村共同で実施」が 3.1%、「都道府県」では「圏域内で単独実施」が 82.4%、「圏域外の自治体と共同実施」が 11.8%であった。

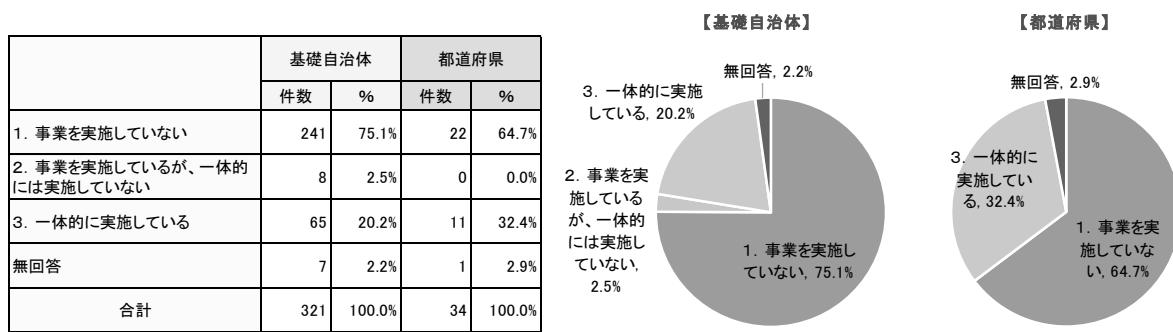
図表III-5-4 家計改善支援事業の実施方法

	基礎自治体			都道府県	
	件数	%		件数	%
単独実施	306	95.3%	28	82.4%	
複数市町村共同で実施	10	3.1%	4	11.8%	
その他	3	0.9%	1	2.9%	
無回答	2	0.6%	1	2.9%	
合計	321	100.0%	34	100.0%	

### 4) 被保護者家計改善支援事業との一体的な実施

被保護者家計相談支援事業との一体的な実施状況について聞いたところ、「基礎自治体」では「1. 事業を実施していない」の割合が 75.1%となっており、「3. 一体的に実施している」は 20.2%であった。「都道府県」では、「1. 事業を実施していない」の割合が 64.7%となっており、「3. 一体的に実施している」は 3 割を超える 32.4%であった。

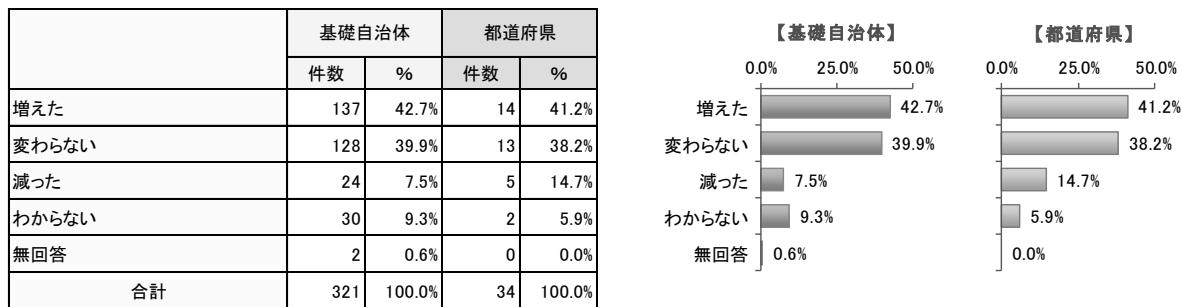
図表III-5-5 被保護者家計改善支援事業との一体的な実施



## 5) 家計改善支援事業開始当初からの利用件数の変化

家計改善支援事業の開始当初から現在にかけての利用件数の変化については、「基礎自治体」「都道府県」とともに「増えた」の割合が4割超え、それぞれ42.7%、41.2%となっていた。

図表III-5-6 家計改善支援事業開始当初からの利用件数の変化

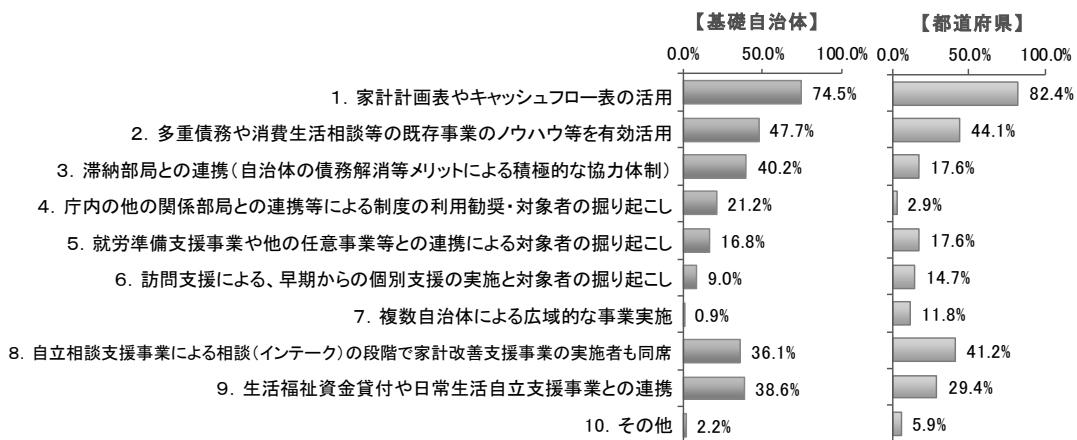


## 6) 家計改善支援事業を効果的に進める取組

家計改善支援事業を効果的に進めるために取り組んでいることのうち、特に事業効果につながっている（つながった）取組を3つまで聞いたところ、「基礎自治体」「都道府県」とともに、「1. 家計計画表やキャッシュフロー表の活用」の割合が最も高く、それぞれ74.5%、82.4%であった。また、「基礎自治体」では「3. 滞納部局との連携（自治体の債務解消等メリットによる積極的な協力体制）」「4. 庁内の他の関係部局との連携等による制度の利用勧奨・対象者の掘り起こし」の割合は都道府県よりも高く、それぞれ40.2%、21.2%であった。

図表III-5-7 家計改善支援事業を効果的に進める取組

	(複数回答)			
	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
1. 家計計画表やキャッシュフロー表の活用	239	74.5%	28	82.4%
2. 多重債務や消費生活相談等の既存事業のノウハウ等を有効活用	153	47.7%	15	44.1%
3. 滞納部局との連携(自治体の債務解消等メリットによる積極的な協力体制)	129	40.2%	6	17.6%
4. 庁内の他の関係部局との連携等による制度の利用勧奨・対象者の掘り起こし	68	21.2%	1	2.9%
5. 就労準備支援事業や他の任意事業等との連携による対象者の掘り起こし	54	16.8%	6	17.6%
6. 訪問支援による、早期からの個別支援の実施と対象者の掘り起こし	29	9.0%	5	14.7%
7. 複数自治体による広域的な事業実施	3	0.9%	4	11.8%
8. 自立相談支援事業による相談(インテーク)の段階で家計改善支援事業の実施者も同席	116	36.1%	14	41.2%
9. 生活福祉資金貸付や日常生活自立支援事業との連携	124	38.6%	10	29.4%
10. その他	7	2.2%	2	5.9%
全体	321		34	

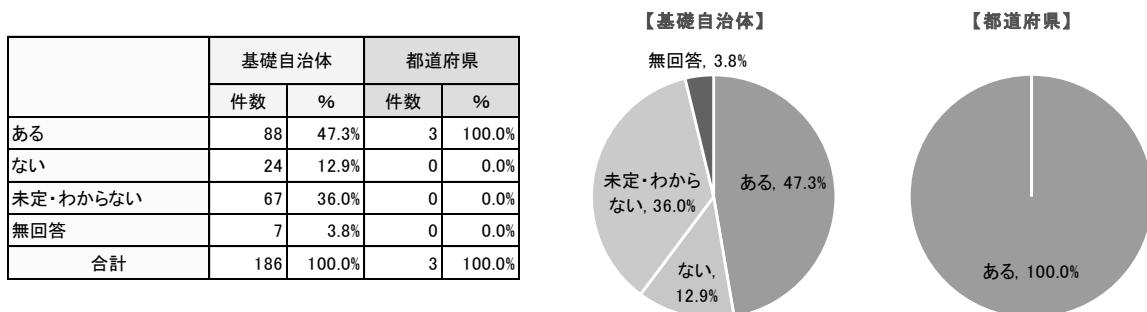


## ②家計改善支援事業を実施していない自治体

### 1) 今後の家計改善支援事業の実施予定

今後の家計改善支援事業の実施予定については、「基礎自治体」では、「ある」が47.3%、「ない」が12.9%、「未定・わからない」が36.0%であった。

図表III-5-8 今後の家計改善支援事業の実施予定

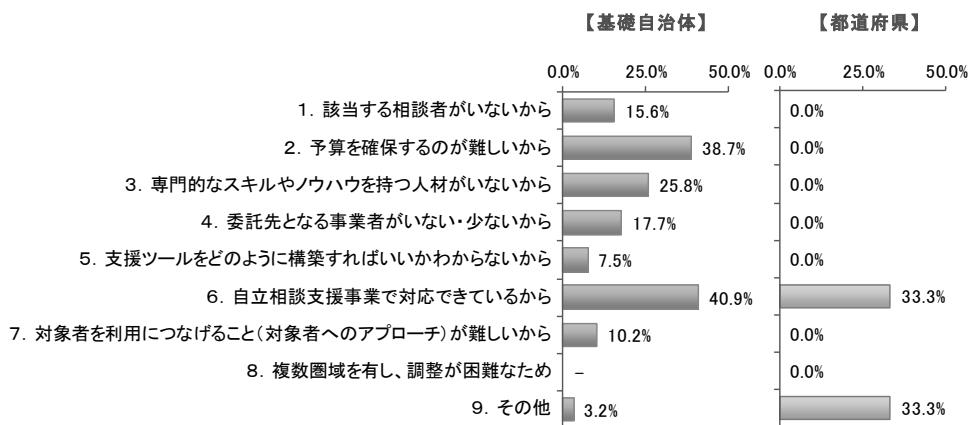


## 2) 家計改善支援事業を実施していない理由

家計改善支援事業を実施していない理由について聞いたところ、「6. 自立相談支援機関で対応できているから」が最も高く 40.9%となっていました。次いで「2. 予算を確保するのが難しいから」が 38.7%であった。

図表Ⅲ-5-9 家計改善支援事業を実施していない理由

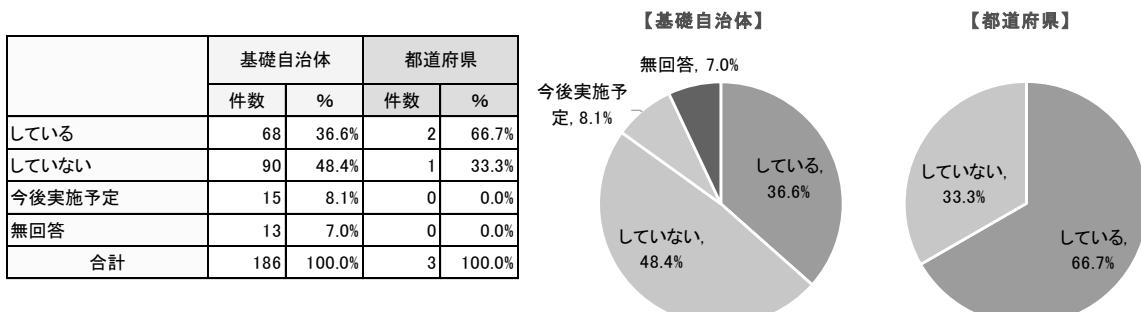
	(複数回答)			
	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
1. 該当する相談者がいないから	29	15.6%	0	0.0%
2. 予算を確保するのが難しいから	72	38.7%	0	0.0%
3. 専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいないから	48	25.8%	0	0.0%
4. 委託先となる事業者がいない・少ないから	33	17.7%	0	0.0%
5. 支援ツールをどのように構築すればいいかわからないから	14	7.5%	0	0.0%
6. 自立相談支援事業で対応できているから	76	40.9%	1	33.3%
7. 対象者を利用につなげること(対象者へのアプローチ)が難しいから	19	10.2%	0	0.0%
8. 複数圏域を有し、調整が困難なため	-	-	0	0.0%
9. その他	6	3.2%	1	33.3%
全体	186		3	



## 3) 家計改善支援事業の潜在的なニーズの把握の実施

これまでに家計改善支援事業の潜在的なニーズの把握をしているか聞いたところ、「基礎自治体」では半数が「していない」と回答しており、「している」自治体は 36.6% であった。

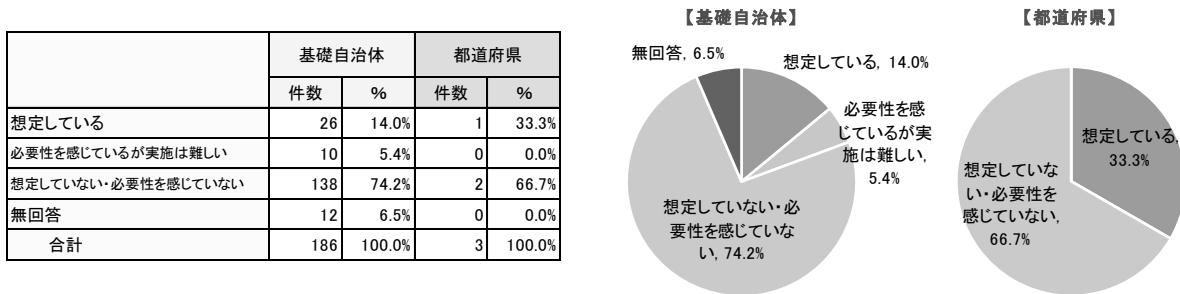
図表Ⅲ-5-10 家計改善支援事業の潜在的なニーズの把握の実施



#### 4) 家計改善支援事業の実施について検討する場合の広域実施の想定

家計改善支援事業の実施について検討する場合、広域実施を想定しているかを聞いたところ、「基礎自治体」では、「想定していない・必要性を感じていない」の割合が74.2%となっており、「想定している」は14.0%であった。

図表III-5-11 家計改善支援事業の実施について検討する場合の広域実施の想定



#### 5) 自立相談支援事業における家計支援で対応している支援内容

自立相談支援事業における家計支援で、それぞれの支援内容の対応状況について聞いたところ、「基礎自治体」では、「⑤④に加え、キャッシュフロー表の作成による家計予算の推移の把握、将来の生活の見通しを立てる」を除くすべての項目で「1. 自立相談支援機関のみで対応している」の割合が高くなっています。特に「①面談等を通じた家計の状況の把握及び必要なアドバイス」では75.8%であった。

一方、「⑤④に加え、キャッシュフロー表の作成による家計予算の推移の把握、将来の生活の見通しを立てる」は「4. 利用ニーズがなく、対応していない」の割合が高く、43.5%であった。

図表III-5-12 自立相談支援事業における家計支援で対応している支援内容

	基礎自治体						都道府県					
	1. 自立相談支援機関のみで対応している	2. 他の関係機関等との連携により対応している	3. 利用ニーズがあるが、対応できていない	4. 利用ニーズがない、対応していない	無回答	合計	1. 自立相談支援機関のみで対応している	2. 他の関係機関等との連携により対応している	3. 利用ニーズがあるが、対応できていない	4. 利用ニーズがない、対応していない	無回答	合計
①面談等を通じた家計の状況の把握及び必要なアドバイス	141 75.8%	19 10.2%	7 3.8%	12 6.5%	7 3.8%	186 100.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%
②①に加え、レシートの内容の確認等により大まかな支出内容の把握及び必要なアドバイス	99 53.2%	11 5.9%	28 15.1%	41 22.0%	7 3.8%	186 100.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	3 100.0%
③②に加え、家計表の作成によりひと月単位の家計の現状の把握及び必要なアドバイス	93 50.0%	7 3.8%	34 18.3%	45 24.2%	7 3.8%	186 100.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	3 100.0%
④③に加え、家計表から具体的な目標収入を設置し、就職・転職の支援	69 37.1%	8 4.3%	41 22.0%	60 32.3%	8 4.3%	186 100.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	3 100.0%
⑤④に加え、キャッシュフロー表の作成による家計予算の推移の把握、将来の生活の見通しを立てる	42 22.6%	3 1.6%	51 27.4%	81 43.5%	9 4.8%	186 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	1 33.3%	3 100.0%
⑥滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性を検討	88 47.3%	62 33.3%	9 4.8%	20 10.8%	7 3.8%	186 100.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%
⑦各種給付制度等の利用に向け、制度担当者との調整や申請支援等	92 49.5%	60 32.3%	8 4.3%	17 9.1%	9 4.8%	186 100.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%
⑧債務整理に向け、多重債務相談窓口との連携や同行支援等	78 41.9%	55 29.6%	16 8.6%	30 16.1%	7 3.8%	186 100.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%
⑨資金貸付のあっせん	81 43.5%	61 32.8%	15 8.1%	21 11.3%	8 4.3%	186 100.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%

## 6) 家計改善支援事業の実施に向けた取組の進捗状況

自治体内における家計改善支援事業の実施に向けたそれぞれの取組の進捗状況について聞いたところ、「基礎自治体」では、「実施した・している」の割合が3割を超えていたのは、「⑦生活保護担当部局」との調整状況のみで、「⑬生活困窮者自立支援機関」「⑯予算要求」が2割を超えていたほかは、庁内担当部局内における準備状況の①～⑥は比較的「実施した・している」の割合が高くなっていた。そのほかの多くの項目では、「これから取組む予定」「実施予定はない」の割合が高くなっていた。

図表III-5-13 家計改善支援事業の実施に向けた取組の進捗状況

		基礎自治体					都道府県				
		実施した・している	これから取組む予定	実施予定はない	無回答	合計	実施した・している	これから取組む予定	実施予定はない	無回答	合計
府内担当部局内における準備状況	①課室内におけるタスクの整理	45	69	59	13	186	2	1	0	0	3
		24.2%	37.1%	31.7%	7.0%	100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
	②工程表の作成	35	71	68	12	186	1	1	1	0	3
		18.8%	38.2%	36.6%	6.5%	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
	③実施方法の検討	48	75	49	14	186	2	1	0	0	3
		25.8%	40.3%	26.3%	7.5%	100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
	④財政的効果の試算	30	75	69	12	186	3	0	0	0	3
		16.1%	40.3%	37.1%	6.5%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	⑤予算案や人員配置案	55	63	58	10	186	3	0	0	0	3
		29.6%	33.9%	31.2%	5.4%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	⑥部局長の承認	48	70	56	12	186	2	0	1	0	3
		25.8%	37.6%	30.1%	6.5%	100.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%
	⑦生活保護担当部局	57	59	60	10	186	3	0	0	0	3
		30.6%	31.7%	32.3%	5.4%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	⑧地域福祉担当部局	19	63	91	13	186	0	1	2	0	3
		10.2%	33.9%	48.9%	7.0%	100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
府外関係機関との調整状況	⑨ひとり親担当部局	8	62	103	13	186	1	0	2	0	3
		4.3%	33.3%	55.4%	7.0%	100.0%	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	100.0%
	⑩ひきこもり担当部局	13	62	98	13	186	1	0	2	0	3
		7.0%	33.3%	52.7%	7.0%	100.0%	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	100.0%
	⑪国保・住民税担当部局	4	64	106	12	186	1	0	2	0	3
		2.2%	34.4%	57.0%	6.5%	100.0%	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	100.0%
	⑫労働担当部局	2	54	115	15	186	1	0	2	0	3
		1.1%	29.0%	61.8%	8.1%	100.0%	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	100.0%
	⑬生活困窮者自立相談支援機関	55	59	61	11	186	3	0	0	0	3
		29.6%	31.7%	32.8%	5.9%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
財政部局との調整状況	⑭社会福祉協議会	34	70	70	12	186	2	0	1	0	3
		18.3%	37.6%	37.6%	6.5%	100.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%
	⑮法テラス・弁護士会	3	55	115	13	186	1	0	2	0	3
		1.6%	29.6%	61.8%	7.0%	100.0%	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	100.0%
	⑯その他	1	21	87	77	186	1	0	1	1	3
		0.5%	11.3%	46.8%	41.4%	100.0%	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	100.0%
	⑰予算要求	50	66	59	11	186	3	0	0	0	3
		26.9%	35.5%	31.7%	5.9%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	⑱査定	23	87	63	13	186	1	2	0	0	3
		12.4%	46.8%	33.9%	7.0%	100.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%
事業準備に向けた取組状況	⑲議会審議	6	87	79	14	186	1	2	0	0	3
		3.2%	46.8%	42.5%	7.5%	100.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%
	⑳議会承認	5	87	79	15	186	1	2	0	0	3
		2.7%	46.8%	42.5%	8.1%	100.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%
	㉑上限人数を定めた委託契約等限定実施の検討	8	65	101	12	186	0	1	2	0	3
		4.3%	34.9%	54.3%	6.5%	100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
事業準備に向けた取組状況	㉒巡回相談の検討	7	52	115	12	186	0	1	2	0	3
		3.8%	28.0%	61.8%	6.5%	100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
	㉓府内関係部署や関係機関への利用促進に向けたアプローチ	7	88	79	12	186	0	2	1	0	3
		3.8%	47.3%	42.5%	6.5%	100.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	100.0%
	㉔担い手の確保(受託候補事業者の選定)	23	70	82	11	186	1	1	1	0	3
		12.4%	37.6%	44.1%	5.9%	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
㉕人員体制の構築(人材の確保、職員の配置)	19	82	73	12	186	2	1	0	0	3	
		10.2%	44.1%	39.2%	6.5%	100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
㉖(委託の場合)公募手続きの実施	4	62	107	13	186	0	1	2	0	3	
		2.2%	33.3%	57.5%	7.0%	100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%

## (6) 新型コロナウイルス感染症の影響について

### ①自立相談支援機関等への相談の状況

#### 1) 直近の新規相談件数及び住居確保給付金の支給実績

直近（令和2年5月～9月）の新規相談件数及び住居確保給付金の支給実績については以下のとおりであった。

自立相談支援機関の新規相談件数は、「基礎自治体」「都道府県」とともに5月が多く、それぞれ平均140.1件、104.9件であった。その後、件数は減少したが、8月以降また増加していた。

「住居確保給付金」も「基礎自治体」「都道府県」とともに5月が多くなっており、それぞれ平均137.5件、79.9件であった。また、「支給件数」では、「基礎自治体」は7月が最も多く、平均53.6件となっていた。

図表III-6-1 直近の新規相談件数及び住居確保給付金の支給実績（平均件数）

		基礎自治体					都道府県				
		5月	6月	7月	8月	9月	5月	6月	7月	8月	9月
新規相談件数(自立相談支援機関)		140.1	100.0	80.8	84.9	91.7	104.9	71.5	71.4	85.4	100.0
住居確保給付金	相談件数	137.5	88.3	56.9	44.0	34.4	79.9	51.9	33.9	24.7	20.9
	申請件数	49.0	34.7	18.0	11.6	9.1	30.2	19.3	10.0	8.8	7.5
	支給件数	28.5	51.8	53.6	45.6	37.2	21.0	24.5	21.1	17.6	14.6

#### 2) 相談者の数・状態像の変化

新型コロナウイルス感染拡大の影響及び住居確保給付金の支給対象の拡大等に伴う、自立相談支援機関等の相談者の数・状態像の変化についてそれぞれの項目について聞いたところ、「基礎自治体」「都道府県」とともに「1. 相談件数が増えた」では「よくあてはまる」が8割を超えていたほか、「4. 解雇・雇い止め等による非正規雇用労働者からの相談が増えた」「7. 住まいに課題のある人からの相談が増えた」「11. 若年層からの相談が増えた」「13. 個人事業主からの相談が増えた」で、「よくあてはまる」「ややあてはまる」の割合が高くなっていた。

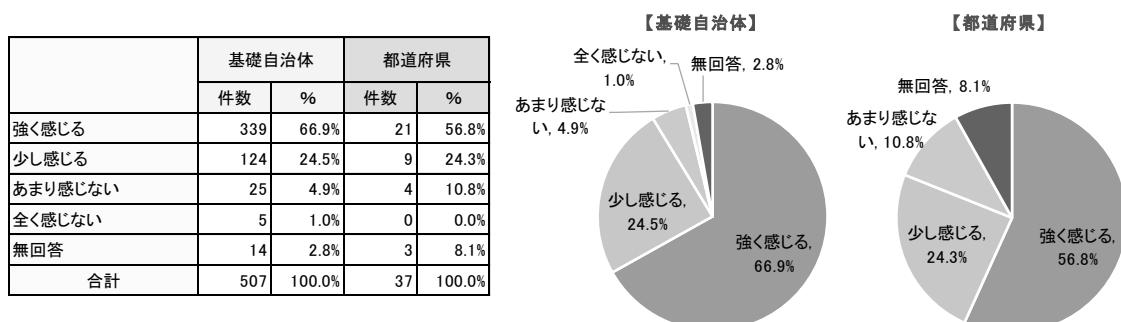
図表III-6-2 相談者の数・状態像の変化

	基礎自治体						都道府県					
	1. よくあてはまる	2. ややあてはまる	3. あまりあてはまらない	4. 全くあてはまらない	無回答	合計	1. よくあてはまる	2. ややあてはまる	3. あまりあてはまらない	4. 全くあてはまらない	無回答	合計
1. 相談件数が増えた	424 83.6%	43 8.5%	28 5.5%	7 1.4%	5 1.0%	507 100.0%	30 81.1%	2 13.5%	0 5.4%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
2. 相談件数が減った	0 0.0%	5 1.0%	44 8.7%	447 88.2%	11 2.2%	507 100.0%	1 2.7%	0 0.0%	33 8.1%	33 89.2%	0 0.0%	37 100.0%
3. 就労支援が必要な人からの相談が増えた	212 41.8%	189 37.3%	84 16.6%	13 2.6%	9 1.8%	507 100.0%	11 29.7%	14 37.8%	11 29.7%	1 2.7%	0 0.0%	37 100.0%
4. 解雇・雇い止め等による非正規雇用労働者からの相談が増えた	264 52.1%	165 32.5%	60 11.8%	10 2.0%	8 1.6%	507 100.0%	14 37.8%	16 43.2%	7 18.9%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
5. 勤務所得を補てんするための職業紹介の相談が増えた	81 16.0%	177 34.9%	190 37.5%	47 9.3%	12 2.4%	507 100.0%	4 10.8%	10 27.0%	22 59.5%	1 2.7%	0 0.0%	37 100.0%
6. 家計に課題(多重債務等を含む)のある人からの相談が増えた	133 26.2%	195 38.5%	157 31.0%	12 2.4%	10 2.0%	507 100.0%	9 24.3%	15 40.5%	13 35.1%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
7. 住まいに課題のある人からの相談が増えた	202 39.8%	191 37.7%	87 17.2%	18 3.6%	9 1.8%	507 100.0%	14 37.8%	16 43.2%	7 18.9%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
8. 高齢困窮者からの相談が増えた	109 21.5%	190 37.5%	170 33.5%	30 5.9%	8 1.6%	507 100.0%	3 8.1%	11 29.7%	22 59.5%	1 2.7%	0 0.0%	37 100.0%
9. 地域のひきこもりに関する課題(8050等)が顕在化した	28 5.5%	125 24.7%	267 52.7%	78 15.4%	9 1.8%	507 100.0%	0 0.0%	7 18.9%	25 67.6%	5 13.5%	0 0.0%	37 100.0%
10. ひとり親家庭・貧困世帯の子どもに関する課題が顕在化した	63 12.4%	183 36.1%	197 38.9%	55 10.8%	9 1.8%	507 100.0%	3 8.1%	15 40.5%	17 45.9%	2 5.4%	0 0.0%	37 100.0%
11. 若年層からの相談が増えた	144 28.4%	230 45.4%	110 21.7%	15 3.0%	8 1.6%	507 100.0%	4 10.8%	22 59.5%	11 29.7%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
12. 学生からの相談が増えた	59 11.6%	82 16.2%	162 32.0%	192 37.9%	12 2.4%	507 100.0%	0 0.0%	8 21.6%	17 45.9%	12 32.4%	0 0.0%	37 100.0%
13. 個人事業主からの相談が増えた	270 53.3%	160 31.6%	46 9.1%	23 4.5%	8 1.6%	507 100.0%	17 45.9%	14 37.8%	6 16.2%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
14. 外国籍の人からの相談が増えた	229 45.2%	108 21.3%	59 11.6%	101 19.9%	10 2.0%	507 100.0%	14 37.8%	9 24.3%	8 21.6%	6 16.2%	0 0.0%	37 100.0%
15. 相談者の数・状態像ともに変化はない	10 2.0%	22 4.3%	69 13.6%	397 78.3%	9 1.8%	507 100.0%	1 2.7%	1 2.7%	12 32.4%	23 62.2%	0 0.0%	37 100.0%

### 3) 本来業務の実施への負担や困難さ

相談者の数・状態像の変化により、自立相談支援機関における本来業務の実施にどの程度負担や困難を感じているかを聞いたところ、「強く感じる」の割合が、「基礎自治体」では 66.9%、「都道府県」では 56.8% であった。

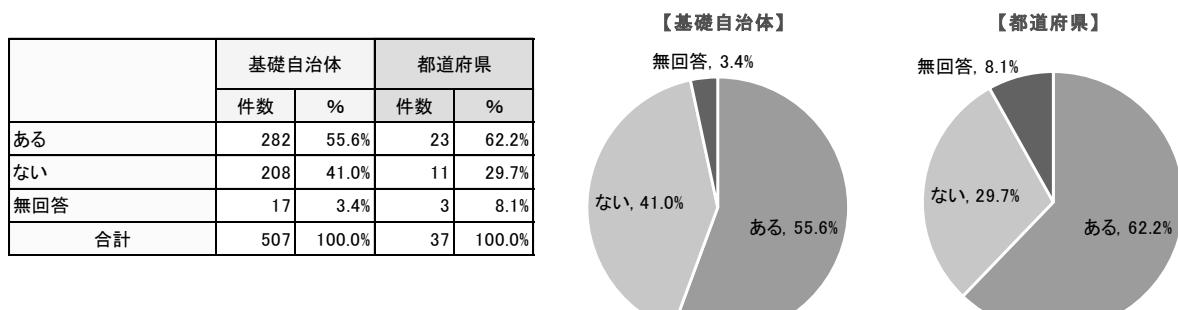
図表III-6-3 本来業務の実施への負担や困難さ



#### 4) 継続的な支援につながっていないケース

住居確保給付金の申請に係る相談のうち、自立相談支援機関のプランを作成することが適切と考えられたが、何らかの事情によりプランの作成・自立相談支援事業による継続的な支援につながっていないケースの有無について聞いたところ、「ある」の割合は、「基礎自治体」が 55.6%、「都道府県」が 62.2%であった。

図表III-6-4 継続的な支援につながっていないケース

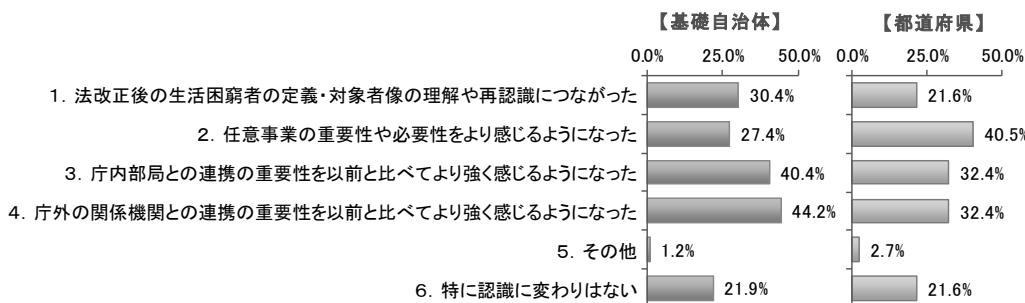


#### 5) 生活困窮者自立支援制度の実施に対する認識の変化

上記①のような影響・変化を受け、自治体における生活困窮者自立支援制度の実施に対する認識に変化があったかを聞いたところ、「基礎自治体」では「4. 庁外の関係機関との連携の重要性を以前と比べてより強く感じるようになった」が 44.2%と最も高く、次いで「3. 庁内部局との連携の重要性を以前と比べてより強く感じるようになった」が 40.4%であった。「都道府県」では「2. 任意事業の重要性や必要性をより感じるようになった」が 40.5%と最も高く、次いで「3. 庁内部局との連携の重要性を以前と比べてより強く感じるようになった」「4. 庁外の関係機関との連携の重要性を以前と比べてより強く感じるようになった」がともに 32.4%であった。

図表III-6-5 生活困窮者自立支援制度の実施に対する認識の変化

	(複数回答)			
	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
1. 法改正後の生活困窮者の定義・対象者像の理解や再認識につながった	154	30.4%	8	21.6%
2. 任意事業の重要性や必要性をより感じるようになった	139	27.4%	15	40.5%
3. 庁内部局との連携の重要性を以前と比べてより強く感じるようになった	205	40.4%	12	32.4%
4. 庁外の関係機関との連携の重要性を以前と比べてより強く感じるようになった	224	44.2%	12	32.4%
5. その他	6	1.2%	1	2.7%
6. 特に認識に変わりはない	111	21.9%	8	21.6%
全体	507		37	



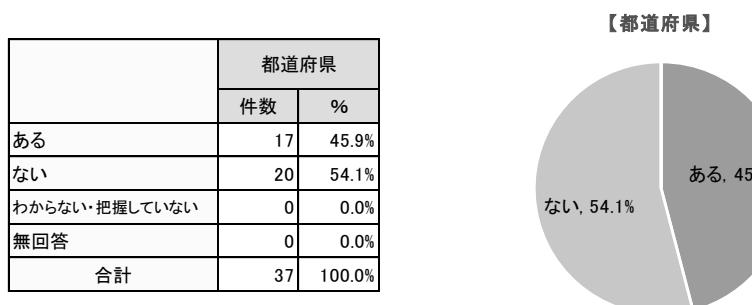
## (7) 福祉事務所を設置していない町村による相談の実施状況

(※自立相談支援事業の実施主体となっている都道府県 (n=37) で集計)

### ①町村における一次相談の実施状況

自立相談支援事業の実施主体となる福祉事務所未設置町村において、改正生活困窮者自立支援法第11条に規定される「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を現在実施している、または今後実施予定の町村の有無について聞いたところ、「ある」が45.9%、「ない」が54.1%であった。

図表III-7-1 町村における一次相談の実施状況

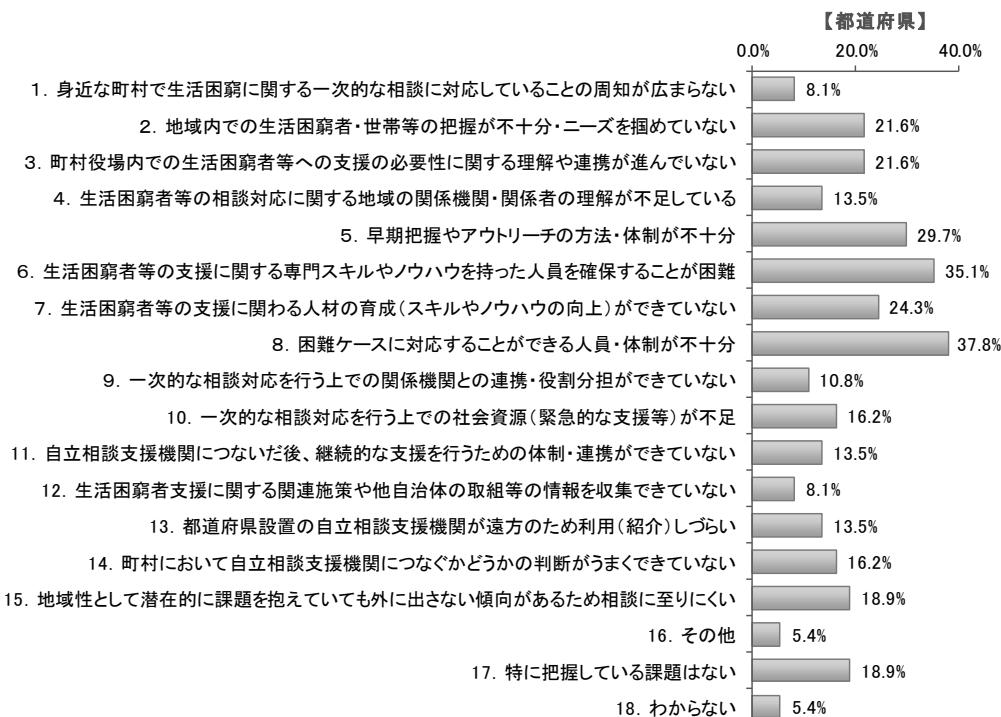


## ②町村における一次相談の実施上の課題

町村における一次相談の実施上の課題について聞いたところ、「8. 困難ケースに対応することができる人員・体制が不十分」の割合が37.8%と最も高く、次いで「6. 生活困窮者等の支援に関する専門スキルやノウハウを持った人員を確保することが困難」が35.1%、「5. 早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分」が29.7%であった。

図表III-7-2 町村における一次相談の実施上の課題

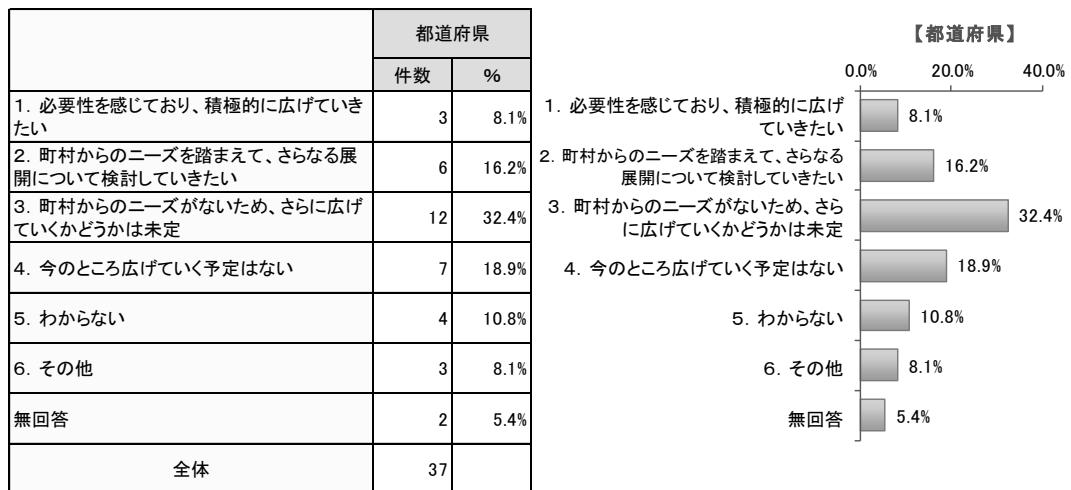
	都道府県	
	件数	%
1. 身近な町村で生活困窮に関する一次的な相談に対応していることの周知が広まらない	3	8.1%
2. 地域内での生活困窮者・世帯等の把握が不十分・ニーズを掴めていない	8	21.6%
3. 町村役場内の生活困窮者等への支援の必要性に関する理解や連携が進んでいない	8	21.6%
4. 生活困窮者等の相談対応に関する地域の関係機関・関係者の理解が不足している	5	13.5%
5. 早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分	11	29.7%
6. 生活困窮者等の支援に関する専門スキルやノウハウを持った人員を確保することが困難	13	35.1%
7. 生活困窮者等の支援に関わる人材の育成(スキルやノウハウの向上)ができていない	9	24.3%
8. 困難ケースに対応することができる人員・体制が不十分	14	37.8%
9. 一次的な相談対応を行う上での関係機関との連携・役割分担ができていない	4	10.8%
10. 一次的な相談対応を行う上での社会資源(緊急的な支援等)が不足	6	16.2%
11. 自立相談支援機関につないだ後、継続的な支援を行うための体制・連携ができていない	5	13.5%
12. 生活困窮者支援に関する関連施策や他自治体の取組等の情報を収集できていない	3	8.1%
13. 都道府県設置の自立相談支援機関が遠方のため利用(紹介)しづらい	5	13.5%
14. 町村において自立相談支援機関につなぐかどうかの判断がうまくできていない	6	16.2%
15. 地域性として潜在的に課題を抱えていても外に出さない傾向があるため相談に至りにくい	7	18.9%
16. その他	2	5.4%
17. 特に把握している課題はない	7	18.9%
18. わからない	2	5.4%
全体	37	



### ③福祉事務所未設置町村における相談事業の必要性

今後「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を、さらに管内で展開していくことについてどのように考えているかを聞いたところ、「3. 町村からのニーズがないため、さらに広げていくかどうかは未定」の割合が32.4%と最も高く、次いで「4. 今のところ広げていく予定はない」が18.9%、「2. 町村からのニーズを踏まえて、さらなる展開について検討していきたい」が16.2%であった。

図表III-7-3 福祉事務所未設置町村における相談事業の必要性

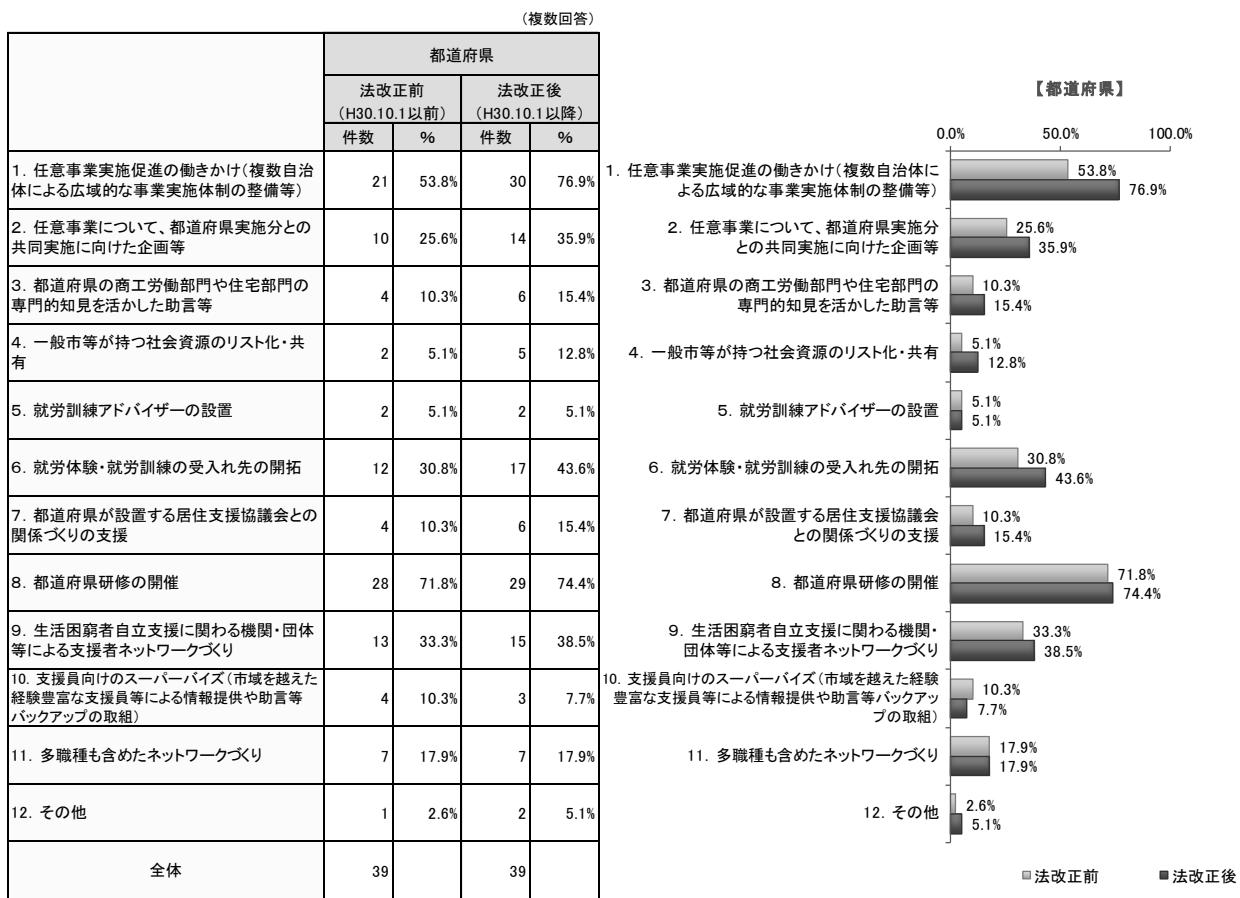


### (8) 広域行政としての都道府県内自治体への支援に関するこ

(※回答のあった全ての都道府県 (n=39) で集計)

管内自治体が効果的かつ効率的に事業を実施していくために、法改正（平成30年10月1日施行）の前と後のそれぞれで、都道府県としてどのような支援を行っているかを聞いたところ、「法改正前」には、「1. 任意事業実施促進の働きかけ（複数自治体による広域的な事業実施体制の整備等）」の割合が53.8%であったが、「法改正後」には76.9%となっており23.1ポイント増加していた。また、「法改正後」に、「6. 就労体験・就労訓練の受入れ先の開拓」は12.8ポイント、「2. 任意事業について、都道府県実施分との共同実施に向けた企画等」は10.3ポイント増加していた。

図表III-8-1 広域行政としての都道府県内自治体への支援に関すること



## 第Ⅳ章 福祉事務所未設置自治体アンケート調査

### 1. 調査の方法

#### (1) 目的

平成 30 (2018) 年 6 月に改正・公布された生活困窮者自立支援法に関して、1) 改正された生活困窮者自立支援制度の進捗状況を定量的に把握するとともに、2) 今後の 2 つの任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業）の実施に向けた基礎データを得ることを目的としてアンケート調査を実施した。

#### (2) 調査対象

福祉事務所未設置自治体（町村 881 カ所）

※福祉事務所未設置自治体における生活困窮者もしくは生活にお困りの方の相談窓口担当部局が回答

#### (3) 調査方法

郵送によるアンケート調査を実施した。

調査票の回答にあたっては、電子ファイルをダウンロードできるようにし、メールでの回答も併せて実施した。

また、調査の実施にあたっては、事前に 6 自治体を対象にプレ調査を実施し、回答のしやすさ等についての検討を行った。

#### (4) 調査期間

令和 2 (2020) 年 11 月 24 日～令和 2 (2020) 年 12 月 21 日

#### (5) 回収状況

451 件（回収率：51.2%）

## 2. 集計結果

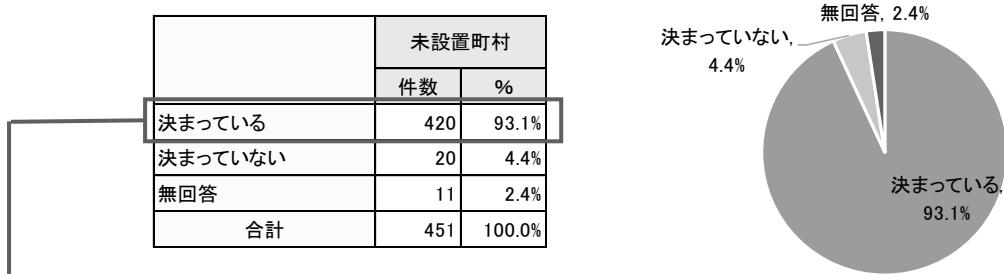
### (1) 基本情報

#### ①組織体制に関すること

##### 1) 生活困窮者自立支援制度に関する業務の担当部局・担当者

生活困窮者自立支援制度に関する業務の担当部局・担当者が決まっているかを聞いたところ、「決まっている」が93.1%、「決まっていない」が4.4%であった。

図表IV-1-1 生活困窮者自立支援制度に関する業務の担当部局・担当者

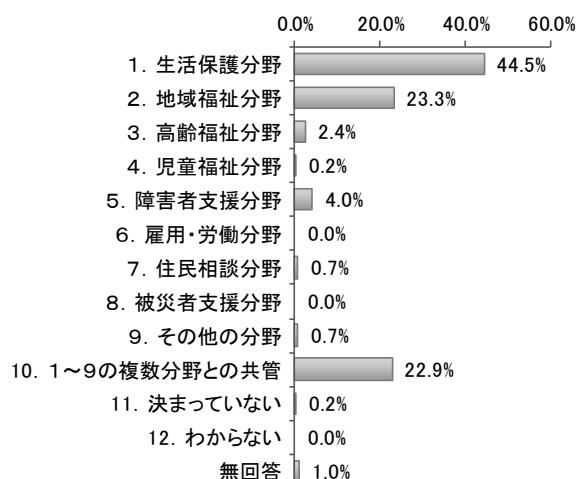


##### 2) 生活困窮者自立支援制度に関する担当主管部局の分野

生活困窮者自立支援制度に関する業務の担当部局・担当者が「決まっている」と回答した自治体に、担当者が所属する主管部局の分野について聞いたところ、「1. 生活保護分野」が44.5%、「2. 地域福祉分野」が23.3%、「10. 複数分野との共管」が22.9%となっていた。

図表IV-1-2 生活困窮者自立支援制度に関する担当主管部局の分野

	未設置町村	
	件数	%
1. 生活保護分野	187	44.5%
2. 地域福祉分野	98	23.3%
3. 高齢福祉分野	10	2.4%
4. 児童福祉分野	1	0.2%
5. 障害者支援分野	17	4.0%
6. 雇用・労働分野	0	0.0%
7. 住民相談分野	3	0.7%
8. 被災者支援分野	0	0.0%
9. その他の分野	3	0.7%
10. 1~9の複数分野との共管	96	22.9%
11. 決まっていない	1	0.2%
12. わからない	0	0.0%
無回答	4	1.0%
合計	420	100.0%



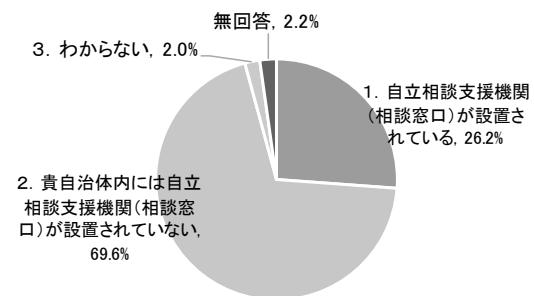
## ②生活困窮者自立支援制度の実施状況

### 1) 都道府県が設置する自立相談支援機関（相談窓口）の設置状況

自治体内において都道府県が設置する自立相談支援機関（相談窓口）の設置状況について聞いたところ、「2. 設置されていない」が 69.6%、「1. 設置されている」が 26.2%となっており、「設置されている」と回答した自治体の平均設置箇所数は 1.1 カ所であった。

図表IV-1-3 都道府県が設置する自立相談支援機関（相談窓口）の設置状況

	未設置町村	
	件数	%
1. 自立相談支援機関（相談窓口）が設置されている	118	26.2%
2. 貴自治体内には自立相談支援機関（相談窓口）が設置されていない	314	69.6%
3. わからない	9	2.0%
無回答	10	2.2%
合計	451	100.0%

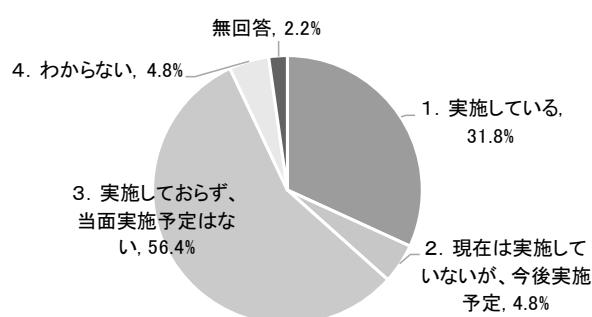


### 2) 「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」の実施状況

自治体内において都道府県が設置する自立相談支援機関（相談窓口）が「設置されていない」と回答した自治体に、改正生活困窮者自立支援法第 11 条に規定される「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」の実施状況を聞いたところ、「3. 実施しておらず、当面実施予定はない」の割合が 56.4% と最も高く、次いで、「1. 実施している」は 31.8%、「2. 現在は実施していないが、今後実施予定」が 4.8% であった。

図表IV-1-4 「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」の実施状況

	未設置町村	
	件数	%
1. 実施している	100	31.8%
2. 現在は実施していないが、今後実施予定	15	4.8%
3. 実施しておらず、当面実施予定はない	177	56.4%
4. わからない	15	4.8%
無回答	7	2.2%
合計	314	100.0%



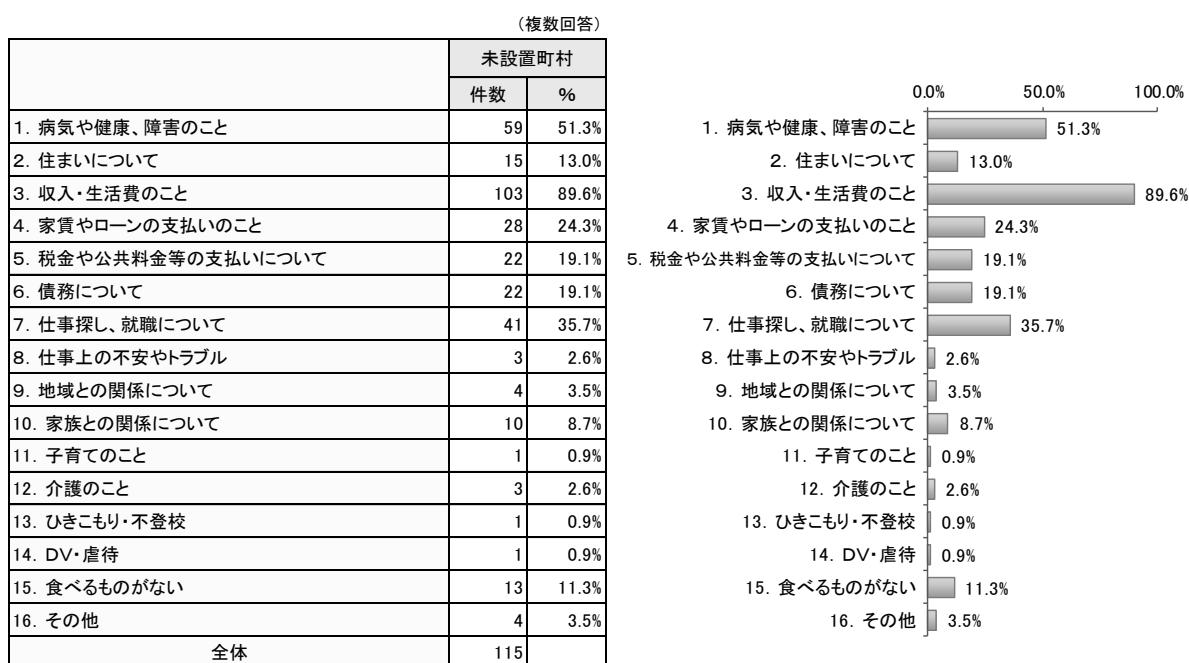
## (2) 生活困窮者に対する一次的な相談等の実施状況

### ①生活困窮者に対する一次的な相談事業の実施状況

#### 1) 生活困窮者等からの相談

「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を「1. 実施している」「2. 現在は実施していないが、今後実施予定」と回答した自治体に、生活困窮者等からの相談のうち、特に多いもの3つを聞いたところ、「3. 収入・生活費のこと」の割合が89.6%と最も高く、次いで「1. 病気や健康、障害のこと」が51.3%、「7. 仕事探し、就職について」が35.7%となっていた。

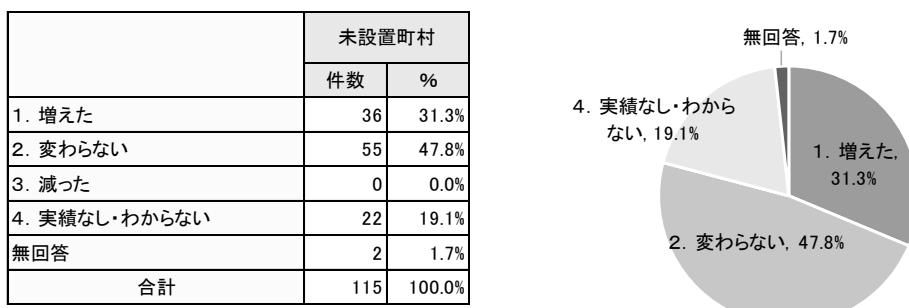
図表IV-2-1 生活困窮者等からの相談



#### 2) 自立相談支援事業等の利用件数の変化

「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を「1. 実施している」「2. 現在は実施していないが、今後実施予定」と回答した自治体に、事業開始当初から現在にかけて、町村が一次窓口となり把握した生活困窮者等からの相談のうち、自立相談支援事業等の利用に至る件数はどのように変化したかを聞いたところ、「1. 増えた」は31.3%、「2. 変わらない」は47.8%となっていた。

図表IV-2-2 自立相談支援事業等の利用件数の変化

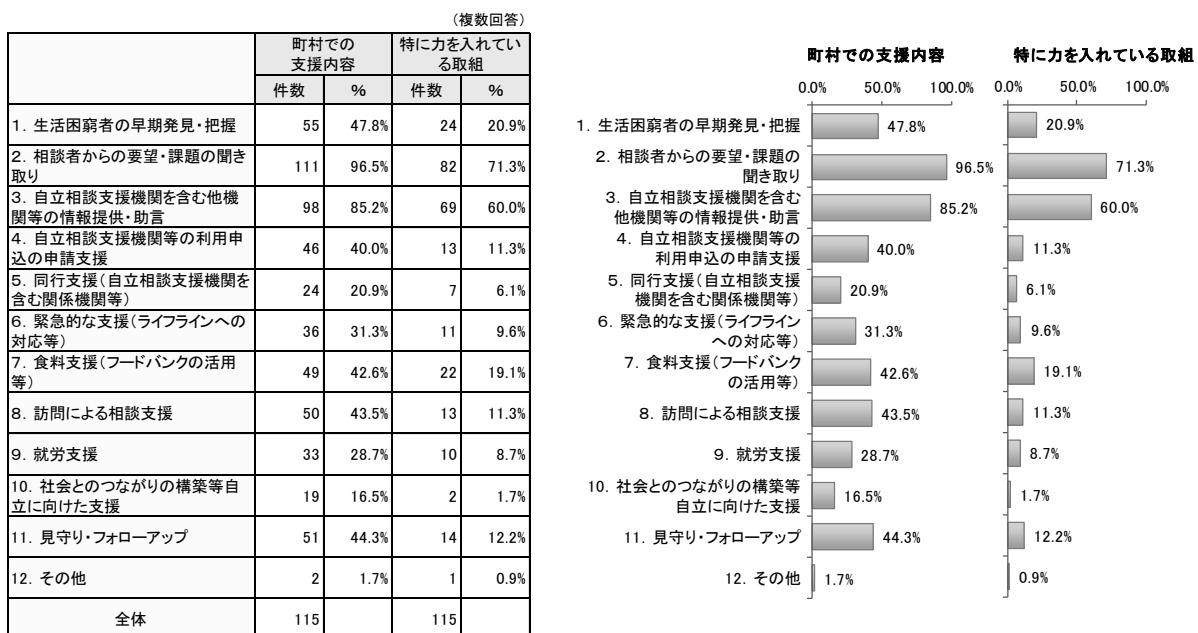


「1. 増えた」と回答した自治体にその理由を聞いたところ、「関係機関との連携が図れたため」「一時的な相談窓口を設置したため」「制度の周知を図ったため」などが挙げられていた。

### 3) 自立相談支援事業等へつなぐ必要がある方への支援

「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を「1. 実施している」「2. 現在は実施していないが、今後実施予定」と回答した自治体に、自立相談支援事業等の利用につなぐ必要がある方に対して、どのような支援を行っているかを聞いたところ、「2. 相談者からの要望・課題の聞き取り」が96.5%、「3. 自立相談支援機関を含む他機関等の情報提供・助言」が85.2%、「1. 生活困窮者の早期発見・把握」が47.8%となっており、特に力を入れている取組についても、これらの項目の割合が高くなっていた。

図表IV-2-3 自立相談支援事業等へつなぐ必要がある方への支援

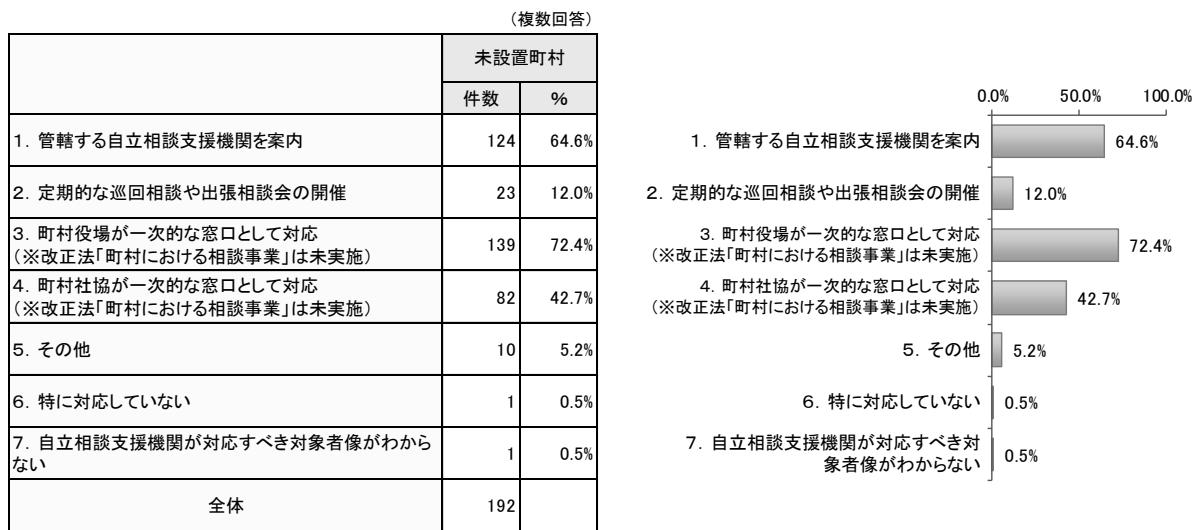


## ②生活困窮者に対する一次的な相談事業の必要性について

### 1) 自立相談支援機関等が対応すべきと考えられる住民からの相談への対応

「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を「3. 実施しておらず、当面実施予定はない」「4. わからない」と回答した自治体に、自立相談支援機関等が対応すべきと考えられる住民からの相談に、どのように対応しているかを聞いたところ、「3. 町村役場が一次的な窓口として対応」が72.4%と最も高く、次いで「1. 管轄する自立相談支援機関を案内」が64.6%、「4. 町村社協が一次的な窓口として対応」が42.7%であった。

図表IV-2-4 自立相談支援機関等が対応すべきと考えられる住民からの相談への対応

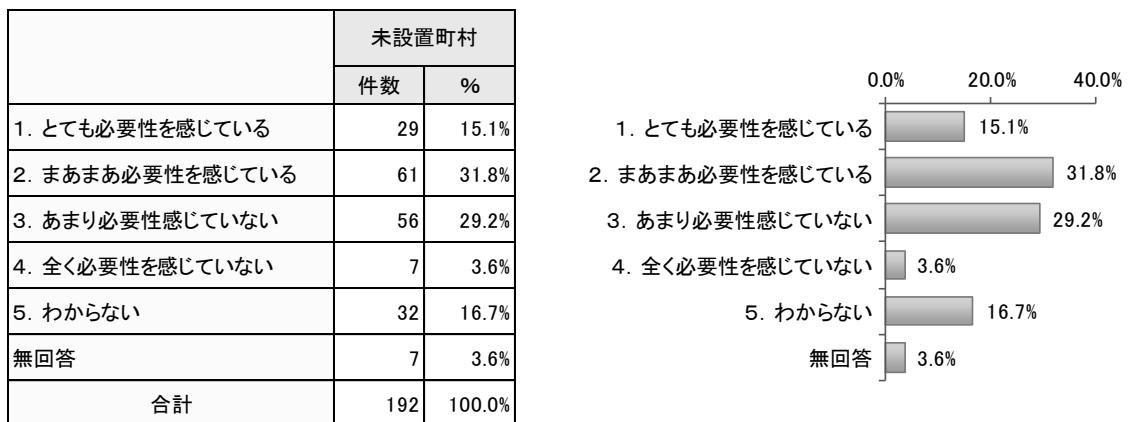


## 2) 「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を実施する必要性

「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を「3. 実施しておらず、当面実施予定はない」「4. わからない」と回答した自治体に、住民に身近な町村において、生活困窮者等に対する一次的な相談等（「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」）を実施する必要性を感じているかを聞いたところ、「1. とても必要性を感じている」が 15.1%、「2. まあまあ必要性を感じている」が 31.8%となっており、必要性を感じている割合は合わせて 46.9% であった。

一方で、「3. あまり必要性を感じていない」は 29.2%、「4. 全く必要性を感じていない」は 3.6%となっており、必要性を感じていない割合は 32.8%と 3 割を超えていた。

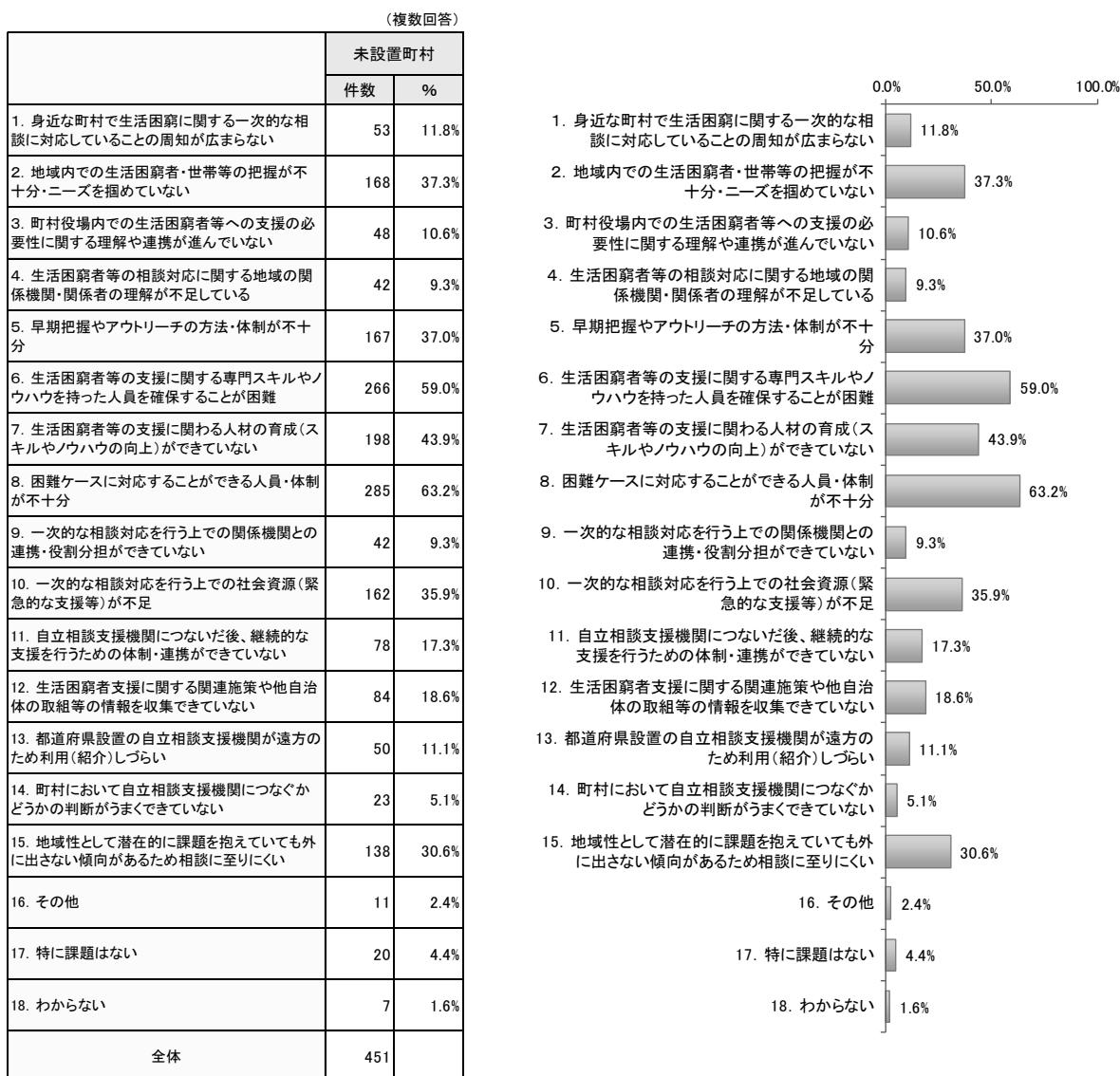
図表IV-2-5 「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を実施する必要性



### ③町村における生活困窮者の一次相談の実施上の課題

町村における生活困窮者の一次相談の実施上の課題について聞いたところ、「8. 困難ケースに対応することができる人員・体制が不十分」の割合が 63.2%と最も高く、次いで「6. 生活困窮者等の支援に関する専門スキルやノウハウを持った人員を確保することが困難」が 59.0%、「7. 生活困窮者等の支援に関わる人材の育成（スキルやノウハウの向上）ができていない」が 43.9%となっており、「人材」に関する課題を感じている町村が多いことがうかがえた。

図表IV-2-6 町村における生活困窮者の一次相談の実施上の課題



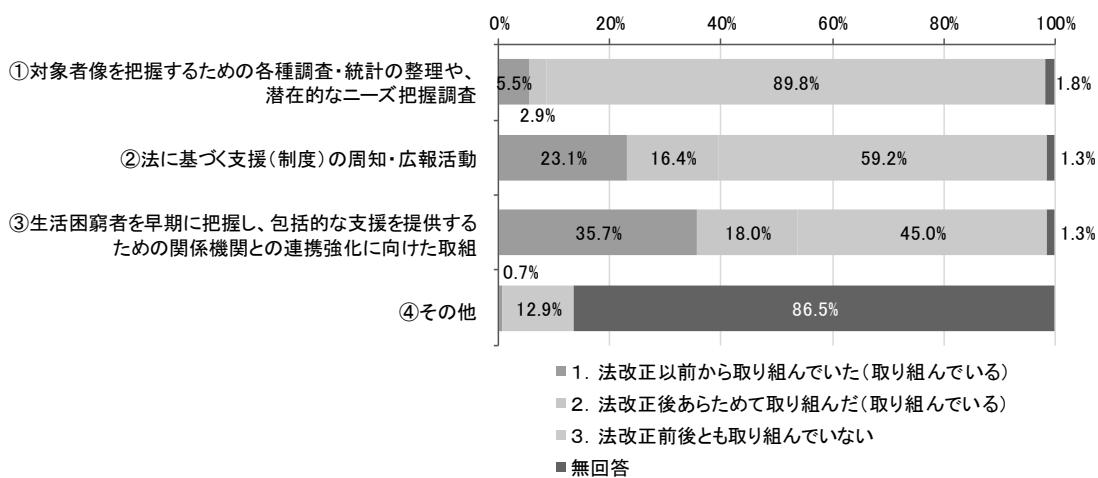
### (3) 法改正事項に係る取組状況

#### ①基本理念・定義の明確化を受けての取組状況

改正された生活困窮者自立支援法（以下「改正法」）により、基本理念及び生活困窮者の定義の明確化が図られたことを受け、次の項目に関するどのように取り組んでいるかを聞いたところ、「③生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するための関係機関との連携強化に向けた取組」については、「1. 法改正以前から取り組んでいた（取り組んでいる）」の割合が35.7%、「2. 法改正後あらためて取り組んだ（取り組んでいる）」が18.0%となっており、5割以上が「取り組んだ（取り組んでいる）」と回答していた。「①対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査」については、「3. 法改正前後とも取り組んでいない」の割合が89.8%となっており、約9割の町村が「取り組んでいない」状況にあった。

図表IV-3-1 基本理念・定義の明確化を受けての取組状況

	1. 法改正以前から取り組んでいた（取り組んでいる）	2. 法改正後あらためて取り組んだ（取り組んでいる）	3. 法改正前後とも取り組んでいない	無回答	合計
①対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査	25 5.5%	13 2.9%	405 89.8%	8 1.8%	451 100.0%
②法に基づく支援（制度）の周知・広報活動	104 23.1%	74 16.4%	267 59.2%	6 1.3%	451 100.0%
③生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するための関係機関との連携強化に向けた取組	161 35.7%	81 18.0%	203 45.0%	6 1.3%	451 100.0%
④その他	3 0.7%	0 0.0%	58 12.9%	390 86.5%	451 100.0%

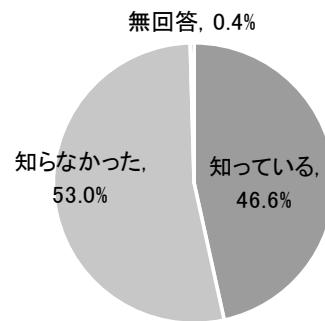


#### ②自立相談支援事業等の利用勧奨の認知度

改正法では、自立相談支援事業等の実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の「利用勧奨」を行うことが努力義務とされた（第8条関係）が、このような改正事項についての認知度を聞いたところ、「1. 知っている」の割合が46.6%、「知らないかった」の割合が53.0%となっており、認知度は半数以下となっていた。

図表IV-3-2 自立相談支援事業等の利用勧奨の認知度

	未設置町村	
	件数	%
知っている	210	46.6%
知らなかつた	239	53.0%
無回答	2	0.4%
合計	451	100.0%

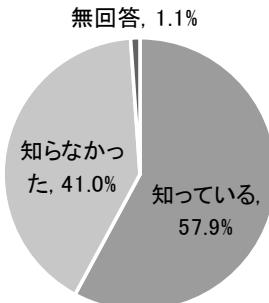


### ③関係機関間の情報共有を行う会議体（支援会議）について

改正法においては、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うため、関係機関等を構成員とする会議体（「支援会議」という）の設置を可能とし、構成員に対し守秘義務をかけることにより、構成員同士が安心して情報の交換ができるようにした（第9条、第28条関係）が、このような改正事項・会議体についての認知度を聞いたところ、「1. 知っている」の割合が57.9%、「知らなかつた」の割合が41.0%となっており、認知度は6割弱となっていた。

図表IV-3-3 関係機関間の情報共有を行う会議体（支援会議）について

	未設置町村	
	件数	%
知っている	261	57.9%
知らなかつた	185	41.0%
無回答	5	1.1%
合計	451	100.0%

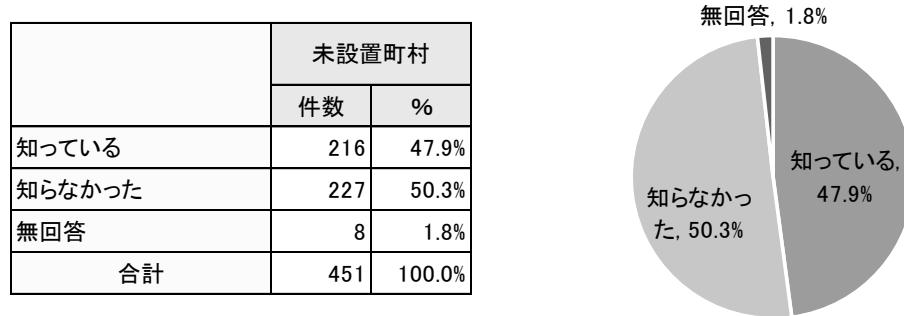


### ④「子どもの学習・生活支援事業」について

#### 1) 「子どもの学習・生活支援事業」に係る改正事項・事業内容の認知度

改正法において、任意事業のひとつである「子どもの学習・生活支援事業」は、これまでの学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労（進路選択等）に関する情報提供や助言を行う「生活支援」が加わり、強化されたが、このような改正事項・事業内容についての認知度を聞いたところ、「1. 知っている」の割合が47.9%、「2. 知らなかつた」が50.3%となっており、認知度は半数以下であった。

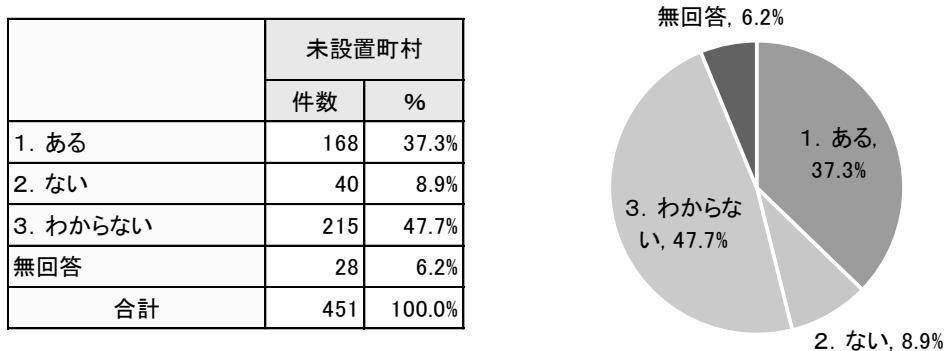
図表IV-3-4 「子どもの学習・生活支援事業」に係る改正事項・事業内容の認知度



## 2) 「子どもの学習・生活支援事業」による支援ニーズ

「子どもの学習・生活支援事業」による支援ニーズを聞いたところ、「1. ある」の割合が 37.3%、「2. ない」が 8.9%となっており、約半数は「3. わからない」(47.7%)となっていた。

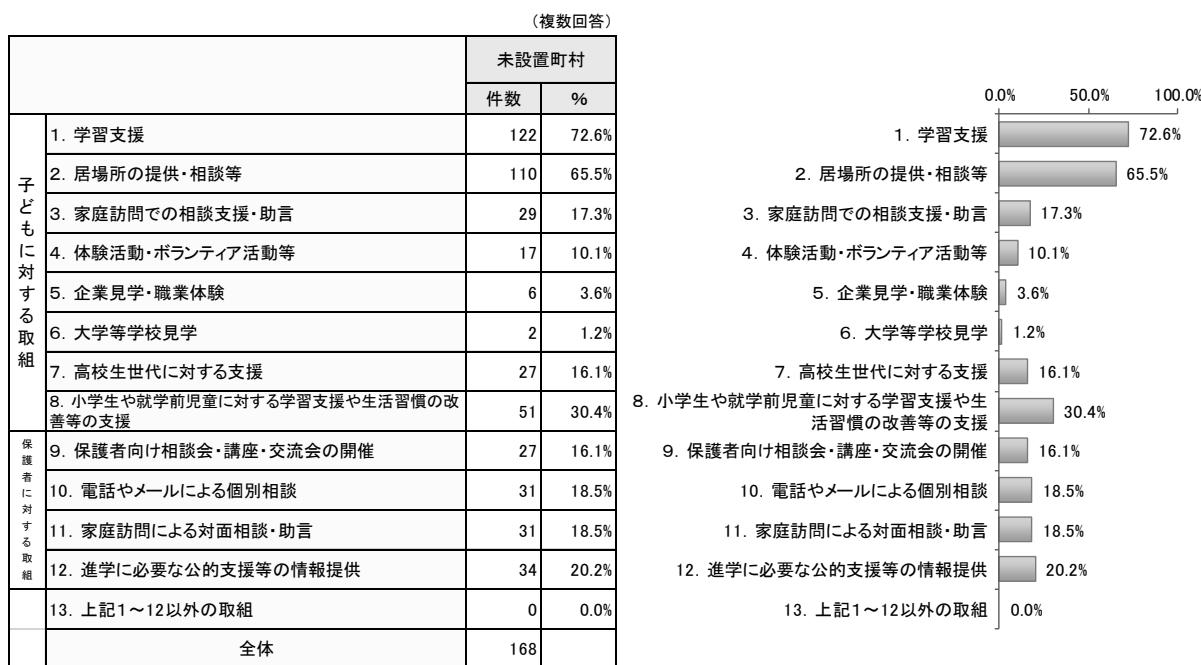
図表IV-3-5 「子どもの学習・生活支援事業」による支援ニーズ



## 3) 「子どもの学習・生活支援事業」で必要な支援内容

「子どもの学習・生活支援事業」による支援ニーズが「1. ある」と回答した自治体に、具体的にどのような支援があれば（もしくは充実すれば）よいと考えているか、特に必要と思われる支援内容を 3 つまで聞いたところ、「1. 学習支援」の割合が 72.6%と最も高く、次いで「2. 居場所の提供・相談等」が 65.5%、「8. 小学生や就学前児童に対する学習支援や生活習慣の改善等の支援」が 30.4%であった。

図表IV-3-6 「子どもの学習・生活支援事業」で必要な支援内容

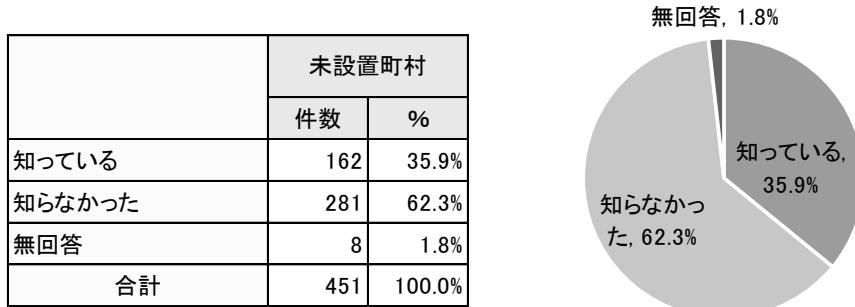


#### ④「地域居住支援事業」の実施状況について

##### 1) 「地域居住支援事業」に係る改正事項・事業内容の認知度

改正法において、任意事業のひとつである「地域居住支援事業」は、これまでの一時生活支援事業を拡充し、「①シェルター等を利用していた人」、「②居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人」を対象として、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援（「地域居住支援事業」）を追加することにより、居住支援が強化されたが、このような改正事項・事業内容についての認知度を聞いたところ、「1. 知っている」の割合が35.9%、「2. 知らなかった」が62.3%となっており、認知度は4割以下であった。

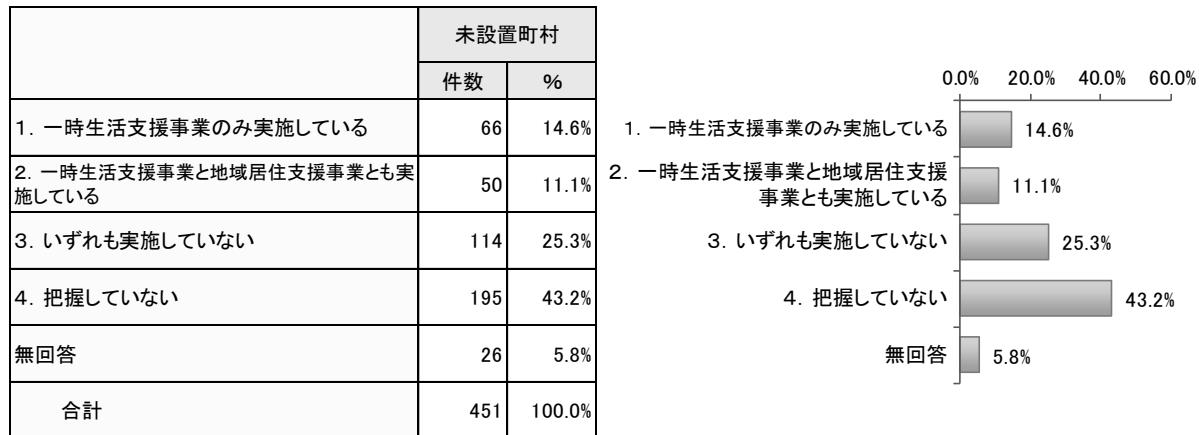
図表IV-3-7 「地域居住支援事業」に係る改正事項・事業内容の認知度



## 2) 都道府県における「一時生活支援事業」「地域居住支援事業」の実施状況

町村を管轄する都道府県における「一時生活支援事業」「地域居住支援事業」の実施状況を聞いたところ、「3. いずれも実施していない」の割合が 25.3%、「1. 一時生活支援事業のみ実施している」が 14.6%、「2. 一時生活支援事業と地域居住支援事業とも実施している」が 11.1%となっていたが、「4. 把握していない」が 43.2%と 4 割を超えていた。

図表IV-3-8 都道府県における「一時生活支援事業」「地域居住支援事業」の実施状況



## 第V章 アンケート調査結果及び実績データ等を踏まえた分析

本章では第III章、IV章で扱った福祉事務所設置自治体（都道府県・基礎自治体）アンケート及び福祉事務所未設置自治体アンケートによる調査結果に加え、過去の支援実績データ（※1）や、厚労省が実施した都道府県研修アンケート（※2）を踏まえ、以下の3つの視点に基づき、各種分析を行った。

（※1）「生活困窮者自立支援制度に関する支援状況月次報告」に基づく支援実績データ（自立相談支援事業における新規相談受付件数、任意事業の実施件数等）を参照。

（※2）厚生労働省社会・援護局が令和2年度9月に47都道府県の生活困窮者自立支援制度担当者を対象に行った都道府県研修の実施に向けてのアンケート。

図表V-1 分析の視点

分析の視点	内容
1. 改正法の実施状況に関する分析	(1) 法改正事項に対する各自治体の実施状況 (2) 法改正事項の「理念・定義」の認識・対応について (3) 都道府県の取組と支援実績について (4) 法改正の効果
2. 2つの任意事業の実施に関する分析	(1) 未実施の理由と必要性の認識 (2) 「自立て対応できている」未実施自治体について (3) 利用実績が伸びている自治体における「入口」と「出口」について
3. 新型コロナウィルスの影響に関する分析	(1) 相談ニーズの顕在化について (2) ニーズへの対応 (3) 任意事業の重要性の認識

## 1. 改正法の実施状況に関する分析

### (1) 法改正事項に対する各自治体の実施状況

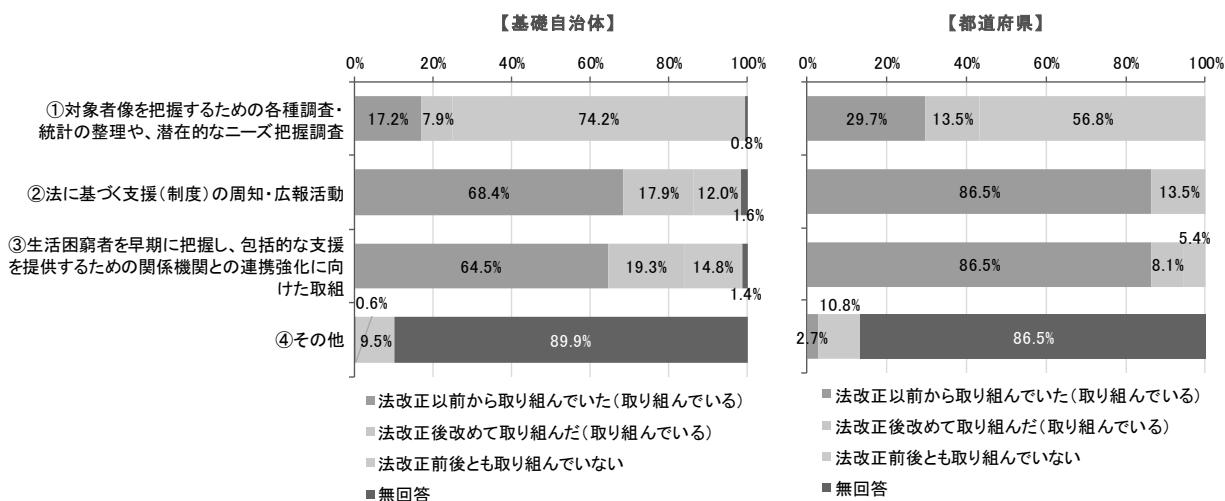
#### ①基本理念・定義の明確化について

法改正による「基本理念、定義の明確化」を受けた、各自治体の取組状況をみたのが下図である。福祉事務所設置自治体では、周知・広報活動や、関係機関との連携強化に向けた取組については、法改正前から6～8割以上が実施しており、さらに法改正後に改めて取り組んだ自治体が1～2割あることから、ほとんどの自治体が取組を進めている。一方、「①対象者を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査」については、法改正後1割ほどの自治体で増えたものの、全体として「取り組んでいない」自治体が半数以上を占める。

福祉事務所未設置町村は、事業の実施主体でないことから、いずれの取組状況の割合も低いが、周知・広報活動や、関係機関との連携強化に向けた取組において、法改正を契機に新たに取り組みを始めた自治体も一定数あり、半数程度の自治体で取り組みがなされている。

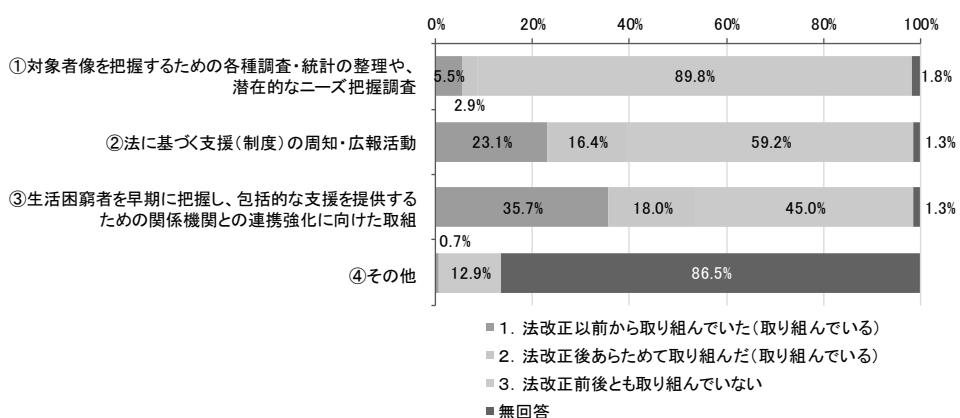
図表V-1-1 基本理念及び生活困窮者の定義の明確化を受けての取組（福祉事務所設置自治体）（再掲）

（基礎自治体：n=507、都道府県：n=37）



図表V-1-2 基本理念及び生活困窮者の定義の明確化を受けての取組（福祉事務所設置未設置町村）（再掲）

（n=451）

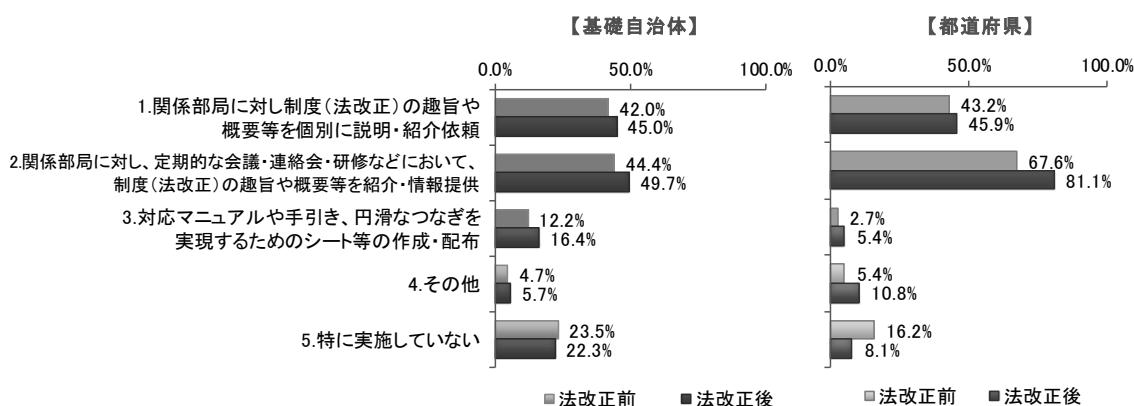


## ②利用勧奨について

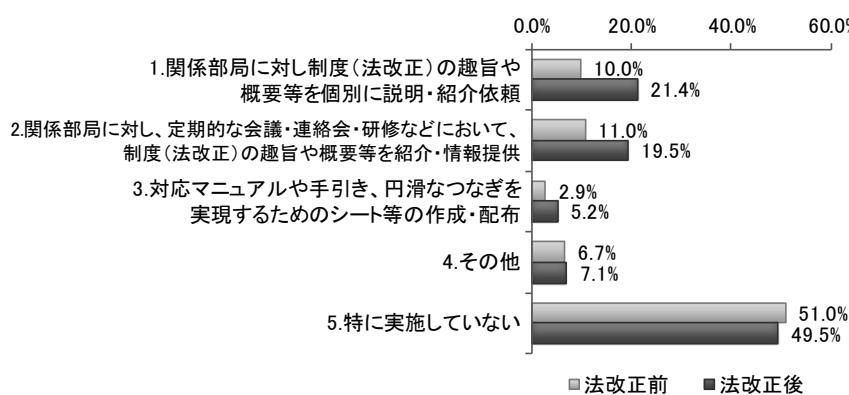
「利用勧奨」の努力義務の創設に係る対応状況としては、基礎自治体において、関係部局に対し、制度の趣旨や概要等について、個別に説明・紹介依頼を行うことや、定期的な会議・連絡会・研修などにおいて情報提供を行っている自治体が約半数に至っている一方、「特に実施していない」と回答している自治体も2割程度存在している。

また、福祉事務所未設置町村では、福祉事務所設置自治体と比べ実施状況は低いが、関係部局に対する個別の説明や、定期的な会議等における情報提供といった取組に関して、2割程度の自治体が対応しており、改正前よりも10ポイント近く高くなっている。

図表V-1-3 自立相談支援事業等の「利用勧奨」の努力義務の創設に係る対応状況  
(福祉事務所設置自治体) (基礎自治体 : n=507、都道府県 : n=37)



図表V-1-4 自立相談支援事業等の「利用勧奨」の努力義務の創設に係る対応状況  
(福祉事務所未設置町村) (n=210)



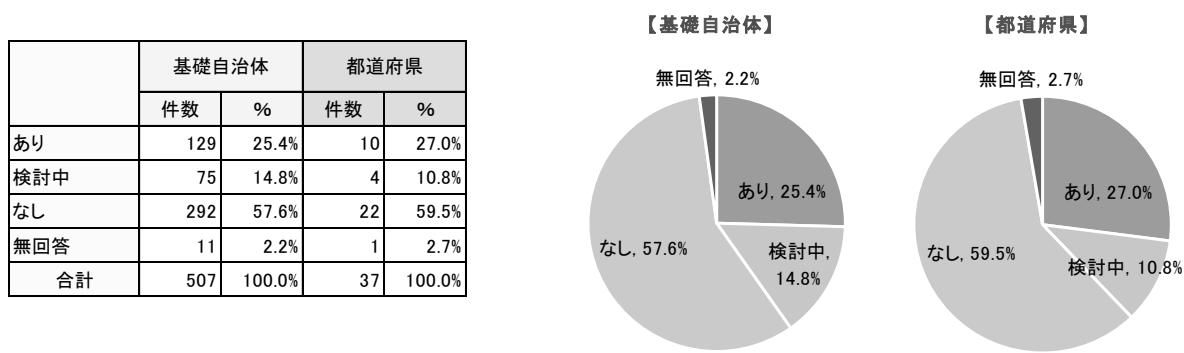
### ③支援会議

福祉事務所設置自治体において、支援会議を設置した自治体は3割弱となっている。

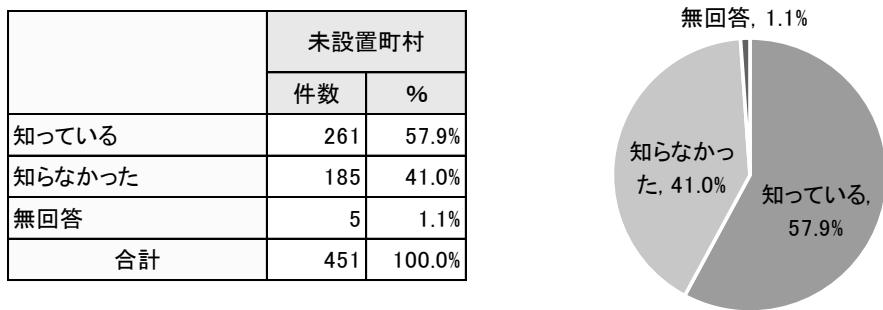
「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の平成30年度事業実績調査」時点では1割程度(117自治体)であり、設置自治体数は増えたものの、未だ低調であることがうかがえる。

福祉事務所未設置自治体における支援会議の認知度としては「知らなかつた」が4割程度を占め、支援会議が十分に周知されていないこと、また支援調整会議と支援会議の違いを正確に理解していない自治体も一部にみられることが推測される。

図表V-1-5 「支援会議」の設置有無（福祉事務所設置自治体）（再掲）



図表V-1-6 自立相談支援改正事項・会議体（「支援会議」）についての認知度  
(福祉事務所未設置町村)（再掲）



【参考】「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の平成30年度事業実績調査」(N=903)

#### ①設置状況

(n=903)

区分	自治体数	割合
設置済み	117	13.0%
設置予定あり	122	13.5%
未設置	664	73.5%

#### ③実施状況

(n=117)

実施回数	平均回数
938	8.0

#### ②支援会議に関する要綱の策定状況

(n=903)

区分	自治体数	割合
策定済み	74	8.2%
策定予定あり	109	12.1%
未策定	720	79.7%

#### ④対象となったケース

(n=117)

対象ケース数	平均ケース数	1会議あたり
4,246	36.3	4.5

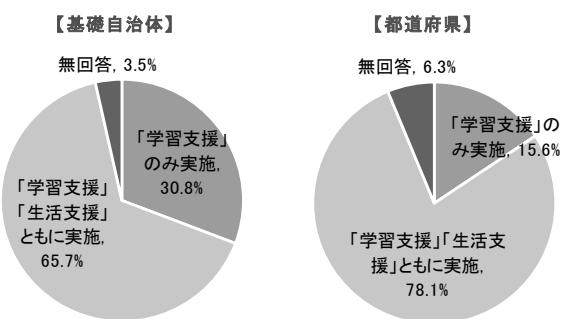
#### ④子どもの学習・生活支援事業

「子どもの学習・生活支援事業」を実施している 312 自治体についてみると、「学習支援」「生活支援」とともに実施の割合が、基礎自治体では 6 割以上、都道府県では約 8 割となっており、従来の学習支援に加え、法改正に伴い強化された「生活支援」に係る事業内容の実践が一定程度進んでいることがうかがえる。

福祉事務所未設置自治体における「子どもの学習・生活支援事業」に関する認知度は、「知っている」が約半数である。

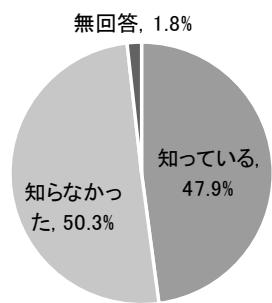
図表 V-1-7 「子どもの学習・生活支援事業」の実施内容（福祉事務所設置自治体）（再掲）

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
「学習支援」のみ実施	96	30.8%	5	15.6%
「学習支援」「生活支援」とともに実施	205	65.7%	25	78.1%
無回答	11	3.5%	2	6.3%
合計	312	100.0%	32	100.0%



図表 V-1-8 「子どもの学習・生活支援事業」に係る改正事項・事業内容の認知度（福祉事務所未設置町村）

	未設置町村	
	件数	%
知っている	216	47.9%
知らなかつた	227	50.3%
無回答	8	1.8%
合計	451	100.0%



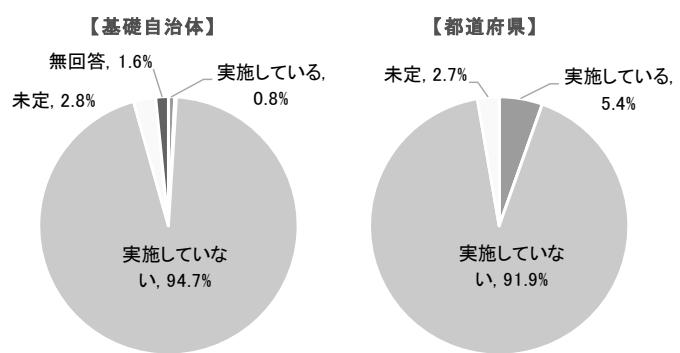
## ⑤居住支援の強化

本アンケート調査において一時生活支援事業を「実施している」と回答した自治体は 159 自治体（31.4%）であり、任意事業の中でも実施率が低い。また、法改正に伴い一時生活支援事業を拡充して創設された「地域居住支援事業」の実施状況をみると、「実施している」は、都道府県では 2 自治体、基礎自治体では 4 自治体であり、ごく少数にとどまっている状況がうかがえる（令和 2 年度の実施自治体（補助金の協議書を提出した自治体）は 20）。

福祉事務所未設置町村における「地域居住支援事業」に関する認知度は「知っている」が 4 割弱である。

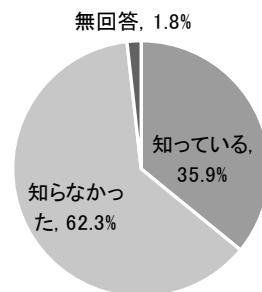
図表 V-1-9 「地域居住支援事業」の実施状況（福祉事務所設置自治体）（再掲）

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
実施している	4	0.8%	2	5.4%
実施予定	1	0.2%	0	0.0%
実施していない	480	94.7%	34	91.9%
未定	14	2.8%	1	2.7%
無回答	8	1.6%	0	0.0%
合計	507	100.0%	37	100.0%



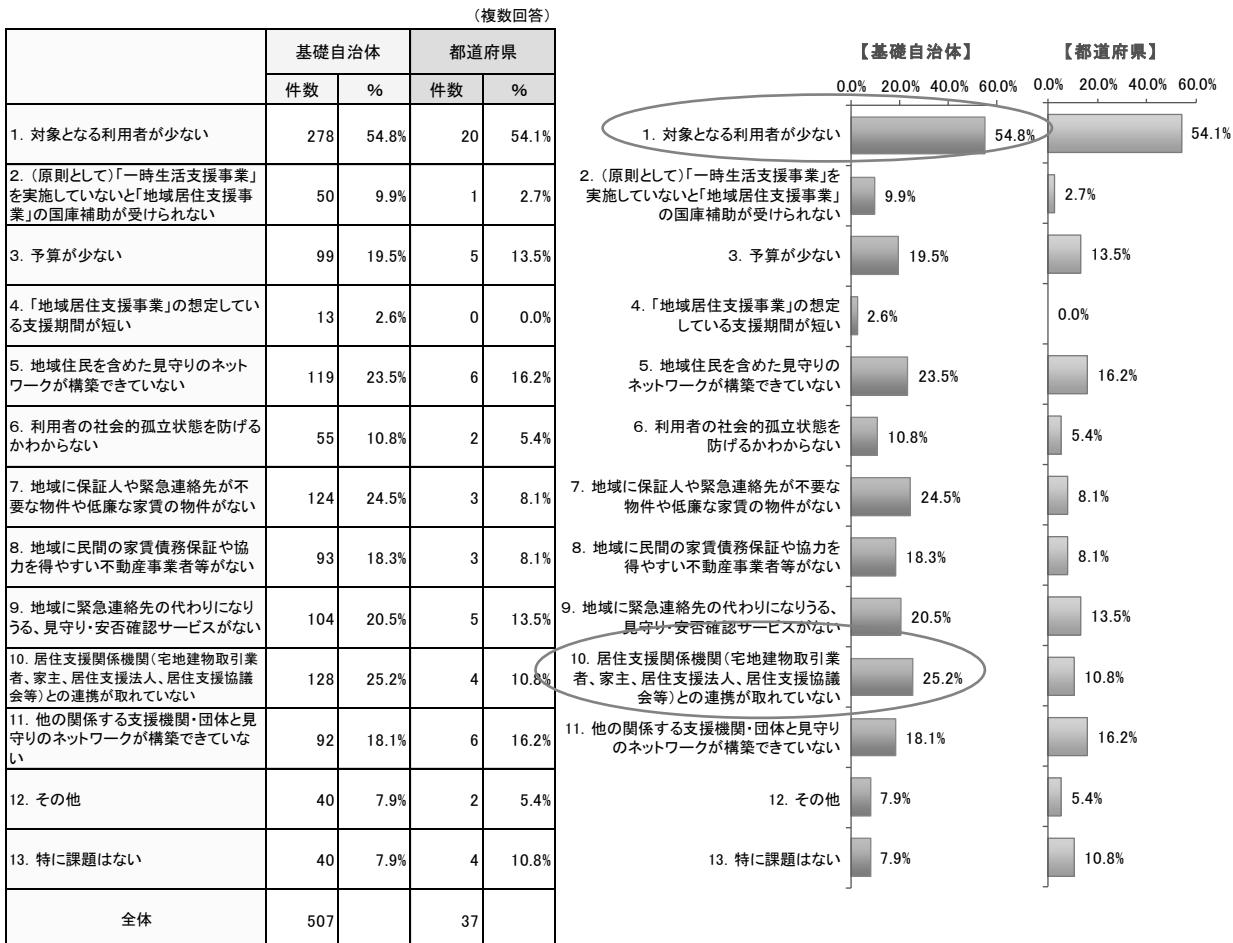
図表 V-1-10 「地域居住支援事業」に係る改正事項・事業内容の認知度  
(福祉事務所未設置町村)（再掲）

	未設置町村	
	件数	%
知っている	162	35.9%
知らなかつた	281	62.3%
無回答	8	1.8%
合計	451	100.0%



「地域居住支援事業」の実施にあたって課題となっていることを聞いたところ、「基礎自治体」「都道府県」とともに「1. 対象となる利用者が少ない」の割合が最も高く、それぞれ 54.8%、54.1%となっていた。また、基礎自治体においては、「10.居住支援関係機関の連携が取れていない」が 2 番目に高い 25.2% となっている。

図表 V-1-11 「地域居住支援事業」の実施にあたっての課題



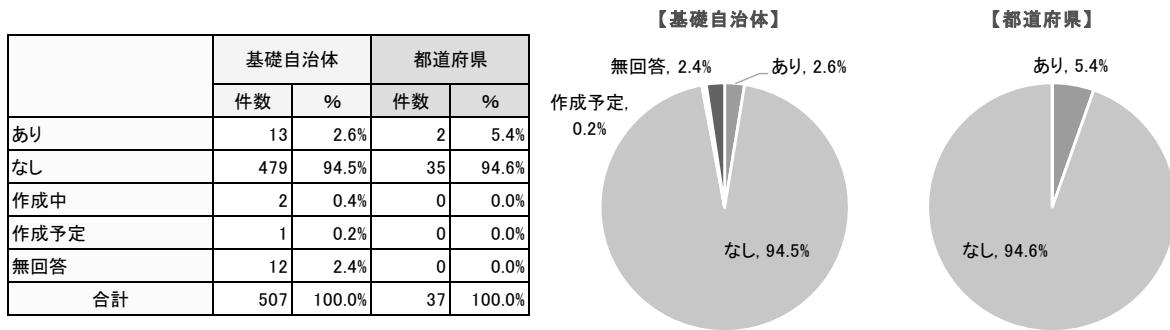
次に、上記で「対象となる利用者が少ない」と回答した 278 の基礎自治体に対し、「対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査」を実施しているかどうか（法改正前、または後取り組む）を尋ねた設問とクロス集計したところ、23.7%の自治体が実施していると回答していた（全体 25.7%）。対象者がいないと判断している自治体が必ずしもニーズ調査等を実施しているとは言い難い。

## ⑥「認定就労訓練事業所」の実施の更なる促進について

さまざまな課題を抱える生活困窮者の出口として期待が寄せられてきた「認定就労訓練事業所」の認定件数は、平成27年度の484件から令和元年度に1,889件まで増加してきたものの、身近な地域の中で利用したいと思った人が誰でも利用できる状況には至っていない状況がある。

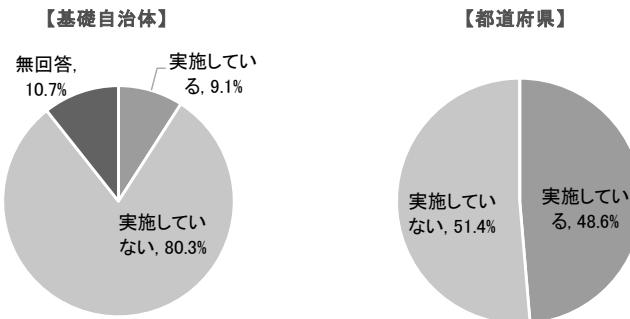
法改正により、認定就労訓練事業所の受注機会の増大について努力義務化が図られたところであるが、現在のところ「認定就労訓練事業所」の優先発注を促すための基準が「あり」との回答は、「基礎自治体」で2.6%、「都道府県」で5.4%となっており、優先発注基準を設けている自治体はごく少数である。また、優先発注基準が「あり」の場合にも、「認定就労訓練事業所」から優先的に調達した実績があると回答した自治体は、基礎自治体では6自治体(1.6%)、都道府県では0(実績なし)であり、取組が十分に進んでいないことがうかがえる。

図表V-1-12 「認定就労訓練事業所」の優先発注基準の有無（再掲）

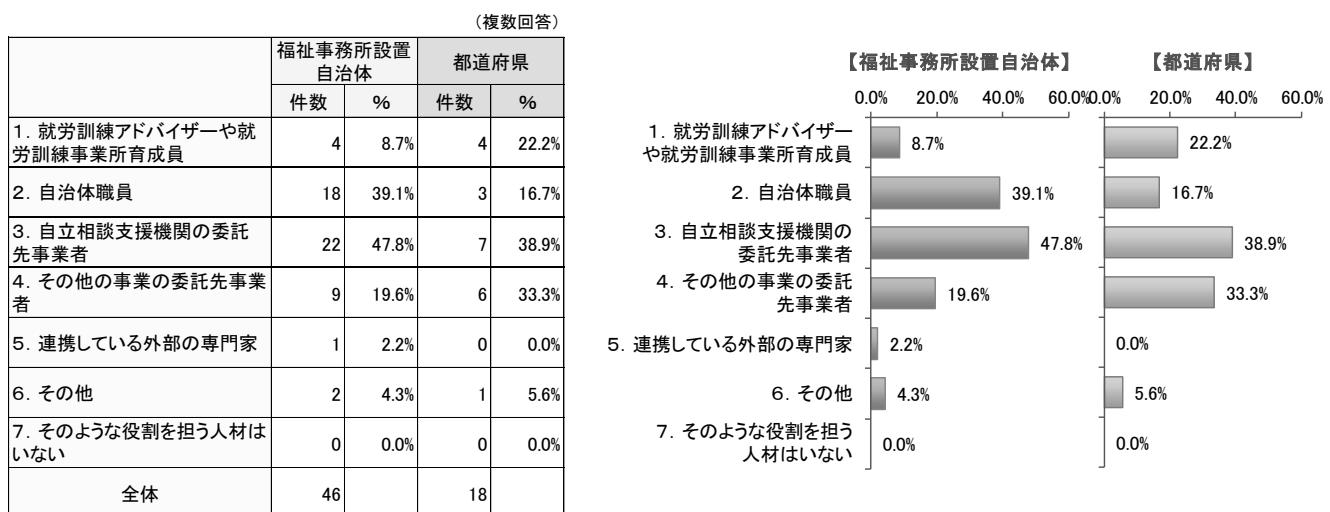


「認定就労訓練事業所の開拓」についてみると、「実施している」自治体は、基礎自治体では約1割であり、都道府県で約半数となっている。また、開拓を実施している場合、その役割を担うのは「自立相談支援機関の委託事業者」が最も多く、基礎自治体ではそれに次いで「自治体職員」となっている。認定就労訓練事業の推進にあたって、都道府県には「就労訓練アドバイザー」、基礎自治体には「就労訓練事業所育成員」を配置することができる補助（補助率1/2）もあり、実際に活用している自治体もみられる。（図表V-1-14）

図表V-1-13 「認定就労訓練事業所」の開拓の実施



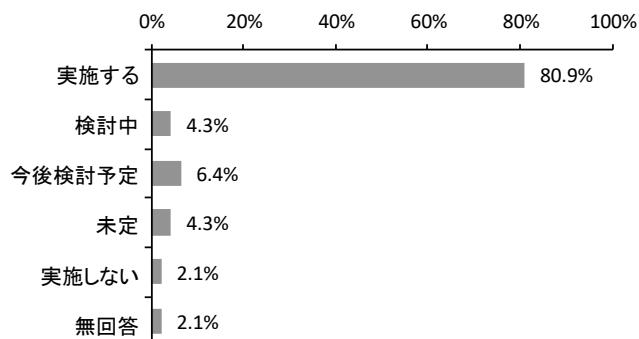
図表V-1-14 「認定就労訓練事業所」の開拓の役割（※開拓を「実施している」場合）



## ⑦都道府県研修について

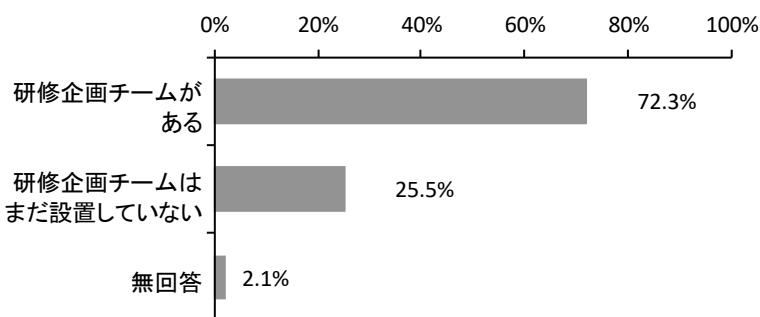
47 都道府県に本年度の研修実施の当初計画の状況について聞いたところ、「実施する」が80.9%と約8割を占めており、「今後検討予定」が6.4%、「検討中」、「未定」が共に4.3%であった。

図表V-1-15 本年度の研修実施の有無（当初計画）( n=47 )



研修企画チームの有無は、「研修企画チームがある」が72.3%と7割以上を占めており、「研修企画チームはまだ設置していない」が25.5%、「無回答」が2.1%であった。

図表V-1-16 研修企画チームの有無 ( n=47 )



## ⑧その他の改正事項の取組状況について

その他の改正事項の取組については次のとおり。

図表V-1-15 法改正事項の概要

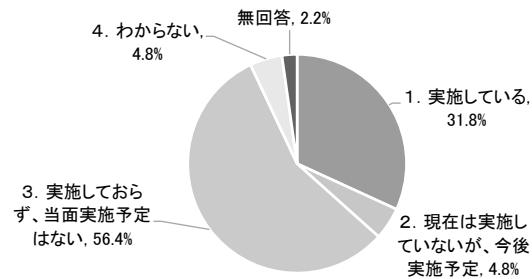
改正事項	アンケートによる主な結果
福祉事務所を設置していない町村による相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を実施している福祉事務所未設置町村は約3割で、その多くが改正法施行以前から事業の実施を始めている（※次頁参照）。</li> <li>・相談の内容は「収入・生活費のこと」が突出して多く89.6%、次いで「病気や健康、障害のこと」（51.3%）、「仕事探し、就職について」（35.7%）、「家賃やローンの支払いのこと」（24.3%）などと続く。</li> <li>・当該相談事業に取り組む（「現在は実施していないが、今後実施予定」含む）自治体の約3割が、相談者が増えたと回答している。</li> <li>・「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を実施していない福祉事務所未設置町村において、必要性を感じている自治体が<u>46.9%</u>に及んでいる。</li> <li>・町村における生活困窮者の一次相談の実施上の課題としては、「<u>困難ケースに対応することができる人員・体制が不十分</u>」、「<u>生活困窮者の支援に関する専門スキルやノウハウをもった人員を確保することが困難</u>」といった人材に関する課題がそれぞれ約60%と最も多い。次いで「地域内での生活困窮者・世帯等の把握が不十分・ニーズを掴めていない」「早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分」と対象者やニーズの把握等に関する課題が約40%。</li> </ul>
衆議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年4月25日） ＜高齢者に対する支援＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間の自立相談支援機関における新規相談者に占める<u>高齢者の割合</u>を聞いたところ、「基礎自治体」では「20%以上30%未満」と回答した自治体の割合が33.1%と最も高く、「都道府県」では、「10%以上20%未満」「20%以上30%未満」の割合がそれぞれ27.0%であった。</li> <li>・高齢困窮者等に対する支援としては、対個人への支援として、「各種支援制度の申請援助」や、「金銭管理等の支援が必要な場合の日常生活自立支援制度・成年後見制度との連携つなぎ」、「ハローワークやシルバー人材センター等と連携した就労支援」が約70%と多い。</li> <li>・一方、「住宅関係部門や社会福祉法人等との連携による転居（住み替え）支援・生活支援の取組」は33.9%と最も低くなっている</li> <li>・対地域への支援として、介護保険制度による「生活支援コーディネーターとの連携による地域ネットワークの整備」や、「介護予防日常生活支援総合事業のサービス拡充の展開等と結び付けた社会参加の場や、就労・ボランティア等の高齢者の活躍の場の創出・活用」などの取組は20%未満に留まっており、総じて、<u>介護保険制度をはじめと</u></li> </ul>

	する他制度との連携による支援については、まだ十分に展開されていない状況がうかがえる。
衆議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年4月25日） ＜委託契約の契約判断について＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先の選定にあたっては、随意契約の割合が高く8~9割となっており、その中で半数以上が企画提案を求めていている。</li> <li>一方、価格のみで委託先を選定している自治体も数は少ないながら存在している。</li> </ul>

**【※参考】都道府県が設置する自立相談支援機関が自治体内に設置されていない314自治体における「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」の実施状況等**

①改正生活困窮者自立支援法に規定される「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」の実施状況

	未設置町村	
	件数	%
1. 実施している	100	31.8%
2. 現在は実施していないが、今後実施予定	15	4.8%
3. 実施しておらず、当面実施予定はない	177	56.4%
4. わからない	15	4.8%
無回答	7	2.2%
合計	314	100.0%

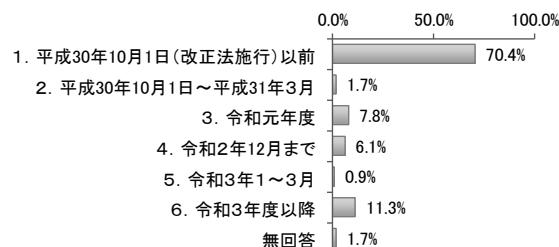


→※「1. 実施している」「2. 現在は実施していないが、今後実施予定」と回答した場合

②事業開始時期と主な対応窓口

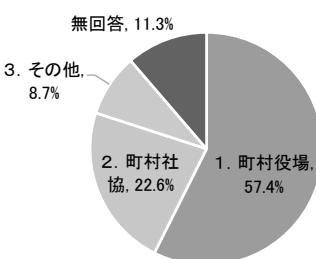
■開始時期

	未設置町村	
	件数	%
1. 平成30年10月1日(改正法施行)以前	81	70.4%
2. 平成30年10月1日～平成31年3月	2	1.7%
3. 令和元年度	9	7.8%
4. 令和2年12月まで	7	6.1%
5. 令和3年1～3月	1	0.9%
6. 令和3年度以降	13	11.3%
無回答	2	1.7%
合計	115	100.0%



■主な対応窓口

	未設置町村	
	件数	%
1. 町村役場	66	57.4%
2. 町村社協	26	22.6%
3. その他	10	8.7%
無回答	13	11.3%
合計	115	100.0%



## (2) 法改正事項の「理念・定義」の認識・対応について

### ① 「基本理念・定義の認識」と「法改正事項」の取組状況について

基本理念及び生活困窮者の定義の明確化を受けた各自治体における取組状況について聞いたところ（P80 参照）、制度の周知・広報活動や、関係機関との連携強化に向けた取組についてはほとんどの自治体において実践・強化されているが、「対象者を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査」については、法改正後 1 割ほどの自治体で増えたものの、全体として「取り組んでいない」自治体が半数以上を占めることがわかった。

「対象者を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査」は、自立相談支援事業等の適切な人員体制や、任意事業の実施、また毎年度事業実施にあたって必要な予算の確保等にあたって重要な基礎データとなることが考えられる。

そうしたことを踏まえ、ここでは、アンケート回答状況に応じて、次のような 2 つのグループを設定し、そのグループごとに、法改正事項の取組状況について比較を行った。

全体 (n=507)

グループ A (n=127)

Ⅱ 1 「①対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査」で、  
「1. 法改正以前から取り組んでいた」  
または、  
「2. 法改正後改めて取り組んでいた」  
を選択した自治体

グループ B (n=380)

Ⅱ 1 「①対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査」で、  
「3. 法改正前後とも取り組んでいない」を選択した自治体  
または、無回答

法改正事項のうち「①対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査」において、「1. 法改正前から取り組む」または「2. 法改正後改めて取り組む」自治体を選択した自治体をグループ A (127 自治体)、グループ A に属さない自治体をグループ B（「3. 法改正前後とも取り組んでいない」または無回答）(380 自治体) とし、法改正事項の取組状況等について比較した（次頁以降参照）。

これによると、グループ A の方が、グループ B 及び全体に比べて法改正事項の取組が進んでいることや、支援実績が比較的高いことがわかる。

図表V-1-16 「基本理念・定義の認識」と「法改正事項」の取組状況の比較

	グループA	グループB	【参考】全体
支援会議（あり・検討中）	52.8%	36.1%	40.2%
利用勧奨に対し「特に実施していない」	11.0%	26.1%	22.3%
利用勧奨に関し他部局との連携状況（改正後の連携先数）※欠損除く	平均 18.3 件	平均 14.4 件	平均 15.4 件
任意事業の実施有無	就労○家計○ 57.5% 就労○家計× 16.5% 就労×家計○ 14.2% 就労×家計× 11.8%	就労○家計○ 47.9% 就労○家計× 12.9% 就労×家計○ 12.6% 就労×家計× 26.6%	就労○家計○ 50.3% 就労○家計× 13.8% 就労×家計○ 13.0% 就労×家計× 22.9%
人口 10 万人あたり新規相談件数（R1 年度）	17.4	15.7	16.1
人口 10 万人あたりプラン作成件数（R1 年度）	5.5	4.2	4.5
人口 10 万人あたり就労支援対象者数（R1 年度）	2.7	1.9	2.1
人口 10 万人あたり就労準備支援事業利用件数（R1 年度）	8.7	6.5	7.2
人口 10 万人あたり家計改善支援事業利用件数（R1 年度）	22.6	20.3	21.0

## ②「基本理念・定義の認識」の取組と任意事業の実施状況について

グループ A とグループ B において、任意事業の実施率の比較を行ったのが、図表V-1-17 である。これをみると、グループ A の方が、それ以外（グループ B、全体）と比べ、任意事業の実施率が高い傾向がみられる。

また、アンケートの別の設問において（※）、「支援実績のデータを分析し、それを踏まえて事業運営の見直し、改善反映している」と回答している自治体についても同様に比較したところ、比較的任意事業の実施率が高いことがうかがえた。

対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査、さらに支援実績についての分析といった取組が、任意事業の実施に関連している可能性が考えられる。

(※) 福祉事務所設置自治体（基礎自治体）アンケート P24III（1）「自立相談支援事業の支援実績について分析し、それを事業運営の見直し・改善につなげる仕組み（相談者の属性や支援の経過、事業の効果等の情報を収集・整理・分析することなど）について聞いたもの。

図表V-1-17 任意事業の実施率

単位: %

分類	グループA	グループB	全体	<参考>支援実績分析・計画反映
	II(1)①ニーズ把握調査を改正前取り組む	A以外	アンケートでの回答自治体	
	n=127	n=380	n=507	n=88
就労準備支援事業	74.0	60.8	64.1	68.2
一時生活支援事業	39.4	28.7	31.4	46.6
家計改善支援事業	71.7	60.5	63.3	68.2
子どもの学習支援事業	73.2	58.1	61.9	78.4
被保護者就労準備支援事業	58.3	42.6	46.5	56.8
被保護者家計改善支援事業	21.3	10.8	13.4	23.9

### (3) 都道府県の取組と支援実績について

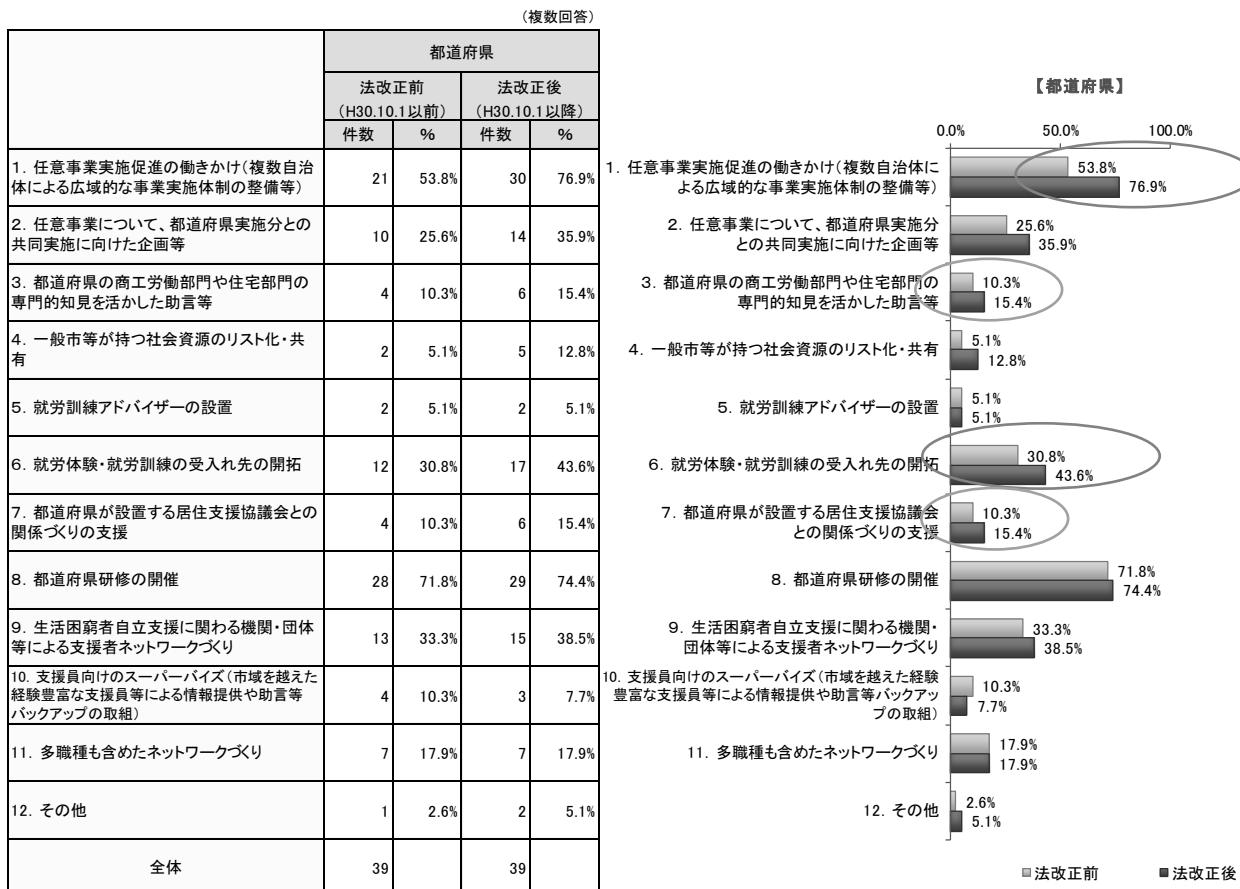
#### ①広域行政として管内自治体への支援に関すること

広域行政として管内自治体への支援に関する事項として、法改正前後での取組事項を比較したところ、「1. 任意事業実施促進の働きかけ（複数自治体による広域的な事業実施体制の整備等）」の割合が「法改正後」には76.9%と改正前より23.1ポイント増加し、「8. 都道府県研修の開催」と並び、高い実施率となっている。「2. 任意事業について、都道府県実施分との共同実施に向けた企画等」も法改正前より10.3ポイント増加の35.9%であり、法改正後、任意事業の実施促進に向けた支援の取組が進められていることがうかがえる。

また、「6. 就労体験・就労訓練の受入れ先の開拓」は法改正前より12.8ポイント増加の43.6%となっている。ヒアリングの中では、就労準備支援事業の実施にあたり日常生活訓練や社会生活訓練の先として、就労体験や就労訓練の協力事業所等の「出口」がないと進まないと認識をもつ自治体が多く、そのことを踏まると、任意事業のうち就労準備支援事業の実施促進と連動する形で、就労体験・就労訓練の受入れ先の開拓に着手する流れがあった可能性も考えられる。

一方、「3. 都道府県の商工労働部門や住宅部門の専門的知見を活かした助言等」や「7. 都道府県が設置する居住支援協議会との関係づくりの支援」といった、これまで課題とされてきた商工労働部門や、居住支援に係る広域的な観点からの連携の支援に関しては、法改正後やや取組が増加したが、ともに15.4%と十分に取組が進んでいないと指摘できる。

図表V-1-18 広域行政としての都道府県内自治体への支援に関する事項（再掲）



## ②都道府県の取組と管内自治体の支援実績について

前項①でみた「広域行政としての都道府県内自治体への支援に関すること」の選択肢1～12の回答結果をもとにした都道府県による各支援の実施状況と、管内の自治体における支援実績の関係を分析し、とりまとめると、下表のようになる。

これをみると、都道府県が「5. 就労訓練アドバイザーの設置」「10. 支援員向けのスーパーバイズ」を行っていると回答した都道府県の管内自治体における支援実績が比較的高い値を示している。

図表V-1-19 広域行政としての都道府県の取組と管内自治体の支援実績

	法改正後 管内自治体が効果的かつ効率的に事業を実施していくための支援(複数回答)		福祉事務所設置自治体(基礎自治体)数(N)	人口10万人あたり新規相談受付件数(平均)	人口10万人あたりプラン作成件数(平均)	人口10万人あたり就労支援対象者数(平均)	就労準備支援事業実績		家計改善支援事業実績	
	都道府県数	%					福祉事務所設置自治体(基礎自治体)数(N)	人口10万人あたり就労準備支援事業利用実績(平均)	福祉事務所設置自治体(基礎自治体)数(N)	人口10万人あたり就労準備支援事業利用実績(平均)
1. 任意事業実施促進の働きかけ(複数自治体による広域的な事業実施体制の整備等)	30	76.9%	372	16.1	4.3	2.0	209	6.8	201	21.8
2. 任意事業について、都道府県実施分との共同実施に向けた企画等	14	35.9%	143	15.8	4.3	2.0	83	7.4	73	28.4
3. 都道府県の商工労働部門や住宅部門の専門的知見を活かした助言等	6	15.4%	72	17.3	4.3	1.9	45	9.6	41	16.2
4. 一般市等が持つ社会資源のリスト化・共有	5	12.8%	58	14.4	4.0	1.5	22	8.4	27	34.3
5. 就労訓練アドバイザーの設置	2	5.1%	40	20.6	5.6	3.1	28	10.2	27	19.5
6. 就労体験・就労訓練の受け入れ先の開拓	17	43.6%	237	16.4	4.5	2.2	129	7.5	124	20.8
7. 都道府県が設置する居住支援協議会との関係づくりの支援	6	15.4%	72	15.6	4.6	2.2	44	7.7	32	16.8
8. 都道府県研修の開催	29	74.4%	341	16.4	4.4	2.1	185	6.7	183	22.4
9. 生活困窮者自立支援に関わる機関・団体等による支援者ネットワークづくり	15	38.5%	185	16.9	4.7	2.3	99	7.0	102	26.6
10. 支援員向けのスーパーバイズ(市域を越えた経験豊富な支援員等による情報提供や助言等バックアップの取組)	3	7.7%	45	20.3	5.6	3.0	33	10.9	31	19.3
11. 多職種も含めたネットワークづくり	7	17.9%	81	14.6	4.7	2.2	40	6.9	40	28.3
全体	39	100.0%	507	16.1	4.5	2.1	325	7.2	321	21.0

上記で、支援実績が比較的高かった「5」「10」の具体的な取組について把握するため、電話ヒアリング調査を行ったところ下記のような状況を把握することができた。

### ■ 「5. 就労訓練アドバイザーの設置」の主な取組内容

都道府県	主な取組内容
東京都	・就労訓練アドバイザーについては、東京都独自事業である「住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業(TOKYO チャレンジネット)」の取組の一環として、委託先に配置された職員が企業・事業者開拓を行っており、都内の自立相談支援機関と、事業所とをマッチングする取組を実施している。 ・認定就労訓練事業所や就労体験先の開拓のほか、見学会も実施。
鳥取県	・低所得者等に係る中間的就労支援推進事業として、H28 年度からコーディネーター1名を配置し、支援対象者とのマッチング促進を図る。

■ 「10. 支援員向けのスーパーバイズ」の主な取組内容

都道府県	主な取組内容
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会で事例検討を行っているほか、ブロック別の意見交換会や事例検討会の開催を支援しており、その中で、支援困難事例について助言を求めたり、参加者同士で検討を行っている。</li> <li>・東京都の独自事業として、「支援者専用相談ライン」を設置、支援員からの電話相談に対応している。</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府自立就労サポートセンターに委託し実施しており、①都道府県研修の企画・運営、②管内の自治体での困難事例に対しての助言・支援・サポートを行っている。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 都道府県研修の企画・運営では、研修企画チームが中心となって企画し、講師の調整、演習の進行等行っている。</li> <li>② 管内での困難事例に対しての助言・支援・サポートでは、支援調整会議への出席、相談者との面談の同席、管内自治体からのケース相談、ケース以外の助言・指導などを行っている。R2年度12月までの実績は、ケースについての支援調整会議への出席19件、相談者との面談の同席18件、管内自治体からのケース相談205件、ケース以外の助言・指導51件であった。管内の相談支援員からは「所管部局以外(上司や同僚以外)に頼れるところがあり、安心。」という声も聞かれている。</li> </ul> </li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県による市町村支援事業(バックアップ事業)として、H27 より実施(県社協委託)。</li> <li>・事業内容は、①研修会の実施、②支援員からの相談対応、③関係機関の支援ネットワーク構築等。</li> <li>・②については、自立相談支援機関が抱えている具体的な困難事例について、電話、訪問により相談対応を実施。R元年度の活用は19件。</li> <li>・③については、支援員や関係機関担当者の情報共有と連携、意見交換を目的にネットワーク会議を実施。参加者からは、支援員同士の関係構築ができる連携がしやすくなったという意見も聞かれている。</li> </ul>

## (4) 法改正の効果

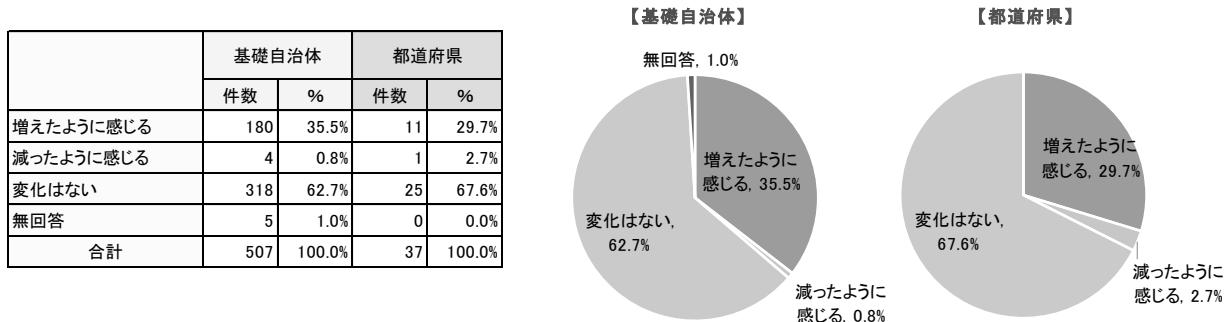
### ①法改正前後の自立相談支援機関等における相談件数の変化

法改正の前後で、自立相談支援機関等における相談件数の変化については「増えたように感じる」が「基礎自治体」では35.5%、「都道府県」では29.7%となっており、次頁②の支援状況調査の集計結果において、新規相談受付件数が施行後3年間（平成27（2015）年～平成29（2017）年）と比べ、大きく実績の伸びがみられることからも、相談件数の増加がうかがえる。

このことは、法改正に伴う基本理念・定義の明確化を受け、経済的困窮かどうかに関わらず、すべての相談を断らない、必要な支援を届ける、ということをあらためて各自治体が実践してきた効果の一つと受け止めることができる。

図表V-1-20 法改正前後の自立相談支援機関等における相談件数の変化

（福祉事務所設置自治体）（再掲）



### ②支援実績の変化

各自治体の支援実績として、新規相談受付件数や任意事業の利用件数の推移をみると、ほぼ年々増加傾向にある。法改正の行われた平成30（2018）年度とそれ以前とを比較すると、平成30（2018）年度においては、すべての項目で支援実績が増加していることがわかる。

図表V-1-21 支援状況調査の集計結果の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
新規相談受付件数（人口10万人あたり）	14.7	14.5	14.9	15.5	16.2
前年度伸び率	—	-1.4%	2.8%	4.0%	4.5%
プラン作成件数（人口10万人あたり）	3.6	4.3	4.6	5.0	5.2
前年度伸び率	—	19.4%	7.0%	8.7%	4.0%
就労支援対象者数（人口10万人あたり）	1.8	2.1	2.1	2.2	2.3
前年度伸び率	—	16.7%	0.0%	4.8%	4.5%
就労準備支援事業利用件数	1,833	2,847	3,146	4,082	4,621
前年度伸び率	—	55.3%	10.5%	29.8%	13.2%
家計改善支援事業利用件数	5,178	7,664	9,466	11,722	14,091
前年度伸び率	—	48.0%	23.5%	23.8%	20.2%
就労者数	21,465	17,836	17,958	25,001	16,717
前年度伸び率	—	-16.9%	0.7%	39.2%	-33.1%
增收者数	6,948	4,878	4,414	5,079	4,890
前年度伸び率	—	-29.8%	-9.5%	15.1%	-3.7%

（出典）厚労省WEBサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html>  
「支援状況調査の集計結果」の各自治体の実績より作成

続いて、自治体ごとの支援実績数値に対し、「変動係数」の推移をみたのが図表V-1-22である。変動係数とは、標準偏差を平均値で除したものであり、それぞれのデータ群のばらつきを見たもので、平均で除することにより変数間の比較も可能となる。データ群のばらつきが大きければ大きいほど自治体による取組の差が大きいといえ、逆にばらつきが小さければ自治体による取組の差が小さいといえる。

このことを踏まえて推移をみると、「新規相談受付件数（人口10万人あたり）」の変動係数が、プラン作成件数等他の実績数値よりも値が小さくなっている。新規相談受付件数については、その後自立相談支援機関において実施に支援を行う段階のプラン作成と比べ、自治体による取組の差が小さいことがうかがえる。

次に、経年変化をみると、令和元（2019）年度においては、新規相談件数と就労準備支援事業利用件数の変動係数は減少している。改正法が施行され実践を積み重ねていく上で、新規の相談受付についての自治体ごとの取組の差も抑えられてきていることが推測できる。

図表V-1-22 支援状況調査に基づく変動係数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
新規相談受付件数(人口10万人あたり)	63.9	61.1	56.5	59.2	58.9
前年度伸び率	-	-4.4%	-7.5%	4.9%	-0.5%
プラン作成件数(人口10万人あたり)	113.5	106.2	112.9	118.1	124.6
前年度伸び率	-	-6.5%	6.3%	4.6%	5.5%
就労支援対象者数(人口10万人あたり)	113.6	118.5	130.5	134.7	147.6
前年度伸び率	-	4.3%	10.1%	3.3%	9.6%
就労準備支援事業利用件数	164.9	177.0	167.1	180.5	170.5
前年度伸び率	-	7.3%	-5.6%	8.1%	-5.5%
家計改善支援事業利用件数	255.4	241.1	150.6	134.4	146.1
前年度伸び率	-	-5.6%	-37.6%	-10.7%	8.7%

### ③関係部局等との連携状況（「利用勧奨」の努力義務化による連携先の変化）

自立相談支援事業等の「利用勧奨」を行うことが努力義務とされたことを踏まえ、自治体内において、法改正の前と後で連携している関係部局の回答状況を比較したところ、改正後の方が、連携先が増えていることがわかった。

図表V-1-23 連携している関係部局の箇所数の変化

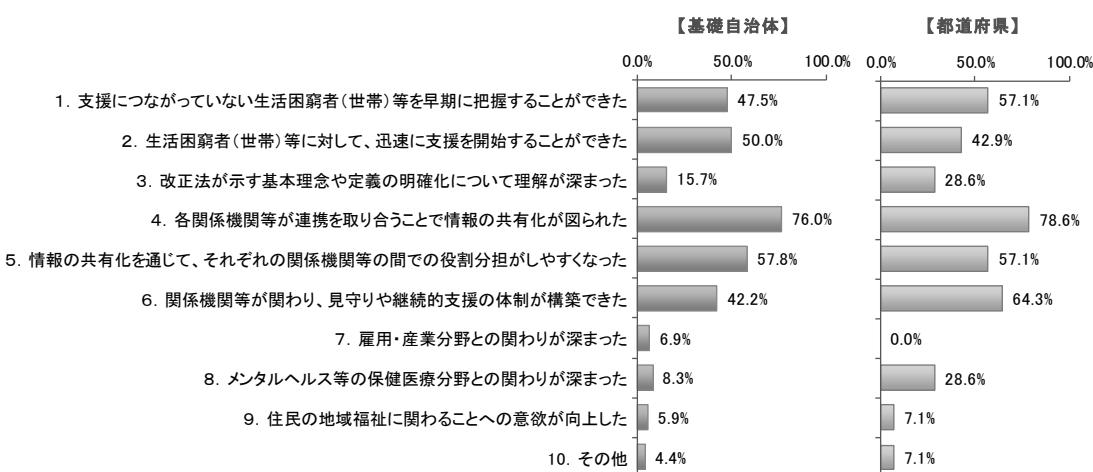
	法改正前	法改正後
連携している関係部局の箇所数 (n=507)	14.8 カ所	15.4 カ所

#### ④支援会議の効果

改正法によって新たに規定された「支援会議」を設置した自治体は3割弱にとどまっているが、設置したことの効果としては、「4. 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られた」が約80%と最も多くなっている。総じて、関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々のケースの情報の共有や地域における支援体制の検討を行う、という支援会議の趣旨を踏まえた効果があげられている。

一方で、設置状況が未だ低調であり、支援会議を設置しない理由として「必要性を感じない」(基礎自治体35.6%、都道府県36.4%)という自治体も多く、すでに関係機関と情報共有ができるている、既存の支援調整会議で対応できている等の意見が多くみられる。

図表V-1-24 「支援会議」の開催による効果 (基礎自治体:n=204、都道府県:n=14)

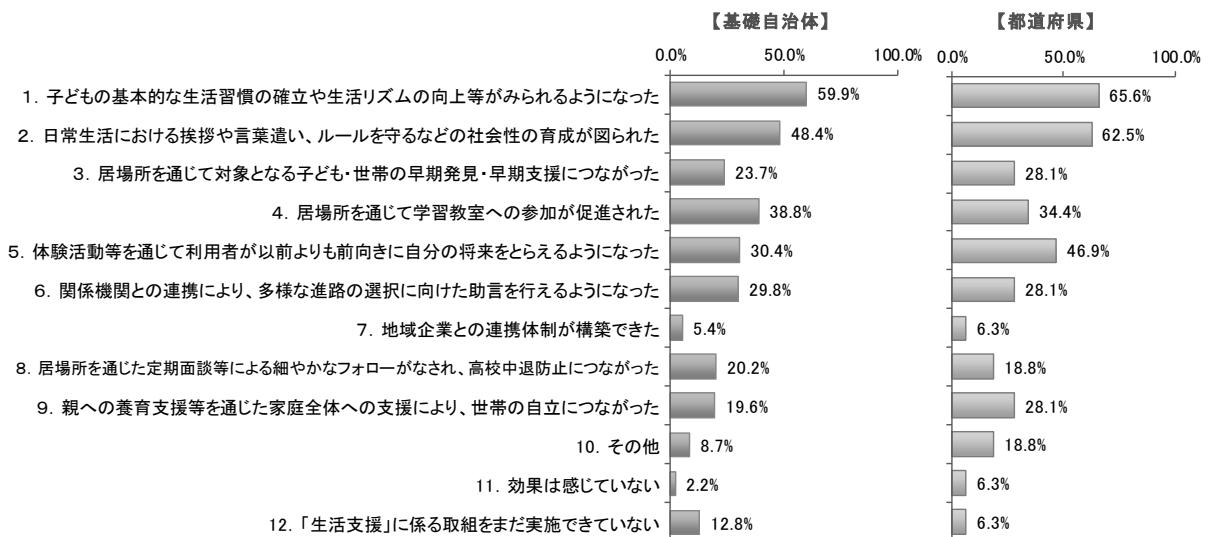


## ⑤「子どもの学習・生活支援事業」の効果

「子どもの学習・生活支援事業」の効果についてみると、「1. 子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上等がみられるようになった」「2. 日常生活における挨拶や言葉遣い、ルールを守るなどの社会性の育成が図られた」といった回答が約 50~60%と特に多く、法改正により強化された、学習面だけでなく生活面を含めた総合的な対応の効果として読み取ることができる。

また、「子どもの学習・生活支援事業」の具体的な支援内容としても（P29）、居場所の提供・相談等や、家庭訪問での相談支援・助言、高校生世代に対する支援のほか、主に保護者に対する支援（電話やメールによる個別相談、親への養育支援等）についても学習支援と一体的に行われている状況がうかがえ、取組の推進とともに今後さらなる効果につながっていくことが期待される。

**図表V-1-25 子どもの学習支援事業の強化（「子どもの学習・生活支援事業」）による効果**  
(基礎自治体：n=312、都道府県：n=32)

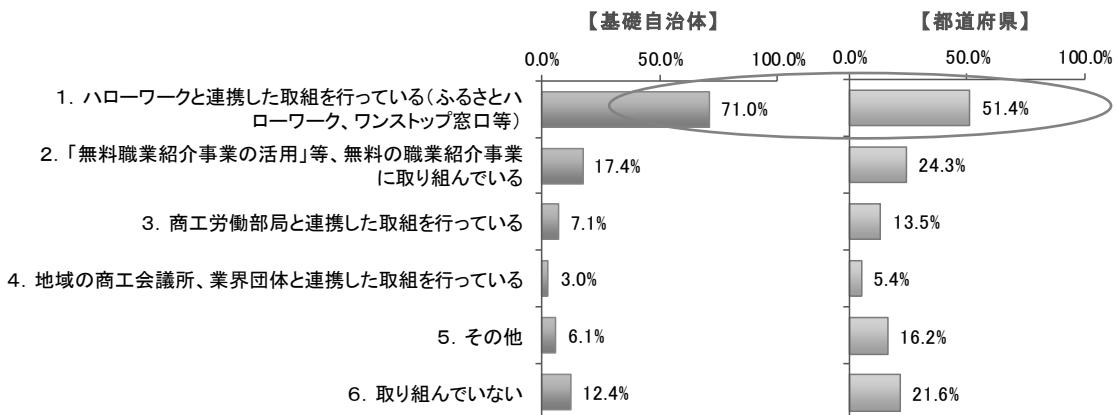


## ⑥その他の就労支援の取組

生活困窮者に向けた職業紹介や求人開拓等の就労支援に関してどのような取組を行っているかについてみると、「1. ハローワークと連携した取組を行っている（ふるさとハローワーク、ワンストップ窓口等）」の割合が基礎自治体で約70%、都道府県で約50%と多くの自治体において取り組まれていることがうかがえる。一方、それ以外の無料職業紹介事業の活用や商工労働部局と連携した取組等については、まだ取り組んでいる自治体が少ない状況にある。

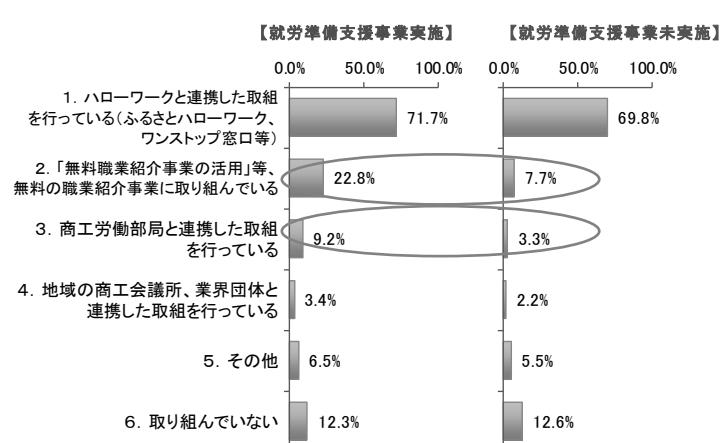
また、任意事業である就労準備支援事業の実施有無別にその他の就労支援の取組状況をみると、無料職業紹介事業の活用や、地域の商工会議所等との連携した取組について、就労準備支援事業実施自治体の方が実施割合が高く、より取り組むことができていることがうかがえる。

図表V-1-26 そのほかの生活困窮者に向けた就労支援の取組（基礎自治体：n=507、都道府県：n=37）



図表V-1-27 そのほかの生活困窮者に向けた就労支援の取組（就労準備支援事業の実施の有無別）

	(複数回答)			
	就労支援準備事業実施		就労支援準備事業未実施	
	件数	%	件数	%
1. ハローワークと連携した取組を行っている（ふるさとハローワーク、ワンストップ窓口等）	233	71.7%	127	69.8%
2. 「無料職業紹介事業の活用」等、無料の職業紹介事業に取り組んでいる	74	22.8%	14	7.7%
3. 商工労働部局と連携した取組を行っている	30	9.2%	6	3.3%
4. 地域の商工会議所、業界団体と連携した取組を行っている	11	3.4%	4	2.2%
5. その他	21	6.5%	10	5.5%
6. 取り組んでいない	40	12.3%	23	12.6%
全体	325		182	



## ⑦自立相談支援事業の適切な人員配置の促進

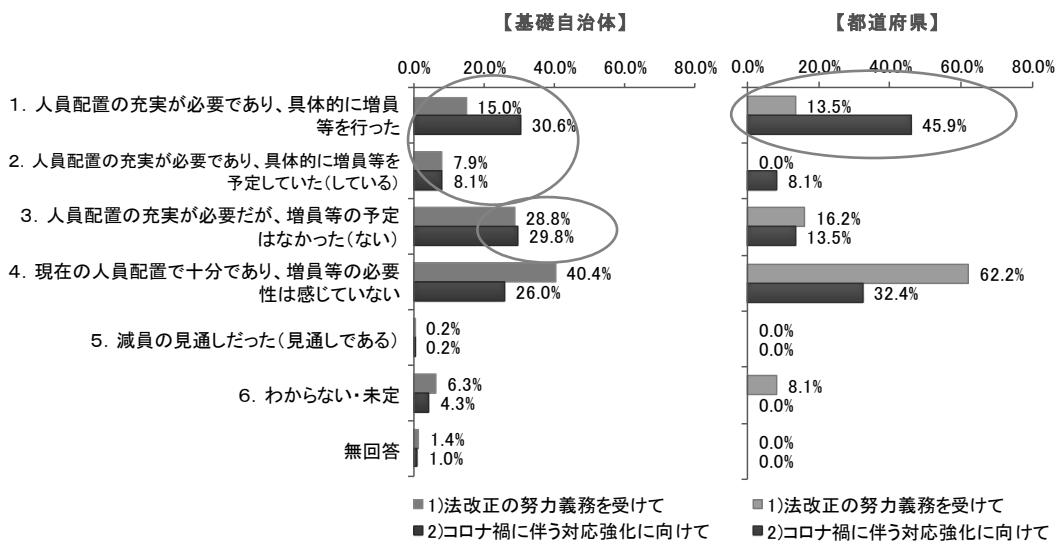
改正法においては、法が定める包括的な相談支援を機能させるため、都道府県等に対して自立相談支援事業の適切な人員配置に関する努力義務が示された。

自立相談支援機関における支援員の配置状況に関する考え方について聞いた結果をみると、法改正の努力義務を受けて、具体的に増員等を行った（予定も含む）基礎自治体は約2割、都道府県は約1割であったところ、コロナ禍に伴う対応強化に向けては、具体的に増員等を行った（予定も含む）基礎自治体は約4割、都道府県は約5割と大幅増となっており、多くの自治体において対応強化に迫られたことがうかがえる。一方、人員配置の充実が必要だが増員等の予定がなかった（ない）基礎自治体が約3割、都道府県が約1割となっている。

増員を行ったかどうかに関わらず、「人員配置の充実が必要」と回答した理由では（P41）、「支援員の負担が過大となっている」が最も多くあげられており、コロナ禍による影響から基礎自治体、都道府県ともさらに30～40ポイント増加し、約70～80%の回答となっている。同様に、コロナ禍に伴い、人員配置の充実が必要な理由として「対象者が多く、十分な個別支援ができるていない」も50～60%に上っている。

相談の入口を広く設定し相談を受け止め、必要な支援を届けるという改正法の実効性を確保するにあたり、各自治体において人員配置に係る十分な検討・対応が必要な状況となっている。

図表V-1-28 自立相談支援機関における支援員の配置状況（基礎自治体：n=507、都道府県：n=37）



## 2. 2つの任意事業の実施促進に関する分析

未実施自治体が実施しない理由を詳細に把握し、実施に向けた対処法の検討につなげることを目的に各種分析を行った。

### (1) 未実施の理由と事業の必要性の認識

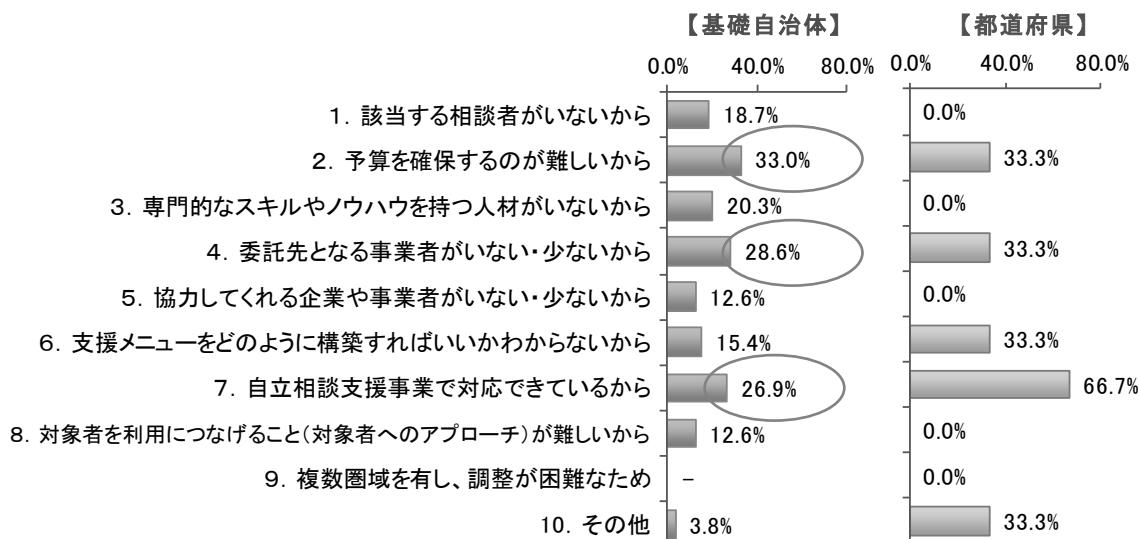
#### ①任意事業未実施自治体「全体」の任意事業を実施していない理由

##### ア) 就労準備支援事業を実施していない理由

基礎自治体において就労準備支援事業を実施していない理由として上位3つにあげられているのは、「2.予算を確保するのが難しいから」、「4.委託先となる事業者がいない・少ないから」、「7.自立相談支援事業で対応できるから」となっている。また、実施していない理由のうち最も課題となっていることをひとつ選んでもらうと、「2.予算を確保するのが難しいから」が最も高い割合を示していた（グラフ略）。都道府県では、未実施自治体3件のうち2件が「7.自立相談支援事業で対応できているから」と回答している。

人口規模別にみると、比較的人口規模が小さい自治体が多くを占め、特に「委託先となる事業者がいない」「自立相談支援事業で対応」では、「1万人以上5万人未満」「5万人以上10万人未満」の小規模自治体において回答の割合が高い傾向にある。

図表V-2-1 就労準備支援事業を実施していない理由（基礎自治体：n=182、都道府県：n=3）



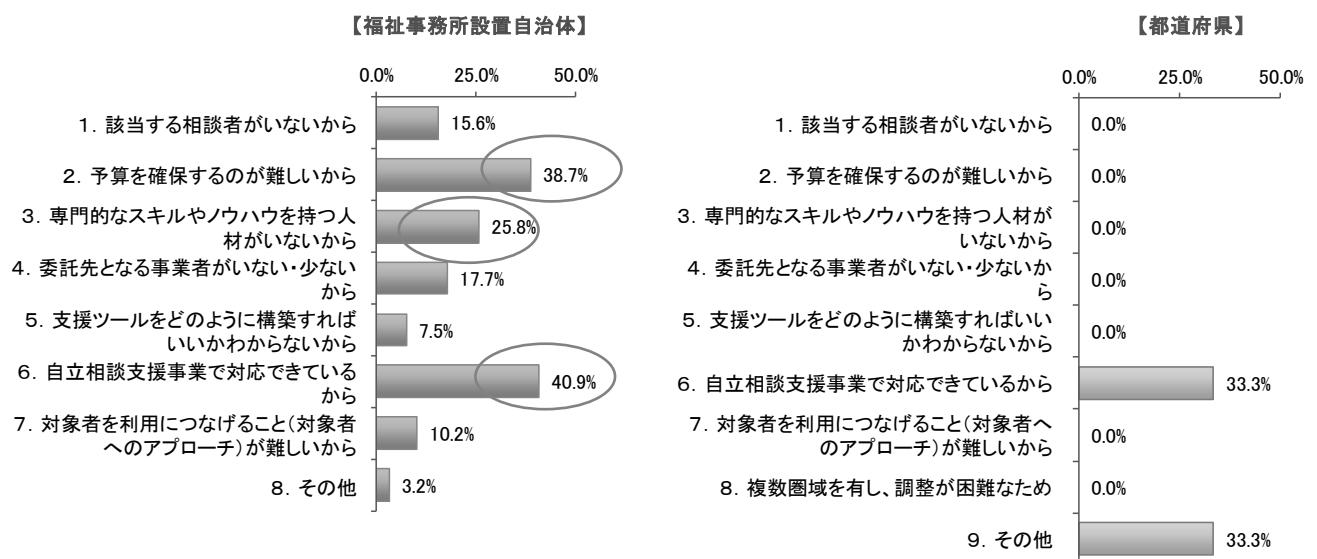
図表V-2-2 就労準備支援事業を実施していない理由（上位3位）【人口区分別】

	予算を確保する のが困難	委託先となる事 業者がいない	自立相談支援事 業で対応	全体
1万人未満	0 0.0%	2 3.8%	2 4.1%	7 3.8%
1万人以上5万人未満	19 31.7%	23 44.2%	24 49.0%	73 40.1%
5万人以上10万人未満	20 33.3%	18 34.6%	13 26.5%	59 32.4%
10万人以上30万人未満	19 31.7%	8 15.4%	10 20.4%	38 20.9%
30万人以上	2 3.3%	1 1.9%	0 0.0%	4 2.2%
不明	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%
合計	60 100.0%	52 100.0%	49 100.0%	182 100.0%

## イ) 家計改善支援事業を実施していない理由

基礎自治体において、家計改善支援事業を実施しない理由として上位3つにあげられているのは、「6. 自立相談支援事業で対応できるから」「2. 予算を確保するのが難しいから」、「3. 専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいないから」となっている。また、実施していない理由のうち最も課題となっていることをひとつ選んでもらうと、「予算を確保するのが難しいから」が27.4%と最も高く、次いで「自立相談支援事業で対応できるから」14.5%となっていた（グラフ略）。

図表V-2-3 家計改善支援事業を実施していない理由（基礎自治体：n=186、都道府県：n=3）



図表V-2-4 家計改善支援事業を実施していない理由（上位3位）【人口区分別】

	予算を確保する のが困難	委託先となる事 業者がいない	自立相談支援事 業で対応	全 体
1万人未満	0 0.0%	2 6.1%	3 3.9%	6 3.2%
1万人以上5万人未満	15 20.8%	12 36.4%	24 31.6%	59 31.7%
5万人以上10万人未満	26 36.1%	13 39.4%	26 34.2%	67 36.0%
10万人以上30万人未満	24 33.3%	5 15.2%	20 26.3%	43 23.1%
30万人以上	7 9.7%	1 3.0%	3 3.9%	10 5.4%
不明	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%
合計	72 100.0%	33 100.0%	76 100.0%	186 100.0%

## ウ) 未実施自治体における「潜在的なニーズの把握」及び「広域実施の想定」

### 【就労準備支援事業】

就労準備支援事業未実施自治体（182件）のうち、これまで事業の潜在的なニーズの把握を行っている自治体は約3割であり、そのうち8割が潜在的なニーズが「ある」と回答している。就労準備支援事業の対象となるのは、ひきこもりや長期間就労することができていないなど、直ちに一般就労することが難しい人であり、規模が小さい自治体でもそのような人は存在すると考えられ、ニーズの把握を行うことの重要性が示唆される。

また、未実施自治体には比較的小規模な自治体が多く、広域実施の検討を「想定している」（22.5%）、「必要性を感じているが、実施は難しい」（22.0%）をあわせて約4割となる。一方、広域実施を行うにあたっての課題では、「事業運営や費用按分等に係る調整が困難」「複数自治体による広域的な事業実施であってもニーズが少ない」「地理的に困難」などがあげられ、都道府県による広域的な観点からの調整やサポートが不可欠と考えらえる。

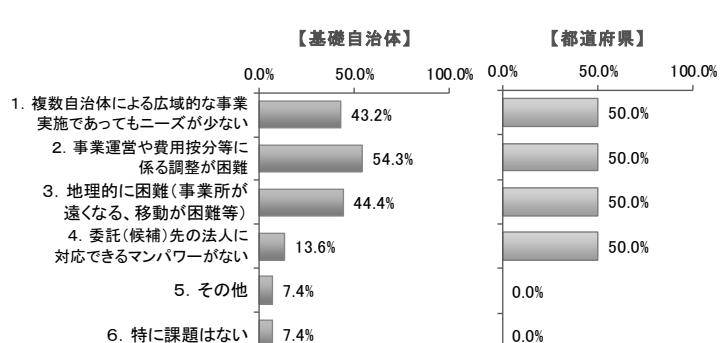
### 【家計改善支援事業】

家計改善支援事業未実施自治体（186件）のうち、これまで事業の潜在的なニーズの把握を行っている自治体は約3割強であり、そのうち9割が潜在的なニーズが「ある」と回答している。生活困窮者の多くは家計に関わる問題を抱えていることを踏まえると、潜在的ニーズは一定数あることが想定され、家計改善支援事業を実施しない理由として「自立相談支援事業で対応できるから」が最も多いことからも、家計に関する相談の多くが自立相談支援事業において実施されていることも推測される。

また、就労準備支援事業では、小規模自治体では需要が少ない、委託先がない・少ないなどの理由から、広域実施の検討もなされていることに対し、家計改善支援事業未実施自治体のうち、広域実施の検討を「想定していない・必要性を感じていない」が7割以上となっている。

### 【※参考】就労準備支援事業未実施自治体のうち、広域実施の検討を「想定している」、「必要性を感じているが、実施は難しい」と回答した81自治体の広域実施を行うにあたっての課題

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
1. 複数自治体による広域的な事業実施であってもニーズが少ない	35	43.2%	1	50.0%
2. 事業運営や費用按分等に係る調整が困難	44	54.3%	1	50.0%
3. 地理的に困難（事業所が遠くなる、移動が困難等）	36	44.4%	1	50.0%
4. 委託（候補）先の法人に対応できるマンパワーがない	11	13.6%	1	50.0%
5. その他	6	7.4%	0	0.0%
6. 特に課題はない	6	7.4%	0	0.0%
全体	81		2	



## ②未実施自治体で「実施予定のない」自治体における任意事業の必要性の認識

就労準備支援事業未実施自治体（182 基礎自治体）のうち、今後の就労準備支援事業の実施予定がない・未定・無回答の自治体（53.3%、97 自治体）において、事業を実施しない理由をみると、未実施自治体全体と同じ順番で

- ・「予算がない」（34.0%）
- ・「委託先がない」（29.8%）
- ・「自立相談支援事業で対応できているから」（25.7%）

となっており、同様の傾向を示す。

家計改善支援事業未実施自治体（186 基礎自治体）のうち、今後の家計改善支援事業の実施予定がない・未定・無回答の自治体（53.7%、98 自治体）において、事業を実施しない理由をみると、

- ・「自立相談支援事業で対応できているから」（46.9%）
- ・「予算がない」（39.7%）
- ・「専門的スキル・ノウハウを持つ人材がいない」（21.4%）
- ・「委託先がない」（20.4%）

となっている。

就労準備支援事業、家計改善支援事業とも、未実施自治体のうち、今後の事業の実施予定が「ある」と「ない・未定・無回答」がそれぞれ半数となっており、実施予定が「ない・未定・無回答」の自治体に対するアプローチが重要となる。

今後の実施予定が「ない・未定・無回答」の自治体が事業を実施しない理由として、両事業とも共通して「予算がない」が多く、財政部局と折衝しても任意事業の必要性を認識してもらうことが難しいなどの背景も想定される。また、小規模自治体も多いことから、マンパワーや委託先事業者の不足といったことが課題となり、実施できていないと考えることができる。

一方、「自立相談支援事業で対応できているから」と回答している自治体も一定数存在し、特に家計改善支援事業においてその傾向が強い。

## (2) 「自立て対応できている」未実施自治体について

2つの任意事業について、今後の事業の実施予定が「ない（未定・無回答を含む）」と回答し、理由として「自立相談支援事業で対応できているから」としている自治体（※）（就労準備支援事業（C グループ）：32 自治体、家計改善支援事業（D グループ）：49 自治体）を対象に、支援実績や改正事項の取組について分析を行った。

（※）2つの任意事業の未実施自治体に対する設問において、未実施の理由を「自立相談支援事業で対応しているから」と回答している自治体、または、各種ニーズ調査を行いながら「現状の自立相談支援事業による人材・体制・支援メニューのみで対応できる」に「十分対応できる」「まあ対応できる」と回答している自治体

### ①人口規模別・運営形態別

人口規模別にみると、就労支援事業未実施自治体では「1万人以上5万人未満」、家計改善支援事業未実施自治体では「5万人以上10万人未満」のカテゴリーが最も多い割合を示している。

自立相談支援事業の運営形態別にみると、どちらも未実施自治体全体と比べると「直営」の割合が高いが、家計改善支援事業未実施自治体では「委託」の割合が大きくなっている。

図表V-2-5 「自立て対応できるから」と回答している自治体の人口規模・運営形態別

		グループC (就労準備未実施)		グループD (家計改善未実施)		全体	
人口区分別	1万人未満	2	6.3%	3	6.1%	11	2.2%
	1万人以上5万人未満	15	46.9%	13	26.5%	159	31.4%
	5万人以上10万人未満	6	18.8%	17	34.7%	156	30.8%
	10万人以上30万人未満	8	25.0%	13	26.5%	121	23.9%
	30万人以上	1	3.1%	3	6.1%	59	11.6%
	不明	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
	運営形態別	直営	50.0%	19	38.8%	173	34.1%
運営形態別	委託	15	46.9%	25	51.0%	294	58.0%
	直営+委託	1	3.1%	6	12.2%	52	10.3%
	合計	32	100.0%	49	100.0%	507	100.0%

## ②法改正事項に対する実施状況

グループC、Dにおける法改正事項に対する取組状況をみると、利用勧奨に関する取組や支援会議の設置状況等において一部全体と比較して差がある項目もみられるが、概ねほとんどの項目で大きな差異はなく、項目によっては、全体よりも取組の実施率が高いものもみられる。

図表V-2-6 改正事項の取組状況の差異

項目		グループC (就労準備未実施) N=32	グループD (家計改善未実施) N=49	全体 N=507
理念・定義	対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査（法改正前、または後取り組む）	28.1%	28.6%	25.7%
	法に基づく支援（制度）の周知・広報活動（法改正前、または後取り組む）	87.5%	83.7%	85.2%
	ウ) 生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するための関係機関との連携強化に向けた取組（法改正前、または後取り組む）	84.4%	79.6%	83.3%
利用勧奨	利用勧奨に対し何かしらの取組を行っている（※）	68.8%	55.1%	67.2%
	利用勧奨に関し他部局との連携状況（改正後の連携先数）	平均 13.4	平均 14.7	平均 15.0
支援会議	支援会議（あり）	18.8%	20.4%	25.4%

（※）利用勧奨の3つの項目について取り組んでいるかを聞いており、そのいずれかを選択した人の割合

## ③ニーズ把握等各種調査や支援実績の分析に関する取組状況

グループC、Dにおけるニーズ把握等各種調査や支援実績の分析等に関する取組状況をみると、件数が少ないものの全体よりも取り組んでいる割合が高い傾向がみられる。

図表V-2-7 対象者の調査や個別ケースの蓄積・分析の差異

項目	グループC (就労準備未実施) N=32	グループD (家計改善未実施) N=49	全体 N=507
	28.1% (再掲)	28.6% (再掲)	25.7% (再掲)
対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査（法改正前、または後取り組む）	28.1% (再掲)	28.6% (再掲)	25.7% (再掲)
支援実績の分析をし、それを踏まえて反映している）	25.0%	20.4%	17.0%
任意事業の潜在的なニーズ調査	31.3%	40.8%	28.0%

#### ④支援実績の比較

支援実績について比較すると、人口 10 万人あたりの新規相談受付件数では、グループ C は全体よりも低く、グループ D は全体よりも高い。その他の数値は、グループ C・D とも全体よりもやや低い傾向がみられる。

図表 V-2-8 支援実績の差

項目	グループ C (就労準備未実施)	グループ D (家計改善未実施)	全体 (再掲)
	N=32	N=49	N=507
人口 10 万人あたり新規相談件数 (R1 年度)	13.5	17.0	15.8
人口 10 万人あたりプラン作成件数 (R1 年度)	2.8	3.6	4.6
人口 10 万人あたり就労支援対象者数 (R1 年度)	1.2	1.7	2.1
人口 10 万人あたり就労準備支援事業 利用件数 (R1 年度)	—	8.4 (n=33)	2.2
人口 10 万人あたり家計改善支援事業 利用件数 (R1 年度)	7.0 (n=11)	—	1.9

#### ⑤「自立て対応できる」と回答している自治体の就労支援・家計支援の取り組み状況

「自立て対応できる」としているグループ C、グループ D において、自立相談支援事業における就労支援、家計支援で対応している支援内容を、それぞれ未実施自治体全体の数字と比較したのが次ページ表である。

就労準備支援事業については、実施自治体と未実施自治体を比較すると、利用者同士のコミュニケーションを促す取組やボランティアや職場見学、就労体験の企画、講座開催等は実施自治体の方が取り組むことができていることが明らかとなっている。これらに該当する表④～⑥の支援内容について着目してみると、C グループにおいても、自立相談支援機関のみや、他の関係機関等との連携により一定程度対応していることがわかる。一方、社会参加や就労体験の見学、体験先の開拓等の時間を要する取組 (④・⑤) については、「利用ニーズがなく、対応していない」も約 4 割と高く、需要が少ない等の理由から十分に取り組むことができていない可能性がある。

また、家計改善支援事業では、表②～⑤のような支援について、家計改善支援事業の支援員の方が自立相談支援事業の支援員よりも大きく実施率が高い傾向がみられている。これら②～⑤の支援内容について着目してみると、D グループにおいても、自立相談支援機関のみで一定の対応がなされている。一方、「⑤キャッシュフロー表の作成による家計予算の推移の把握、将来の生活の見通しを立てる」といった専門的支援については「対応している」約 30%にとどまる。

以上①～⑤を踏まえると、2つの任意事業未実施自治体のうち、今後の事業の実施予定がなく、理由として「自立相談支援事業で対応できているから」と回答している自治体において、法改正

事項に対する取組状況や支援実績等は、全体と比べた際に顕著な差はみられず、また、自立相談支援機関及び他の機関との連携により任意事業と同様な就労支援や家計支援を一定程度行っていることが確認された。

図表V-2-9 「自立て対応できる」と回答している自治体の就労支援・家計支援の取り組み状況

■自立相談支援事業における就労支援で対応している支援内容

	就労準備未実施自治体「自立て対応」グループC						(就労準備支援事業)未実施自治体の全体						
	1. 自立相談支援機関のみで対応している	2. 他の関係機関等との連携により対応している	3. 利用ニーズがあるが、対応できていない	4. 利用ニーズがない、対応していない	無回答	合計	1. 自立相談支援機関のみで対応している	2. 他の関係機関等との連携により対応している	3. 利用ニーズがあるが、対応できていない	4. 利用ニーズがない、対応していない	無回答	合計	
①適切な生活習慣の形成に関する支援	15 46.9%	10 31.3%	2 6.3%	5 15.6%	0 0.0%	32 100.0%	77 42.3%	49 26.9%	26 14.3%	22 12.1%	8 4.4%	182 100.0%	
②コミュニケーション能力の形成に関する支援	11 34.4%	12 37.5%	4 12.5%	5 15.6%	0 0.0%	32 100.0%	56 30.8%	55 30.2%	33 18.1%	30 16.5%	8 4.4%	182 100.0%	
③就労意欲喚起や自己理解の促進等、就労に向けた支援	11 34.4%	16 50.0%	4 12.5%	1 3.1%	0 0.0%	32 100.0%	62 34.1%	81 44.5%	18 9.9%	12 6.6%	9 4.9%	182 100.0%	
④ボランティアや職場見学の企画・調整	6 18.8%	8 25.0%	4 12.5%	14 43.8%	0 0.0%	32 100.0%	18 9.9%	40 22.0%	44 24.2%	72 39.6%	8 4.4%	182 100.0%	
⑤就労体験や職場実習の企画・調整	5 15.6%	10 31.3%	5 15.6%	12 37.5%	0 0.0%	32 100.0%	13 7.1%	41 22.5%	51 28.0%	68 37.4%	9 4.9%	182 100.0%	
⑥ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の支援(セミナー開催、個別支援等)	12 37.5%	10 31.3%	5 15.6%	5 15.6%	0 0.0%	32 100.0%	62 34.1%	62 34.1%	25 13.7%	25 13.7%	8 4.4%	182 100.0%	
⑦ハローワークや企業面接等への同行支援	19 59.4%	10 31.3%	2 6.3%	1 3.1%	0 0.0%	32 100.0%	109 59.9%	46 25.3%	10 5.5%	9 4.9%	8 4.4%	182 100.0%	
⑧就労後の定着支援	17 53.1%	9 28.1%	1 3.1%	5 15.6%	0 0.0%	32 100.0%	69 37.9%	43 23.6%	27 14.8%	35 19.2%	8 4.4%	182 100.0%	
⑨定期的で頻度の高い通所や面談等の関わりを長時間継続するような支援	9 28.1%	9 28.1%	3 9.4%	3 9.4%	11 34.4%	0 0.0%	32 100.0%	53 29.1%	33 18.1%	30 16.5%	58 31.9%	8 4.4%	182 100.0%
⑩支援対象者同士のコミュニケーションを促すような取組	3 9.4%	3 9.4%	1 3.1%	24 75.0%	1 3.1%	32 100.0%	7 3.8%	7 3.8%	27 14.8%	132 72.5%	9 4.9%	182 100.0%	
⑪合宿型の支援(合宿型就労体験等)	0 0.0%	0 0.0%	2 6.3%	30 93.8%	0 0.0%	32 100.0%	2 1.1%	0 0.0%	0 7.7%	14 86.8%	8 4.4%	182 100.0%	
⑫臨床心理士やキャリア・コンサルタントによる面談	1 3.1%	5 15.6%	3 9.4%	23 71.9%	0 0.0%	32 100.0%	8 4.4%	16 8.8%	35 19.2%	115 63.2%	8 4.4%	182 100.0%	

■自立相談支援事業における家計支援している支援内容

	家計改善未実施自治体「自立て対応」グループD						(家計改善支援事業)未実施自治体の全体					
	1. 自立相談支援機関のみで対応している	2. 他の関係機関等との連携により対応している	3. 利用ニーズがあるが、対応できていない	4. 利用ニーズがない、対応していない	無回答	合計	1. 自立相談支援機関のみで対応している	2. 他の関係機関等との連携により対応している	3. 利用ニーズがあるが、対応できていない	4. 利用ニーズがない、対応していない	無回答	合計
①面談等を通じて家計の状況の把握及び必要なアドバイス	41 83.7%	6 12.2%	1 2.0%	1 2.0%	0 0.0%	49 100.0%	141 75.8%	19 10.2%	7 3.8%	12 6.5%	7 3.8%	186 100.0%
②①に加え、レシートの内容の確認等により大まかな支出内容の把握及び必要なアドバイス	31 63.3%	4 8.2%	3 6.1%	11 22.4%	0 0.0%	49 100.0%	99 53.2%	11 5.9%	28 15.1%	41 22.0%	7 3.8%	186 100.0%
③②に加え、家計表の作成によりひと月単位の家計の現状の把握及び必要なアドバイス	32 65.3%	3 6.1%	3 6.1%	11 22.4%	0 0.0%	49 100.0%	93 50.0%	7 3.8%	34 18.3%	45 24.2%	7 3.8%	186 100.0%
④③に加え、家計表から具体的な目標収入を設置し、就職・転職の支援	28 57.1%	3 6.1%	5 10.2%	13 26.5%	0 0.0%	49 100.0%	69 37.1%	8 4.3%	41 22.0%	60 32.3%	8 4.3%	186 100.0%
⑤④に加え、キャッシュフロー表の作成による家計予算の推移の把握、将来の生活の見通しを立てる	16 32.7%	0 0.0%	9 18.4%	23 46.9%	1 2.0%	49 100.0%	42 22.6%	3 1.6%	51 27.4%	81 43.5%	9 4.8%	186 100.0%
⑥滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消のため、微収免除や猶予、分割納付等の可能性を検討	25 51.0%	20 40.8%	0 0.0%	4 8.2%	0 0.0%	49 100.0%	88 47.3%	62 33.3%	9 4.8%	20 10.8%	7 3.8%	186 100.0%
⑦各種給付制度等の利用に向け、制度担当者との調整や申請支援等	24 49.0%	21 42.9%	0 0.0%	3 6.1%	1 2.0%	49 100.0%	92 49.5%	60 32.3%	8 4.3%	17 9.1%	9 4.8%	186 100.0%
⑧債務整理に向け、多重債務相談窓口との連携や同行支援等	24 49.0%	17 34.7%	1 2.0%	7 14.3%	0 0.0%	49 100.0%	78 41.9%	55 29.6%	16 8.6%	30 16.1%	7 3.8%	186 100.0%
⑨資金貸付のあっせん	20 40.8%	20 40.8%	4 8.2%	5 10.2%	0 0.0%	49 100.0%	81 43.5%	61 32.8%	15 8.1%	21 11.3%	8 4.3%	186 100.0%

## ⑥任意事業実施に向けた取組について

2つの任意事業の実施に向けた取組について、グループC、グループDを見ると、「実施予定はない」と回答している項目が多く、かつ、割合としても各任意事業未実施自治体全体の値よりも大幅に高い割合を示している。

図表V-2-10 就労準備支援事業未実施自治体の取組の進捗状況

		就労準備未実施自治体「自立て対応」グループC					(就労準備支援事業)未実施自治体の全体				
		実施した・している	これから取組む予定	実施予定はない	無回答	合計	実施した・している	これから取組む予定	実施予定はない	無回答	合計
府内担当部局内における準備状況	①課室内におけるタスクの整理	7 21.9%	4 12.5%	20 62.5%	1 3.1%	32 100.0%	36 19.8%	70 38.5%	61 33.5%	15 8.2%	182 100.0%
	②工程表の作成	3 9.4%	6 18.8%	22 68.8%	1 3.1%	32 100.0%	29 15.9%	74 40.7%	65 35.7%	14 7.7%	182 100.0%
	③実施方法の検討	2 6.3%	10 31.3%	18 56.3%	2 6.3%	32 100.0%	41 22.5%	51 41.8%	51 28.0%	14 7.7%	182 100.0%
	④財政的効果の試算	3 9.4%	8 25.0%	20 62.5%	1 3.1%	32 100.0%	27 14.8%	76 41.8%	63 34.6%	16 8.8%	182 100.0%
	⑤予算案や人員配置案	2 6.3%	2 6.3%	8 25.0%	20 62.5%	32 100.0%	43 23.6%	71 39.0%	53 29.1%	15 8.2%	182 100.0%
	⑥部局長の承認	3 9.4%	8 25.0%	19 59.4%	2 6.3%	32 100.0%	39 21.4%	71 39.0%	57 31.3%	15 8.2%	182 100.0%
	⑦生活保護担当部局	9 28.1%	4 12.5%	18 56.3%	1 3.1%	32 100.0%	55 30.2%	63 34.6%	50 27.5%	14 7.7%	182 100.0%
	⑧障害者福祉担当部局	2 6.3%	7 21.9%	22 68.8%	1 3.1%	32 100.0%	15 8.2%	75 41.2%	77 42.3%	15 8.2%	182 100.0%
	⑨ひとり親担当部局	1 3.1%	6 18.8%	24 75.0%	1 3.1%	32 100.0%	9 4.9%	76 41.8%	82 45.1%	15 8.2%	182 100.0%
	⑩ひきこもり担当部局	1 3.1%	9 28.1%	21 65.6%	1 3.1%	32 100.0%	14 7.7%	81 44.5%	72 39.6%	15 8.2%	182 100.0%
府外関係機関との調整状況	⑪国保・住民税担当部局	0 0.0%	5 15.6%	26 81.3%	1 3.1%	32 100.0%	2 1.1%	70 38.5%	93 51.1%	17 9.3%	182 100.0%
	⑫労働担当部局	0 0.0%	5 15.6%	26 81.3%	1 3.1%	32 100.0%	4 2.2%	73 40.1%	88 48.4%	17 9.3%	182 100.0%
	⑬生活困窮者自立相談支援機関	8 25.0%	7 21.9%	15 46.9%	2 6.3%	32 100.0%	65 35.7%	61 33.5%	39 21.4%	17 9.3%	182 100.0%
	⑭社会福祉協議会	4 12.5%	7 21.9%	20 62.5%	1 3.1%	32 100.0%	40 22.0%	72 39.6%	55 30.2%	15 8.2%	182 100.0%
	⑮企業	1 3.1%	7 21.9%	22 68.8%	2 6.3%	32 100.0%	5 2.7%	72 39.6%	87 47.8%	18 9.9%	182 100.0%
	⑯障害サービス事業所	1 0.5%	21 11.3%	87 46.8%	77 41.4%	186 100.0%	7 3.8%	76 41.8%	81 44.5%	18 9.9%	182 100.0%
	⑰その他	2 6.3%	1 3.1%	17 53.1%	12 37.5%	32 100.0%	3 1.6%	16 8.8%	69 37.9%	94 51.6%	182 100.0%
財政部局との調整状況	⑱予算要求	1 3.1%	7 21.9%	23 71.9%	1 3.1%	32 100.0%	41 22.5%	69 37.9%	57 31.3%	15 8.2%	182 100.0%
	⑲査定	1 3.1%	7 21.9%	22 68.8%	2 6.3%	32 100.0%	21 11.5%	85 46.7%	59 32.4%	17 9.3%	182 100.0%
	⑳議会審議	0 0.0%	6 18.8%	24 75.0%	2 6.3%	32 100.0%	4 2.2%	89 48.9%	70 38.5%	19 10.4%	182 100.0%
	㉑議会承認	0 0.0%	6 18.8%	25 78.1%	1 3.1%	32 100.0%	3 1.6%	91 50.0%	70 38.5%	18 9.9%	182 100.0%
	㉒上限人数を定めた委託契約等限定実施の検討	0 0.0%	5 15.6%	25 78.1%	2 6.3%	32 100.0%	9 4.9%	72 39.6%	81 44.5%	20 11.0%	182 100.0%
事業準備に向けた取組状況	㉓担い手の確保(受託候補事業者の選定)	0 0.0%	6 18.8%	25 78.1%	1 3.1%	32 100.0%	19 10.4%	78 42.9%	68 37.4%	17 9.3%	182 100.0%
	㉔協力企業等の開拓(受け皿及び出口開拓)	0 0.0%	5 15.6%	25 78.1%	2 6.3%	32 100.0%	5 2.7%	86 47.3%	74 40.7%	17 9.3%	182 100.0%
	㉕支援内容のメニュー化(プログラム化)	0 0.0%	5 15.6%	26 81.3%	1 3.1%	32 100.0%	5 2.7%	88 48.4%	73 40.1%	16 8.8%	182 100.0%
	㉖人員体制の構築(人材の確保、職員の配置)	0 0.0%	5 15.6%	25 78.1%	2 6.3%	32 100.0%	13 7.1%	84 46.2%	67 36.8%	18 9.9%	182 100.0%
	㉗(委託の場合)公募手続きの実施	0 0.0%	6 18.8%	24 75.0%	2 6.3%	32 100.0%	2 1.1%	71 39.0%	88 48.4%	21 11.5%	182 100.0%

図表V-2-11 家計改善支援事業未実施自治体の取組の進捗状況

		家計改善未実施自治体「自立て対応」グループD					(家計改善支援事業)未実施自治体の全体				
		実施した・している	これから取組む予定	実施予定はない	無回答	合計	実施した・している	これから取組む予定	実施予定はない	無回答	合計
府内担当部局内における準備状況	①課室内におけるタスクの整理	8 16.3%	18 36.7%	22 44.9%	1 2.0%	49 100.0%	45 24.2%	69 37.1%	59 31.7%	13 7.0%	186 100.0%
	②工程表の作成	4 8.2%	17 34.7%	28 57.1%	0 0.0%	49 100.0%	35 18.8%	71 38.2%	68 36.6%	12 6.5%	186 100.0%
	③実施方法の検討	5 10.2%	21 42.9%	21 42.9%	2 4.1%	49 100.0%	48 25.8%	75 40.3%	49 26.3%	14 7.5%	186 100.0%
	④財政的効果の試算	2 4.1%	19 38.8%	27 55.1%	1 2.0%	49 100.0%	30 16.1%	75 40.3%	69 37.1%	12 6.5%	186 100.0%
	⑤予算案や人員配置案	2 4.1%	20 40.8%	27 55.1%	0 0.0%	49 100.0%	55 29.6%	63 33.9%	58 31.2%	10 5.4%	186 100.0%
	⑥部局長の承認	2 4.1%	22 44.9%	24 49.0%	1 2.0%	49 100.0%	48 25.8%	70 37.6%	56 30.1%	12 6.5%	186 100.0%
府内外関係機関との調整状況	⑦生活保護担当部局	10 20.4%	14 28.6%	25 51.0%	0 0.0%	49 100.0%	57 30.6%	59 31.7%	60 32.3%	10 5.4%	186 100.0%
	⑧地域福祉担当部局	3 6.1%	9 18.4%	36 73.5%	1 2.0%	49 100.0%	19 10.2%	63 33.9%	91 48.9%	13 7.0%	186 100.0%
	⑨ひとり親担当部局	1 2.0%	6 12.2%	41 83.7%	1 2.0%	49 100.0%	8 4.3%	62 33.3%	103 55.4%	13 7.0%	186 100.0%
	⑩ひきこもり担当部局	4 8.2%	7 14.3%	37 75.5%	1 2.0%	49 100.0%	13 7.0%	62 33.3%	98 52.7%	13 7.0%	186 100.0%
	⑪国保・住民税担当部局	1 2.0%	9 18.4%	39 79.6%	0 0.0%	49 100.0%	4 2.2%	64 34.4%	106 57.0%	12 6.5%	186 100.0%
	⑫労働担当部局	0 0.0%	5 10.2%	43 87.8%	1 2.0%	49 100.0%	2 1.1%	54 29.0%	115 61.8%	15 8.1%	186 100.0%
財政部局との調整状況	⑬生活困窮者自立相談支援機関	9 18.4%	14 28.6%	26 53.1%	0 0.0%	49 100.0%	55 29.6%	59 31.7%	61 32.8%	11 5.9%	186 100.0%
	⑭社会福祉協議会	6 12.2%	14 28.6%	28 57.1%	1 2.0%	49 100.0%	34 18.3%	70 37.6%	70 37.6%	12 6.5%	186 100.0%
	⑮法テラス・弁護士会	0 0.0%	6 12.2%	42 85.7%	1 2.0%	49 100.0%	3 1.6%	55 29.6%	115 61.8%	13 7.0%	186 100.0%
	⑯その他	1 2.0%	2 4.1%	34 69.4%	12 24.5%	49 100.0%	1 0.5%	21 11.3%	77 46.8%	77 41.4%	186 100.0%
	⑰予算要求	1 2.0%	21 42.9%	27 55.1%	0 0.0%	49 100.0%	50 26.9%	66 35.5%	59 31.7%	11 5.9%	186 100.0%
	⑱査定	1 2.0%	18 36.7%	29 59.2%	1 2.0%	49 100.0%	23 12.4%	87 46.8%	63 33.9%	13 7.0%	186 100.0%
事業準備に向けた取組状況	⑲議会審議	0 0.0%	15 30.6%	33 67.3%	1 2.0%	49 100.0%	6 3.2%	87 46.8%	79 42.5%	14 8.1%	186 100.0%
	⑳議会承認	0 0.0%	15 30.6%	32 65.3%	2 4.1%	49 100.0%	5 2.7%	87 46.8%	79 42.5%	15 8.1%	186 100.0%
	㉑上限人数を定めた委託契約等限定実施の検討	0 0.0%	13 26.5%	35 71.4%	1 2.0%	49 100.0%	8 4.3%	65 34.9%	101 54.3%	12 6.5%	186 100.0%
	㉒巡回相談の検討	1 2.0%	7 14.3%	40 81.6%	1 2.0%	49 100.0%	7 3.8%	52 28.0%	115 61.8%	12 6.5%	186 100.0%
	㉓府内関係部署や関係機関への利用促進に向けたアプローチ	2 4.1%	13 26.5%	33 67.3%	1 2.0%	49 100.0%	7 3.8%	88 47.3%	79 42.5%	12 6.5%	186 100.0%
	㉔担い手の確保(受託候補事業者の選定)	1 2.0%	16 32.7%	32 65.3%	0 0.0%	49 100.0%	23 12.4%	70 37.6%	82 44.1%	11 5.9%	186 100.0%
㉕人員体制の構築(人材の確保、職員の配置)	1 2.0%	15 30.6%	32 65.3%	1 2.0%	49 100.0%	19 10.2%	82 44.1%	73 39.2%	12 6.5%	186 100.0%	
	㉖(委託の場合)公募手続きの実施	0 0.0%	14 28.6%	35 71.4%	0 0.0%	49 100.0%	4 2.2%	62 33.3%	107 57.5%	13 7.0%	186 100.0%

「自立相談支援事業で対応できている」という自治体は、もともと自立て対応できると判断しており、そもそも任意事業実施に向けての準備、調整がなされていないため、上記のような結果が出たと言える。一方、「課室内でのタスク整理」を行っていない自治体が多数あることを踏まえると、任意事業に関しての検討の初動も行っていないという実態も垣間見える。また、特に、府内の福祉関係以外との調整状況として「実施予定はない」と回答しているところが、両任意事業で8割程度と高い割合で回答されており、特に、労働部局との連携が薄い。今後、2つの任意事業の実施予定がなく、理由として「自立て対応できている」と回答している自治体においては、所管部局のみの判断にとどまっている可能性があることが指摘できる。

### (3) 利用実績が伸びている自治体における特徴について

「任意事業の利用実績が伸びている自治体」＝人口 10 万人あたりの利用件数（R1 年度）が上位 25%以上の自治体とし、比較対象のため、下位 25%群も含めて、改正事項等の取組や実績について分析を行った。

就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実績が高い自治体（上位 25%以上）の法改正の取組状況をみると、全体及び下位 25%と比較し、取組が進んでいるということができる。

また、この傾向は新規相談受付件数をみても同様の傾向がみられる。

図表 V-2-12 利用実績が高い自治体（上位 25%以上）の法改正の取組状況

	就労上位 25%	家計上位 25%	全体	就労下位 25	家計下位 25%	（参考）	単位：% 新規相 談上位 25%	単位：% 新規相 談下位 25%
n	133	124	507	128	111		140	105
対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査(S.A.) ※法改正前後とも取り組んでいない	66.9	68.6	74.2	82.0	82.0		67.1	79.1
法に基づく支援（制度）の周知・広報活動(S.A.) ※法改正前後とも取り組んでいない	8.3	9.7	12.0	18.8	19.8		8.6	25.7
生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するための関係機関との連携強化に向けた取組(S.A.) ※法改正前後とも取り組んでいない	10.5	12.9	14.8	21.1	21.6		10.7	24.8
「利用勧奨」の努力義務の創設に係る対応状況。※法改正後(M.A.) 1. 関係部局に対し制度（法改正）の趣旨や概要等を個別に説明	45.8	50.0	45.0	35.9	33.3		47.8	36.1
連携先数（法改正後）	16.5	17.5	15.4	12.7	12.0		17.5	10.7
支援会議の設置の有無（あり・検討中）	45.9	50.0	40.2	35.9	36.9		50.0	29.5
子どもの学習支援	72.2	62.9	61.5	44.5	47.8		67.9	45.7
子どもの学習支援を実施している中で「生活支援」に取り組む	75.0	75.6	65.7	49.1	50.9		72.6	50.0
地域居住支援事業	1.5	1.6	0.8	0.0	0.0		0.7	1.0
優先発注基準	4.5	0.8	2.6	1.6	1.8		2.1	2.9
高齢者への支援数（回答した選択肢数計）	6.1	6.4	5.6	4.9	4.6		5.7	4.6
法改正の努力義務を受けて人員増を行う（予定も含む）自治体（Ⅱ-8(1)①選択肢1と2の合計）	30.8	28.2	22.9	17.2	17.1		27.1	7.6
支援実績の分析をし、それを踏まえて反映している Ⅲ-1(1)	20.3	21.0	17.4	8.6	9.9		22.9	8.6
自治体・支援員向けコンサルティングⅢ-2(1)（選択肢1と2の計）	21.1	0.0	13.2	5.5	9.0		15.7	8.6
困窮者支援情報共有サイトの認知度Ⅲ-3(1)（知っており、閲覧したことはある）	57.1	62.1	57.2	52.3	53.2		53.6	52.4

### 3. 新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルスの流行に伴い、自立相談支援機関等の相談者の変化や体制、制度に関する受け止め方等への影響を把握することを目的に以下の分析を行う。

#### (1) 相談ニーズの顕在化について

コロナ禍・住居確保給付金支給拡大に伴う自立相談支援機関等の数・状態像の変化をみると、「よくあてはまる」「ややあてはまる」を合算し5割超の項目を抽出すると次のとおり。

- ・ 1. 相談者が増えた：約9割
- ・ 13. 個人事業主からの相談が増えた：約8割
- ・ 3. 就労支援が必要な人からの相談が増えた：約8割
- ・ 7. 住まいに課題がある相談が増えた：約8割
- ・ 4. 非正規労働者からの相談が増えた：約7割
- ・ 11. 若年層からの相談が増えた：約7割
- ・ 14. 外国籍からの相談が増えた：約6割
- ・ 6. 家計に課題のある相談が増えた：約6割
- ・ 8. 高齢者からの相談が増えた：約5割

以上のことから、住居確保給付金を入口とした相談の急増等により、潜在的対象者（ニーズ）が顕在化したといえる。

図表V-3-1 新型コロナウイルス感染拡大の影響及び住居確保給付金の支給対象の拡大等に伴う、自立相談支援機関等の相談者の数・状態像の変化

	基礎自治体						都道府県					
	1. よくあてはまる	2. ややあてはまる	3. あまりあてはまらない	4. 全くあてはまらない	無回答	合計	1. よくあてはまる	2. ややあてはまる	3. あまりあてはまらない	4. 全くあてはまらない	無回答	合計
1. 相談件数が増えた	424 83.6%	43 8.5%	28 5.5%	7 1.4%	5 1.0%	507 100.0%	30 81.1%	5 13.5%	2 5.4%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
2. 相談件数が減った	0 0.0%	5 1.0%	44 8.7%	447 88.2%	11 2.2%	507 100.0%	1 2.7%	0 0.0%	3 8.1%	33 89.2%	0 0.0%	37 100.0%
3. 就労支援が必要な人からの相談が増えた	212 41.8%	189 37.3%	84 16.6%	13 2.6%	9 1.8%	507 100.0%	11 29.7%	14 37.8%	11 29.7%	1 2.7%	0 0.0%	37 100.0%
4. 解雇・雇い止め等による非正規雇用労働者からの相談が増えた	264 52.1%	165 32.5%	60 11.8%	10 2.0%	8 1.6%	507 100.0%	14 37.8%	16 43.2%	7 18.9%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
5. 勤務所得を補てんするための職業紹介の相談が増えた	81 16.0%	177 34.9%	190 37.5%	47 9.3%	12 2.4%	507 100.0%	4 10.8%	10 27.0%	22 59.5%	1 2.7%	0 0.0%	37 100.0%
6. 家計に課題(多重債務等を含む)のある人からの相談が増えた	133 26.2%	195 38.5%	157 31.0%	12 2.4%	10 2.0%	507 100.0%	9 24.3%	15 40.5%	13 35.1%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
7. 住まいに課題のある人からの相談が増えた	202 39.8%	191 37.7%	87 17.2%	18 3.6%	9 1.8%	507 100.0%	14 37.8%	16 43.2%	7 18.9%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
8. 高齢困窮者からの相談が増えた	109 21.5%	190 37.5%	170 33.5%	30 5.9%	8 1.6%	507 100.0%	3 8.1%	11 29.7%	22 59.5%	1 2.7%	0 0.0%	37 100.0%
9. 地域のひきこもりに関する課題(8050等)が顕在化した	28 5.5%	125 24.7%	267 52.7%	78 15.4%	9 1.8%	507 100.0%	0 0.0%	7 18.9%	25 67.6%	5 13.5%	0 0.0%	37 100.0%
10. ひとり親家庭・貧困世帯の子どもに関する課題が顕在化した	63 12.4%	183 36.1%	197 38.9%	55 10.8%	9 1.8%	507 100.0%	3 8.1%	15 40.5%	17 45.9%	2 5.4%	0 0.0%	37 100.0%
11. 若年層からの相談が増えた	144 28.4%	230 45.4%	110 21.7%	15 3.0%	8 1.6%	507 100.0%	4 10.8%	22 59.5%	11 29.7%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
12. 学生からの相談が増えた	59 11.6%	82 16.2%	162 32.0%	192 37.9%	12 2.4%	507 100.0%	0 0.0%	8 21.6%	17 45.9%	12 32.4%	0 0.0%	37 100.0%
13. 個人事業主からの相談が増えた	270 53.3%	160 31.6%	46 9.1%	23 4.5%	8 1.6%	507 100.0%	17 45.9%	14 37.8%	6 16.2%	0 0.0%	0 0.0%	37 100.0%
14. 外国籍の人からの相談が増えた	229 45.2%	108 21.3%	59 11.6%	101 19.9%	10 2.0%	507 100.0%	14 37.8%	9 24.3%	8 21.6%	6 16.2%	0 0.0%	37 100.0%
15. 相談者の数・状態像ともに変化はない	10 2.0%	22 4.3%	69 13.6%	397 78.3%	9 1.8%	507 100.0%	1 2.7%	1 2.7%	12 32.4%	23 62.2%	0 0.0%	37 100.0%

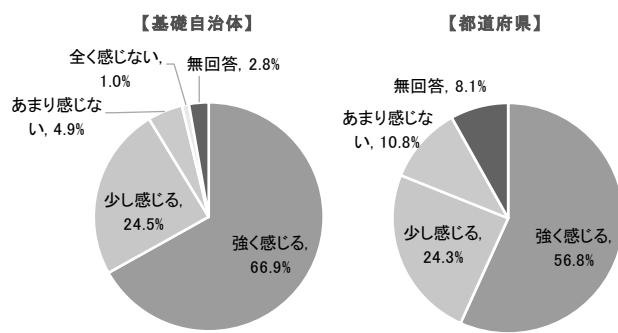
## (2) ニーズへの対応について

### ①自立相談支援機関本来業務への負担感

相談者の数・状態像の変化により、自立相談支援機関における本来業務の実施にどの程度負担や困難を感じているかを聞いたところ、「強く感じる」「少し感じる」を合算すると、基礎自治体では約9割、都道府県では約8割であり、新型コロナウイルスの流行に伴う自立相談支援機関への負担が増加していることが明らかになったといえる。

図表V-3-2 本来業務の実施への負担や困難さ

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
強く感じる	339	66.9%	21	56.8%
少し感じる	124	24.5%	9	24.3%
あまり感じない	25	4.9%	4	10.8%
全く感じない	5	1.0%	0	0.0%
無回答	14	2.8%	3	8.1%
合計	507	100.0%	37	100.0%



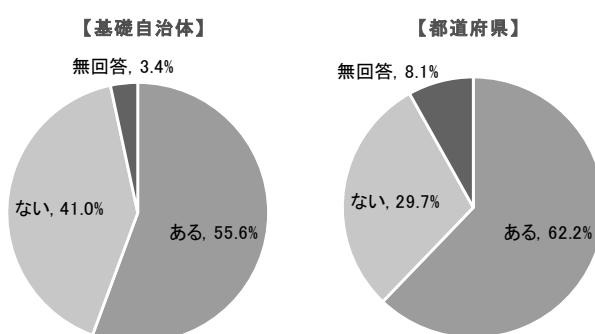
### ②継続的な支援

住居確保給付金の申請に係る相談のうち、自立相談支援機関のプランを作成することが適切と考えられたが、何らかの事情によりプランの作成・自立相談支援事業による継続的な支援につながっていないケースの有無について聞いたところ、「ある」の割合は、「基礎自治体」が55.6%、「都道府県」が62.2%であった。

その理由として、「4. 住居確保給付金の受給が目的である相談者は生活課題の相談にまで至りにくいいから」、「2. 相談件数の急激な増加により入口での相談対応だけで手一杯だったから」、「3. 制度の規制緩和により定期的な面談など継続しての連絡・関わりが取りづらかったから」について半数以上の自治体が回答している。

図表V-3-3 継続的な支援につながっていないケース

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
ある	282	55.6%	23	62.2%
ない	208	41.0%	11	29.7%
無回答	17	3.4%	3	8.1%
合計	507	100.0%	37	100.0%



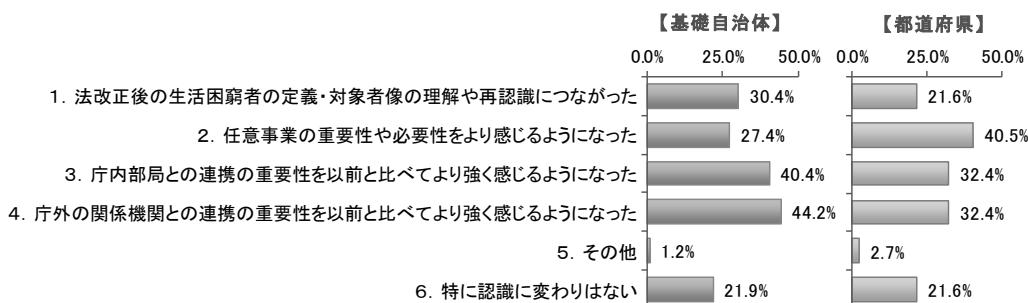
### (3) 任意事業の重要性の認識

新型コロナウイルスの影響を受けて、自治体における生活困窮者自立支援制度の実施に対する認識に変化があったかを聞いたところ、「2. 任意事業の重要性や必要性をより感じるようになった」と回答したのは、基礎自治体で約3割、都道府県では約4割と最も高い割合であった。新型コロナウイルスの流行が一定程度任意事業の必要性の認識向上にも影響を与えたものと推測できる。

図表V-3-4 生活困窮者自立支援制度の実施に対する認識の変化（再掲）

（複数回答）

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
1. 法改正後の生活困窮者の定義・対象者像の理解や再認識につながった	154	30.4%	8	21.6%
2. 任意事業の重要性や必要性をより感じるようになった	139	27.4%	15	40.5%
3. 庁内部局との連携の重要性を以前と比べてより強く感じるようになった	205	40.4%	12	32.4%
4. 庁外の関係機関との連携の重要性を以前と比べてより強く感じるようになった	224	44.2%	12	32.4%
5. その他	6	1.2%	1	2.7%
6. 特に認識に変わりはない	111	21.9%	8	21.6%
全体	507		37	



## 第VI章 ヒアリング調査

### 1. 実施概要

就労準備支援事業や家計改善支援事業の利用実績の増加がみられる自治体における有効な取組手法やノウハウ等を収集し、未実施自治体が実施に至るまでに必要な対応や取組プロセスの参考となるように、また、既に任意事業に取り組んでいる自治体においても事業のさらなる改善に資する情報をとりまとめることを目的として、ヒアリング調査を実施した。

調査対象は、全国の福祉事務所設置自治体において、「就労準備支援事業」または「家計改善支援事業」を実施しており、実績調査等から利用実績の増加がみられる、または、任意事業に着手しようとする自治体の中から、アンケート調査回答における取組状況も踏まえ、選定した。

調査を実施した自治体は以下のとおりである。

図表III-1-1 ヒアリング調査対象自治体一覧

	自治体名	人口※1	任意事業※2		各事業の実施形態（運営方法）		
			就労準備	家計改善	自立相談支援事業	就労準備支援事業	家計改善支援事業
1	茨城県古河市	142,992	○	○	委託 (社会福祉協議会)	委託 (株式会社)	委託 (社会福祉協議会)
2	福井県越前市	82,153	○	○	委託 (社会福祉協議会)	直営	委託 (社会福祉協議会)
3	岐阜県美濃加茂市	57,323	○	○	委託 (社会福祉協議会)	委託 (社会福祉協議会)	委託 (社会福祉協議会)
4	埼玉県八潮市	92,112	○	○	委託 (ワーカーズコープ)	委託 (ワーカーズコープ)	委託 (ワーカーズコープ)
5	神奈川県海老名市	134,442	—	○	直営	—	直営
6	茨城県	272,002	○	○	直営	委託 (NPO法人)	委託 (NPO法人)
7	長野県	429,167	○	○	委託 (社会福祉協議会)	委託 (社会福祉協議会)	委託 (NPOセンター等)

※1 基礎自治体：令和2年1月1日 住民基本台帳人口（総務省）

都道府県：平成30年1月1日 対象地区人口（厚生労働省「令和元年度 生活困窮者自立支援制度における支援状況 集計表」より）

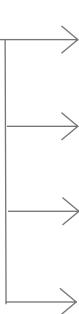
※2 令和3年1月ヒアリング時点

## 2. 任意事業の実施促進に向けたヒント

以下では、就労準備支援事業または家計改善支援事業の未実施自治体が実施に至るまでに想定される主な課題と、それを乗り越えるためのヒントについて、ヒアリング対象地域における取組事例を通じて整理した。これらは、既に2つの任意事業に取り組んでいる自治体がより効果的に事業を展開していくためのヒントにもつながるものと考えられる。

### 任意事業実施における 主な課題

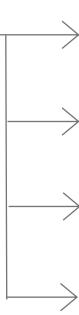
予算を確保するのが難しい



### 課題解決に向けた 取組事例（ヒント）

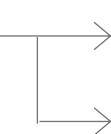
予算協議のための戦略を立てる	古河市 → p 120～
財政的な効果の試算を行う《家計改善》	美濃加茂市 → p 126～
手帳取得による年金受給の支援が民生費の抑制につながる試算《就労準備》	美濃加茂市 → p 126～
自立相談支援事業の支援実績の向上が任意事業の実施予算の確保につながる	八潮市 → p 129～

利用ニーズが不明・小さい



自治体内における対象者数を掴むための実態把握調査を実施《就労準備》	古河市 → p 120～
予算化前に自立相談支援機関の相談者から対象者数を試算《家計改善》	八潮市 → p 129～
独自に自立相談支援機関における相談実績等を継続的に収集・分析	美濃加茂市 → p 126～
広域実施の呼びかけ【都道府県のサポート】	茨城県 → p 133～

委託先がない・少ない



地域貢献に積極的な事業所に対するアンテナを張り可能性を探る	古河市 → p 120～
広域実施の呼びかけ【都道府県のサポート】	茨城県 → p 133～

**任意事業実施における  
主な課題**

**課題解決に向けた  
取組事例（ヒント）**

<b>協力てくれる企業等が いない・少ない《就労準備》</b>	→	自治体として就労体験先となる協力事 業所を訪問・開拓	越前市 → p 124～
	→	「支援会議」を活用し、産業雇用部局 との連携を図る	越前市 → p 124～
	→	都道府県として県下の就労体験先の開 拓を試みる	茨城県 → p 133～
	→	自立相談支援機関委託先の県社協によ る就労支援ノウハウを最大限に活かす	長野県 → p 135～

<b>支援メニューを構築するのが 難しい《就労準備》</b>	→	障害分野や、農林業、まちづくり協議 会等の幅広い連携を積み重ねる	美濃加茂市 → p 126～
	→	庁内部局と個別ケースによる成功体験 を共有し、アイデアを引き出す	美濃加茂市 → p 126～
	→	地域内で就労準備支援のノウハウを有 する事業所と連携する	海老名市 → p 131～

<b>対象者を利用につなげること が難しい</b>	→	窓口で対応する相談員同士でプログラ ムにつなげる対象者像の共有化を図る	古河市 → p 120～
	→	相談の最初の段階でニーズを把握し任 意事業の担当相談員が同席する	越前市 → p 124～
	→	庁内他部署から所管部署への利用勧奨 を進め、成功体験を蓄積する	八潮市 → p 129～
	→	法改正を契機に包括的な支援体制の構 築に向け「気づきシート」を作成・運用	海老名市 → p 131～

### 3. 各自治体での取組事例

#### (1) 茨城県古河市

##### 【自治体のプロフィール】

●人口：142,992人（令和2年1月1日時点）

##### ●エリアの特徴

- ・関東平野のほぼ中央、茨城県の最西端に位置し、西側が埼玉県・群馬県、北側が栃木県、南側が千葉県に隣接
- ・JR 宇都宮線（古河駅）は東京都心から約1時間圏内、商業、工業、農業がバランスよく展開する地方都市

##### 生活困窮者自立支援事業全般の概要

- ・自立相談支援機関は社会福祉協議会に委託。名称は「古河市生活支援センター」。
- ・場所は、庁舎の出先機関である総和福祉センター「健康の駅」（福祉事務所）内。生活保護担当の社会福祉課と、国の機関「つなぐハローワーク（コーディネーター2名常駐）」と、生活困窮の担当課の福祉総務課と同じ建物内にある。
- ・自立相談支援機関の体制は、センター長兼相談支援員（1）、相談支援員（1）、就労支援員（1）、家計改善支援員（1）の計4名 + 自立支援機関機能強化事業要員（1）、生活福祉資金担当（1）。

##### 2つの任意事業の実施状況

- ・家計改善支援事業：平成29年度から実施（社会福祉協議会へ委託）
- ・就労準備支援事業：平成30年度から準備を始め、令和元年度に企画・予算要求、令和2年度4月からプロポ公開、10月に契約、事業開始は令和2年1月から、契約期間は令和4年3月31日まで。（株式会社サンオーコミュニケーションズへ委託）

##### 任意事業実施の背景・自治体の課題認識

###### ○地域福祉計画（第2期）に実施計画を明記した

- ・市として任意事業は概ね実施する方向で検討することを位置付けていた。

###### ○就労準備支援事業が複合的な課題を抱える世帯への支援の切り口となるであろうとの想い

- ・担当者がこれまで福祉分野での経験を通じて、社会的孤立や虐待・DV等の問題に対応するにあたり、就労準備支援事業の対象者は引きこもりの人だけでなく、こうした複合的な課題に対応することができるのではないかとの考え・想いがあった。

###### ○別事業の企画・予算化での失敗事例から予算折衝、協議のための戦略の重要性に気づく

- ・「一時生活支援事業」は、県との広域実施のモデル事業の呼びかけがあり、コロナ禍の状況もあるため必要であろうと早急に予算にのせたが、十分な作戦・裏付けがなかったこと等により実現に至らなかつた。事業のために予算がほしいと要求するだけでは、予算確保が難しく、財政部局にかけ合うためには、それなりの段取りを組むことが必要との認識を強くする機会となった。

##### 任意事業実施に向けた取組内容・工夫点（就労準備支援事業）

###### 1. 予算協議のための戦略を立てる ⇒ P122～参照

- ・担当者・所管部署として必要性を感じている理由、課題認識をわかりやすい言葉で伝えるため、8050問題や長期的に生活保護受給につながる可能性等を訴える、誰もが耳にするトピックとなる社会的ニュース（引きこもり傾向にあった男性による無差別児童殺傷事件や、元公務員が引きこもりの息子を刺殺した事件等）も部分的に参考になる事例であると示しながら課題を理解してもらった。引きこもりの人に手厚い支援をすることが市役所の事業なのかと考える人もいるため、8050問題や生活保護予備軍を抑制する効果があることを前面に出して説明した。

- これまでの市議会における答弁において「実態に応じて導入を検討します」「実施に向けて検討を進めます」等の発言がなされてきたことも根拠として集め、実施・予算化の必要性を伝えた。

## 2. 自治体における対象者数を掴むための実態把握調査を実施

- 国の資料等においても、生活困窮者自立支援事業や就労準備支援事業の対象者について記載があるが、企画・財政担当部局側はイメージが掴めない。このため、生活保護の病状調査で就労可となっているにも関わらず、引きこもりや鬱病等の精神疾患があることを理由に、外に出てこようとしてこない人たち、そこがクリアされれば就労に向けられそうな人たち、というケースワーカーに分かりやすい表現で対象者がどのくらいいるか調査を行った結果、29人が対象者の可能性があると把握された。同様に、生活困窮者自立支援事業を委託している社協の担当者にも同じ条件に基づく対象者がいるかどうか調査を依頼し、10人が対象者の可能性があると把握された。
- これらの対象者層のうち、就労準備支援事業のプログラムに参加できそうな人は合計39人と推計し、「国の調査データからみた対象者数の推計」に当てはめ、古河市には1,311人の潜在的事業対象者がいると推計した。
- 生活困窮者自立支援事業の対象者のうち、就労準備支援によって就労に至り生活保護の受給に至らなかった人もおり、その効果について説明した。被保護者についても同様に、稼働年齢層や就労に至った人（生活保護の廃止まではいかない人も含む）がどのくらいで、それを生活保護費に換算するとこのくらいの経費をかけずに済む、という歳出抑制額を数字で示した。

### 【参考】ニーズ調査に基づく対象者数の推計及び事業の効果予測について

#### 10 ニーズ調査

就労準備支援事業を必要とする者の人数を把握するため、「生活困窮者自立支援事業等の就労準備支援事業の対象となり得る者の人数の調査」を、生活困窮者分は生活支援センター（古河市社協委託）に、生活保護の被保護者分は社会福祉課に人数を確認中（5月下旬に実施）。

#### ア 生活保護被保険者の就労準備支援のニーズ

ニーズ調査から、生活保護の被保護者のH30年度の稼働年齢層の者、**680人**（H30.4.1現在）の内、約**4.6%**の**31人**がひきこもり等で、就労準備支援事業の対象者に該当することが把握できた。その内、**29人**については、就労準備支援事業のプログラムに参加でき、被保護者の就労支援を経て、就労に結び付けることができそうだ、ということもわかった。

#### イ 生活困窮者の就労準備支援のニーズ

一方、生活困窮者については、H30年度の相談者257人の内、約**4.3%**の**11人**がひきこもり等で、就労準備支援事業の対象者に該当することが把握できた。その内、**10人**については、就労準備支援事業のプログラムに参加でき、被保護者の就労支援を経て、就労に結び付けることができそうだ、ということもわかった。

- 就労準備支援の対象となり得るもの合計 ····· ···· **42人**
- 内プログラムに参加できそうな者の合計 ····· ···· **39人**

#### 11 国の調査データからみた対象者数の推計

- 15歳以上~39歳以下の「ひきこもり」者数の国の推計（H27年度調査）  
→ **54万人**（人口割で古河市の「ひきこもり」者数を推計 →約**615人**）
- 45歳以上~64歳以下の「ひきこもり」者数の国の推計（H30年度調査）  
→ **61万3,000人**（人口割で古河市の「ひきこもり」者数を推計 →約**696人**）

**事業対象者の推計合計 1,311人（人口の0.91%）** ⇒ **生活保護受給者予備率**

【参考】古河保健所において行っている「ひきこもり相談」の平成30年度の相談件数は、電話相談が延べ**34件**、面接相談が延べ**64件**、精神科医師によるひきこもり専門相談は**10件**である（古河保健所へ電話調べ）。

#### 12 事業の効果予測

##### ア ひきこもり状態の者に対して何の対策もしない場合

ニーズ調査で把握することできた、就労準備支援対象者**39人**に対し、何の対策もしない場合（被保護者は生活保護継続、生活困窮者は被保護者になる）の財政的損出（扶助費の歳出）は、1年間で、約**43,200千円**となり（一般財源の負担ではその1/4の**10,800千円**）※、その後も、この額が毎年累積される。※被保護者1人の保護費を年間1,200千円と仮定した場合

##### イ ひきこもり状態の者に就労準備支援を行い一般就労に結び付いた場合

ニーズ調査で把握することできた、就労準備支援対象者**39人**の内、約**1/2の20人**が実際にプログラムに参加し、さらに、その内の約**3/4の15人**が1年後に一般就労に結び付き、その内の**1/4の3人**が生保廃止（自立）となる見込みの場合、

※15人の内訳、被保護者9人中、6人が生保継続しつつ一般就労し、3人が一般就労で生保廃止、生活困窮者6人が被保護者にならなかった場合。生保継続で一般就労1人の保護費は年間600千円と仮定する。）

・事業を実施しない場合 ····· 18,000千円（市負担は4,500千円）の歳出

歳出抑制額 ↘ **※14,400千円（市負担3,600千円）**

・上記の支援をした結果 ····· 3,600千円（市負担は900千円）の歳出

就労準備支援事業を、国補助を活用して、1年間で**10,000千円**の経費（委託料）をかけて実施したとすると、一般財源の負担ではその1/3の**3,333千円**となるため、上記の歳出抑制額との差し引きで、1年間で**267千円**の一般財源の持ち出しを削減することができる。

さらに、就労準備支援事業を他の生活困窮者自立支援事業と一体的に実施することにより、家計改善支援事業（古河市では実施中）の補助金の補助率が、現行の**1/2**から**2/3**まで引き上げられる。これにより、令和元年度の予算ベースで、約**1,300千円**の歳入増（一般財源の持ち出しの減）を図ることができる。

##### 【令和元年度の家計改善支援事業の予算ベース】

歳出=7,785,500円	歳入（1/2の場合）3,892,750円
	歳入（2/3の場合）5,190,333円
差額1,297,583円歳入増 (一般財源の持ち出しの減)	

（資料提供：古河市 ※茨城県「令和3年度任意事業広域実施にかかる検討会」報告資料より抜粋）

## 3. 地域貢献に積極的な事業所にアンテナを張り可能性を探る

- 就労準備支援事業を委託で実施することを検討しており、複数の事業所に対し、当該事業への参画の意向についてサウンディングを行っていた。

- 市は、事業参画に前向きで、スタッフが熱心にまちづくりに関わっている事業所等に対し、公募型プロポーザルの応募を呼びかけた。

#### 4. 窓口で対応する相談員同士でプログラムにつなげる対象者の共有化を図る

- 対象者の選定を、生活保護担当課、自立相談支援機関に要請、開始当初から3名（生保受給者）を確保。プログラムにつなげる前に担当者同士の対象者についての情報共有を行った。
- 生活保護担当課のケース検討会（ケースワーカー全員出席）の際に、ワーカー、生保就労支援員全員にどのような対象者を事業につなげるべきか説明、呼びかけを行った。
- その際に、企画時点で実施し、資料に示した対象者の調査の結果（対象者数等）を示した。
- 府内の「支援会議」（※後述）でも、事業の紹介を行った。

#### 今後の取組、残された課題など

- 事業の必要性を継続的に認識してもらうためには、利用者を絶やさないことと、利用者がサービスを使ってみて、利用者本人の言葉でどのような変化が見られたのかをきちんと拾い集めていくことが重要と考える。本来は、さまざまな資料や数字を提示して効果があると示すよりも、利用者自身が、「この事業があったおかげで自分はこう変わった」という実践の積み重ねが必要で、そのような利用者の言葉により表現されたものも効果として示すことを、今後も継続的に行っていきたい。
- 対象者を把握し事業につなげていくということは、始まったばかりで苦労している。今年、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を開始し、包括化推進員として非常勤職員を配置した。令和2年度に立ち上げた「支援会議」は、多機関の協働による包括的支援会議を兼ねており、人員強化によるアウトーチの積極的な展開と併せ、府内からも対象者候補の情報を得ながら積極的に利用勧奨を推進していくことを計画している。

#### 【参考】「就労準備支援事業の令和2年度実施に至るまでの考え方、スケジュールおよび予算措置の対応状況等について」（報告）※一部抜粋

##### 【はじめに①…前提】

- 「G…N-S-R」三浦文夫の社会福祉行政（経営）論  
G=政策目標、N=ニード、S=サービス、R=資源
- 政策目標達成には c = 制約（条件）が必ず付きまとつ
- 担当課長、担当者に、その制約を排除し、ミッションをクリアする覚悟はあるか？
- 現状のニーズに目を瞑らず、真摯に向合っているか？
- 担当課長、担当者に目標達成の意欲と、目標達成のためのS=戦略を立てる意欲があるか？

##### 【はじめに②…先人の知恵を借用】

- 問題解決を「成果」に結びつける8つのステップ  
※ユージン・バーダックの政策分析（立案）の理論（セリー）から
- STEP 1. 問題を定義する
- STEP 2. 証拠を集める
- STEP 3. 政策オプションを組み立てる
- STEP 4. 評価基準を選ぶ
- STEP 5. 成果を予測する
- STEP 6. トレードオフに立ち向かう
- STEP 7. 決断
- STEP 8. ストーリーを語る

##### 1. 予算化までのスケジュール

- 前年度 … 業者開拓（プロポ参加交渉まで約1年半）  
事業の構想（前年に実施計画に上げる）
- 4月 … 体制と組織の力量の確認
- 5月 … 目標の設定（期限、プロジェクト期間）
- 6月中旬 … STEP 1～6まで実施、企画書作成
- 6月下旬 … 企画、財政と担当レベル・課長レベル協議
- 7月下旬 … 特別職協議 ⇒ 財政と課長レベル再協議
- 8月初旬 … 次年度の実施計画ヒアリング（企画サイド）
- 11月中旬 … 次年度予算要求
- 12月末 … 財政予算ヒアリング、予算の折衝・交渉
- 2月上旬 … 予算査定、予算内示

##### 2. 企画書（別紙）の内容①

- 目的 →問題を定義する
- 実施主体
- 実施開始時期
- 主な対象者
- 事業のイメージ
- 支援（事業）内容
- 支援の実施期間
- 実施体制（人員体制）
- 国庫補助情報

## 2. 企画書(別紙)の内容②

- |                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 10. ニーズ調査                 | ⇒証拠を集める        |
| 11. 対象者の推計                | 〃              |
| 12. 事業の効果予測               | ⇒成果を予測する       |
| 13. 委託先事業所の選定方法           | ⇒政策オプションを組み立てる |
| 14. スケジュール (アゴーバルスケジュール)  | 〃              |
| 15. 事業の評価指標               | ⇒評価基準を選ぶ       |
| 16. その他の情報 (県内外、全国・近隣の情報) |                |

### 【参考資料】

- ①被保護者の就労支援状況とこれまでの実績と費用対効果
- ②生活困窮者の就労支援事業のこれまでの実績と費用対効果
- ③県内、古河市のひきこもり対策の状況

## 3. 調査(理論化・数量化・効果・成果指標)①

1. トレンドの(カレントの)ニュースを集める
2. 過去の議会答弁等を確認する、利用する
3. 現場の担当者の声を集め
4. 国の補助要綱、補助率、インセンティブ要素を調べる
5. ニーズを調べる① ⇒ 生保、生活困窮の利用者から

## 3. 調査(理論化・数量化・効果・成果指標)②

6. 国の調査データから ⇒ 人口の0.9~1%がひきこもり
7. かかる経費と、予測される効果を円換算で推計する
8. 事業の活動指標と評価指標を明確化する
9. 県内、近隣他市町村、主要鉄道沿線、同人口規模の都市の動向を確認
10. 生活保護者の就労支援、生活困窮者の就労支援の実績と保護費換算で抑制効果を示す

## 4. 協議の戦略①

- 企画書と付属資料の工夫
  - ⇒センセーショナルな報道(新聞)記事の利用  
・・・本当はその内容とあまり関係ないが・・・
  - ⇒過去に「検討します」という議会答弁があれば、それを有効に使う
  - ⇒概念図(ポンチ図)で説明する
  - ⇒特別職協議、財政課長協議はA4:1枚に、

## 4. 協議の戦略②

- 企画サイドとの協議(味方につける)
  - ⇒財政課と企画課との勢力バランスを見極める
  - ⇒早めの協議、先にOKがあると「実施計画」が楽
- 財政サイドとの協議 ⇒ストーリーを語る
  - ⇒まずは担当者レベルで様子をうかがう
  - ⇒次の段階で課長レベル協議、特別職協議の前に複数案を提示(特別職と協議させてもらうと伝える)
- 特別職サイドとの協議 ⇒決断!
  - ⇒複数案提示、結果を財政課長に、フィードバック(A案、B案、C案、+更に腹案のD案をもって)

## 5. 予算折衝・プレゼンのテクニック①

- プrezentのテクニック
  - ⇒アナロジー(関連事業の有益な類似点)を示す
  - ⇒「ベストプラクティス(成功事例)」を示す
  - ⇒「ベッシーばあさんのテスト」を事前にする
  - ⇒説明はコンパクトに短く(詳細資料は別添とする)

## 5. 予算折衝・プレゼンのテクニック②

- 交渉のテクニック
  - ⇒Low ball High ball(ローボール・ハイボール)
  - ⇒Good cop and Bad cop(良い警官・悪い警官)
  - ⇒Weigh Option(二者択一を迫る)
  - ⇒Bogey(お化け、価値のないものを価値あるよう装う)

## 5. 予算折衝・プレゼンのテクニック③

- 交渉のテクニック
  - ※最初から別の高額な予算要求(実際はあきらめて良いもの)を合わせて示し、それをあきらめる代わりに、本命の予算要求を通してもらう。(ただし、諸刃の剣になることもあるので注意!)
  - ☆技巧に捉われず、日ごろから財政課担当や財政課長(相手方)とは、信頼関係を築き(協力するときは協力する姿勢を見せ)予算を要求すべき時は、熱意と、誠実さと、真摯さを示すことが大切です。

(資料提供: 古河市 ※茨城県「令和3年度任意事業広域実施に係る検討会」報告資料より抜粋)

【参考文献】白石賢司、鍋島学、南津和広著、『政策立案の技法』、2012年、東洋経済新報社

東京商工会議所編、『ビジネスマネジャー検定試験®公式テキスト -管理職のための基礎知識-』、2014年、中央経済社

三浦文夫著、『社会福祉政策研究 -福祉政策と福祉改革』、1997年、全国社会福祉協議会

## (2) 福井県越前市

### 【自治体のプロフィール】

●人口：82,153人（令和2年1月1日時点）

#### ●エリアの特徴

・株福井村田製作所、アイシン・エィ・ダブリュ工業(株)や信越化学工業(株)等、比較的大きな企業が多く立地。派遣業の人も多く、村田製作所はブラジルからの労働者が多い。市の人口の5%が外国人である。大きな最先端の産業と、越前和紙、越前打刃物や越前箪笥という伝統産業が集積している。

### 生活困窮者自立支援事業全般の概要

- ・自立相談支援機関は社会福祉協議会に委託。名称は「くらしごとサポート」。
- ・場所は、JR 武生駅前にある商業施設アル・プラザ武生の中のテナントとして、社協が事務所を構えて窓口を設けている。市役所も駅から徒歩1分にあり、徒歩圏内であるため市役所と社協の連携がしやすい。ハローワークも今年4月から同ビルに入った。
- ・自立相談支援機関の体制は、主任相談支援員(1)、相談支援員・就労支援員兼務(2)、家計改善支援員(2)、就労準備：直営(1)。

2つの任意事業の実施状況

- ・家計改善支援事業：平成31年度から実施（社会福祉協議会へ委託）
- ・就労準備支援事業：平成26年度から実施。平成26～29年度までNPO法人えちぜん青少年センターに委託し実施していたが、平成30年度は、その事業所が受託できないという事情があり委託・実施なし。平成31年度から直営で再開し、2年目。

### 任意事業実施の背景・自治体の課題認識

○家計改善支援事業は、生活困窮の相談に必須のため利用率90%を目指して取り組むことに

- ・生活困窮に係る相談に来る人で家計が大丈夫だというケースはあまりないため、相談に来た場合、必ず家計相談員も一緒に入って話を聞くことを前提に体制を整備した。

○市として子どもの相談支援に力を入れてきた経緯から、引きこもりなどの課題認識が高まる

- ・「子どもの学習・生活支援事業」を実施しており、子ども条例があることも踏まえ、子どもの相談支援に力を入れてきた経緯がある。近年、引きこもりなどの問題が表出してきたことや、地元の自治振興会等が子ども食堂を運営することが増えてきたため、府内における理解は向上していると思われる。

○就労準備支援事業に早期から着手するも、協力事業所等とのネットワークが広がらなかった

- ・当時の委託先が、もともと引きこもり支援や、就労するにあたって最初からハローワークで仕事を探しをするにはハードルが高い人等の支援を実施していたことから、就労準備支援事業に取り組んでみようということで事業をスタートした。
- ・実績としては年間5～10人の利用者しかなく、もう少し利用を伸ばしていきたいと考えていた。その際、一つの事業所では、そこですべて抱えてしまい、その事業所と合わない人がいることにつながらないことなどもあり、幅広い事業所との連携を広げたいという考えが生まれた。

### 任意事業実施に向けた取組内容・工夫点（家計改善支援事業）

#### 1. 原則として、相談には家計相談支援員が同席する

- ・一緒に家計簿を作りたいという人も多く、原則として最初から家計相談員が同席することが利用実績につながっているのではないか。就労準備支援事業と家計改善支援事業をセットで利用する人もいる。家計が見える化されることで、意識していない支出や、自ら置かれている状況がわかりやすくなり、自立に向けた相乗効果がある。

## 任意事業実施に向けた取組内容・工夫点（就労準備支援事業）

### 1. 自治体として、就労体験先となる協力事業所を訪問・開拓

- ・企業（民間事業者）は、引きこもりの人や、就労準備支援事業の利用者のように、初めからハローワークで就職活動をできないような人もいるということを知らない、知ることができない状況にあった。
- ・当時、課内でどのような形で任意事業に取り組んでいくべきかについて考えた際、さまざまな属性の人が相談に来て、そうした人たちを支援する場としては手持ちが多い方がよく、ネットワークを構築するために誰が先頭に立つべきかと検討した。行政であれば中立で事業の説明もしやすいため、市がイニシアティブを取ってやっていこうということで、平成31年度は直営とした。  
(直営にすることによって予算的には減るため、財政からの理解は早かった)
- ・越前市では、民間事業者が福祉分野に力を入れており、保育園や、障がい者支援施設、介護施設等を運営する市内19法人が参加する「市地域公益活動推進協議会」（通称：笙ネット）というグループがあり、自分たちのネットワークで何かしようという民間の意識は高い。市内の障がい福祉サービス事業所が連携して設立した「社会就労センター協議会」もあり、話をしやすかった。
- ・市内の障がい者支援施設で以前働いており、リタイアした人を直営で雇った。各事業所への訪問にあたって、その人の経験や人脈を生かして話をしに行ったこともあり、4月に訪問を始め、6月には17事業所と覚書の締結を行った。17事業所のうちほとんどが福祉就労系、2つが民間事業者である。
- ・いろいろな事業者に話を聞いたところ、障害者手帳を持っていないが何らか支援が必要な人の受入れに慣れていないことも多く、受け入れることで職員の手間が取られ、コスト負担であるという話があった。就労体験をさせていただいているということで、覚書の締結において、1日3,000円・上限1ヶ月1万円までの協力金を市の予算から払っている。

### 2. 「支援会議」を活用し、産業雇用部局との連携を図る

- ・雇用産業部門は、支援会議の構成員に入っていないが、コロナ禍で必要な状況であり、今年は支援会議を3ヶ月に一回開催している中に、産業部局にも参加してもらっている。

### 3. 相談の最初の段階でニーズを把握し任意事業の担当相談員が同席する

- ・就労準備支援事業を直営にする当初から、引きこもり等の人も受け入れていくと話をしていたため、相談の最初の段階でそのようなニーズがあれば、すぐに就労準備支援員が同席して話を聞くという体制がとれている。
- ・就労準備支援事業を委託で実施していた際は、人を送り込み、就労体験をしながら成長していくという流れであった。直営で取り組んでみたところ、体験も重要だが、その前の関係づくりも非常に重要であり、コーディネートする側が相談者と一緒に話をし、一度体験に参加してみて、うまくいくこと・いかないことをフィードバックし、軌道修正していく支援の仕方が有効。

## 今後の取組、残された課題など

- ・つながりの部分では、現時点では福祉就労分野が多いが、最終的にはそれに加えて民間企業も視野に入れており、市役所が先頭を切ってやっていくべきではないかと考えている。支援が必要な人は、民間企業に対して高いハードルを感じている。
- ・これまで自立相談支援機関の支援において、新規の対象者に目が向きがちで、長期的な関わりが必要となる引きこもり等の支援がおろそかになっている面があった。そのような見過ごしがちであった対象者については、改正法において「社会的孤立」が明記されたことにより、もう一度、就労準備支援事業においてアプローチをかけるように取り組んでいる。

### (3) 岐阜県美濃加茂市

#### 【自治体のプロフィール】

- 人口：57,323人（令和2年1月1日時点）
- エリアの特徴
  - ・市内への企業進出に伴い、平成10年前後から外国人市民が増加。その後、平成21年のリーマンショックを境に外国人市民数は減少に転じたが、人口の約10%を外国人市民が占める状況が続いている。
  - ・産業において製造業が約25%以上を占め、そこに関わる非正規・派遣業の就業者が全体の10%前後と他市に比べて高くなっている。

#### 生活困窮者自立支援事業全般の概要

- ・自立相談支援機関は社会福祉協議会に委託。名称は「心と暮らしの相談窓口」。
- ・場所は、市役所福祉課内（生活保護担当部署と同じ）。社会福祉協議会の職員が市の福祉課窓口で業務を行っている。
- ・自立相談支援機関の体制は、計6名。自立相談支援事業（2.2）、家計改善支援事業（1.8）、就労準備支援事業（1）、相談支援包括化推進員（1）。
- ・相談支援包括化推進員は、生活困窮者自立支援制度の全体コーディネートを担う。

#### 2つの任意事業の実施状況

- ・家計改善支援事業：平成27年度から実施（社会福祉協議会へ委託）。平成27～30年までは、家計改善支援員が市役所福祉課ではなく社協の事務所に在中し、相談に対応していた。
- ・就労準備支援事業：平成30年度から実施（社会福祉協議会へ委託）。

#### 任意事業実施の背景・自治体の課題認識

##### ○生活困窮者自立支援法施行当初より生活困窮者の定義を幅広く捉えてきた

- ・市では、平成27年の法施行当初から生活困窮者の定義を広く捉えており、府内・府外に対しても経済的に困っている人だけではなく、さまざまな困りごとを抱えている人が対象者であるというアンケートを実施してきた。あくまで経済的に困窮している状態という結果であり、そこには至る背景要因にどうアプローチしていくのか、そのためには府内他部署等との連携が必要という認識を共有してきた。

##### ○独自に自立相談支援機関における相談実績等を継続的に収集・分析

- ・法の施行以降、相談者数のほか性別、年齢やどの機関とつながっているか等、自立相談支援機関における相談実績等の内容を分析している。生活困窮者自立支援窓口を通じて他機関とつながることによって、相談者の自立にいかに寄与しているのかを説明できるように、継続的に収集・分析している。

##### ○自立相談・就労準備・家計改善の各事業の窓口を一体化する方向へ

- ・事業実施当初は、社協の事務所が市役所と別の場所にあったが、生活困窮部門が同じ場所で集まることができれば相談体制としてより効果的ではないかという話が年を追うごとにあり、社協の事務所で行っていた家計改善支援の相談も市役所の自立相談支援窓口に来てもらうなど、順次、集約する方向で進めてきた。

#### 任意事業実施に向けた取組内容・工夫点（家計改善支援事業）

##### 1. 家計改善支援員も自立相談支援機関において同様にインテークから関わる

- ・当初、家計改善支援員が福祉課とは別の社協の事務所にいた際には、対象者を捉えるのに苦労していた。現在は、家計改善支援員も、家計状況の見える化や、家計表・キャッシュフロー表の作成等に限らず、自立相談支援事業と同じように相談を受けている。その中で、家計に課題がある

と思われる人に対して、重点的に関わってもらう。家計支援という切口で定期面談を実施し、本人の訴えを聞く共感・受容的な関わりを持つことによって相談員とクライアントの信頼関係を深めていく、ということに主眼を置いて取り組んでいる。

## 2. 財政的な効果の試算を行う

- 税所管の債権回収に関する会議に出席させてもらい、家計改善支援事業の担当者から取組の周知をしている。 庁内の所管部署から実際に相談が上がっており、それらの公租公課、租税公課の変換額を表にまとめ、家計改善支援事業を利用してどのような効果があるのか見える化している。 現在、コロナ禍で税金滞納者の免除等もあり具体的には上がっていないが、分納相談や後納の記録を残して担当課に分かるようにすることや、債務整理、自己破産の相談については弁護士事務所に同行し、債務整理をした後の家計の再建に向けた支援を行っている。

### 【参考】公租公課支払い状況一覧

【公租：市県民税、固定資産税など】															2021/2/1				
管理No.	氏名	種別	未払い総額	分納額	備考	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支払い合計	未払い残
1 *** * ***		軽自税	7,200		H29年度分。	7,200												7,200	0
2 *** * ***	市県民税	148,800	10,000		H29年度分。4月27日税課にて分納誓約。5月から1万円支払い予定。ボーナスで支払う希望あり。		10,000	10,000	10,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000			100,000	48,800	
3 *** * ***	市県民税	745,700	20,000		4月21日税課にて支払い予定の相談。	猶予	猶予	猶予	猶予	猶予	猶予	猶予	猶予	猶予	猶予	猶予	0	745,700	
4 *** * ***	市県民税	65,700	2,000		9月から2,000円の分納予定。						2,000	2,000	2,000	2,000				10,000	55,700
5 *** * ***	固定資産税	62,700																0	62,700
6 *** * ***	市県民税	206,500			12月面談時、分納相談予定。													0	206,500
合計		1,236,600	—														合計	117,200	1,119,400

【公課：国保、介保、水道料など】															2021/2/1				
	氏名	種別	未払い総額	分納額	備考	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支払い合計	未払い残
1 *** * ***		国保	51,000		R1年12月～R2年3月度分。4月28日国保年金課にて支払い予定相談。6ヶ月の支払い予定となる。R2年4月以降の国保料は6月に確定→再相談予定。	猶予	猶予	猶予	猶予	猶予	猶予						0	51,000	
2 *** * ***		国保	810,000	40,000	4月21日国保年金課にて支払い予定相談。	猶予	猶予	猶予	猶予	猶予	猶予	10,000		10,000	10,000		30,000	780,000	
3 *** * ***		国保	500,000	8,000	9月から8,000円ずつの分納予定						8,000	8,000	8,000	8,000			40,000	460,000	
4 *** * ***		国保	50,400		12月年金支給後、支払いを検討。												0	50,400	
5 *** * ***		介保	30,000		12月年金支給後、支払いを検討。												0	30,000	
6 *** * ***		国保	406,000		12月面談時、分納相談予定。												0	406,000	
合計			1,847,400	—													合計	70,000	1,777,400

【その他：家賃、電気、ガスなど】															2021/2/1				
	氏名	種別	未払い総額	分納額	備考	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支払い合計	未払い残
1 *** * ***		元家賃	190,000	15,000	2020年4月～2021年3月は月15,000円、2021年4月は10,000円を支払う予定。					1,000						10,000		11,000	179,000
2 *** * ***		エポスカード	160,194		運転免許取得時のカード払い分。													0	160,194
3 *** * ***		カードローン	300,000															0	300,000
4 *** * ***		介護料	900,000	15,000	義父の介護利用料、月15,000円の支払い予定。				15,000	15,000	15,000	15,000	15,000				75,000	825,000	
5 *** * ***		家賃	260,000		現在、月家賃36,000円+滞納分納24,500円=60,500円を支払っている。								60,500				60,500	199,500	
合計			1,810,194	—													合計	146,500	1,663,694

(資料提供：美濃加茂市社会福祉協議会)

### 任意事業実施に向けた取組内容・工夫点（就労準備支援事業）

#### 1. 手帳取得による年金受給の支援が民生費の抑制につながる試算

- 就職支援とは異なり単純に就職者数のカウントが効果測定につながるわけではないという難しさがある。このため、試行的に、知的障がいがあるが手帳を取得せず、生きづらさを抱えている人について、手帳取得から障害年金の受給支援を行う場合についての実績を整理した。
- 効果の検討にあたっては、手帳の取得実績、年金の受給実績、年金については受給が始まる年齢から男女の平均寿命を差し引き残りどのくらい生存するか、仮に平均寿命まで生きて年金を受給するとどのくらいの額になるのかを計算し、これが本来保護費であればこれくらいになると、手帳の取得と年金の受給が民生費の抑制につながるということの試算を行った。

### 【参考】障害者手帳・年金取得リスト

性別	年齢	平均 寿命	年齢 差	手帳情報		支援した方で年金受給している方				年 金 情 報		
				手帳有無		年金の有無	年額	生涯受給金額	備考	年度・可否		
				年度	有無					年度	可否	受給日
1 女	61	87	26		なし	○	780,000	20,280,000		H27	○	H28.11.1
2 女	45	87	42	H27年度	○	○	780,000	32,760,000		H27	○	H28.6.1
3 男	52	81	29	H27年度	○	○	780,000	22,620,000		H27	○	H28.3.1
4 男	29	81	52	H28年度	○	○	780,000	40,560,000		H28	○	H29.2.1
5 女	43	87	44	H27年度	○	○	780,000	34,320,000		H27	○	H28.4.1
:												
115 男	22	81	59	R2年度	○	△		0				
116 女	36	87	51	R2年度	○	△		0				
117 女	46	87	41		拒否					R2	受給資格無	
118 女	20	87	67			△						
119 男	67	81	14			●						
120												

(資料提供：美濃加茂市社会福祉協議会)

### 2. 障害分野や、農林業、まちづくり協議会等の幅広い連携を積み重ねる

- 市として、引きこもりの人の社会参加を後押しする目的で、果樹園の経営者のもとで加工作業の手伝いを行う活動を展開。その他、まちづくり協議会と連携し、地域の祭の準備を手伝うなど、市内の社会資源との交流を持ちながら、社会参加を後押しするという取組を実施している。
- 障害者施設との連携として、過去に数回、社会参加支援として、B型事業所での作業体験を実施した。現在はコロナ禍で受け入れが難しく、今年度は実施していないが、B型事業所に通う精神障がい者や、引きこもりの人が、地域活動を行う人たちと一緒に軽作業をするという企画があり、間もなく実現する予定である。
- 就労準備支援事業が軌道に乗ってきた平成30年度頃からは、市農林課と農福・林福連携の取組を始めつつある。薪づくりの担い手が高齢化してきているという地域の課題があり、引きこもりの人や生活困窮者等の力を借りて、薪づくりの手伝いを行う活動を企画・展開している。

### 3. 庁内部局と個別ケースによる成功体験を共有し、アイデアを引き出す

- 出向等で市職員の立場で市役所に長く関わっていた社協職員が生活困窮者支援を担当しており、府内の関係部署の職員とさまざまな協力関係を持つことができた。就労準備支援事業を開始する際も、単なる就職支援ではなく、引きこもりや、スムーズに方向転換することが難しい人等が自立していくステップにおいて必要な事業だということを伝えてきた。
- 事業実施後は、具体的な成功体験・事例を関係各課と共有することにより、事業の効果を実感してもらうことができてきた。公用車の洗車や、空き家・関係事務所の清掃等、身近な活動において引きこもりの人たちから力を借りて助けてもらう、という意識が醸成されてきたと考える。

#### 今後の取組、残された課題など

- 企業との連携について、過去に企業の経営者と話をしたところ、社会貢献ではなくある程度の労働力を期待することであった。生活困窮者の支援において関わるクライントの作業能力と、会社が求める労働力・生産力に乖離があるという印象を受けた。就労先の確保は重要だが、単純に企業とマッチさせるだけでは難しく、無理して雇い入れたのに期待していたような労働力にならなかつたというネガティブな印象を会社側が持ってしまうと、二人目以降の可能性が途絶えてしまう。協力してくれる企業の確保は、個別案件として慎重に扱う必要がある。
- 児童福祉セクションからの相談が非常に増えた。虐待を受けている子どもの親自身に支援が必要なケース、愛着障害の連鎖によって親自身へのサポートが必要なケース等があり、相談が増えているという印象である。教育関係者に生活困窮者支援が浸透するまでにタイムラグがあり、平成29年度以降から教育と福祉の連携が比較的円滑になってきた。

## (4) 埼玉県八潮市

### 【自治体のプロフィール】

●人口：92,112人（令和2年1月1日時点）

#### ●エリアの特徴

- 平成17年につくばエクスプレス八潮駅が開業して以来、都心とのアクセス性が向上。駅周辺の区画整理により人口は増加傾向。産業は、道路交通アクセスの良さから、工場や製造業の事業者数が県内でも川口市に次いで多い。個人経営の中小企業が多い傾向。
- 市役所を中心に、車で15分あると市内東西南北の端まで行くことができる。

### 生活困窮者自立支援事業全般の概要

- 自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業それぞれワーカーズコープに委託。
- 自立相談支援窓口は市役所社会福祉課内にあり、そこにワーカーズコープのスタッフが常駐。
- 必須事業と任意事業全部で5人体制。うち、アウトリーチ等において車で出向く職員が3人、内勤2人（1人の支援員が1つの事業という分担はしていない）。内勤の2人はインテークを担当し、外勤の3人は、就労支援に係るハローワークの訪問等、車の利用を伴う支援等を担当。

### 2つの任意事業の実施状況

- 家計改善支援事業：平成30年度から実施（NPO法人ワーカーズコープへ委託）
- 就労準備支援事業：平成29年度から実施（NPO法人ワーカーズコープへ委託）  
⇒自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業を三位一体に実施することができる事業者へ一括して委託

### 任意事業実施の背景・自治体の課題認識

#### ○府内他部署から所管部署への利用勧奨を進め、成功体験を蓄積する

- 平成27年に自立相談支援窓口を市役所社会福祉課に設定するまで、金銭的に困っている人が市役所に相談しに来た場合、仕事があり一定の収入があるにも関わらず家計が苦しい、生活保護に該当しない、などのケースについて、どの部署で対応するべきか明確になっていなかった。現在は、まず社会福祉課に来てもらい、話を聞き、必要な支援に応じて他部署・他機関へつなぐ、ということがうまく機能している。

#### ○自立相談支援事業の支援実績の向上が任意事業の実施予算の確保につながる

- 当時、県が取りまとめた県内自治体の支援実績等の資料が定期的に届き、市の実績（人口10万人あたり）は比較的高いということを客観的に把握することができた。それが、任意事業を考えていこうということにもつながり、予算化にあたって説明が通りやすく、後押しになった。
- 県から提供のあった県内自治体の支援実績資料は、自らの市がどのくらいの位置にいるのか等を把握することができ、支援体制の検討・評価にも役立つもので、有効であった。

#### ○家計改善支援事業の「出口」（ゴール）の設定が難しい

- 就労準備支援事業は、就労や社会参加活動への参加等をひとつの終点として取り組んでいくことができる。一方、家計改善支援事業については、家計に課題のある人が、自ら家計を管理できるようになったということを図ることが難しい。一度進んだと思っても、また浪費を繰り返す等、伴走的に関わり意欲喚起していくこと、出口（ゴール）の設定に工夫やスキルが必要と感じる。

### 任意事業実施に向けた取組内容・工夫点（家計改善支援事業）

#### 1. 予算化前に、自立相談支援機関の相談者から対象者数を試算

- 予算化にあたりどのくらいのニーズがあるのかを把握するため、当時の自立相談支援機関への相談者のうち、家計支援が必要であろうケースがどのくらいあるかの試算を行った。その結果を踏まえ、家計改善支援事業が必要であることを予算化に至るプロセスにおいて示した。

## 任意事業実施に向けた取組内容・工夫点（就労準備支援事業）

### 1. 法改正による年齢要件の撤廃、資産収入要件の見直しに伴い利用実績が増加

- ・法改正により年齢要件の撤廃があり、65歳以上の高齢者も事業の対象者となったことや、利用期間の延長もあり、対応の範囲が広がったということが、利用実績の増加に大きく影響した。

### 2. 障がい者・障がいが疑われるケースは、ハローワークの障がい者雇用担当と共同でプラン作成

- ・障がいを持つ人や障がいが疑われるケースに関しては、週1回ハローワークを訪問し、障がい枠担当者と一緒にプランを練っている。親が健在の場合は、親とのヒアリングも設定するなど世帯への介入が必要な場合もあり、個々に支援内容は異なる。就労支援に向けて前のめりに具体的な仕事を紹介しようと進めがちな際も、まずはハローワークの発達障害専門相談員に話してみてから決めてはどうかなど、アドバイスをもらいながら支援を進めている。

### 3. 自立相談支援事業において無料職業紹介事業を実施

- ・3事業の委託先であるワーカーズコープが、市の事業所として事務所1ヵ所を借り、そこを拠点に無料職業紹介事業の認可を受けている。そこでは、本来ならすぐに就労に結びつけないようなケースについても、支援の中で、個々に応じて直接就業に結びつけることが可能となっている。

## 今後の取組、残された課題など

- ・コロナ禍により、これまでであれば生活困窮に至らなかつたはずの属性の人が、急きょ、勤め先の閉店や会社の整理解雇によって仕事を失うケースが多い。家計改善支援事業は、今年度4月から現在1月の実績が12件のみ、昨年度は45件である。自立相談支援機関に来る人のほとんどが、市役所で貸付制度があると思って来るため、その人たちを社協に誘導する形となり、家計支援の介入がしづらくなっている。
- ・求人希望の人は非常に増えている一方で、企業側の求人数は縮小している。内定取消や面接の延期があり、自らのキャリアを生かして次の仕事にチャレンジするということが難しくなってきている。社協の貸付の給付期間の終わりが迫り、とりあえず現状を打破するために、一生続けるつもりではなく、やむを得ず警備関係の仕事に就くなどの人も多くみられる。特に個人事業主として仕事をしていた人は、他の業種への転換が難しい傾向にあり苦労されている。
- ・認定就労訓練事業所は、市内では介護施設が1ヵ所あるのみで利用できる環境がまだ整っていない。ハローワークの相談員とも協力し、製造業関係の社長のところへ交渉に行き、就労体験の場を開拓してもらうなど働きかけを行っている。

## (5) 神奈川県海老名市

### 【自治体のプロフィール】

●人口：134,442人（令和2年1月1日時点）

#### ●エリアの特徴

- ・神奈川県のほぼ中央に位置し、海老名駅にはJR相模線、小田急線、相鉄線の3路線が乗り入れ県央の主要駅の一つに数えられる。これまで開発が進んでいた駅東口に加え、駅西口に「ららぽーと海老名」（平成27年～）が誕生するなど大規模な開発事業が進められ、若い世代を含め、賑わいが増えている。
- ・駅周辺から少し離れると田園風景が広がり、農業ではイチゴの生産が盛ん。

### 生活困窮者自立支援事業全般の概要

- ・自立相談支援機関は直営、海老名市生活支援課自立支援係内が窓口である。
- ・自立相談支援機関の体制は、現在計4名。相談支援員（3）、就労支援員（1）。
- ・令和2年から実施の家計改善支援事業も直営であり、上記相談支援員が兼務している。
- ・子どもの学習支援事業は、平成31年から実施。市内でもともと学童保育所を運営していた事業者があり、勉強したくてもできない子どもを支援したいと、学童保育卒業後の大学生ボランティアを活用した支援等の取組を行っていた経緯があり、委託により事業実施につながった。

2つの任意事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・家計改善支援事業：令和2年度から実施。（直営）</li><li>・就労準備支援事業：※実施について現在、準備中</li></ul>
--------------	--

### 任意事業実施の背景・自治体の課題認識

#### ○自立相談支援事業の人員強化から任意事業の展開へ

- ・所管課である生活支援課は、自立支援係と保護係の2つがあるが、これまで限られた職員体制の中で両事業を実施しており、どちらかというと生活保護のウェイトが大きく占めていた。
- ・平成27年の法施行からは、スタートとして遅れながらも、自立相談支援事業を強化していくたいという思いから、予算要求を行い、令和2年4月から自立相談支援員1名と就労支援員1名を雇用。さらに、新型コロナウィルス感染症の影響から相談件数が急増し、自立相談支援員2名の雇用も確保することとなった。平成31年に法改正があり、制度自体の重要性が高まったことも、正式に増員に結びついたといえる。

#### ○法改正を契機に包括的な支援体制の構築に向け「気づきシート」を作成・運用

- ・法改正以前は、制度の周知に関する取組等を十分に行えていなかったため、まだ本制度自体知らない人も多い状況にあった。法改正を機に、包括的な支援体制を構築していきたいという趣旨から、庁内・庁外に向けて説明会を行うこととした。
- ・説明会を開催するにあたり、「気づきシート」を作成・紹介した。生活困窮の窓口だけでなく、  
庁内のさまざまな部署・窓口で受けた相談について、自立相談支援事業の説明をした上で、困りごとを抱える人の相談を、有効な対応につなぐためのツールとして運用。
- ・説明会では、まずは制度概要及び法改正の趣旨等を説明し、この法により、さまざまな対象者を支援できることを伝えた。この制度があることを踏まえ、各課窓口等において困ったケースがあった際、つないでほしいことを伝えた。また、そうした説明会等の場において、他の部署や民生委員等から、間接的にニーズの把握を行った。
- ・「気づきシート」は、1年間試行して一定の成果がみられたため、昨年11月から本格運用することとなった。「引きこもり支援」に関して特に有効であり、情報共有が進み顕在化が図られた。

## 任意事業実施に向けた取組内容・工夫点（家計改善支援事業）

### 1. 財政当局には、県内における事業の実施状況や先進事例訪問をもとに必要性を説明

- 財政当局には、神奈川県内における事業の実施状況等を資料として提出した。また、個別に実施市町村にヒアリングを行い、情報を拾い上げた。すでに事業をスタートしている市町村も、予算要求に苦労はあったため、そうした話もうかがいながら進めた。
- 先進事例についてもいくつか訪問し、事業展開の参考とした。
- 令和2年に自立相談支援事業の人員体制を整えることができたため、直営にて家計改善支援事業を開始するに至った。

### 2. 「気づきシート」の運用をきっかけに、庁内関係課から家計改善支援事業の利用につながる

- 前述の「気づきシート」をきっかけに、税の滞納を所管する部署から家計改善支援事業につながれるケースもあり、任意事業の利用実績増にも関連してきている。

## 任意事業実施に向けた取組内容・工夫点（就労準備支援事業）※現在、未実施（準備中）

### 1. 地域内で就労準備支援のノウハウを有する事業所と連携する

- 市内にある介護事業所において、介護認定を受けていない方についても、ボランティアとして引き受けてくれるところもある。一般就労から離れている人（もともと一般就労していたが、事情があり離職して自信を失っている等）も引き受け、例えば送迎車の運転手等の就労体験等をサポートしてもらっている。その他、障害者相談支援事業所等とも連携し、現在未実施であるものの、就労準備支援事業の対象となるような方の支援に活かしている。

### 2. 自立相談支援事業の人員増により、まず就労準備支援事業の実態把握を行う

- 就労準備支援事業については、まず市における対象者像・ニーズ等の実態を把握する必要がある。現在、直営の自立相談支援機関において、コロナの影響も受けた人員体制増が図られたことから、自立相談支援機関における支援の中でニーズを踏まえ、事業拡大の判断、必要に応じて委託、広域実施等も選択肢として検討していく考え方である。

### 3. 「出口」の開拓と併せて事業の実施を検討していく

- 現在の支援の状況を鑑みると、「出口」の支援が圧倒的に足りないと感じている。ニーズを掘り起こし支援を開始するが、その送り先がない。このため、今後、就労準備支援事業を実施することを想定した場合、協力先事業所を開拓しながらでないと始められないのではと考える。
- 商工会議所等、市内での連携先とも事業の認識を固めていくことに取り組んでいく予定。

## 今後の取組、残された課題など

- 家計改善支援事業については、現在、住居確保給付金の申請を受け付ける中で、申請をきっかけとした利用が増えているという状況もある。隣に社協が立地するため、貸付の利用も増加している。貸付終了後、どのように支援していくかという点で、自立相談支援事業を要件に延長が行われることもあり、家計支援が必要な相談内容も増えていることから、事業につなぐようにしている。
- 「支援会議」を設置しており、設置要綱も定め、構成員には雇用産業部門を含む多くの関係機関等の参加を想定している。一方、実際の開催、協議はまだ十分に進んでおらず、その理由の一つとして、府内・府外とも、本人の同意なしの情報共有という点で、抵抗感があるよう感じる。

## (6) 茨城県

### 【自治体のプロフィール】

●人口：272,002人（平成30年1月1日時点）

《県内総人口：2,951,087人》

#### ●基本情報

・県内の福祉事務所設置自治体数は、市が32カ所。県が管轄する12町村部分として福祉事務所4カ所設置。

### 生活困窮者自立支援事業全般の概要

- ・自立相談支援事業は直営で実施。
- ・本庁担当課：保健福祉部福祉指導課
- ・①県北県民センター 県民福祉課地域福祉室/県北福祉事務所(大子町)、②福祉相談センター 生活保護課/県央福祉事務所(茨城町、大洗町、城里町、東海村)、③県南県民センター 県民福祉課地域福祉室/県南福祉事務所(美浦村、阿見町、河内町、利根町)、④県西県民センター 県民福祉課地域福祉室/県西福祉事務所(八千代町、五霞町、境町)

#### 2つの任意事業の実施状況

- ・家計改善支援事業：平成29年度から実施
  - ・就労準備支援事業：平成27年度から実施
- ※両事業とも、認定NPO法人茨城NPOセンター・コモンズへ委託

### 任意事業実施の背景・自治体の課題認識

#### ○県内における任意事業実施率の低さから、広域的な事業実施を模索

- ・令和4年度の任意事業完全実施を目前に、茨城県は任意事業の実施率が最下位レベルであった。任意事業の実施は努力義務だが、その後で義務化されるかもしれないということも念頭にあり、昨年、未実施の各市を直接訪問し、実施状況や事業の必要性について課長レベルと協議。

#### ○未実施自治体の実施において何がネックになっているかを踏まえ広域実施のメリットを助言

- ・就労準備支援事業については、未実施自治体において、自立相談支援事業や家計改善支援事業を社協に委託しているため同様に社協に委託しようと思うが、現段階では経験的・技術的に難しい、また、障害者支援の事業所等にあたったものの実施は難しいと回答があった等の相談を受けた。そのため、まず県との広域実施によって取組実績を作ること、その結果を踏まえてどのようにころに委託ができそうか検討することや、各市における利用ニーズの把握につながることなどの助言を行い、広域実施の調整を図った。

#### ○先進地への視察により、よりイメージを確実にした上で県として方向性を打ち出す

- ・広域実施の先進地である奈良県へ視察に行ったことが大きく影響し、よりイメージをもった上で、広域実施をやっていこうと県としての方向性を確定した。検討会の実施に向けて、部内での共通理解を図る必要があったため、令和2年度の保健福祉部の重要案件として部長を巻き込み取り組んだ。

#### ○都道府県として県下の就労体験先の開拓を試みる

- ・就労準備支援事業の実施が進まない要因の一つとして、支援を始めても出口がないことが考えられた。日常生活訓練や社会生活訓練までいっても、就労体験や自立訓練の部分がないと先に進まないという状況がみえ、必要性を感じていた。今年度は、就労準備支援事業の委託先事業者に体験先の開拓も依頼。事業者もコロナの影響で苦戦していたが8カ所開拓し、11月に未実施市も含めた市の担当者向けの見学会を開催してもらった。取組始めであり、実績はまだ出でていない。

## 任意事業実施に向けた取組内容・工夫点

### 1. 広域実施の呼びかけ

- ・本格的な広域実施の展開に向け、「任意事業広域実施に係る検討会」（以下、「検討会」）を昨年中に2回開催した。予算要求を実施したかどうかについて12月に照会したところ、ほとんどの自治体が行っていた。次のステップとして、具体的な委託等に向けた進め方の話し合いが必要と考えられ、第3回の検討会を実施した。
- ・市で事業化するにあたっては、上層部への説明や予算要求が必要であり、そのためには担当課長レベルが事業について十分に理解している必要があると思い、最初の検討会はできるだけ担当課長に参加してもらうこととした（開催通知の中で、担当課長の出席を依頼）。検討会の冒頭では福祉担当部長からの挨拶も交え、県の福祉担当部局としても積極的に取り組んでいくという姿勢を示した。

### 2. 各事業のイメージを具体化できるよう紹介する

- ・各未実施自治体の任意事業実施に向けた取組のきっかけとして、就労準備支援事業については、検討会の中で古河市（※P120～123 参照）等からの実践報告をしてもらうことにより、引きこもりの人を含めた対象者像や、事業内容、予算化ステップ等について具体的なイメージを持つことができたことが大きい。

### 3. 県によるニーズ調査等の試行及びデータ提供

- ・前述の検討会の第1回開催時、県全体の引きこもりの推計人数を各市町村の人口で割り出し、各自治体において、おそらくこのくらいの対象者数が考えられるであろうとの資料を配布し、イメージづくりにつなげた。
- ・各自治体の任意事業の実施状況について地図化し、視覚的に伝えることにも取り組んだ。

### 4. 都道府県社協も含めたチームとして取り組む

- ・自立相談支援事業等を市社協に委託しているところが多いため、研修や検討会の開催にあたって、県社協にチーム構成員として入ってもらい、情報交換しながら取り組んでいる。

## 今後の取組、残された課題など

- ・対象者の把握が難しいため、国等から基礎数値をいただけないと参考になる。例えば全国の多重債務者数や8050で相談があったケースが地域包括支援センターにどのくらいあるか、などの傾向が分かれれば、割り返すことで本県はどのくらいかを把握することができる。自治体ごとにこうした数値を把握することは難しいため、全国的な相談の傾向として情報があれば、それを各自治体とも共有することができる。
- ・就労体験先の開拓のように、農業や商工関係のような福祉以外のところに切り込んでいくことが福祉部局だけではまだ難しい状況にあると感じている。それらの分野の事業者が、生活困窮者支援の事業の存在を知り、体験場所を探しているということを理解してくれた上で声をかけていけるとより展開しやすいのではないか。
- ・令和元年度に、厚生労働省担当者が県庁に来られ任意事業が進まない理由についてディスカッションした内容・助言が参考になった。より広域的な見地から他自治体の事例を交えて助言をいただいたことが事業の推進に役立った。都道府県に想いをもった担当者がいても実現に踏み込めない場合もあり、国の担当者と面と向かい話し合える機会は重要である。

## (7) 長野県

### 【自治体のプロフィール】

●人口：429,167人（平成30年1月1日時点）

《県内総人口：2,114,140人》

#### ●基本情報

・県内の福祉事務所設置自治体数は、市が19カ所。県が管轄する58町村部分として福祉事務所9カ所設置。

### 生活困窮者自立支援事業全般の概要

・自立相談支援事業は長野県社会福祉協議会に委託。

・県下9カ所にワンストップ型の相談支援拠点「長野県生活就労支援センター（愛称）まいさぽ」を設置。

### 2つの任意事業の実施状況

- ・家計改善支援事業：平成27年度から実施（長野県社会福祉協議会に委託。※3カ所）
- ・就労準備支援事業：平成27年度から4市でスタート。平成28年度から県と市の共同実施となり、郡部と近隣の市を6ブロックに分け、3団体が分担（特定非営利活動法人長野県NPOセンター、企業組合労協ながの、合同会社夢俱楽部しらかば信州カウンセリングセンターの3カ所に委託）

### 任意事業実施の背景・自治体の課題認識

#### ○モデル事業の取組みの流れから、就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施率100%

- ・家計改善支援事業は、平成23年度のモデル事業で取組を開始し、その流れで全市町村が取り組んでいる。
- ・就労準備支援事業は、平成27年度に4市の実施であったが、平成28年度から県と市が協働で実施することになった。市に負担金を出してもらい、県が事業者選定を行う形で進め、徐々に実施自治体が増え、平成30年～31年度に全市町村の実施に至った。
- ・事業者選定にあたっては、毎年プロポーザルを行っている。

#### ○新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等に対する就労支援施策を契機に雇用部局と連携

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等の支援のため、昨年6月から「緊急就労支援事業」（※P136参照）を実施。県と市が予算を出し、事業実施主体は県社協である。
- ・パーソナル・サポート事業の時は雇用部門が担当していたものの、コロナ禍に至るまでは、福祉部門は生活困窮者支援に関すること、雇用部門は就労支援に関することといった形で、会議等の参加のほかは具体的な事業等における連携は十分にできていなかった。
- ・当課が県社協への委託により生活困窮者支援を所管していたことから、雇用部門からは、今回の失業者支援の事業を県社協にお願いしたいためつないでほしいという依頼があったことがきっかけで連携に至った。
- ・緊急就労支援事業を実施できそうなところを探した結果、県社協はこれまで似たような事業の実施経験があり、ノウハウもあるのでできるのではないか、ということで県社協にお願いした。

### 任意事業実施に向けた取組内容・工夫点

#### 1. 就労準備支援事業の実施100%に向け、毎年、未実施自治体に対して声かけ

- ・毎年予算編成の時期に、「こういう事業があるからやってみてはどうか」と全市に声をかけ続けてきた。最初から協働で取り組んできたところ、途中から参加してきたところ、途中から独り立ちしたところもありさまざまである。
- ・声かけの方法としては、まず一斉メールを流し、未実施自治体に対しては電話をかけた。

- ・県内すでに実施している市と実施していない市の状況についてもお知らせした。国の補助金もありそれほどコストがかかるものではないため、是非実施してほしいとお願いした。
- ・県社協が毎年事例集を作り、実施・未実施に関わらず送付している。実際に役に立っている人もいるということを、その事例集（県内のみ）で示している。県内の郡部（県が所管）に係る事例集であるが、市にも送付している。

## 2. 自立相談支援機関委託先の県社協による就労支援ノウハウを最大限に活かす

- ・県社協の事業として、「プチバイト事業（通称）」（長野県社会福祉法人経営者協議会が実施する公益事業「就職応援給付金付職場体験事業」）があり、県社協から民間事業者に声をかけて就労準備支援事業の体験就労先を確保してもらい、賃金の一部を補助している。

### 今後の取組、残された課題など

- ・就労先や就労体験の協力事業所等の開拓にあたっては、委託先である県社協が熱心に営業活動を行っていることから、一定の確保はできていると感じる。課題として、北部には多くの対象企業があるが、南部にはほとんどないなど地域差があげられる。業態として、農業や介護分野は比較的受け入れてくれるが、製造業は難しいという実感がある。受入先として製造業が全くないわけではないが、県内でも製造業が強い地域では対象企業が少ない傾向にある。
- ・郡部は県が実施主体であるが、町村の協力も不可欠。一方、これまで県が主導で進めてきたため、町村では制度・事業についての理解が十分でないこともある。県庁外では、主に町村役場とのつながりをもう少し重視していく必要がある。
- ・町村における一次相談の実施状況は、現在、1ヵ所が実施しており、来年度は3ヵ所ほど想定している。課題として、県の事業は県社協に委託し、そこから一次窓口を市町村社協に再委託していることがあるため、必ずしも町村役場まで実施しなくともいいのではないかという考えをもたれてしまいがちな点である。事業の役割分担について検討していくことが重要。

### 【参考】緊急就労支援事業について

## 緊急就労支援事業

**まいさぽとは**

生活困窮者自立支援法に基づき、県及び各市が設置している自立相談支援機関です。生活や就労など様々なご相談をお受けし、課題を整理し、継続的な支援を行っています。

県内24カ所

支援対象者：新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等（まいさぽや福祉人材センターが就労を支援する方）

雇用期間：2ヵ月以上（雇用形態は問わない）

その他：雇用事業所の開拓とマッチングをまいさぽ及び福祉人材センターが行います

実施団体：長野県社会福祉協議会（長野県あんしん未来創造プロジェクト）

事業所助成：雇用開始日から2ヵ月間の賃金の2/3を助成（上限192,000円）

主な協力団体  
長野県、市町村、市町村社会福祉協議会、長野県社会福祉法人経営者協議会、長野県NPOセンター、長野県生活協同組合連合会、日本労働組合総連合会長野県連合会、長野県共同募金会、日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会、長野県長寿社会開発センター、長野県農業協同組合中央会、長野県みらい基金

**長野県福祉人材センターとは**

福祉分野の無料職業紹介事業を中心に、福祉の仕事のPR活動や見学会等を実施しています。  
県内4カ所に配置された相談員がきめ細かな就職相談に応じています。

県内4カ所

**雇用事例①**

個人事業主として製造業を経営していたが、海外の取引先からキャンセルが相次ぎ廃業となってしまった。本事業を活用して清掃業の企業に就労が決まった。



**雇用事例②**

調理員として勤務していた旅館が休業となり離職。調理の仕事を希望したが高齢でもあり、すぐには決まらなかった。本事業の相談会で福祉施設の調理の仕事を紹介され就労が決まった。



**雇用事例③**

派遣終了により、5月末に仕事を失い、住み込みだったため住居も失った。まいさぽの支援で、本事業を活用して警備会社での仕事が決まり、寮にも入居できるようになった。



**雇用事例④**

勤務先の業績不振で給料の減額を提示され、生活できないために退職を余儀なくされた。福祉人材センターの支援で、本事業を利用して福祉施設の介護員として就労。



**雇用事例⑤**

飲食店に勤務していたが、休業で勤務が入らなくななり困窮し離職した。本事業を活用して農園への勤務を開始し、将来的には営農に向けてチャレンジしていきたい。



（資料：長野県社会福祉協議会「緊急支援事業」WEBサイト <http://www.nsyakyo.or.jp/post-41.php> より）

## 第VII章 総括

### 1. 法改正の実施状況と今後の課題について

本調査研究で実施した各種調査結果から、自治体における法改正事項の実施状況や課題について、次のように整理した。

#### (1) 基本理念・定義の明確化が後押しとなり、対象者をできる限り広く受け止める取組が推進されている。

- 改正法では、制度創設時から重視されてきた基本理念を新設し、生活困窮者の定義規定に、経済的困窮に至る背景事情に「社会的孤立」があることを明示した。この法改正事項を受け、本アンケート調査では、自治体による制度の周知・広報活動や、包括的な支援を提供するための関係機関との連携強化に向けた取組が進んだことが把握された。
- また、平成 27（2015）年施行後から令和元（2019）年度までの支援状況調査集計結果の推移をみると、法改正が行われた平成 30（2018）年度以降は、施行後 3 年間（平成 27（2015）年度～29（2017）年度）と比べ、「新規相談受付件数」と「プラン作成件数」について、実績の伸びがみられる。アンケート調査においても、法改正後に相談件数が「増えたように感じる」と回答した自治体が 3 割以上あり、相談を受ける現場として実感している自治体もある。
- 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設に伴い、法改正の前と後とで連携している関係部局の回答状況を比較したところ、改正後の方が、連携先が増えていることがわかった。支援を広く届けるため、府内外の関係者と連携することで、相談につなげる取組は、徐々に進んでいると考えられる。
- ヒアリング調査から、これまで生活困窮者の定義として経済的な困窮がベースにあったため、社会的孤立の状況にある対象者の支援がなかなか進みにくい面があったところ、法改正による定義の見直しが後押しになり、特に引きこもりの人へのアプローチに人員を充てることについて府内の理解が得やすくなったといった声や、就労準備支援事業において積極的にアウトリーチを行い、実際に 20 年ほど引きこもっていた人を複数名支援につなげている事例なども確認することができた。

#### (2) 対象者像の把握のための各種調査や支援実績の分析を実践している自治体はまだ少ないものの、適切な人員体制や任意事業の実施、事業実施にあたって必要な予算の確保等を推進する基礎データとなることから効果的に展開していくことが重要。

- アンケート調査において、改正法による対象者の見直し等を意識し、「対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ調査」を行っている福祉事務所設置自治体（基礎自治体）は、25.1%であることがわかった。また、自立相談支援事業の支援実績データについて分析を行い、それを事業運営の見直し・改善に反映している自治体は 17.4% であった。
- 「対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ調査」の実施有無別に

法改正事項に対する取組状況や支援実績データ等の実績値を比較したところ、各種調査等を実施している自治体において、法改正事項の取組みや任意事業の実施状況等が進んでいる傾向が明らかになった。

- ヒアリング調査では、任意事業の実施に至るプロセスにおいて、対象者像の把握やニーズ調査等を行うことで、府内他部署・府外の関係機関等への事業の周知・理解に役立つことや、財政部局との折衝において根拠を示すことができ有効であったことなどがわかった。一方で、こうした調査を個々の自治体で行うことは、情報不足等によりハードルが高いとの声も聞かれた。
- 対象者像の把握やニーズ調査については、適切な人員体制や任意事業の実施における検討、事業実施にあたって必要な予算の確保等を行うにあたり有用であり、国や都道府県からの情報提供を充実するなどし、各自治体による積極的な取組をさらに進めることが重要と考えられる。

**(3) 「支援会議」の設置状況は低調であるが、「支援会議」を活用することで、関係機関等が把握している困窮が疑われるようなケースの情報の共有化が図られた、役割分担がしやすくなった等の成果があげられている。また、自治体の中には、支援会議を活用することにより、これまで縦割りの体制により協力を得られていなかった府内部署との連携を図ることができたなどの意見も出ている。**

- 改正法によって新たに規定された「支援会議」を設置した自治体は3割弱にとどまっているが、設置したことの効果としては、総じて、関係機関等が把握している困窮が疑われるようなケースの情報の共有や地域における支援体制の検討がしやすくななどの効果があげられている。
- ヒアリング調査において、コロナ禍に伴う就労支援の重要性が高まったことにより、これまで具体的な連携を図れていなかった産業雇用部門に参加してもらうよう働きかけたなど、自治体において支援会議を効果的に活用する取組も把握された。
- 一方で、「必要性を感じない」（基礎自治体35.6%、都道府県36.4%）などにより支援会議を設置しないという自治体も多く、すでに関係機関と情報共有ができている、既存の支援調整会議で対応できている等の意見も多くみられる。
- 令和2（2020）年の社会福祉法の改正によって、重層的支援体制整備事業の中にも「支援会議」が位置付けられ、機能としては生活困窮者自立支援制度と同じである。今後、支援会議を通じて地域における支援体制や見守りの体制を充実させていくため、支援会議に関する正しい認識や好事例の周知など、自治体が効果を実感できるような情報提供を推進させていくことが期待される。

**(4) 「入口」の相談体制が充実されつつある一方、「出口」となる認定就労訓練事業所の拡大や無料職業紹介事業等の自治体による就労支援の広がりとして未だ限的にとどまっている。**

- 平成27（2015）年施行後から令和元（2019）年度までの支援状況調査集計結果において、新規相談受付件数やプラン件数について着実な実績の伸びがみられ、改正法に基づく自立相談支援事業の利用勧奨等が推進されるなどし、本制度が目標としている「断らない相談支援」の徹底に向けて、「入口」の相談体制が徐々に充実してきている。

- また、就労準備支援事業の実施率は、平成 27（2015）年の 27%から令和元（2019）年度に 54%まで増加しており、支援期間や 65 歳未満要件が撤廃されたことも伴い、利用件数も増加傾向がみられる。
- 一方、「就労者数」と「就労・增收率」は、施行後 3 年間（平成（2015）27 年度～29（2017）年度）の実績と比べむしろ減少している。
- 認定就労訓練事業所数については、毎年増加し、令和元（2019）年度は 1,889 件となつたが、ニーズに対して十分な事業所数が整備できているとは言い難い。法改正により認定就労訓練事業の優先発注を努力義務化するなどの見直しが行われたが、優先発注基準を有する自治体はごく少数であり、その中で優先的に調達した実績をもつ自治体はさらに限られる。
- アンケート調査では、認定就労訓練事業所の開拓を実施している自治体は、基礎自治体で約 1 割にとどまり、開拓を行う上での課題は「事業所の開拓にかける人的余裕がない」「事業所の開拓を行う専門人材がいない・不足している」と人的な課題が上位 2 位を占める。都道府県においては、約半数が開拓を行っているが、課題として「認定に当たってのインセンティブを説明しづらい」が最も多い。
- その他の職業紹介や求人開拓等の就労支援の取組としては、ハローワークと連携した就労支援については多くの自治体で取り組まれているが、無料職業紹介事業の活用や、商工労働部局と連携した取組等は、一部の自治体にとどまっていることがわかつた。また、これらの取組みは就労準備支援事業実施自治体の方がより取り組むことができていることも明らかとなった。
- 以上を踏まえると、法改正により「入口」が拡大してきたものの、「出口」となる就労支援の推進が十分に追いついていない状況がうかがえ、そのことが「就労者数」や「就労・增收率」の減少に影響を与えている可能性も考えられる。
- 就労支援の更なる推進にあたっては、就労準備支援事業の着実な拡大とともに、後述の適切な人員配置の考え方により、社会参加や就労体験の協力事業所等を含む企業・事業所開拓に取り組む体制を充実させること、都道府県が広域的な調整も行いながら、基礎自治体と一体となって認定就労訓練事業所の開拓等を進めることなどが重要といえる。

**（5）法改正により居住支援の強化が図られたが、一時生活支援事業の実施率・増加は任意事業の中で最も低く、地域居住支援事業の実施自治体はごく少数。自治体における住宅部局や居住支援関係の団体・関係者とのネットワークづくりの推進が課題ではないか。**

- 一時生活支援事業の実施率は、平成 27（2015）年の 20%から微増したものの、令和元（2019）年度で 32%であり、子どもの学習支援事業 62%、就労準備支援事業 54%、家計改善支援事業 53%に対して最も低い状況にとどまっている。
- 法改正によって、居住支援の強化が図られ、一時生活支援事業を拡充し、訪問等による見守りや生活支援を行う地域居住支援事業が始まったが、都道府県・基礎自治体とも実施自治体数はごく少数であり、令和 2（2020）年度の実施自治体数は 20 程度となっている。
- アンケート調査で把握した「地域居住支援事業」の課題としては、「対象となる利用者が少ない」をあげる自治体が最も多く、次いで「居住支援関係機関との連携が取れていない」である。
- 一時生活支援事業は、ホームレスのみならず、いわゆるネットカフェに寝泊まりしている人、

家賃滞納等により退去せざるを得ない人、家庭の事情により自宅にいられなくなった人など、都市部に限らず事業の対象者が地方部においても存在するといえるが、こうした趣旨が自治体に十分に周知・認識されていない可能性もある。

○また、社会的な孤立と生活困窮や住まいの喪失は相互に関係しており、一時生活支援事業の利用者でなくとも、低所得者や高齢者には民間賃貸住宅において依然として入居拒否の傾向がある中で、保証人が得られない、地域に親族や頼れる人がいないなどの場合、こうした人の住まいを確保するハード・ソフトの両面の支援は重要性が増すものと予想される。

○加えて、法改正の附帯決議にあるように困窮高齢者（高齢単身者等）の相談の増加が見込まれ、住居確保に向けた課題が顕在化してきている一方、アンケートからは、困窮高齢者等に対する支援として、「住宅関係部門や社会福祉法人等との連携による転居（住み替え）支援・生活支援の取組」は最も低く、十分対応できていない可能性が指摘できる。さらに、都道府県による広域的支援「管内自治体が効果的に事業を実施していくための支援」の中で、「都道府県が設置する居住支援協議会との関係づくりの支援」は法改正後 15.4%とサポート・バックアップできている都道府県はまだ少ないのが現状である。

○コロナ禍による離職や収入減に伴い住居を失う生活困窮者層も徐々に顕在化してくることも推測される。現に、今年度から一時生活支援事業を始めた都道府県において、コロナ禍に伴う利用者のほかDV 被害者等も表出したこと、予測以上に利用者が多いため、当初確保した住宅数では足りずに住宅課と調整のうえ物件を増やして対応しているといった実態もある。

○自治体においてハード面を担う住宅部局との連携の距離を縮めるとともに、居住支援協議会や不動産団体等のこれまで具体的な連携を取れていなかった関係者へのアプローチを進め、住まいに課題を抱える人への包括的な支援を具現化していくことが今後の課題といえる。

**（6）相談の入口を広く設定し、相談を受け止め、必要な支援を届けるという改正法が目指す方向性を着実なものとするために、客観的なデータ・評価等も活用しながら人員配置に係る十分な検討・対応が重要。**

○自立相談支援事業における支援員の従事者数（実人数）をみると、平成 29（2017）年度は 4,700 人であり、平成 30（2018）年度は 4,860 人に増加している。また、専任として配置される割合は、平成 29（2017）年度は主任相談支援員 40.9%、相談支援員 38.5%、就労支援員 15.5%であったが、平成 30（2018）年度はそれぞれ 42.3%、54.8%、49.5%と増加しており※<sup>1</sup>、法が定める包括的な相談支援を体現するための体制整備が推進されている。

○一方、アンケート調査では、法改正の努力義務を受けて、また、コロナ禍に伴う対応強化に向けても、自立相談支援機関における人員配置の充実を必要としながらも増員等が行われなかつた自治体が約 3 割存在していることが把握された。

○また、自立相談支援事業の支援員の配置状況と新規相談件数との間に相関関係がみられることがわかっており、支援員配置等の底上げには支援実績を踏まえた検討が求められるが、アンケート結果からは、基礎自治体、都道府県とともに「支援実績データの分析を行っていない」自治体が 5 割を超えていた。

○支援実績等による客観的なデータ・評価等も活用し、業務量に見合った適切な人員配置の検討・

対応がなされないと、支援員の負担が過大となっている、十分な個別支援ができていない、必要な人に支援が行き届かないといった可能性が指摘できる。

○厚生労働省では、自立相談支援機関における適切な人員配置を促進する観点から、市町村別の人員配置の状況と支援実績の分布に基づき、①人員配置、支援実績ともに高い、②人員配置は少ないが、支援実績は高い、③人員配置は高いが、支援実績は低い、④人員配置、支援実績ともに低い、という地域が存在することを示し、それぞれ現状を踏まえた課題への対応が必要であることを示している<sup>\*2</sup>。

○こうした提供データについて、都道府県等を通じて積極的に活用していくことも重要である。

※1：「平成 30 年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査集計結果」（厚生労働省）

※2：生活困窮者自立支援制度全国担当者会議（平成 30 年 7 月 26 日）資料 2「改正生活困窮者自立支援法等の施行に向けて」（p33-34）

**（7）都道府県による市町村への支援事業では、法改正以前から展開されてきた研修事業のほか、任意事業の実施促進（広域的な事業実施体制の整備を含む）を図るための取組、社会資源の広域的な開拓等に取り組む都道府県が法改正後に増加。また、実施数は少ないものの支援員向けのスーパーバイズの取組等の有効性が示唆される。**

○法改正以前から法律上の「その他事業」として、都道府県による管内自治体向けの研修事業等が展開されてきたが、改正法により、市等を支援する事業が努力義務とされ、法定事業として位置付けられた。

○アンケート調査から、法改正の前と後のそれぞれで、広域行政として管内自治体に対してどのような支援を行っているか聞いたところ、「任意事業実施促進の働きかけ」が 76.9%（改正前と比べ 23.1 ポイント増）、「就労体験・就労訓練の受入れ先の開拓」が 43.6%（改正前と比べ 12.8 ポイント増）となっており、都道府県による取組が進んだことがうかがえる。

○また、このアンケート回答結果をもとにした都道府県による各支援の実施状況と、管内の自治体における支援実績の関係を分析すると、「就労訓練アドバイザーの設置」や「支援員向けのスーパーバイズ」を行っていると回答した都道府県の管内自治体の支援実績が比較的高い値を示した。その他の要因も複合的に影響すると考えられるものの、一定の有効性が示唆される。

○「支援員向けのスーパーバイズ」は、「支援手法に関する市等に対する情報提供、助言」（第 10 条第 1 項第 2 号後半）にあたるものであるが、実施都道府県数はまだ少ない。実施している都道府県の事業内容は、支援困難事例への相談体制の構築や、支援員からの電話・メール相談、支援員同士の顔がみえる関係構築・ネットワークづくりなどがあり、都道府県による管内自治体への後方支援の手法として参考になる。

**（8）自立相談支援機関が設置されていない町村での「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」の実施率は約 3 割。現在事業を実施していない町村のうち、必要性を感じている自治体は 4 割強。町村のニーズを踏まえ、都道府県との役割分担について丁寧に理解を図りながら取り組むことが重要。**

○アンケート調査において、自立相談支援機関が設置されていない町村での「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を実施している自治体が 31.8%、現在は実施していないが、

今後実施予定の自治体は4.8%であった。

- これらの自治体において、自立相談支援事業等へつなぐ必要がある方への支援内容としては、相談者からの要望・課題の聞き取り（96.5%）、自立相談支援機関等の情報提供・助言（85.2%）、生活困窮者の早期発見・把握（47.8%）などとなっており、福祉事務所未設置町村が実施する相談事業の内容として法律上規定されている「都道府県との連絡調整」、「生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨」に基づく支援が行われている。
- その他、見守り・フォローアップ（44.3%）、訪問による相談支援（43.5%）、食料支援（42.6%）なども取り組まれており、町村部の住民にとって、日々の生活に身近な町村役場がこうした支援体制を強化することは、町村部の生活困窮者や潜在的な対象者層に支援を届けるにあたって重要な取組であるといえる。
- 一方、町村部における一次相談の実施上の課題は、困難ケースに対応する人員・体制が不十分、生活困窮者等の支援に関する専門スキルやノウハウを持った人員を確保することが困難など、人材や専門性に関することが多くあげられていた。
- また、アンケート調査では、現在「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を実施していない町村のうち、必要性を感じている自治体は4割強である。これに対し、都道府県としての今後の意向としては、「必要性を感じており、積極的に広げていきたい」（8.1%）、「町村からのニーズを踏まえて、さらなる展開について検討していきたい」（16.2%）、この2つをあわせて事業の推進の意向があるのは2割強であり、未定・予定なしと約半数を占める。
- ヒアリング調査を行った都道府県からは、これまで町村部における生活困窮者支援の取組みは県が主導で進めてきたため、町村では制度・事業についての理解が十分でないこともある、また、一次窓口を市町村社協が再委託を受けて展開する場合、必ずしも町村役場が当事者として参画する認識となっていないこともある、などの課題も聞かれた。
- 事業の推進にあたっては、町村のニーズを踏まえつつ、都道府県の自立相談支援機関との役割分担や連携方法について、より丁寧な協議や理解を進めながら取り組むことが望まれる。

## 2. 任意事業の実施促進に向けて

就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、自立相談支援機関における相談の「出口」のツールとして、一体的に実施できる体制を全国的に整備することが重要との観点から、法改正により、その実施が努力義務化された。併せて、国会の附帯決議として、国は、全ての自治体において両事業が完全に実施されることを目指し、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度までの間に、自治体が両事業に取り組みやすくなるように必要な支援を講じることとされた。

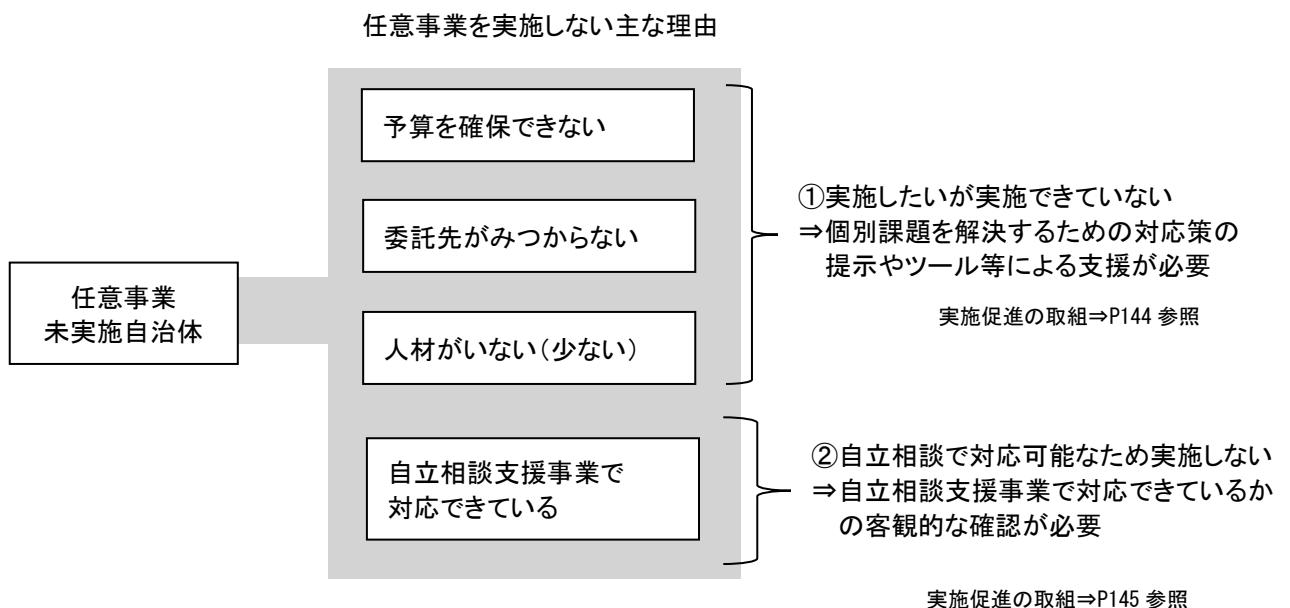
令和2（2020）年度に実施した本アンケート調査結果では、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を実施していない自治体に対し、事業の今後の実施予定を確認したところ、それぞれ約半数の自治体において、実施の見通しがたっていない（予定がない、未定・わからない）ことが把握された。

### （1）任意事業未実施自治体の背景の整理

アンケート結果から見える任意事業未実施自治体の実施しない主な理由としては、「予算を確保できない」、「委託先がみつからない」、「人材がいない（少ない）」、「自立相談支援事業で対応できている」といったことが指摘できる。

それらを踏まえると、実施促進に向けたアプローチの違いから、①実施したいが実施できない自治体と、②自立相談で対応可能なため実施しない自治体、の2つに分けることができる。

図表VII-2-1 任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業）を実施しない背景の整理



### （2）任意事業未実施自治体の実施促進に向けての取組

以上の背景の整理を踏まえ、①実施したいが実施できない自治体と、②自立相談で対応可能なため実施しない自治体、それぞれに向けて、実施促進のために参考となる取組について、主にヒアリング調査や研究会の議論を通じて得られた知見を基に取りまとめる。

## ①実施したいが実施できていない自治体に向けて

就労準備支援事業及び家計相談支援事業を実施しない理由として、予算面の課題については、予算協議のための戦略性として、情報を効果的に整理・共有・活用することや、事業の必要性を認めてもらう上で、支援ニーズを可視化することなどが有効と考えられる。また、ゼロ査定ではなく少額の予算確保となっている場合には、広域実施や巡回相談等による予算規模に応じた事業として開始し、ニーズ把握や利用者の増加を図りながら、支援実績を蓄積していくことも考えられる。

委託先や人材の不足等の課題については、事業の広域展開や既存の社会資源の有効活用等が対応策としてあげられる。

これらに対応する具体的な取組例について、下表に取りまとめた。

図表VII-2-2 任意事業実施に向けての取組具体例

A. 情報の整理・共有・活用		
項目	内容	ヒアリング事例
社会的に注目されているトピックスを活用（わかりやすく伝える）	「コロナ」「8050問題」「引きこもり」「子ども食堂」など、各種メディアで取り上げられる福祉的課題を府内関係部局が管内の「我が事」として認識するべく府内に周知	古河市
過去の議会答弁等を活用	過去の議会答弁等での当該制度の言及を確認、そのやりとりを府内調整資料として活用	古河市
B. 支援ニーズの可視化		
項目	内容	ヒアリング事例
管内の対象者像等の推計・分析	各種統計・自治体データ・国からの状況提供に基づき、管内自治体の非課税世帯数、非正規雇用、失業者、引きこもり者等の算出・推計（詳細はP153）	古河市、茨城県
管内自立相談支援事業実施機関の実績分析（アンケート調査・ヒアリング含む）	自立相談支援機関に対し、過去の支援実績の分析やヒアリング・アンケート等から任意事業につながりそうな人の規模感の把握	八潮市、美濃加茂市
関係機関・府内関係部局へのヒアリング	福祉事務所（生活保護担当）や社会福祉協議会等の関連する相談窓口において、任意事業の対象者層に関する情報・ニーズを収集	古河市
近隣・同規模自治体へのヒアリング	近隣・同規模自治体におけるニーズの確認・比較、先進自治体への観察	茨城県、八潮市、海老名市
財政効果の試算（生活保護費削減、年金受給額増額等）	任意事業を実施している財政的効果の予測（※1）	古河市、美濃加茂市
個別支援効果（成果）の見える化	先行的に「KPS ビジュアライズツール」（※2）を活用している自治体における成果指標の活用	—
C. 社会資源の発掘・活用		
項目	内容	ヒアリング事例
既存の社会資源の発掘・活用	生活困窮者支援分野だけではなく、障害者就労支援事業所や、障害者就労に関心がある福祉以外の事業所、その他多くの事業所を候補と設定	古河市、越前市、美濃加茂市、長野県
広域展開の検討	県社協等とも連携しつつ既存の社会資源を複数の自治体、隣接する自治体において展開を検討	茨城県、長野県

（※1）本来受給できる権利を損なうことがないように配慮が必要

（※2）京都自立サポート就労センターが令和元（2019）年度社会福祉推進事業において開発した就労準備支援事業における本人の日常生活上の状態の改善や就労意欲の醸成、就労体験後の心身面の変化などを可視化するための評価シート（「見える化ツール」）詳しくは、下記URL参照。

<http://www.kyoto-ps.com/vt/> （最終閲覧日 令和3（2021）年3月18日）

## ②自立相談で対応可能なため実施しない自治体に向けて

自立相談支援事業で、任意事業が担う就労準備支援や家計改善支援が対応可能との認識の自治体について詳細な分析を行ったところ、法改正事項に関わる取組や支援実績等において、任意事業実施自治体と比較した際の顕著な差は認められなかった。また、アンケートによる自己評価として、自立相談支援事業のみ、あるいは他の関係機関等と連携することにより、就労準備支援や家計改善支援の対応が一定程度実践されていることも確認された。

一方、就労準備支援では、需要が少ない等の理由から、社会参加や就労体験の見学、体験先の開拓等の時間を要する取組について十分対応がなされていないことや、家計改善支援において、現在の家計の状況の把握・アドバイス等は比較的対応しているものの、次のステップとして、相談者が目指す将来の生活の見通しをたてる支援については、対応できているとの回答が少ない傾向にあり、任意事業による支援と同等の対応に至っていないことが推測される。

また、未実施自治体において、それぞれの任意事業に関して潜在的なニーズ調査を行っている自治体はいずれも約3割にとどまるが、実施した自治体において、ニーズが「ある」との回答が8～9割に上ることが示された。未実施自治体の中には、ニーズは認められるものの、補助率の関係から、予算面で、任意事業として別途実施することは負担が大きいと考え、実施をためらう背景も想定され、P144「①実施したいが実施できていない自治体に向けて」で取り上げたような対応策も参考になり得る。

また、アンケート結果の詳細分析から、自立相談で対応可能なため実施しない自治体では、任意事業実施に向けた進捗状況において、所管部局以外とコミュニケーションを取ったとする回答が低い結果となった。他の部局や関係機関との任意事業の実施に向けた協議の場を設定し、事業の必要性について意見交換を重ねていくことも有益と考えられる。

## (3) 実施自治体の利用促進に向けての取組の方向性

### ①既往調査（令和元（2019）年度）のポイント

既に任意事業を実施している自治体における任意事業の利用促進に向けての取組の方向性については、令和元年度社会福祉推進事業によりとりまとめられた『就労準備支援事業及び家計改善支援事業にかかる支援実績の促進を図るために調査研究事業』報告書が参考になることから、まずは、下記、そのポイントを整理する。

#### ■任意事業（就労準備支援事業・家計改善支援事業）の利用促進に向けて

##### （1）自治体への提言

###### 視点①就労準備支援事業・家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」

###### 1) 生活困窮者自立支援制度と地域づくり

- ・生活困窮者自立支援制度は、当該制度の理念の一つにも掲げられている「地域づくり」の観点から、あらためて制度を理解する必要がある。
- ・関係部局の共通認識の下、就労あるいは社会参加を希望している人とそうした人を受け入れたいと考える企業・団体等をつなぐための大きな支援の枠組みが求められ、そのためには「府内連携」を行っていくことが極めて重要
- ・就労のみならず多様な社会活動の担い手とその受け皿となる企業・団体等のボリュームや両者の関係性を把握することによって、予算確保に際し、「まちづくり」の推進といった視点を加味した説明も可能となるのではないか。

## 2) 事業委託にかかる事業デザイン

- ・事業の委託にあたっては、自治体と事業者の双方が、事業の目的と目指す方向について共通認識を持つ必要がある。
- ・就労支援に関する地域資源の賦存量をあらかじめ把握し、就労準備支援事業における地元の企業・団体等との連携可能性や既存の類似・関連する支援事業との役割分担と相互補完の可能性等を踏まえ、メニューづくりと運用方法等、その自治体に合った事業をデザインし、事業の基本方針を委託事業者に示す必要がある。
- ・家計改善支援事業においては、相談者が抱えるどのような課題を取り除き、どのような支援を行い、どういったゴールまで支援を行うか等の仕様を自治体として定めていくことが重要。

## 3) 自立相談支援事業と就労準備支援事業（家計改善支援事業）の役割分担

- ・自立相談支援事業と就労準備支援事業（家計改善支援事業）の連携と相互に補完し合う体制ができている自治体は、両事業の実施に好影響をもたらす傾向がある。

## 4) 限られた人員で取り組む工夫

- ・小規模自治体では、例えば、障がい者の事業所に部分的な体験を「就労準備」として委託する財源措置をとり、自立相談支援事業の就労面の支援を強化しつつ、それ以外の体験・メニューについては、通常業務で体験業務を行っている障がい者の事業所がカバーするといった工夫によって、比較的少ない委託費で事業効果を発揮できる可能性がある。

## 5) アウトカム評価に関する観点の共有

- ・日常生活自立、社会生活自立、及び就労自立は、それぞれ相互に関連し合いながらも独立した目的、意義を持っており、就労自立は、単線的、段階的なプロセスにおける唯一の出口ではないということを行政と事業者・支援者が共通認識を持つ必要がある。
- ・「家計改善支援事業」では、成果を客観的な指標として示すことが難しい。自治体と事業実施者の間で、支援のゴールと支援プロセスに対し、どのような評価項目と評価基準を設定するか等、共通の認識を持つ必要がある。

## 6) 行政のサポート

- ・「就労準備支援事業」における企業開拓は、生活困窮者自立支援制度に係る担当部署や委託事業者のみが実施するのではなく、行政の重要な役割として、企業開拓における地元経済団体等との橋渡しといった積極的なサポートが有効である。
- ・「家計改善支援事業」においては、事業実施者と法テラス等の司法の専門家との連携強化に向けた行政のサポートは重要である。

## 7) 研修の実施に求めること

- ・本制度の理念の具現化に向けて、事業のデザインや仕様の策定にあたる行政担当者（特に部課長クラス）を対象とした研修も重要である（国や外部機関と連携した研修例：国の担当者や全国の事例に精通している団体職員を招請しての内部勉強会等の開催）。

### （2）事業者・支援者への提言

#### ＜就労準備支援事業＞

##### 視点①就労準備支援事業の利用増につながる仕組み

###### 1) アセスメントツールとしての支援メニュー

- ・就労体験は、自己理解を深めるチャンスを作ると同時に、支援する側にとって、その人の新たな局面を知る機会。

##### 視点②企業（出口）開拓を行う

###### 2) 企業・団体の開拓

- ・就労準備支援事業者として、豊富な支援メニューを構築していくにあたっては地域の企業活動を行っている経済団体（中小企業家同友会、商工会、商店街組合等）との連携を深めていくことは重要
- ・企業・団体との関係を深めることで、一つの企業・団体から複数のタイプの体験活動の提供を受けたり、他の企業・団体を紹介してもらう等、相談者の多様なニーズにマッチした支援メニューの開発につながりやすくなるという好循環が期待される。

### 視点③支援メニュー（プログラム）の整理・可視化

#### 3) 就労準備支援事業のプラン作成のための情報収集

- ・就労支援は出口が多様であり、支援対象者によって目指す支援の出口は異なる。支援者は、手持ちの支援メニューを相談者の状態像に合わせてプランを作成していくが、材料としての支援メニューがあらかじめある程度揃っていないければ、プランの作成は難しい。
- ・先進的に就労準備支援事業に取り組んでいる自治体と情報交換し、支援メニューづくりの手順や支援メニュー活用の仕組み等を学び、プログラムを充実させるための機会や場を自らつくる工夫が必要。

#### 4) 「就労準備」の支援メニューを幅広く捉える

- ・「就労準備」のハードルを下げ、それらを整理・可視化することで、多様な支援が可能となり、支援者も取り組みやすくなり、利用者も広がっていくことが期待できる。

### ＜家計改善支援事業＞

#### 視点①家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」

##### 1) 支援の入り口で家計面の支援が必要な人を幅広く受け止める

- ・できるかぎり早い段階で相談者を受け止め、家計面の支援を効果的に実施することが求められる。
- ・住民への家計面の支援ができるとの周知、さらには就労準備支援事業を行っている支援対象者への予防的な金融教育などが挙げられる。

##### 2) 家計改善支援事業として担う取組の明確化

- ・家計改善支援事業として何を行うかを明確化した上で、自立相談支援事業と家計改善支援事業との役割を整理していく必要がある。

#### 視点②将来的な生活の見通しを立てる

##### 3) 早期に将来的な生活の見通しを立てる

- ・経済的に困っているという相談に対して、できるだけ初回相談時に家計改善支援員も同席し、家計の状況の「見える化」に取り組むことが有効
- ・自立相談支援事業の相談支援員等と、家計改善支援事業の家計改善支援員とで、それぞれの立場から説明を行うなど、相談者への接点を増やすことで理解を促すことも有効。

#### 視点③寄り添いながら継続的に支援する

##### 4) 相談者の状況に応じた継続的な支援

- ・相談者の状況に応じて、ツールをカスタマイズすることも有効
- ・相談支援員等と家計改善支援員とそれぞれの立場でモニタリングしながら、密接な連携をとった支援を行うことが重要である。

(出典) 厚生労働省社会福祉推進事業『就労準備支援事業及び家計改善支援事業にかかる支援実績の促進を図るための調査研究事業』((一社)北海道総合研究調査会、令和2(2020)年3月) P120~125より作成

## ②本調査から得られた参考となる主な取組み

次に、任意事業の利用促進に向けての取組例として、本調査のヒアリングや研究会から得られたポイントについて下記に整理する。

### 1) 就労準備支援事業

#### ■就労準備支援員がフットワーク軽く活動を展開する

初期相談の段階から自立相談支援機関の相談支援員と就労準備支援員が一緒に話を聞き本人と関わるようにすることや、就労準備支援員がアウトリーチとして自宅に訪問して話をすることで事業の利用につながっているとの事例がみられた。就労準備支援事業の担当者が、自立相談支援機関の相談支援員とチームとして取り組んでいる点が、利用促進につながる糸口といえる。

#### ■市が就労体験先等の協力事業所とのネットワーク構築に向けてイニシアティブを取る

就労準備支援事業の展開にあたって、事業実施後、あるいは実施する前から、出口となる就労体験先等の協力事業所が不可欠との認識を持ち、事業所開拓や地域の商工会等の関係づくりに力を入れる自治体が多くみられた。市が自ら事業の必要性を説明して回り、就労体験先として協力を得られる体制をつくった事例もあるように、就労準備支援事業を委託により行う場合にも、ネットワーク構築に向けて行政がイニシアティブを取ることは重要である。

#### ■支援対象者像の整理

就労準備支援事業実施にあたって、生活保護担当部局とも連携を重視した自治体も存在した。具体的には、生活保護担当課のケース検討会（ケースワーカー全員出席）の際にワーカー、就労支援員等にどのような対象者を事業につなげるべきかを説明、呼びかけることが効果的な事例もあり、被保護者就労準備支援事業、就労準備支援事業ともに利用増加が見込まれるという。

なお、改正法において対象者として社会的孤立が取り上げられたことにより、就労準備支援事業で引きこもり等に対するアウトリーチを積極的に取り組もうとする機運が庁舎内で生まれたとする声も聞かれた。長期的な支援が必要で見過ごしがちであった対象者については、もう一度、就労準備支援事業においてアプローチをかける機運が高まっていることは、他の自治体においても重視すべき視点であろう。

なお、就労準備支援事業の参加者及び候補者の一覧表を、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（※）に提示されている多軸評価、社会参加活動への参加実績等を用いて各クライエントのステータスを整理している自治体もあった。

(※) 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」平成22（2010）年5月公表）のP13に多軸評価が示されている。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12000000-Shakaiengokkyoku-Shakai/0000147789.pdf>

（最終閲覧日：令和3（2021）年3月18日）

## 2) 家計改善支援事業

### ■家計改善支援員の早期介入

生活困窮の相談者は、家計に関する課題を抱えている場合が多いことから、自立相談支援員による初回相談時やその後できるだけ早い段階において、家計改善支援員も一緒に本人と関わる体制をつくっていることが、多くのヒアリング先の自治体から把握することができた。

なるべく早い段階から両事業の相談支援員が関わることで、物理的に事業所が離れている場合でも、本人に対して同じ質問を繰り返さなくてすむことや、家計に関する情報を把握した上で自立相談支援事業のプランを作成することができるといった点などで効果的である。

### ■支援状況の可視化

家計改善支援事業に関しては、税・保険等の公共料金の滞納額の解消や納税額等から財政効果の試算が示されているが、支援のゴールの設定がしづらいとの意見もあった。こうした課題に対し、支援に関する進行管理シートを作成し、家計改善支援事業の利用者のステータス及び支援の方向性を整理して支援状況をひと目で確認できるように整理している自治体もあり、参考となる。併せて、公租公課の支払い状況についても一覧表を作成し、分納及び後納状況の推移を把握している事例もみられた。

支援状況を可視化し、その効果を税担当部局等の庁内関係者と共有することにより、事業の必要性の認識につながり、利用勧奨が進むといった好循環が生まれていた。

### ■新型コロナウイルスによる影響の考慮

新型コロナウイルスの流行を契機とした住居確保給付金の要件緩和により、多くの相談者を自立相談支援機関で受け止め、必然的に家計改善支援事業の重要性が高まっている。緊急小口支援資金、総合支援資金といった社会福祉協議会が展開する貸付事業にも多くの相談者がコンタクトしており、その大半が家計に課題を抱えている。実際に貸付を受けた人は今後償還について検討していく必要があり、家計改善支援事業がより積極的に活用されていくことが期待される。

## (4) 任意事業の実施促進に向けての都道府県の取組

任意事業の実施促進に向けて、都道府県が果たす役割も重要であると思われる。

ここでは、ヒアリングや研究会から得られた都道府県の取組について整理する。

### ①管内の状況に関するデータの提供・見える化

いくつかの都道府県の取組として、都道府県下の自治体の任意事業実施状況について地図化を行い、視覚的にわかりやすい資料を作成していた。管内自治体側からすると、自らの市及び近接する自治体の傾向を把握することができるほか、庁内協議の際にも活用している。

また、管内自治体ごとの実績データの作成・周知は、自治体がデータの検証を行う際、他自治体との比較検討によって自らの支援実績の状況がどのような位置にあるのかを客観的に確認することができ、ヒアリング先の基礎自治体から有益であるとの意見を多く得られた。

### ②研修的な要素を盛り込んだ管内担当者への「検討会」(広域実施の推進)

茨城県においては、任意事業の実施促進に向けた自治体職員向けの検討会を開催している。会議の名称としては「検討会」であるが、制度の理念や背景、具体的な任意事業の実施に向けてのレクチャーなど、内容としては自治体職員向けの「研修」といっても差し支えない内容となっている。それにより事業趣旨の理解が深まり、各自治体の認識も浸透することが期待できる。

また、都道府県から管内自治体の先進事例について情報提供することも有効であるとの意見があった。

### ③委託先や就労支援の協力事業所等の広域的な開拓・調整

未実施自治体の事業を実施していない理由として、「委託先がない・少ない」等の事情も多く、都道府県による広域的な調整が期待される。

また、就労準備支援事業の展開にあたっては、就労訓練・就労体験等の受入れ協力事業所が重要と認識している自治体もある。マンパワーの問題から、自治体ごとに就労訓練・就労体験等の受入先の開拓に十分に取り組むことができていない可能性もあることから、今後さらに都道府県による支援が推進されることで任意事業の促進につながるものと考えられる。

### 3. 今後に向けて（提案）～次期法改正も見据えて～

#### （1）理念・利用勧奨等法改正事項の着実な遂行

本調査を通じて改正事項の理解・認識が支援実績にも影響を与える可能性が示されたところである。法改正では、対象者として「社会的孤立」が新たに明記されたところであり、これを契機に就労準備支援事業を含む就労支援の対象者が広がった。対象者の理解、そして、制度がめざす所の認識を深めていくことが、生活困窮者の自立や尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくりにつながっていくと期待される。今後においても、こうした改正事項について鋭意取組を広めていくことが重要であるといえる。そのためには、引き続き研修事業を実施していくことが求められるが、特に制度施行から5年以上が経過していることもあり、改めて制度の理念については、認識を深めていく必要がある。

#### （2）テーマ別の取組み

##### ①就労支援に関するこ

生活困窮者自立支援制度の特徴の1つは、自立相談支援機関への就労支援員の配置のほか、新たな機能として就労準備支援事業や就労訓練事業（中間的就労）が制度化され、また、無料職業紹介事業の活用や定着支援、企業等との関係づくりが推奨されるなど、改めて地域や自治体における就労支援の機能強化を図る契機ともなったといえる。特に、同制度の趣旨が「断らない相談支援」と言われるように包括的な相談支援が目指され、既存の相談支援を「つなぐ」こと、不足する支援は「つくる」ことが重視されている。

就労支援においても、改めて地域や自治体の就労支援を取り巻く環境を把握する（具体的には、P153の地域分析参照）。本制度が既往の就労支援の活動や事業と連携・協力しながら、地域や自治体における就労支援の機能強化に貢献することが期待されている。

就労支援の仕組みづくりを官民一体となって作ることができれば、自治体・地域における就労支援のインフラを見直すことにつながる。これらの営みは、人口減少対策、農業や介護福祉等の人材に絡む振興策、産業・企業の経済活動にも貢献できるものと期待でき、加えて、就職氷河期世代支援や令和3（2021）年度以降に開始される重層的支援体制整備事業で目指すとされている「参加支援」にも通じるといえる。

なお、これらの取組は当該制度の一担当部局だけで推進していくことは困難が予想されるため、「自治体・支援員向けコンサルティング事業」等第三者の視点を交えて活用しながら、個別自治体に応じて検討が進められることが現実的と思われる。

##### ②家計面での支援に関するこ

新型コロウイルスの流行に伴い、社会福祉協議会で取り組まれている緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付において、貸付金額の増加や非課税世帯の償還免除もあり、非常に多くの貸付が行われている現状にある。現在この特例貸付の償還の据置期間が令和4（2022）年3月末までとなっているが、それ以降償還の期間になった際、どのように家計面の支援をしていくかということが重要になる。今の規模と状況を踏まえると、自立相談支援事業だけで家計面の支援を実現し

ていくことは困難が予想される。

そのため、償還のフェーズに入ったときに、自立相談支援機関として、どのような体制でどのような支援をしていくのかということを早急に検討していくべきである。コロナ禍で出てきた貸付の償還の課題と相談者の家計改善とをどのようにつなげていくか、各自治体においての取組が問われている。

一方、既に家計改善支援事業を実施している自治体においては、専門的な人材確保が難しい、人材養成が課題といった特徴がみられる。こうした課題は、予算をつけて人を採用すれば解決するものでもない。家計改善とは何か、何ができるのか、どのような効果があるのかということを、さらに共有できるような形にして広げていく必要がある。国・都道府県による研修の実施、また、共同実施も視野に入れた取組において留意していくべきであろう。

### ③居住支援に関するこ

コロナ禍において急に寮や家を追い出されるケースがあり、居所がない人の相談が全国的に増えてきている。住居確保給付金支給件数は省令改正により対象者が拡大されたこともあり、令和元（2019）年度約4千件から令和2（2020）年4月から11月で約11万件と急増した（参考：全国厚生労働関係部局長会議資料等）。「住居確保給付金」の受給期間が漸次的に延長となっているものの、期限までに就労収入が従前まで戻らなかった場合、現住居に住み続けられるかどうか、住宅弱者層の顕在化が予測されるところである。

そのような中、ホームレスのみならず、いわゆるネットカフェに寝泊まりしている方、家賃滞納等により退去せざるをない方、家庭の事情により自宅にいられなくなった方など、都市部に限らず対象となる方が地方部においても存在することから、居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）として、事業の目的・必要性について周知するとともに、事業の広域実施等も推進しながら実施していくことが重要である。なお、令和3（2021）年4月1日からは公営住宅の目的外使用に関する省令改正が予定されており、一時生活支援事業を実施する際に事後承認により公営住宅の目的外使用が可能となっているといったことの活用も期待される。

アンケート調査からは、「地域居住支援事業」の実施率は低く、その理由として、「居住支援関係機関との連携が取れていない」が上位となったことにも注目すべきである。居住支援に行くではない民間賃貸住宅の業界には、当然ながら、大家、民間である不動産事業者など福祉以外のステークホルダーがあり、自立相談支援機関としては、居住支援を取り組むにあたっては、地域のステークホルダーにただお願いするだけでは進まない。民間事業者が抱えている事情としてどういう状況に置かれているのかを理解する必要がある。しかし、行政には公営住宅の担当部局はあるが、民間賃貸住宅を所管する部署自体が無いことも多いため、地域のステークホルダーとの連携が課題となる。そこで、「居住支援協議会」を活用し、地域のステークホルダーと対話をし、連携していくことも地域で居住支援を展開していく選択肢の1つであるといえる。なお、令和3（2021）年3月19日に住生活基本計画（全国計画）の変更が閣議決定され、当該計画の中で、成果指標として「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率」を設定されたことを踏まえ、国土交通省では、「居住支援協議会 設立・運営の手引き」を作成したところである。

社会的孤立の増加等の社会情勢を踏まえても、地域の中で居住支援の仕組みを作つておくことは住みやすいまちづくりにもつながる可能性がある。行政として、居住支援をどのように展開

していくかという視座を持ちつつ、地域における居住支援環境を踏まえた取組が求められる。

### (3) 地域分析（可視化）の取組

本制度推進にあたっては、地域や対象者像の分析、可視化を行うことが効果的であることが示されたところであることから、以下具体的な地域分析の取組について整理する。こうした取組を福祉事務所設置自治体が取り組むこと、それに対し国や都道府県が「自治体・支援員向けコンサルティング事業」等を活用しながら支援していくことが期待される。

#### ①対象者像の分析

管内において、稼働年齢層や高齢者がどの程度存在し、その割合は近隣市町村と比べてどうか、加えて、管内の失業者や無業者がどの程度存在しているか等のデータは、本制度を展開していく上で極めて重要となる。例えば、失業率はどの年代層で高いか、女性の就業率はどうか等を分析することで、地域の潜在的な労働力を把握することができ、その数値データが管内の企業・事業所に役立つ可能性もある。以下、参考となる主なデータについて整理する。

図表VII-3-1 自治体における地域分析の際の主な指標例と出典データ

指標・視点	出典データ
屋外を起居の場所として日常生活を営んでいる者	ホームレスの実態に関する全国調査
住居確保給付金の受給者数	自治体保有データ
児童扶養手当の受給者数	都道府県データ（※1）
臨時福祉給付金（H26（2014）年度支給） （※住民税非課税世帯の世帯数の推計等に活用）	自治体保有データ（※2）
生活保護利用者の状況・割合	自治体保有データ
労働力人口（非正規雇用）	国勢調査
労働力人口（正規・非正規雇用、失業の有無）	国勢調査
労働力人口（有業・無業）	就業構造基本調査
非労働力人口（通学、家事、その他）	国勢調査

（※1）令和元（2019）年度社会福祉推進事業『居住支援の在り方に関する調査研究事業』（NPO 法人抱樸 P22 に、自治体の潜在的なニーズの算出方法が掲載されている。

（※2）例えば、予算・決算データから事務費等を除き、個別給付額で割り戻して非課税者（課税ベース）を推計することは可能。

#### ②地域特性・社会資源の分析

任意事業の実施有無、支援実績状況、地域の社会資源の位置などについては、地図上で示し、視覚的な理解をすすめるとともに、効果的な支援体制構築につなげていくことが期待される。なお、近年は無料で比較的簡便に地図を作成するツールもある。（例：Q-GIS、MANDARA、Google Maps 等）

なお、地域資源の洗い出しを行うことは一朝一夕には容易ではないが、行政が中心として生活困窮者自立支援制度のネットワークを巡らすことが重要である。管内の各種制度の相談窓口や事業所、就労体験を受け入れる事業者等を取りまとめておく必要がある。以下、就労支援をとりまく環境の地域分析の取組例とし、その分析の手法、支援について提案を行う。

## ■地域の就労支援のインフラ評価について

まず、地域や自治体でさまざまに展開される就労支援の活動や事業を見直してみると、以下の5つに分類することができる。

- A：生活保護や住居確保給付金などの所得保障給付に付随した就労支援
- B：障害者福祉や教育などのさまざまな社会サービスの利用に付随した就労支援
- C：雇用保険制度をベースとした就労支援
- D：特定求職者支援制度による就労支援
- E：生活困窮者自立支援制度による就労支援

上記5つの類型をベースにし、就労支援の現状と課題を次の3つのレベルで整理・評価していくことが有効と考えられる。

### 就労支援の現状分析①就労支援のインフラ評価

地域におけるA～Eに関する支援の活動・事業とその利用の現状を把握する。

- ・地域データ＝人的資源や雇用・労働等に関する現状（前ページ参照）
- ・地域内におけるA～Eの就労支援の活動・事業の現状（対象、内容、制度・施策等）
- ・個別支援にかかる現状と課題（手法・技術、制度等）
- ・上記に関する現状評価と今後の方針や施策 等

### 就労支援の現状分析②就労支援の活動・事業に関する評価（実施団体評価）

A～Eの5類型の就労支援の活動・事業を担う団体の資源、技術、役割、プログラムの整備状況等について把握する。

- ・実施する活動・事業の支援対象
- ・支援対象重点化する対象、傾向として認められる対象
- ・支援の目標・内容（利用可能な支援メニュー・プログラム等）
- ・支援の実績
- ・活動・事業を運営するための資源調達（制度利用その他）
- ・上記に関する方針
- ・その実績や課題などの評価・公表
- ・活動・事業等運営のための資源調達（活動・事業の持続性等）
- ・就労支援のプロセスにおいて分担する内容（支援メニュー・プログラム等）

### 就労支援の現状分析③個別支援の効果評価

A～Eの5類型の個々の支援メニューの効果の評価

なお、上記のような整理・評価を行うにあたっては、次のような視点を前提として押さえておく必要がある。

#### 視点1：就労支援の対象が拡大している

所得保障給付ニーズが増大（高止まり）しており、また、保健医療等の社会サービスニーズの

拡大に伴い、就労支援も増大してきており、潜在的なニーズも含め支援対象が増加している。

#### **視点2：雇用の仕組み・慣行の変化による不安定雇用層あるいは無業層が拡大**

雇用の仕組みや慣行が変化し、非正規雇用をはじめ、就業の中止が直ちに生活困窮につながるリスクをもつ不安定な雇用層の増加、所得保障給付や福祉等の社会サービス利用に伴う就労支援ニーズの拡大、これら社会サービス等につながっていない無業層の拡大がみられている。

#### **視点3：就労支援の役割の変化／期待される就労支援機能の変化**

従来の就労支援の役割は、従来「求職活動ができる状態」を目標にした支援であった。ただしそれは、前提として雇用の仕組みや慣行が「安定」していたことと、それを踏まえた上で支援メニューが整備・機能していたためといえる。しかし、前述のように雇用の仕組みや慣行が変化し従来の就労支援が機能しなくなり、地域の就労支援の活動や事業は、「求職活動ができる状態」を目標とする支援から「それぞれがめざす『職業生活（キャリア）』の模索・形成のプロセスに寄り添う」役割に支援機能が変化してきている現状がある

#### **視点4：「貧困層に属する就業者が多い」という実態**

平成28（2008）年に発表された経済協力開発機構（OECD）のレポート（Growing Unequal?）によると、日本の貧困の特徴として、「貧困層に属する就業者が多い」ということが指摘されている。この事情に、所得保障給付が限定的であるという事情が加わると、「不安定就業層」については以下の層を増大させていることが推察できることを念頭に置く必要がある。

「不安定就業層」＝「働き（稼ぎ）ながら、職業生活（キャリア）の次を準備する・学ぶ」支援を必要とする層

あるいは、

「不安定就業層」＝「社会サービス等を利用し・働き（稼ぎ）ながら、職業生活を準備する・学ぶ」層

#### **視点5：専門的な相談支援を包括的に展開することが必要**

本人の『職業生活（キャリア）』の模索・形成に寄り添う支援には、健康や生活、居住、孤独といった課題に関する専門的な相談支援を包括化することが問われる。特に、就労支援の活動や事業では、雇用の仕組みや慣行の変化の渦中にある企業・事業者との連携、特に、就労の環境整備（①就労（準備）機会の整備、②職場環境整備、③職業生活を取り巻く環境整備）をめぐる企業との連携と、環境整備にかかる支援が重要になる。

#### **③支援会議等の活用の可能性（支援会議等の機能化）**

地域分析についても、帆事業の担当一部署のみで取り組んでいくことには限界がある。支援会議等連携組織を通じた方が議論は進めやすいものと思われる。実際に、これから支援会議を通じ

て労働部局との連携を図ろうとする自治体や、自治体コンサルティング事業を通じて支援会議を機能化させて府内の関係部課（福祉の各部署、教育、労働、農政、地方創生等）の交流・議論を試みている事例も出始めている。

## （4）行政に期待される姿勢

### ①国・自治体共通

#### ■理念・定義や横のつながりを重視した研修の実施

これまで国によって行われてきた人材養成研修が、都道府県においても実施されることになったことから、研修事業が現場支援者の身近になる一方、都道府県によって研修の内容に差が生じることが懸念される。本調査結果からも明らかなように、特に制度の基本理念・対象者の定義の理解が本制度を推進していく上で極めて重要な部分となっていることから、人材養成研修にあたっては理念・対象者の定義を粘り強く伝達していくことが求められる。

また、各種ヒアリング結果からは、支援者同士だけではなく、自治体職員、都道府県職員の「横のつながり」の重要性を指摘する意見もあった。相談員研修と同様、自治体職員に対しても、制度の理念や制度を推進していくにあたっての課題や最新情報を共有することで、自らの取組に活かしていくことが求められる。

#### ■「自治体・支援員向けコンサルティング事業」の活用

本報告書においては、任意事業の実施促進、就労支援の展開の仕組みづくりなど、随所において「自治体・支援員向けコンサルティング事業」が有効性や期待を示してきたところである。当該事業はこれまで、相談支援の質を高めるところに注力されてきたが、制度施行から5年が経過し、相談支援のサポートから、府内連携や合意形成、地域づくりや産業振興といった他分野・制度との連携を重視した取組が必要であると思われる（※）。自治体の個別事情に応じて、制度の中だけにとどまるのではなく、地域づくりの接着剤として本制度が活用されるよう当該事業が展開されていくことが期待される。

（※）本調査からは、就労支援に係るHW以外の企業セクターや雇用・産業部門、介護保険事業にかかる生活支援コーディネーター等高齢者支援との関わり、居住支援法人協議会・法人との関わり等が脆弱であることが明らかになったところである。

### ②基礎自治体

#### ■委託任せにせずに最後の砦としての行政の責務を果たす

生活困窮者自立支援制度は、福祉事務所設置自治体が実施主体となることになっているが、委託も可能とされているためいわゆる「委託任せ」になる可能性も否定できない。しかし、最終的に生活困窮者にとって必要な情報や、生活困窮者へのアウトリーチに資する情報は行政に集まる。「最後の砦」が行政であることを踏まえ、個別支援の充実化を図るとともに、支援ネットワークの構築等を積極的に取り組むことが期待される。例えば、体験先の事業所の開拓にあたっては、自治体が全面に出ることで地域の企業・団体の受け止め方も変わる可能性が期待される。行政が持ち得る信頼性を活かした展開が期待される。

## ■本制度を活用して政策実現を目指す（本制度を「接着剤」に）

本制度が掲げている理念の一つに「地域づくり」がある。この地域づくりの概念は、制度当初は、包括的な支援策を用意することや、働く場や参加する場を広げていくといった既存の社会資源を活用・開発、新たな資源の創造が強調されていたが、制度開始から5年が経過し、本制度を福祉の枠にとどめるのではなく、地域づくりや自治体の政策を実現していくための「接着剤」として捉えていくことが求められている。自治体の政策を展開していく上で、本制度を活用して、政策目標を実現していくという視点も必要な時期にきている。

### ③都道府県

#### ■スーパーバイズなどのバックアップの有効性

広域行政体の都道府県の役割として、管内自治体へのバックアップが重要であることが示された。具体的には、上記①で掲げた研修の積極的な展開のほか、相談支援員を支えるスーパーバイズの仕組みを構築することの有効性が指摘された。また、任意事業の展開については、広域連携を提案していく等、基礎自治体にとって推進しやすい環境を検討していくことも重要である。県と基礎自治体の距離を縮めていくような取組が期待される。

#### ■データの提供

基礎自治体からの意見として、県から提供されるデータにより自らの置かれている状況を客観的に見ることができ大変有益であるという意見があった。これまで取り組んできた自立相談支援事業を分析する際や任意事業を事業化する際などデータや数字等の根拠が必要であり、そうした情報を、都道府県が積極的にキャッチし、速やかに基礎自治体と共有できる関係が望まれる。

#### ■町村部における幅広い相談の受付と、支援のつなぎ

福祉事務所未設置町村については、相談受付の充実が必要であると考える町村も約半数にのぼる。しかし、相談受付を充実させたとしても、社会資源が少ない傾向の町村においては、支援のつなぎ先・選択肢が限定的にならざるを得ない面もある。そのため、相談の受け止めからアセスメント、相談支援、自立支援の一連の流れを福祉事務所未設置町村においても実施できる環境を整備していく必要があり、都道府県としても、自立相談支援機関として引き続き取り組むとともに、町村部での支援体制の充実についても配慮していく必要がある。なお、令和3（2021）年度から開始される重層的支援体制整備事業も視野に入れ、町村部と協議していくことも選択肢の一つであると言える。

#### ④国

国においては、上記①～③といった動きをサポートしていく必要があるとともに、本調査を踏まえると、以下のような取組が期待される。

##### ■「出口」づくりの支援

法改正事項の中でも、社会的孤立などの定義も拡大が位置付けられたこともあり、「入口」部分での取組に一定の成果が見られたことがアンケートやヒアリング結果から明らかになった。しかしその一方、就労支援がハローワークに偏っていること、高齢者の居住支援や他制度との連携が未成熟であること、地域居住支援事業の取組などが少ないことが明らかになった。「出口」とは就労に限らないことは当然としつつも、地域内の企業・事業所との連携を深めることや、居場所づくり（参加支援）、生活支援も視野に入れた孤立を生まない居住支援などを進めていくことは、新型コロナウイルスの収束が見えない昨今の状況においても重要であり、各種「出口」づくりに向けた支援を行っていくことが求められる。

##### ■基礎数値の情報提供

基礎自治体、都道府県のヒアリングからも、国からの基礎的な統計データの情報が役立ったと評価する声が複数あがっていた。本報告書でも随所で触れているとおり、改正法により対象者の定義に社会的孤立が明確化されたように、対象者像に関わるデータがあると自治体としてもイメージがしやすく、府内連携が進みやすいことが予想される。情報提供のなかでも、特にこうした基礎数値の情報が求められている。

##### ■個別の対応（自治体の状況に応じた支援）

制度施行から5年が経過し、当該制度を全国一律に普及啓発していくステージは過ぎたといえる。アンケート結果から、法改正の取組状況は自治体ごとに差があることがわかったように、各自治体による支援実績や取組の差も見え始めているのが実情である。こうした差は、地域特性やその地域固有の事情もあり、個別性が高い。こうした中で、国の職員が訪問し、自治体職員と意見交換がきっかけで任意事業の必要性の認識が高まったといった声や、「自治体・支援員向けコンサルティング事業」によって専門家が地域に入ることにより、府内連携が進んだ事例もみられた。全国の有識者・実践者等とも連携しつつ、自治体を支援する仕組みづくりを推進していくことが望まれる。

## (5) 新型コロナウイルスの流行により新たに表出した課題等への対応

令和元（2019）年度終盤から本年度にかけて全国を席巻した新型コロナウイルスの流行は、新規相談者数や住居確保給付金の申請の激増をはじめ、本制度に対しての大きな影響を与えていく。生活困窮者自立支援制度の今後の展開を見据えていく上で、新型コロナウイルスにより表出した課題、支援ニーズ、支援成果などについては早急に取りまとめていくべきと思われる。以下、今後当該制度を運用していく上で整理する必要があると思われる事項について取りまとめる。

### ①新たに表出した支援対象者層の分析

本調査アンケートから、コロナ禍により顕在化した相談者像として、個人事業主、就労支援が必要な人、住まいに課題がある人、非正規労働者の相談者が増えたという回答が目立った。ただしこうした傾向は、例えば、地域の人口規模や産業動向によって違いがあると予想される。どのような地域に、どのような支援対象者層の変化がみられたのかを整理・分析することは、今後の対応を考えていく上でも有効と思われる。

### ②相談支援手法・プロセスの課題分析

いわゆる「三密状態」を避けることが要請されている中で、相談支援の現場としても、これまでの支援手法を大きく変更せざるを得ない状況に陥った。こうした取組みがどのようなものであり、どのような課題があったか、また、現状の手続きの中で何が障害となっているか等を把握していくことは、今後の当該制度の相談支援のあり方を考えていく上でも必要であると思われる。

### ③相談支援体制の課題分析

今回のアンケートでは、コロナ禍により人員を増員したいと考えていた自治体の中で、実際に増員できたのは3割であり、増員できなかった自治体は3割であった。増員できなかったところは何が要因だったのか、あるいは、増員できたところでの取組の工夫や課題について分析することで、今後もコロナ対応が求められる相談支援の現場に対して有益な情報を提供できるとともに、今後の政策立案（予算化等）に活かすことができると思われる。

### ④償還時の家計面の支援のあり方の検討

社会福祉協議会が実施している特例貸付の償還時の支援と、本制度における家計改善支援事業との連携は極めて重要であると本報告書においても指摘しているところである。具体的にどのような体制で、どのように連携していくかは、自治体ごとの事情によって大きく異なると思われる。特に、家計改善支援事業未実施自治体や、社会福祉協議会が自立相談支援事業や家計改善支援事業を実施していない場合等は支援の難しさが伴うことが予想される。特例貸付の件数が激増している中で、家計面の支援をどのように取り組んでいくかを検討していくことは重要なテーマだと思われる。

## ⑤生活保護制度との連携のあり方の検討

生活困窮者支援を行っていく上で、生活保護制度との連携は不可欠であり、コロナ禍においても、より一層その関係は強まると予想される。一方、両制度は別の法律・施行令により運用されており、生活困窮者自立支援制度は自立相談支援事業委託が多くの割合を占めるなど運用方法も大きく異なる。コロナ禍において、生活保護制度と、生活困窮者自立支援制度が如何に連携しているのか、その連携にはどのような課題があるのか等を整理していくことは次期改正について有益な情報となり得ると思われる。